

令和2年2月定例会

農 水 経 済 委 員 会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月25日)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
《委員会》	
《関係部局所管事項説明》	

(2月26日(経済対策補正審査))

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、経過	
《分科会》	
水産部長予算議案説明	4
水産加工流通課長補足説明	5
水産部参事監補足説明	6
農林部長予算議案説明	8
農政課長補足説明	9
農産加工流通課長補足説明	9
農村整備課長補足説明	9
林政課長補足説明	10
森林整備室長補足説明	11
予算議案に対する質疑	12
予算議案に対する討論	25

(第1日目)

1、開催日時・場所	26
2、出席者	26
3、審査事件	26
4、付託事件	27
5、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	27
(産業労働部)	
《分科会》	
産業労働部長予算議案説明	28
雇用労働政策課長補足説明	31
決議に基づく提出資料の説明	33
予算議案に対する質疑	33
予算議案に対する討論	68
《委員会》	
産業労働部長総括説明	69
雇用労働政策課長補足説明	71
議案に対する質疑	72
議案に対する討論	75

決議に基づく提出資料の説明	7 5
議案外所管事項に対する質問	7 5

(第2日目)

1、開催日時・場所	9 2
2、出席者	9 2
3、経過	

(水産部)

《分科会》

水産部長予算議案説明	9 2
漁港漁場課長補足説明	9 5
決議に基づく提出資料の説明	9 6
予算議案に対する質疑	9 7
予算議案に対する討論	1 2 3

《委員会》

水産部長総括事項説明	1 2 4
水産経営課長補足説明	1 2 5
水産加工流通課長補足説明	1 2 6
漁港漁場課長補足説明	1 2 7
水産部参事監補足説明	1 2 8
議案に対する質疑	1 2 8
議案に対する討論	1 3 4
決議に基づく提出資料の説明	1 3 5
陳情審査	1 3 5
議案外所管事項に対する質問	1 3 9

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 5 4
2、出席者	1 5 4
3、経過	

(農林部)

《分科会》

農林部長予算議案説明	1 5 4
農政課長補足説明	1 5 7
決議に基づく提出資料の説明	1 5 8
予算議案に対する質疑	1 5 8
予算議案に対する討論	1 9 0

《委員会》

農林部長総括事項説明	1 9 1
農業経営課長補足説明	1 9 3
農産加工流通課長補足説明	1 9 3
諫早湾干拓課長補足説明	1 9 4
議案に対する質疑	1 9 5
議案に対する討論	1 9 7
決議に基づく提出資料の説明	1 9 8

陳 情 審 査	1 9 8
議案外所管事項に対する質問	2 0 7
4、審査結果報告書	2 2 1

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正・農林部）
- ・分科会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：産業労働部）
- ・分科会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：農林部）

2 月 25 日

(関係部局所管事項説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月25日

自 午後 2時02分
至 午後 4時00分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委 員 長	近藤 智昭 君
副 委 員 長	中村 一三 君
委 員	八江 利春 君
〃	坂本 智徳 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	浅田ますみ 君
〃	西川 克己 君
〃	坂本 浩 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	山下 博史 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産 業 労 働 部 長	廣田 義美 君
水 産 部 長	坂本 清一 君
農 林 部 長	中村 功 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第91号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）

（関係分）

第92号議案

令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算
（第2号）

第72号議案

直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担
についての一部変更について

7、審査の経過次のとおり

— 午後 2時00分 開会 —

【近藤委員長】 ただいまから、農水経済委員会
を開会いたします。

まず、委員席でございますが、今、お座りい
ただいている席で決定したいと存じますので、
ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会
になりますので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、農水経済委員会の委員長を仰せつ
かりました近藤智昭でございます。中村副委員
長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導
とご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会
運営に努めてまいりたいと思いますので、よろ
しくお願いいたします。

本委員会は、本県の主要産業である農林水産
業及び産業振興の分野を所管しておりますが、
本県の厳しい財政状況の中、より効率的かつ効
果的な事業執行の検証が求められているところ
でございます。

中村副委員長をはじめ、委員の皆様方におか
れましては、積極的に論議を深めていただきま
すとともに、円滑な委員会の運営にご協力賜り
ますよう重ねてお願い申し上げる次第ござい
ます。微力ながら本県の農水経済委員会所管行
政の進展に取り組んでまいりますので、委員及

び理事者の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが、私のご挨拶といたします。

それでは私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【坂本水産部長】水産部長の坂本清一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

農水経済委員会の開会にあたり、関係部局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私ども、本委員会所管の各部におきましては、商工業・農林水産業の振興、雇用の促進など、本県の経済活性化にかかる各種施策を展開しております。本県の景気は、緩やかな回復傾向を続けておりますが、中小企業の景況感は弱い動きとなっております。

農林水産業におきましても、就業者の高齢化や後継者不足、環境変化や資源の変動による生産量、水揚げの伸び悩みのほか、国内消費の低迷、生産コストの高止まりなど、多くの課題を抱えております。

このような状況の中、令和2年度は「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく新たな戦略の実現に向けた取組をスタートさせるとともに、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の最終年となります。

これから総合計画とその個別計画である「ながさき産業振興プラン」、「長崎県水産業振興基本計画」及び「新ながさき農林業・農山村活性化計画」も、次期計画の策定を進めていくこととしております。

本委員会におかれましても、計画策定に向けて議論を深めていただき、ご助言、ご指導を賜りたいと存じます。委員会におけるご議論を踏まえながら、実効性のある計画を策定する所存でございます。また、地方創生におきまして、国は引き続き様々な支援に取り組むこととしており、こうした国の施策を積極的に活用し、県内の産業、経済の活性化に全力を注いでまいります。

近藤委員長、中村副委員長をはじめ、各委員の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、県政推進に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、重ねて温かいご指導をお願いいたしまして、ご挨拶といたします。

それでは、本日出席しております幹部職員を紹介させていただきます。産業労働部長 廣田義美君です。農林部長 中村功君です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、饗庭委員、山下委員の両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

今回の議題は、農水行政所管事務について、第91号議案令和元年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち関係部分ほか2件、令和2年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

お手元に配付しております審査順序のとおり、
本日は委員会を協議会に切り替えて、産業労働部、水産部の所管事務の概要について説明を受け、明日は午前中に農林部の概要説明を受けた後、午後から国の経済対策に関する議案について、一括して分科会審査を行いと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお、所管事務の概要説明についてのご質問等につきましては、今回は特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、2月定例会の委員会の中で行うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 2時12分 休憩 —

— 午後 3時59分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

本日の会議はこれにてとどめ、明日は午前10時から再開いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 4時 0分 散会 —

2 月 26 日

(経済対策補正予算審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月26日

自 午前 10時 0分
至 午後 3時 3分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	近藤 智昭 君
副会長（副会長）	中村 一三 君
委 員	八江 利春 君
〃	坂本 智徳 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	浅田ますみ 君
〃	西川 克己 君
〃	坂本 浩 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	山下 博史 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水 産 部 長	廣田 義美 君
水 産 部 政 策 監	高屋 雅生 君
水 産 部 次 長	西 貴史 君
水 産 部 参 事 監	内田 智 君
漁 政 課 長	松尾 信哉 君
水産加工流通課長	岩田 敏彦 君
漁 港 漁 場 課 長	橋本 康史 君

農 林 部 長	中村 功 君
農 林 技 術 開 発 セ ン タ ー 所 長	荒木 誠 君
農 林 部 次 長	岡本 均 君
農 林 部 次 長	綾香 直芳 君
農 林 部 参 事 監 （農村整備事業・ 諫早湾干拓担当）	山根 伸司 君
林 政 課 長 （ 参 事 監 ）	内田 陽二 君
農 政 課 長	吉田 弘毅 君
農産加工流通課長	長門 潤 君
農 村 整 備 課 長	土井 幸寿 君
森 林 整 備 室 長	永田 明広 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 10時 0分 開会 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

農林部の所管事務の説明を受けるため、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩します。

— 午後 10時 1分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【近藤分科会長】 これより、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分外2件について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関連する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じます。ご了承をお願いします。

議案を議題といたします。

水産部長より議案の説明をお願いします。

【坂本水産部長】 水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、予算議案、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、議案第72号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について」でございます。

初めに、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、分担金及び負担金1億8,625万円の増、国庫支出金54億1,410万円の増、合計56億35万円の増。歳出予算は、水産業費68億3,833万1,000円の増。合計68億3,833万1,000円の増となっております。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

水産物輸出拡大施設整備事業費についてでございますが、水産物の陸揚量が多い港湾を核とした地域における一貫した衛生管理の下での集荷、保管、分化、出荷等に必要な共同利用施設等の整備を支援するため、水産物輸出拡大施設整備事業費28億円の増を計上いたしております。

水産基盤整備についてでございますが、漁場水産基盤整備事業費で国直轄特定漁港漁場整備事業負担金4,550万円の増、水産環境整備費6億9,400万円の増、県営漁港水産基盤整備費で水産流通基盤整備費22億7,000万円の増、水産生産基盤整備費7億3,662万5,000円の増、機能保全

事業費2億1,500万円の増、市町村営漁港水産基盤整備費で水産生産基盤整備費7,720万6,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

今回の国の補正予算に対処するため、予算計上した事業について年度内に適正な工期が確保できないことから、水産業振興費28億円の増、漁場水産基盤整備費7億3,950万円の増、県営漁港水産基盤整備費32億2,162万5,000円の増、市町村営漁港水産基盤整備費7,720万6,000円の増として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第72号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について」でございますが、昨年2月定例会において議決をいただいた国が対馬海峡地区で実施している直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について、このたびの経済対策補正予算により、国が追加事業を実施するため、県負担限度額の増額変更に同意しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、補足説明をお願いします。

【岩田水産加工流通課長】お手元に配付しております資料1、「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」をご覧ください。

令和元年度2月補正（経済対策）予算案の内容について、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の資料で松浦魚市場の整備について、説明させていただきます。

左上の「1. 魚市場の概要」に記載しており

ますとおり、松浦魚市場は全国10位の取扱量がございますが、施設の老朽化が激しく、水揚げ機能の向上や衛生管理への対応、産地間競争力の強化や需要が高まっている輸出拡大への体制整備が急務となっております。

そこで、「2. 事業の目的」並びに「3. 事業の概要」に記載しておりますとおり、国の水産物輸出拡大施設整備事業を活用して平成28年度から閉鎖型荷捌き所や製氷・冷凍及び冷蔵施設を初めとした高度衛生管理施設を一体的に整備しており、東アジアへアジ、サバ等の輸出を促進するとともに、高鮮度な水産物を国内向けにも販路拡大を図ることとしております。

今回の補正予算では、右上の図の青色の線で囲みました部分の荷捌き所の右側部分と冷凍・冷蔵施設の工事を予定しております。

次に、2ページ目の資料を使いまして、これまでの事業費と今回の補正予算額について説明させていただきます。

上段に松浦市が実施しております荷捌き所の事業費、中段に日本遠洋旋網漁業協同組合が実施しております製氷・冷凍・冷蔵施設の事業費、下段に合計金額を記載しております。

今回、予算を計上させていただいておりますのは、令和元年度補正（計画）欄に記載しておりますとおり、松浦市が整備する荷捌き所の整備に係る事業費20億7,069万4,000円の補助金相当額である13億8,000万円と、日本遠洋旋網漁業協同組合が整備する冷凍・冷蔵施設の事業費21億3,200万円の補助金相当額である14億2,000万円、合わせまして28億円を予算計上しております。

県としましても、水産振興の柱の一つとして輸出拡大に資する流通・輸送体制の構築を目指

しているところであり、松浦市並びに日本遠洋旋網漁業協同組合と連携しながら本事業を推進してまいります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【内田水産部参事監】 それでは、資料2をもとに水産公共の補正予算の内容について、補足をさせていただきたいと思います。資料2をご覧ください。

まず、1ページ目をご覧ください。

今回の補正は、T P P等関連政策大綱に基づく水産物の輸出促進対策、それと、近年激甚化する台風・低気圧災害に備えた防災・減災対策事業の効果を早期に発現させることを目的に予算を計上しているものでございます。

表に記載のとおり、公共事業では、県営漁港11カ所、市町営漁港3カ所の計14漁港の事業、それと県営漁場4カ所、市町営漁場1カ所の5カ所、合わせて19カ所の整備に県予算ベース39億9,283万1,000円を計上しております。また、直轄漁場の漁場整備の負担金として4,550万円を計上しております。

2ページ目は、補正予算の事業箇所の一覧表となっております。水産物の輸出促進に向けた陸揚げや生産機能の充実、それと防災・減災に資する防波堤などの漁港施設の機能強化を図るため、表に記載の箇所で事業を実施する予定としております。

3ページ目以降に、その事業内容を記載しておりますが、このうち代表的な3カ所について、ご説明をいたします。

3ページ目をご覧ください。水産物の輸出促進対策として、長崎漁港の事例をご説明いたし

ます。

長崎漁港では、水産物の高品質化による産地間競争力の強化、それと水産物の輸出促進を図るため、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備、それと大規模災害においても水産物流通の早期回復が可能となる岸壁の耐震化等を実施することとしており、合計22億7,000万円を計上しています。

4ページ目をご覧ください。防災・減災対策として、佐世保市の宇久島にございます平漁港の事例を挙げております。

こちらは大規模地震被災時においても、早期の水揚げ再開と防災拠点漁港としての役割を果たすため、防波堤や岸壁の改良等を行うものであって、2億円を計上しております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。漁場整備については、輸出に向けられるアジやサバ等の魚種を対象に、漁獲量の増大等に資する魚礁や増殖場を整備してまいります。

右の整備位置図をご覧ください。

対馬や五島、県南地区で、魚礁4カ所、増殖場1カ所、それと国直轄によるマウンド礁1カ所の整備を加速化させることとしております。

6ページ目から8ページ目までは、その他の事業箇所の概要を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

最後に、9ページ目をご覧ください。繰越明許費について、ご説明いたします。

この2月補正予算につきましては、年度内の工期が十分に確保できないため、繰り越しの手続が必要になることから、全額を繰越額に計上させていただいております。

続きまして、資料3について、ご説明いたします。

資料3の「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【第72号議案 直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について】」をご覧ください。

本議案は、平成31年2月定例会で可決された第55議案「特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」について、このたびの補正で国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費が増額変更されたことにより、県負担限度額を改めることについて議会の議決をお諮りするものでございます。

1ページ目をご覧ください。

本事業の内容は、国が対馬東方沖の排他的経済水域に、マアジ、マサバ、マイワシの増殖を図るための湧昇流漁場を整備するもので、事業費は全体で42億円、施設の規模は、高さ約20メートル、長さ約170メートル、幅80メートルの山型の構造物を計画しております。

平成29年度に事業が開始され、令和3年度の完成を目指し、現在、工事が進捗しているところでございます。

漁場の整備箇所は、図に「▲」印で示している位置があると思いますけれども、対馬市の美津島町黒島灯台東約14キロメートルの地点となっております。

次に、2ページ目をご覧ください。

マウンド礁の造成は、令和元年度までに土台となる石材の投入が完了し、令和2年度以降は土台となる石材を覆うためのブロックの製作・投入が引き続き行われる予定となっております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

令和元年度は、これまでに製作したマウンド礁のブロックを前倒しで投入するため、対象事業費が7億2,225万5,000円から10億7,225万

5,000円に増額となりましたことから、この金額に法令に基づく県負担金の基準13%を乗じて算出した県負担限度額は、9,389万3,150円から1億3,939万3,150円に変更となります。負担金の基準については、漁港漁場整備法の規定に基づき、事業に要する経費の25%となっておりますが、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用により、本県における令和元年度の負担金の基準は13%に低減されております。

また、本県の負担分については、地方債を充当することになり、その一部が後年度に交付税として措置されますので、実質的な負担は、さらに軽減されます。

この費用負担に係る根拠法令につきましては、4ページに規定をお示ししております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 続いて、農林部長より議案の説明をお願いします。

【中村農林部長】 農林部関係の議案について、ご説明いたします。

関係議案説明資料、経済対策補正、農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第92号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」であり、その内容について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもの

であります。

それでは、まず第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入総額は、41億8,129万4,000円の増、歳出総額は、60億4,767万円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

4ページ目をお開きください。

中段の債務負担行為の主な内容につきましては、山地治山費、地すべり防止費における工事請負契約に係る支払額等であり、内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定するものであります。

5ページ目をご覧ください。

第92号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入歳出総額は、2億1,433万5,000円の増となっております。

事業内容につきましては、後ほど、担当課長から補足説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 次に、補足説明をお願いします。

【吉田農政課長】 私から、今回の補正予算の補足説明をさせていただきます。

「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の一番下に「農林部」と書いている資料をお手元をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

今回、農政課の補正予算として計上いたしておりますのは、環境制御施設整備費の1件、1億4,669万3,000円となっております。

2ページをご覧ください。

1の事業概要につきましては、今回の事業は、花き栽培におけるスマート農業の導入普及を推進するため、農林技術開発センターにおいて、AIやIoTを活用した高度な環境制御技術を開発するために施設整備を行うものでございます。

2の事業内容につきましてですが、財源については、記載のとおりでございます。

(2)の施設整備の内訳でございますが、具体的な内容といたしまして、右側のイメージ図をご覧ください。

花き農家の所得向上のために菊栽培の生産性向上と安定生産を目指しまして、イメージ図の下段になりますが、栽培に当たり光合成を最大にする最適な温度、湿度、二酸化炭素などの環境データや菊の生育データを過去のデータと合わせてビッグデータとして蓄積し、菊の栽培に一番適した環境をAIを活用して解析し、イメージ図の右側になりますが、自動でその快適な生育環境を制御するシステムを開発するために必要なハウスや附帯設備の整備を行おうとするものでございます。

なお、この事業につきましては、年度内の事業完了が困難であることから、全額、繰越明許

費を設定することといたしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【長門農産加工流通課長】 続きまして、農産加工流通課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

同じく説明資料の3ページをご覧ください。

資料掲載分が、今回、補正予算で計上しております農産加工流通課分の事業でございます。事業の具体的な内容をご説明いたしますので4ページをご覧くださいと思います。

ながさき農産物輸出促進事業費につきましては、今回の補正予算におきまして、国庫事業を活用し、輸出した国の輸入条件やニーズに対応した輸出体制を確立し、加工食品等の輸出拡大を図るため、食品製造事業者の施設の新設、機器等の整備に要する経費の助成として2億3,036万1,000円を計上しております。

具体的には、五島市において、国の六次産業化市場規模拡大対策整備交付金の中で経済対策で措置された事業を活用し、レトルト食品の輸出向けHACCP等対応施設の整備に要する経費を支援しようとするものでございます。

なお、ご説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、事業年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定することといたしております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【土井農村整備課長】 私のほうから、同じく補足説明資料に基づいて補足説明をさせていただきます。

まず、説明資料の5ページをご覧ください。

5ページから12ページに記載しておりますの

が、今回、補正計上しております農村整備課分の事業及び地区の一覧となります。

国のTPP等関連対策や防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に基づき本県に配分されており、畑地帯総合整備事業や経営体育成基盤整備事業、ため池整備事業などの52地区において、合計42億8,490万円を計上するものでございます。

次に、主な事業内容について、ご説明をいたします。

資料の13ページをご覧ください。

西海市で実施中の白崎地区の写真です。畑地帯総合整備事業は、畑作農業経営の体質強化のため、区画整理、畑地かんがい施設、農道などを総合的に整備するものでございます。

今回の補正予算では、西海市の白崎地区ほか12地区の計13地区において、畑の区画整理51.5ヘクタール、畑地かんがい施設整備31.7ヘクタールなどを実施するために24億8,400万円を計上しております。

続きまして、資料の14ページをご覧ください。

波佐見町の駄野地区の写真です。経営体育成基盤整備事業は、経営体の育成を図り、高生産性農業の取組を可能とするために、区画整理や暗渠排水などの生産基盤を整備するものでございます。

今回は、駄野地区のほか2地区の計3地区において、水田の区画整理32.8ヘクタール、かんがい施設整備10ヘクタールを実施することとし、6億8,210万円を計上しております。

続いて、15ページをご覧ください。

五島市の富江地区の写真であります。ため池整備事業は、豪雨等による災害を未然に防止するため、堤体から基準値以上の漏水が見られる

ものや、洪水吐の断面が不足し、洪水を安全に流下することのできないため池の整備を行うものです。

今回は、五島市の富江地区ほか26地区の計27地区において、老朽化による災害発生のおそれがあるため池の整備などを実施するために6億4,220万円を計上しております。

続いて、資料の16ページをご覧ください。

南島原市の座木地区の写真です。地すべり防止対策事業は、地すべりが続いている地区において、地すべりによる災害を未然に防止するため、地下水排除工、アンカー工等の防止対策工事を行うものです。

今回の補正予算では、南島原市の座木地区ほか3地区の計4地区において、地すべり防止のための対策工事を実施するために2億2,600万円を計上しております。

なお、ご説明いたしました事業については、国の交付決定の遅れにより適切な工期が設定できないことから、不正計上額と同額の繰越明許費を設定させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【内田林政課長】 同じ資料の17ページをご覧くださいと思います。

私の方からは、資料の下段に記載分、今回、補正予算で計上いたしております県営林事業費について、ご説明をいたします。

これは国の補正予算を活用し、県営林において適正な森林整備及び健全な経営を行うために森林整備及び路網整備を一体的に実施するものでございます。

今回の補正予算により、搬出間伐310ヘクタール、森林作業道3万8,000メートルの整備を計

画しております。これに要する経費といたしまして2億1,433万5,000円を計上いたしております。

なお、この事業につきましては、国の交付決定の遅れによりまして事業の年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【永田森林整備室長】私の方から森林整備関係事業について、同資料の17ページからご説明いたします。

説明資料の17ページから21ページが、今回、補正予算で計上しています森林整備分の事業一覧でございます。具体的な事業について、ご説明いたします。

18ページをご覧ください。

合板・製材生産性強化対策事業費でございます。これは総合的なT P P等関連政策大綱に即し、合板・製材工場等への原木を安定的に供給するために間伐材の生産及び路網の整備を一体的に実施するものです。

左下の図が路網整備のイメージになります。大型車両が通行可能な林業専用道及びその支線として森林作業道を開設し、高性能林業機械により木材を生産いたします。

今回の補正予算により、間伐材の生産332ヘクタール、林業専用道の整備500メートル、森林作業道の整備110.8キロメートル、高性能林業機械1台の導入を計画しております。これに要する経費として3億9,518万3,000円を計上しております。

次に、造林事業関係でございます。22ページをご覧ください。

まず、育成林整備造林事業費でございます。これは右の写真のとおり、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるための森林整備とT P P対策として合板・製材工場等に原木を安定的に低コストで供給するため、搬出間伐573ヘクタールを実施するものです。これに要する経費として4億1,757万9,000円を計上しております。

23ページをご覧ください。環境林整備造林事業費でございます。

これは気象上等の原因により被害を受けた森林の復旧をするため、公的主体により森林整備を実施するもので、具体的には県北地区の離島部で昨年から増加している松くい虫被害の被害木を伐採処理する衛生伐を2,000立方メートル計画しております。これに要する経費として5,803万4,000円を計上しております。

次に、治山事業でございます。24ページをご覧ください。復旧治山費です。

写真は長崎市東立神町東立神地区でございます。住宅地直上の山腹斜面において、豪雨等により荒廃が進み、民家へ落石等の被害が発生しております。今後、豪雨等によって崩壊が拡大し、山腹直下の保全対象に被害を及ぼすおそれ非常に高くなっていることから、地山補強土工や落石防護工を実施し、住民の安全・安心の確保を図ります。

復旧治山費につきましては、このほかにも7カ所、合計8カ所、4億7,880万円を計上しております。

25ページをご覧ください。調整保安林整備費です。

写真は、島原市湊町湊島地区でございます。平成27年度の台風で防潮堤の一部が破壊したことにより山腹斜面が崩壊いたしました。保全

対象である人家や漁港を潮風害から守るため、防潮工等を実施し、防風林の維持造成による地域住民の安全・安心の確保を図ります。

共生保安林整備費は、1カ所で3,612万円を計上しております。

以上、森林整備室関係で9億9,053万3,000円を計上しております。

なお、説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、事業の年度内完成が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定しております。

続きまして、説明資料の26ページをご覧ください。これ以降は債務負担行為の資料となります。

債務負担行為は、事業効果の早期発現を図るため、令和2年度計画箇所を今年度中に前倒して工事契約を行います。国からの補助は次年度となるため、その債務を負担する行為でございます。

27ページをご覧ください。

復旧治山費でございます。写真は、大村市溝陸町溝陸地区でございます。平成30年、台風7号の豪雨により、住宅地及び県道直上の山腹斜面から落石が発生いたしました。今後の豪雨等により落石や崩壊が発生すると山腹直下の保全対象に被害を及ぼす危険性が高いことから、地山補強土工や法枠工を施工し、地域住民の安全・安心の確保を図ります。9,975万円を計上しております。

28ページをご覧ください。

予防治山費です。写真は、雲仙市小浜町平山地区でございます。平成26年6月の集中豪雨により、溪流より土石の流出が発生いたしました。溪流荒廃が進んでおり、今後の豪雨等により下

流集落へ被害を及ぼすおそれがあるため谷止工を設置し、地域住民の安全・安心の確保を図ります。5,250万円を計上しております。

29ページをご覧ください。地すべり防止費です。

写真は、松浦市今福町坂野地区でございます。石積擁壁のひずみ圧で道路への押し出しによる水路の破壊等地すべり被害が発生している状況です。被害の拡大防止、軽減を図るため、杭工や土止工を実施し、地域住民の安全・安心の確保を図ります。6,825万円を計上しております。

以上、債務負担行為として2億2,050万円を計上しております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、質問を幾つかさせていただきますと思います。

まず最初に、水産部の方から順に質問させていただきます。

まず、水産物の輸出拡大施設整備事業費ということで28億円ですね。これは簡単に言うと松浦の西日本魚市ですね。また、水産流通基盤整備費として22億円ということで、これは長崎魚市ですね。この予算の規模というのは、長崎県がこういうふうな予算の規模を要望してこうなったのか、国からきたのか、どうだったのか。事業計画というのは、松浦魚市ですね、これが大体120億円ですか、長崎魚市が330億円ぐらいの事業計画があるわけでございます。

事業の規模からすると、長崎魚市の方を早くせんといかんのかなと思うんですけど、

補正予算では逆になっているんですね。これはどういった形でこうなったのかというのをまず説明いただきたいと思っております。これは担当課長が答弁するのかどうかよくわかりませんが、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 まず、松浦魚市場の整備につきましては、令和2年度までに完成させるということで計画を松浦市と県でしておりまして、国で予算をつけていただいています。これにつきましては補正予算で国にずっとつけていただいております。必要額につきましては、県、あるいは市と一緒に、国に来年度このくらいの事業費が必要ですよということずっと要望をしているところでございます。それで今回、これだけの金額をつけていただいて来年度完成に何とかこぎつけようかなという状況でございます。

一方、長崎魚市につきましては、令和5年度の完成を目指して今順次工事をやっております。それに向けて毎年度必要な事業費について、予算がこのくらい必要でありますということの水産庁にお願い申し上げまして、予算を順次つけていただいて令和5年度の完成を目指しているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、今の話であれば、担当課長としては、松浦魚市場というのは令和元年度に完成が厳しいということで前倒しの補正予算をお願いして、こうなったんだと。長崎魚市の方は令和5年度だから、まだこれぐらいの予算でいいだろうということで、国と県と市、関係団体と話してこうなったということで理解していいんですか。そこだけ、大事なところですから確認させてください。

【岩田水産加工流通課長】 松浦魚市場につきましては、先ほど申し上げましたように令和2年度完成に向けてずっと協議をしております、それに向けて予算要求をしております。

長崎魚市につきましては、工事の都合上、1カ所する時は、そちらを壊して、そこでしていた方々がこちらに移動していただいてというふうにずっとやっております。松浦も同じなんですけど、長崎魚市は、もっとそれが複雑に動きまして、工事ができる範囲も限られておりますので、それで必要な部分は国の方から十分予算をいただいて令和5年度の完成を目指しているところでございます。

【山田(博)委員】 初歩的なことだけど、長崎魚市の整備計画というのは、漁港漁場課じゃないのかね。長崎魚市の整備計画は漁港漁場課でしょう。長崎魚市のことに関しては、漁港漁場課長が責任持って答弁しないといけないのに、水産加工流通課長が答弁するということは、両方を兼ねているということで理解していいんですね。びっくり仰天だな、これは。橋本課長、そこは責任持って、あなたの領域を侵されてるんだよ。しっかりせんといかんじゃないか、ということをおきたいと思います。

【近藤委員長】 課長の答弁はいいですか。

【山田(博)委員】 委員長が言うんだったら、どうぞ、答弁してください。

【橋本漁港漁場課長】 長崎漁港の整備につきましては、水産基盤整備につきましては、漁港漁場課が所管しておりますけれども、上物の市場につきましては、水産加工流通課と役割分担をして整備をしているところでございますので、先ほど、水産加工流通課長から答えさせていただいたところでございます。

【山田(博)委員】 そう説明すればいいじゃないか、最初に、違いますか。そういったことを最初に説明してもらえば、こうって質問しなかったんだ、俺も。ということをおきたいと思います。

続きまして、具体的な中身に入っていきたいと思います。漁港漁場課長にお尋ねしたいと思います。

今回、5ページにあります魚礁の中で大村湾に長崎南地区というのがありますけれども、これは大村湾の位置ということで理解していいですか、いかがですか、そこだけお答えください。

【橋本漁港漁場課長】 ご指摘のとおり、大村湾の中に湧昇魚礁整備をいたします。

【山田(博)委員】 私は、今まで「大村湾の閉鎖的な海域で県営事業でできませんか」という話をしたら、「閉鎖的なところではできないんだ」と、「ここは市とか町の役割分担でやっております」という話だったわけです。それで、「そういうことはないだろう。そういった規程とか規約とか指針とか決めているのか」と言ったら、「決めておりません」と。「決めてなかったら、そういった閉鎖的な海域でもしっかりと県の方で責任を持って漁業者の所得向上対策をやらんといかんのじゃないか」と私は指摘をさせていただいた経緯があるんですが、そういうことを踏まえた上でされたか、されてないのか、そこを確認したいと思っております。

私が以前確認した時には、あなたの前任者の中田課長の時に、高屋政策監もいらしたと思うんですね。その時に聞いたことは、「閉鎖的領域ではしたことがない」と。「なぜしないのか」と言うと、「役割分担を決めているんだ」という話でした。「指針とか規約とかルールがある

のか」と言ったら、「ありません」と、慣例かなんかということだったけど、それじゃいかなんかということで見直しをすべきだということであつたんですが、見直しをして、こういった魚礁整備に至ったのかどうかということを質問させていただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 漁場の整備につきましては、県と市町の役割分担でございますけれども、基本的に共同漁業権内につきましては、地元の市や町が整備を行いまして、共同漁業権の外で、いわゆる不特定多数の方が利用できるようなところにつきましては、県の方で整備をするということで整理をしているところでございます。

【山田(博)委員】 質問に答えてない。私は、指摘をされたことでこういうふうになったのかということを聞いているんです。以前、そういった答弁があつた。だから、「大村湾でそういったことができるか」と言ったら、「大村湾はできません」と言つたんです。

ここは今回、大村湾でしょう。大村湾は閉鎖的なところだから、限られた漁業者しかいないんですよ。「ここでできるのか」と言ったら、「できません」と言つたんだ、前は。「しかし、そういったことがあつてはならんだろう」ということを言ったら、「わかりました、今から先生のご指摘のとおり、見直しをしていきます」という話があつたんです。「ここは大村湾でしょう」と言ったら、「大村湾です」と言うから、「それはどうなっているんですか、私の指摘どおりになったんですか」と聞いているんですよ。イエスカノーでお答えいただければいいんです。部長。

【坂本水産部長】 以前、山田博司委員からお尋ねのあつた魚礁整備について、市と県の役割に

ついてどうなのかということ、あとは今まで市が実施主体となっていた魚礁事業について県が行うことができないかといったお尋ねが以前あったというふうに記憶しております。

この件につきましては、「市なり町からご要望があれば、また、その事業の実施のあり方について検討させていただきたい」というふうに私は答弁した記憶がございます。

今回の事業につきましては、そういった検討を踏まえたものではなくて、従前の整理の中で、共同漁業権の中については市が実施主体となるのであれば県が実施主体になるという従前の仕切りに基づいて事業実施を行っているというものでございます。

【山田(博)委員】 そういったことなんです、橋本課長ね、しっかりと勉強していただきたいと思っております。今回はそういうことだったわけですね、わかりました。

参事監にちょっとお尋ねしますが、今回の増殖場とか魚礁というのは、魚礁といったら、すぐコンクリート魚礁とかで決まっているようなことで誤解を招いてはいけませんからね。あくまでも地元の漁業者の意見を聞きながら、どういった作りがいいのか、コンクリートの魚礁がいいのか、石積みの魚礁がいいのかというのは、あくまでも受益者の漁業協同組合なり漁業者の意見を踏まえながら取り組んでいくということで理解していいんですね、これは。そこだけお尋ねしたいと思います。

【内田水産部参事監】 増殖場の整備や魚礁の整備について、どのような構造にするのかということについては、今、山田(博)委員のご指摘のとおり、漁業者さんの意見をよく聞きながら、何が効果的な整備なのか、構造なのかというこ

とを決めていくということでございます。

【山田(博)委員】 また参事監にお尋ねしますけど、資料3の事業計画の内容、位置図を拝見させていただいていますと、今回、県の負担が、割合が決まっているから13%ということで金額が追加で出ているんですが、この位置を拝見させていただきますと、この位置というのは、領海ラインをちょっと外れておりますね。ということは、領海内だったら長崎県の漁業者が主にとるんでしょうけど、領海外だから、例えば、山口県の旋網とか来てここで魚をとってもいいということで理解していいんですか、それをお尋ねしたいと思います。

【内田水産部参事監】 漁場については、特に排他的にこの近くでとってはいけないということは、特に決めておりません。

【山田(博)委員】 それで、いいですか。長崎県の財政が厳しい中に、いくら国の直轄事業といえども、この前、対馬に行ったら、「堂々と山口県の旋網船団が対馬漁港の中にずっと入ってきて我がものみたいに来られる。今から漁をしようとしたら山口県の旋網がずらっととって、次行ったら魚がとれないんですよ、山田先生。こんな理不尽なことがありますか」と言ってね、涙ぐみながら私に訴えたんだ。参事監、私はね、「これはひどいな」と思ったんだ。

そしたらですね、長崎県の財政が厳しい中に、領海外という中で長崎県の厳しい財政の中で血税でつくったこの魚礁で山口県の旋網船団がここに来て、その魚をとるということは可能だということですかね。そこを確認させていただきたいと思っております。

【内田水産部参事監】 公共施設ですので、ほかの県が使ってはいけないというようなことには

なっておりません。こちら、増殖場の整備ということで海域全体の魚の資源を増やすということです。増えた資源を当該海域で操業している船は、それを漁獲していいことが起こるということは、特に排他的に考えておりません。

【山田(博)委員】 私はね、参事監ですね、ここにあります漁港漁場整備法の中に、負担をしないといけないということがうたわれているわけですが、県民感情、漁師感情からすると、今、マグロの漁獲を規制しながら、その中で税金を納めながら、挙げ句の果ては、国直轄事業といえども、県もお金を負担してますよと。その中で、目の前の魚を領海外だから堂々ととっていいんですよということになると、それは島民感情、漁師感情からすると、いかがなものかとなるわけですね。ここは十分考えた上で、そこは調整せんといかんのじゃないかと思うんですよ。長崎県民の税金が投じられて、山口県じゃないんです。

水産部長ね、機会があるたびに、そこは島民感情、漁師感情からすると、そこはいろいろ配慮しながら調整を検討していただきたいということを要望していただきたいと思います。部長、何か見解がありますか、私の意見に関して。

【坂本水産部長】 この漁場の整備位置につきましては、主に長崎の漁船が使うということで、主たる受益者が長崎県ということで負担金を県の方で、今回、同意について議案を提出させていただいている次第でございます。

漁業については、魚の群れを追いながら漁船が移動するということから、逆に山口県の沖合に漁場ができれば長崎県の漁船が、また山口県の方にお邪魔して漁業を行うという実態もございます。そういった実態も踏まえながら、公共

的な立場で漁場を整備しますけれども、主たる便益を受けるのは、やはり地元の長崎ということで負担金を出しているという実態がございます。

整備後のこの魚礁の周辺の実態につきまして、いずれにしろ、県の水産部としてもきちんと把握しながら、問題があれば関係県、国の方に適切な要望を行ってまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】 部長、その思い、姿勢、決して忘れちゃいけませんよ。その姿勢はすばらしい。水産部長に対しては、敬意を表したいと思っています。

それで、もとに戻って水産加工流通課長にお尋ねしますが、今、松浦の魚市場の整備をする中でハードでやっておりまして、漁場とか栈橋とかつくっておりますけれども、中身の選別機とかなんか、要するに、ただでさえ、お聞きしたら、高齢者が多くて、そういった集荷なんかの省力化というか、そういったことをしっかりとやらんといかんのじゃないかと。こういった栈橋をつくるだけじゃなくて、そういったことをしっかりとやらんといかんのじゃないかという話を聞いているんですけど、こういったことに今回の補正予算というのは目を向けなかったんですか。この整備計画というのは、そういうのを含めてやられているんですか。要は、今、労働者不足で外国人労働者も雇わんといかんという状況の中に、そういった将来性を見込んだ上で、この松浦の魚市場では人手不足が深刻だというふうにお聞きしてるんですね。そういった省力化を踏まえた上で整備計画、また、補正予算を組まれたのか、組まれなかったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】松浦魚市場の整備につきましては、今回の補正の中身につきまして、荷捌き所の整備とあわせて、その中に魚体選別機の最新型のものを入れるという工事も入っております。それでいくらか省力化を図れるものと考えております。

【山田(博)委員】いくらかって、どれぐらいなんですか。詳しい資料を提出していただけますか、それは。いくらかと、大切な、28億円だよ。明確なそういったものは持ってらっしゃるんでしょう。持ってるんですか、持ってないんですか、そこだけお答えください。

【岩田水産加工流通課長】整備費の積み上げを持っております。申し訳ありません。

魚体選別機ほかの機器の整備で今回の分では松浦市の中に6億5,600万円ほど入っております。

【山田(博)委員】6億円余りの予算で省力化というか、松浦の魚市というのは、大体どれぐらいの省力化を踏まえて将来ビジョンを考えているかということを明日提出していただけますか。これをすると時間がかかるので、本来はそこまで審議したいんだよ。しかし、時間が限られてますので、私は一旦これで、時間も20分きてますので一旦終わりたいと思います。次は農林部の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【山下委員】今日は、お疲れさまでございます。国の経済対策の補正予算ということで、私ども、特に防災、災害復旧等が入っておりますので、速やかに予算を成立させていくことが必要かなと思っております。

その中で農林部にお願いをいたします。

環境林整備造林事業費ということで松くい虫の被害の補正が出ております。この資料には小値賀町ということで例が挙がっておりますが、私は、先日、宇久島にお伺いした際に同様の被害があるということでございました。この補正について宇久島でもこの対策を打っていただけるということでよろしいでしょうか、確認でございます。

【永田森林整備室長】今回の補正予算の前に既存の松くい虫被害対策の予算がございます。そこでできる分については、当然、先ほどご指摘がありました宇久島の対策については既存の予算、年度当初の予算で対応させていただいております。

今回上げさせていただいております小値賀町については、被害が拡大していますので、当初予算で不足する分について補正予算をいただいて対応しているということでございますので、宇久島については、当初予算で対応させていただいております。

【山下委員】ぜひとも宇久島もお忘れなく、一緒によろしくお願ひしたいと思います。

2点目ですが、関連で、これは駆除することによってポンチ絵に書いてありますが、駆除された後、これは暴風林の役割も果たしているんじゃないかなと思うんですが、駆除した後の、例えば、植林という部分まで見据えた上でのこういう取組であるんでしょうか。駆除してしまうと、そこが何もない状態になってしまうと。その後の植林について、お考え等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

【永田森林整備室長】松くい虫の被害でございますけれども、全面的にやられた場合、委員ご指摘のとおり、そこははげ山になってしまいま

すので、そういったところについては植栽、特に松でなければならない、例えば海岸線であるとか、そういったところについては抵抗性松といいまして松くい虫に強い松がございますので、そういったものを植栽しています。内陸部、どうしても松でなくてもいいところについては、天然更新、もしくは植栽等によって更新をしているという状況でございます。

一遍に枯れずに、まばらに枯れている分については、その状況を判断しながら、補植が必要などころには補植をいたしますし、そうでないところについては、そのまま植栽しないという部分も当然でございます。

【山下委員】ありがとうございます。ぜひともそのように、その後のケアというか、フォローまで、もちろん一体的に考えていただいていると思いますが、引き続きお願いしたいと思います。

3点目が、こうやって補正予算を組んでまで緊急的にやるということでありますが、その前の段階で、例えば予防とか防除という形で何か手が打てなかったのかなと思うんですけれども、松くい虫の予知というか、予測というか、そういったものは何かしらできなかったんでしょうか。

【永田森林整備室長】今回の補正予算につきましては、枯れた松の駆除ということで補正を上げさせていただいていますが、松くい虫被害対策につきましては、防除と駆除を両輪として事業を実施しております。防除につきましては、大面積の部分については空中散布、ヘリコプターによる薬剤散布、面積が小さかったり、木が小さい部分については地上散布という形で、薬剤の散布によって松のマダラカミキリ、いわゆ

る伝染病を運ぶ運び屋を殺すということをやっております。

予測できなかったかということでございますけれども、小値賀島の例を申しますと、平成28年度までは、そんなに被害はございませんでした。平成29年度に梅雨期の少雨と夏季の高温によって松がかなりダメージを受けたということで被害が多く発生し、全面的に町と県が一体となって駆除をやっているんですけれども、どうしても海岸線で人が入って伐採ができないところが、どうしても駆除ができずに残ったところから被害が拡大しているという状況でございしますので、そういったところについてもしっかりと防除、駆除を今後もやっていきますし、先ほどの防除につきましても、マダラカミキリが発生する、発生予察といいますけれども、いつ頃飛び出すのかということも予測しながら薬剤散布を実施しているということで、委員ご指摘のとおり、防除と駆除ということで両輪で今やらせていただいております。

【山下委員】ありがとうございます。ぜひとも原因究明というか、今、分析はある程度されているようでございますので、今後もこういう予算を少しでも減らせるように、財政厳しい中ですから、そういうこともやっていただければなと思っております。

いずれにしても、県北地域のこういう小さな島、小値賀や宇久にぜひともいろんな細かい目を向けていただいて対応をしていただければと思います。宇久も小値賀も、島民は一生懸命あちらで生活をされているわけでありまして、ぜひとも今後ともいろんなご協力をしていただければと最後に要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

いました。

【近藤委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 農林部に質問させていただきたいと思います。

まず最初に、資料の3ページに、長崎農産物輸出促進事業ということで、これは将来、HACCPの施設をつくるということになっていますけど、実は、こういった施設をつくった時、ある地域で臭いがするとか、排水の問題で地元が大変紛糾しました。こういった国からの交付金なりを使ってする時に、土地の確保とかいろいろしていくわけですけど、地元の同意というのはきちんと確認して文書でもらっているか、もらってないか。最終的に予算を執行する時に、そういったことを文書で確認しているかどうか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【長門農産加工流通課長】 事業を執行する際には、地元との協議がしっかり進んでいるかどうかというのは確認させていただいていますけれども、文書でのやりとりをやっているかどうかの確認までは行ってないところでございます。

【山田(博)委員】 農林部長ね、大変恥ずかしながら、私は県議会議員を5期させていただいておりますけれど、いろんな事業ですね、畜産、養豚、こういった加工施設の中で、関係する団体ですね、農協、市、町、そういったところが「十分協議している」と言って、行政、県とか市、県の出先は事業者を信じてしてたんですが、そういった文書がきてないとか、見てないとか、相手を信じ切って、「同意はとっているんですよ」と言っているけど、後で蓋を開けてみたら、地元の人は、そんな話は聞いてませんとかね、もう大変もめたんですよ。実際、五島振興局の職員も大変な目に遭ってるんですよ、2回も3回

も。これは事業者がそういったことをしっかりとしないと、これから予算を執行した行政の方は、事業者なり信用していたけれども、言った、言わんやった、やった、やらなかったになったわけですね。

結果的にどうなったかという、私もずっと、2つの事業があったけれども、文書を持ってなかったから確認のしようがなかったんです。最終的には、言った、言わなかった、聞いてないとなって、地元の同意ということで文書を・・・いるような状況なんです。

だから、今後は、こういうふうにすると、県も、市も、町も、関係団体も、住民も、トラブルに巻き込まれたらいかんからですね、きちんとした文書で、・・・なり、排水とか、地域の同意をとってからしないと、もう予算だけ先走って、着工したけれども、冗談じゃないと言ってですね。私も地元の県議会議員として板挟みになって大変苦しい立場に何度も立たされた。1度や2度じゃないんですよ。なんで私がこれ、しないといけないのかと思う時もあるわけですが、しかし、そこは地元の選出議員として頑張っているわけでございまして、農産加工流通課長、そういったところはしっかりとやっていただきたい。

そういった規程があるかという、ないんでしょう。ないんだったら、ちゃんと設けて、地元の同意をしっかりとらないと今後トラブルのもとになりますから、県として地元の同意をもって国に上げるなり、要綱なりきちんと設けて対応していただきたいと思うんですが、いかがですか。

【長門農産加工流通課長】 地元住民としっかりと協議して、異議があったら問題解決をしていく

必要は当然だろうかと考えております。文書で残す形なのか、どういう形がいいのかというのは検討させていただきながら、しっかり形が残るような形で協議が進んでいるということが確認できるような形で事業を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 そういった要綱なりをきちんと設けてやっていかないと、今後、また同じトラブルがありますからね。

もう一つお尋ねしますが、要綱なり実施要領なり、そういったことをきちんと設けないといけないと私は思うわけです、そこはね。これはほかの課でもあったんですよ。

もう一度お尋ねします。課長、そこは実施要綱なりを設けるべきだと思うんですが、いかがですか。もう一度お尋ねしたいと思います。

【長門農産加工流通課長】 地元住民との協議がしっかり進んでいることを確認できる、チェックできるような形で実施要綱の中に様式等を定められないか、検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。これは今後、事業を推進するに当たって、いろんなトラブルのもとになって、担当者の方はよかれと思ったことが、後からまた大変ですから、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問ですが、森林整備室長にお尋ねしますが、環境林整備造林事業費とありますが、この中で松くい虫の駆除を空中散布ですという話がありましたけれども、空中散布する時、いいですか、殺虫剤を山に散布すると海に流れる。海に流れると、そこで定置網をしている人とかなんか、養殖をしている人に影響が出るんじゃないかということを心配するわけですね。

漁港漁場課長、そうでしょう、思いませんでしたか、隣で聞いて、同じ部屋で聞いてたでしょう。そこを森林整備室長、明確にどうなのか。空中散布で松くい虫を駆除した時に漁場に影響がないのか、あるのか、そこをしっかりと踏まえて見解を聞かせていただきたいと思います。

【永田森林整備室長】 空中散布を行う場合については、確実に散布されているのか、それとも区域外に、いわゆるドラフトといって飛び散っていないのかということを、いわゆる転光紙みたいな、フィルムみたいなもので確認しております。当然、散布すべきところについては、そこに散布された跡が残りますし、散布されてはいけない、飛び散ってはいけないところの盤には跡が残らないという形で、いわゆる散布区域の中できちっと散布ができていくかということを事業の中で確認している状況でございます。

もう1点、河川を介して流れ出る部分がございますので、それについては散布後、確実に水質調査を委託して行っていて、薬剤の残存があるかというのは確認しているところで、規定値がありますので、それ以下になるようなことをしています。

薬剤についても、魚毒性のないものを使わせていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 要は、松くい虫の駆除剤をまくでしょう。その薬が漁業に影響があるか、ないかを聞いてるんですよ、私は。そんな、ゴムを伸ばしたようなことは聞いてないんだよ、室長。あなたの名前は「ナガタ」といって「永い田んぼ」という名前だけだよ、俺は「山」ぞ、もうちょっと明確に答えてくれよ。いらいらするな、もう。

【永田森林整備室長】大変申し訳ございませんでした。薬剤については、魚毒性はございません。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、安心してください。問題ないということですからね。そういったことであればですね。しかし、そういった時には森林整備室長、関係機関には、いつ頃するという話はしよつとでしょう、そこはね。そこが大切なポイントだから、あえて聞かせていただきました。

そこで、今、松くい虫というか、私も最近はいんなところに行ってるんです。壱岐、対馬、上五島ですね、そして大村も、東彼杵3カ町も行ってるんです。そしたら特に対馬の方は松くい虫かなんかしらんけど、ものすごく荒廃が多いんですよ。こういった荒廃した山というのは把握してるんですか。私も聞こうと思ったけど、先ほど山下委員が同じことを聞かれたから、松くい虫から守る方法と駆除する方法、2つの方法でやっていると言っていましたけど、実際、松くい虫の被害がどれだけあるのか、県当局は把握してるんですか。県内でどれだけ、そういった荒廃した山があるのか。私も対馬をずっと見てたらね、森林整備室長、対馬の山も、伐採はしたけれども、その後に木が生えてないところはいっぱいあるんだよ。そういったところをあなたは把握しているか、把握してないか、まずそこをお尋ねしたいと思います。松くい虫の被害面積がどれだけあるかという認識がどれだけあるのか。さっき、宇久とか小値賀という話がありましたけど、そういったことをどれだけ把握されているのか聞かせていただきたいと思います。

【永田森林整備室長】松くい虫の被害につつま

しては、現在は離島を中心に被害が発生しております。体積で申しますと、大体8,000立方メートルぐらいは発生している状況です。通年でいきますと1,000立方メートル程度ですけれども、最近、離島で多く発生しているということで被害量が増えている状況でございます。

それと、対馬における、いわゆる更新ができない山の面積でございますけれども、そういった山があるというのは承知しておりますが、面積が幾らというのは把握しておりません。

【山田(博)委員】 なんで私がこのことを言うかということ、地元の漁業者が言うんですよ。「藻場再生も大切だが、山田先生、もっと大切なことがあるんですよ」と。山を見てみると、さっき言ったろう、はげ山が多いとか。「はげ山が多いから、こうなってるんですよ。山田先生、あなたの髪はふさふさだけど、あなたの髪みたいにしっかりやってもらわなきゃ困るよ」と言われたんだ。

室長、そういったところを把握してないというのはどういうことかと。そういったところを整備するための補正予算じゃないのかと思うわけだよ。どれだけあるかということがわからない状態で、ただ単に松くい虫でこうしますではいかんから、そういったことをしっかりと把握しながら来年度予算は取り組んでいただきたいと思うんです。いかがですか。

【永田森林整備室長】 まずは数字、面積等をしっかりと把握して、どのような対策が必要かということも含めて検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 お願いしますね。「人間にはリアップとかなんかがあるけど、山にはそんなないんだよ、山田先生」って言われてさ、対馬

の漁師から大分怒られたよ、先週。2時間言われたんだから、2時間、たまったもんじゃなかった。

続きまして、森林整備室長、もうちょっと、すみませんけどね。室長、21ページに美津島町の久須保地区とありますね。この久須保区を私も見てみたら、急傾斜工事をやってたんですね。そしたらね、山を削っているけどね、途中でやめてるんですよ。なんでやめているのかと、山を削ってるんだよ。そしたらですね、「先生、もうここで終わりですよ。もう対象の家がありません」と言うてさ。災害地域に指定しておきながら、予算がないと言いながら、こういうふうになっているわけですね。

こういったところもたくさんあると思うんですよ。そういったところが予算がないから、これ以上しませんとか、そういったことがないように、今後、こういった補正予算、当初予算をしっかりと計上しながら整備をやっていただきたいと思っております。私はこれからずっと回っていきますからね、そういったことがないように、一度、この地区も指摘をしておりますけれども、今後はそういったところがないように、森林整備室長、よろしく願いしたいと思えます。よろしいですかね。見解を聞かせていただけますか。

【永田森林整備室長】 工事につきましては、予算がある、ないという観点ではなく、当然、危険度、保全対象を見据えた上で工事をやっていきます。そういったことで必要なところについてはしっかりと予算をつけて事業をやっていきたいと思っております。

ちなみに、久須保地区につきましては、地元からの要望があると聞いていますので、そこは

地元との協議をしっかりとしながら、現在、事業化に向けて地元と調整を図っているところでございます。

【山田(博)委員】 その思い、考え、姿勢というのは決して忘れちゃいけませんよ、永田室長。あなたがおっしゃることはごもっともです。あなたがおっしゃっていることを各出先にきちんとお伝えいただきたいと思っております。あなたが言うことはごもっともでございます。しかし、現場までそのことが伝わっていないから私は言ってるんですよ。地元からの要望というけど、私が行ったら5歳か6歳の子供が来たんだ、飴玉を2個持って、「頑張ってください」と。そういうことがあったということをよろしくお願いします。

最後に、林政課長にお尋ねします。

合板・製材生産性強化対策事業とありますが、これは工場等への搬入ということですが、工場というのはどこに持っていくんですか、工場というのはどこを指してるんですか、これ。「合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化をはじめ」とありますが、どこの会社なりを指しているかということを確認をさせていただきたいと思えます、念のために。

【永田森林整備室長】 新たに合板・製材の大規模化、効率化を図っている工場ということで、県内でいきますと対馬のもりのめぐみ協同組合、本土でいきますと県央木材協同組合、その他県外にもそういった指定されている工場に流しているという状況でございます。

【山田(博)委員】 県外に持っていつているんですか。長崎県産材を県外に持っていくわけですか、そんなお人好しだったんですか、いつからですか。県外にどれぐらい持っていつているん

ですか、聞き捨てなりませんよ。さっきの漁業だって、そうだったでしょうが。山口県の船が来て、長崎県の予算をつけながら魚をもっていくって、対馬の人から言われたんだ、「何、考えてんだ、山田先生」と言って。

これ、あなた、水産部と同じことをやっているのか、永田室長。県外のどこに持っていったんですか、何割の割合ですか、お答えください。

【永田森林整備室長】県内で生産された木材の半分もしくは4割ぐらいいは伊万里木材市場を介して県外の製材工場に流れているという状況でございます。

【山田(博)委員】あなたは、そんなお人好しだったんですか、初めて知ったぞ、永田室長。あなたはどこの職員ですか、長崎県でしょう、佐賀県じゃないでしょう、伊万里市の職員ですか。永田室長、そこはしっかりと検討していただかないと。長崎県の林業、対馬とか県央、こういったところを支えてるんですよ。なんでわざわざ県外まで持っていけないといけないんですか。「そんな、いつからあなた、お人好しになったんですか」と言われますよ。どういうふうに考えているのか、しっかり答えていただきたいと思います。

【内田林政課長】平成30年度の実績でいいますと、県産材の生産量が14万4,000立方メートルということで、5年前の約2倍ほどに増えてはいるんですが、なかなか県内での製材工場の消費量といいますか、加工量というのがそれほどございまして、どうしても単価の高い有利な方へ、森林所有者へ少しでも収入として還元するために、我々は幾らかでも高い方へ流すというのが取組方針でございまして、当然そこは伊

万里を経由して大分の製材工場、あるいは熊本県の製材工場とか、あるいは合板工場へ流れる部分がございまして、県内での流通というのは、今のところ、4割ぐらいです。6割ぐらいが県外に出ていって有利な販売をやっているところでございまして、そこはご理解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】参事監ね、それは小学生でもわかりますよ、ごもっともです。

それではお尋ねしますけれども、この事業はいつからやってるんですか。それは参事監がおっしゃるとおりです。そしたらね、対馬とか県央で長崎県産材が高く売れるように協議しながら、それは努力をしてるんですか。確かに、伊万里に持っていった方がお金になりますというのはわかるんです。それはごもっともです。小学生でもわかる、そんなことは。そしたら対馬と県央の木材市場で1円でも高く売れるように、あなたたちは努力しているんですか、協力しているんですかということになるんです。そこが大切なところなんです。じゃ、そこはやっておりますか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】山側の生産者、対馬の場合においては、森林組合、それから国有林、県有林、林業公社がございまして、そこは有利な販売ということで1円でも高く売るということで、ロットをまとめて定期的に流すという協定を結びながら供給をしておるところでございまして、製材工場と山側の単価の契約については、民衆の一般的な取引ですので、その部分については、県はちょっと立ち入ることができませんので、関係者で協議をして山側の供給量と、それから下流の需要量をうまくマッチングさせるような情報提供をやりながら流通量を増やしてい

こうということで進めております。

【山田(博)委員】 私は、そういうことを言っているんじゃないんだよ。高いところに持っていくのは、それは市場原理はそうなんです。私が言っているのは、長崎県の林政課長として対馬と県央の木材市場で幾らかでも高く売れるような工夫と一緒に協議しながらやっているんですかと聞いているわけだよ。今、持っていくのはわかるんですよ。それはそうです。それはそうとはいえども、対馬と県央でしっかりと高く売れるように、生産者、木材市場の方、長崎県の林政課、長崎県の林政課というのは、内田参事監、あなたがすぐ浮かぶんだよ、あなたじゃないんだよ。それが、あなたみたいな答弁をね、係長でもそんな答弁できるよ。あなたらしくないぞ、今日は、ということですよ。あなたも今言いにくい立場があるでしょうから、部長、お答えいただけますか。

【中村農林部長】 今、山田(博)委員がご指摘のとおりだと思っております。実際に川上、川中、川下の県内の関係者の皆さんで集まって、いかに県内流通を増やしていくのか。特に、出口である県内での県産木材の活用をいかに促進していくかといった面で、なかなかぱっとは進まないんですけれども、公共施設だけではなくて、今後は民間の事務所とかレストランとか、そういったところまで県産木材の利用を広げていく、そういった出口を広げることで全体の流通量を県内の方に増やしていくといったことを進めてまいりたいということで、先ほど言いました、川上、川中、川下の方々が集まった協議会でしっかりと協議をさせていただいておりますし、今後もそこをしっかりとやらせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 農林部長、そのとおりですね。林修さんの番組だったら百点満点じゃないですかね。そういうふうな姿勢が大変必要だと私も思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

最後に、水産部に要望と資料の請求をして終わりたいと思います。

まず、先ほどの松浦の市場に関して、省力化というのは具体的にどういうふうなことをして今回の補正予算に関係してやっているのか。実際、松浦魚市場の水揚げがどれだけになって、だから省力化が進んでいるということが明確にわかる資料をいただきたいと思っております。

また、先ほど、水産環境整備事業の中で長崎南地区というのは大村湾でありますけれども、あくまでもこれは県が今までやっていたということであります。しかしながら、閉鎖的海域の共同漁業権内でも、先ほど水産部長は、地元から要望があれば真摯に受け止めてやっていくということでありましたけれども、そういった事業が計画されているのか、資料を請求しておきたいと思います。

農林部に至っては、永田室長ですね、実際に松くい虫の被害をどれだけ受けているのか、地域とか、はげ山とか、そういったことがどうなっているかということをきちんと把握していただいて、本委員会におきまして、伐採した後の対応がどうなっているのか、そういったことをわかる資料を請求したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なおかつ、そのままはげ山になった山を、ただ単に松くい虫みたいなそういった防御じゃなくて、再生する方法として県当局はどういった取組を今後していくかということを予算的なこ

とを含めてお答えいただきたいと思います。

資料は、本委員会の時によろしく願います。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時56分 休憩 —

— 午後 2時57分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですので、次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分及び第92号議案、第72号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 2時58分 休憩 —

— 午後 2時58分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、分科会の審査を終了いた

します。

【近藤委員長】 引き続き、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時59分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これより、令和2年2月定例会の審査内容等についての委員間討議を行います。

審査の方法について、お諮りいたします。

委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることにいたします。

委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

— 午後 3時 0分 休憩 —

— 午後 3時 2分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時 3分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月9日

自 午前10時 0分
至 午後 4時31分
於 委員会室 4

新産業創造課長 井内 真人 君
新産業創造課企画監
(海洋・環境産業担当) 福重 武弘 君
経営支援課長 吉田 憲司 君
若者定着課長 宮本浩次郎 君
雇用労働政策課長 吉村 邦裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 八江 利春 君
" 坂本 智徳 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 浅田ますみ 君
" 西川 克己 君
" 坂本 浩 君
" 饗庭 敦子 君
" 山下 博史 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君
産業労働部政策監
(産業人材育成・県内定着
促進・働き方改革担当) 貞方 学 君
産業労働部政策監
(新産業振興担当) 三上 建治 君
産業労働部次長 村田 誠 君
産業政策課長 小林 純 君
企業振興課長 宮地 智弘 君
企業振興課企画監
(企業誘致推進担当) 佐倉 隆朗 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第1号議案

令和2年度長崎県一般会計予算（関係分）

第3号議案

令和2年度長崎県農業改良資金特別会計予算

第4号議案

令和2年度長崎県林業改善資金特別会計予算

第5号議案

令和2年度長崎県県営林特別会計予算

第6号議案

令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計
予算

第7号議案

令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資
金特別会計予算

第10号議案

令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

第14号議案

令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算（関
係分）

第77号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第78号議案

令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正
予算（第1号）

第79号議案

令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

第80号議案

令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）

第81号議案

令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

第82号議案

令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

第89号議案

令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議案

第19号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第53号議案

長崎県魚市場条例を廃止する条例

第54号議案

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例

第55号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第56号議案

長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例

第69号議案

権利の放棄について

第70号議案

権利の放棄について

第71号議案

権利の放棄について

第73号議案

直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・長崎県主要農作物種子条例の制定を求める陳情書
- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇改善に関する要望書
- ・要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【近藤委員長】 ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外8件であります。そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分外14件であります。

次に、審査方法についてお諮りします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 1分 休憩 —

— 午前10時 1分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして委員間討議を終了いたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたします議案は、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第7号議案「令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」、

第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第82号議案「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」であります。

議案の説明に先立ちまして、産業労働行政の取組方針について、ご説明いたします。

本県におきましては、令和2年度を目標年度とする「ながさき産業振興プラン」に定める「生産性／競争力を高める」、「新たな需要を発掘／創出する」、「働く場を創る／改善する」、「有能な人材を育成／確保する」という4つの基本指針に沿って各種施策を推進してまいりました。

中でも、人口減少や産業構造の変化等の課題に対応するため、令和2年度は特に、成長産業の育成・創出及び県内産業の人材確保、若者の県内定着の視点から新たな事業を立ち上げ、積極的に推進してまいります。

まず、成長産業の育成・創出を図るため、ものづくり産業においては、新たな基幹産業への成長を目指す海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業、航空機関連産業について、企業間連携の推進、サプライチェーンの構築強化や専門人材育成、企業誘致等、引き続き複合的に施策を実施してまいります。

サービス産業においては、今後、成長が見込まれるヘルスケア産業や観光関連産業である宿泊、飲食、小売等に的を絞り、経営力の向上を後押しするとともに、引き続き地域や事業者グループの生産性向上に向けた戦略の立案・実践等を支援してまいります。

また、その他に首都圏の人材との交流等、新たな取組によるスタートアップの創出・育成や事業承継に係る個別支援体制の充実、県外からの移住創業等への支援を強化してまいります。

さらに、若者の県外流出を止めるため、①県内企業の魅力向上、②学生と企業の交流強化、③県外進学者等のUターン就職の3つの切り口から、引き続き、多面的に施策を推進し、特に、キャリアコーディネーターの活用等により、新卒・既卒含めた若者と県内企業とのマッチングをさらにきめ細かく推進してまいります。あわせて、多くの産業人材の確保に向けて民間の主體的な取組を促進するため、業界団体・事業者等への働きかけを強化してまいります。

それでは、初めに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計」のうち関係部分及び第7号議案「令和2年度長崎県小規模事業者等設備導入資金特別会計予算」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

一般会計予算の主な内容について、ご説明いたします。

3ページ、産業政策課でございます。

中小企業振興費について。

商工会、商工会議所による小規模事業者対策、中小企業団体中央会による協同組合の連携組織化対策等に要する経費として、中小企業団体指導育成費16億7,640万7,000円等を計上いたしております。

同じく3ページの企業振興課でございます。

工鉦業振興費について。

県内ものづくり企業の事業拡大に向けた取組への総合的な支援や地場企業の工場立地、設備投資等を促進するための助成等に要する経費として、地場企業総合支援事業費10億9,554万1,000円。本県航空機関連産業のサプライチェーンの充実・強化を図るため、設備投資や技術力向上、ビジネスマッチング等、県内企業の状況に応じた支援に要する経費として、長崎県航空

機クラスター強化推進事業費1億1,373万9,000円、誘致企業に対する助成や企業誘致活動の推進などに要する経費として企業誘致推進費6億7,380万円、市町が実施している工業団地整備の支援に要する経費として新工業団地整備事業費10億1,916万7,000円等を計上いたしております。

続いて、4ページ、新産業創造課でございます。

工鉦業振興費について。

県内ロボット・IoT関連企業の高度専門人材の育成及び企業間連携の促進等に要する経費として、ロボット・IoT関連産業育成事業費1億794万6,000円、県内海域への実証プロジェクト誘致と産学官が連携した専門人材の育成や研究開発等により海洋エネルギー関連産業への参入、企業群の創出促進に要する経費として海洋エネルギー関連産業創出促進事業費9,232万5,000円等を計上いたしております。

続いて、5ページ、経営支援課でございます。

中小企業振興費について。

廃業予定事業者と創業希望者のマッチングの促進に要する経費等として、中小企業経営改善推進事業費2,184万2,000円等を計上いたしております。

中小企業金融対策費について。

中小企業の経営基盤の安定等に要する資金の貸付に要する経費として金融対策貸付費208億9,970万円、融資枠694億1,730万円等を計上いたしております。

同じく5ページ、若者定着課でございます。

雇用安定対策費について。

企業内の人材育成やキャリアパス構築、魅力発信力の向上等の支援に要する経費として、人材確保に向けた企業の魅力向上事業費3,535万

5,000円、学生と県内企業の交流機会の充実、県内大学との連携協定に基づく支援、就職イベントや県内企業CM放映を集中的に実施する県内就職促進キャンペーンに要する経費として、学生と企業の交流強化事業費5,102万6,000円、SNS等を活用した県内企業を知る機会の提供や福岡県における県人サークルの立ち上げ、Uターン就職のための旅費助成等、県外進学者の地元就職対策に要する経費として県外進学者Uターン就職促進事業費3,702万4,000円等を計上いたしております。

続いて6ページ、雇用労働政策課でございます。

職業能力開発運営費について。

県立高等技術専門校の管理運営、若年求職者や中小企業の在職者等に対する職業訓練等に要する経費として職業能力開発校費3億7,968万9,000円、離職者等に対し、就職支援のために実施する職業訓練に要する経費として緊急離職者能力開発事業費4億9,801万8,000円等を計上いたしております。

雇用安定対策費について。

人材活躍支援センターを設置し、産業人材の確保や求職者の就業支援等に要する経費として、人材確保総合支援事業費1億675万5,000円等を計上いたしております。

続いて、7ページの債務負担行為の主な内容について、ご説明いたします。

産業労働行政県有施設等管理業務は、工業技術センター等の維持管理に要する経費について5,275万1,000円の債務負担行為を設定するものであります。その他経営安定資金について、長崎県信用保証協会が保証を行い、代位弁済をした場合の損失補償については、同資金の代位弁済額のうち信用保険等による補填部分を除い

た額の50％に相当する金額を限度に損失補償しようとするものであります。

同じく7ページ、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

その主な内容は、高度化資金に係る中小企業基盤整備機構への償還金等であります。

次に、8ページの第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分及び第82号議案「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

9ページ、企業振興課でございます。

工鉦業振興費について。

地場企業の工場立地、設備投資等に対する補助金の減等に伴う、地場企業総合支援事業費1億4,631万2,000円の減、市町が実施している工業団地整備に対する補助金の減等に伴う新工業団地整備事業費5億3,726万9,000円の減等を計上いたしております。

同じく9ページ、経営支援課でございます。

中小企業金融対策費について。

中小企業向け制度資金の貸付額の減に伴う金融対策貸付費60億5,049万9,000円の減等を計上いたしております。

続いて10ページ、雇用労働政策課でございます。

職業能力開発運営費について。

離職者訓練に係る訓練実施経費や就職支援経費の減等に伴う緊急離職者能力開発事業費1億

2,487万7,000円の減等を計上いたしております。

同じく10ページ、債務負担行為の主な内容について、ご説明いたします。

市町営工業団地整備支援事業費は、市町が実施している工業団地整備の支援に要する経費について、債務負担行為を設定するものであります。

同じく10ページの小規模企業者等設備導入資金特別会計について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は、記載のとおりであります。

その主な内容は、中小企業高度化資金償還金の減に伴う小規模企業者等設備導入資金償還事業費の減等であります。

最後に、令和元年度の予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出面においても年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、雇用労働政策課長より補足説明をお願いします。

【吉村雇用労働政策課長】それでは、私のほうから「長崎で輝く！人材マッチング事業費」について、補足で説明をさせていただきます。

資料は、「令和2年2月定例県議会 予算決算委員会 農水経済分科会 補足説明資料（産業労

働部）」、説明事項、「長崎で輝く！人材マッチング事業費」についてでございます。

1ページをお開きください。

まず、事業内容の説明の前に、今回、人材活躍支援センターを設置するに至った背景などについて、ご説明をさせていただきます。

有効求人倍率が1倍を大きく下回る就職難の状況にあった平成26年度に、若者、女性、中高年、高齢者の再就職を支援するためのワンストップ窓口として総合就業支援センターを設置し、求職者の就職支援を行ってまいりましたところでもありますけれども、近年は有効求人倍率も大幅に改善されて、相談件数も大幅に減少し、開設時と比較すると約44%の減少となっております。

一方で、現在、県内企業は、全ての業種において人手不足が常態化しておりまして、特に、中小企業・小規模事業者においては、厳しい状況にあり、人材不足の問題を抱える県内の中小企業等に対して多様な求職者を紹介し、就職させることで人材不足の解消を図ることが求められていると考えております。

ただ、人材確保のためには、賃金や雇用条件の改善は大きな要素となりますけれども、これ以外にも労務環境や職場環境の改善など、賃金以外にも重要な要素があり、企業側が、求職者が求める職場とはどのようなものを理解し、改善に向けた取組を進めていただくことが必要と考えております。

このような昨今の経済・雇用環境の変化を踏まえまして、現在、長崎市の長崎西洋館内に設置している総合就業支援センターを改称し、就職支援に加え、企業の採用力向上を支援する機能を持たせ、産業人材の確保を支援するため、新たに人材活躍支援センターを設置しようとする

るものであります。

それでは、資料に基づきまして事業内容について、ご説明をいたします。

まず、（1）人材活躍支援センター経費でございますけれども、県が雇用しますそれぞれ4名の採用力向上支援員及び就職支援員の人件費のほか、センターの広報経費、事務費など、人材活躍支援センターの運営に要する経費を計上しております。

次に、（2）採用力向上に係る業務委託費でございますけれども、企業に対する採用力向上支援については、県内各地域の商工団体や業界団体、市町、振興局等との連携のもと、取り組んでいくこととしております。そのために必要となる商工会連合会に配置する人材確保対策員の人件費のほか、各商工団体の活動経費や各企業のコンサルティング経費を計上しております。

次に、2ページをご覧ください。

人材活躍支援センターの概要等について、ご説明をいたします。

まず、センターの概要でございますけれども、冒頭でご説明いたしましたように、昨今の経済雇用情勢を踏まえ、総合就業支援センターの機能を維持しつつ、企業の採用力向上を支援するため、新たに人材活躍支援センターを設置するものであります。

具体的には、新たに職業紹介機能を持たせ、若者、女性、中高年、高年齢者に加え、第二新卒や就職氷河期世代など、県内外の多様な求職者と県内企業のマッチングを行うとともに、産業人材の確保のため、県内企業の採用力向上に向けた伴走支援を実施するものであります。

次に、人材活躍支援センターの体制でございますけれども、現在の総合就業支援センターは、民間事業者に委託して運営しておりますが、新

センターにつきましては、産業労働部長や政策監の指揮のもと、県の直営で運営してまいります。

具体的には、雇用労働政策課職員をセンター長に当て、県が雇用するそれぞれ4名の就職支援員と採用力向上支援員のほか、雇用労働政策課の職員がセンターの業務を行うこととなります。

次に、企業支援でございますけれども、人材確保に苦勞している企業に対して、雇用労働政策課職員と採用力向上支援員が中心となり、地域別、産業別に、各地域の商工団体や市町、振興局等から成る支援チームを構成し、企業の採用力向上に向けて伴走型で支援してまいります。

具体的には、企業の求人ニーズや人材確保に対する課題を抽出、検討するとともに、必要に応じて中小企業診断士や社会保険労務士など専門家の力も借りながら課題解決に取り組み、人材確保につなげていくため、個々の企業に寄り添いながら企業の採用力向上を支援するものです。

あわせて、各地域で採用力向上に向けたセミナーや個別相談会を実施するほか、関係団体を通じて企業の意識啓発を図ってまいります。

次に、就職支援についてでございますけれども、センターに就職支援員を配置し、若者、女性、中高年、高齢者、第二新卒や就職氷河期世代など、県内外の多様な求職者の就職相談に対応するとともに、新たに無料職業紹介機能を持たせ、県内企業とのマッチングを行ってまいります。

具体的には、これまでどおり、長崎西洋館内にセンターを置き相談対応を行うほか、県内各地域に就職相談員が定期的に出向き、面談による相談、あるいは電話やメール、スカイプ等の

SNSも活用しながら、さまざまな手法で求職者の個別相談を受けるとともに、無料職業紹介機能を活用して県内企業への就職につなげてまいります。

また、事業の実施に当たっては、資料の右側に記載しておりますけれども、長崎労働局のほか、県のほかの部局が設置する相談窓口とも連携してまいりたいと考えております。

新しい人材活躍支援センターでは、人手不足で人材確保が厳しい中、中小・小規模企業に対して支援をしつつ、県内外の多様な求職者に対しても相談支援を低下させることなく業務を行ってまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いします。

【小林産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、私からご説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部・水産部・農林部」の1ページ目をご覧ください。

これは決議第5（3）に基づきまして政策的新規事業に係る予算要求内容についての査定結果を提出するものでございまして、産業労働部においては、1ページの4事業の計上状況を記載しております。右のほうに要求額と計上額をそれぞれ記載しておりますけれども、いずれも事業規模の見直し等によるものでございます。

以上でご報告を終わります。

【近藤分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

先般の委員会の勉強会でいただいた資料に基づいて質問させていただきまして、その後に横長の予算書の資料に基づいて大まかに質問させていただきたいと思います。

まず最初に、企業振興課にお尋ねいたします。

市町の工業団地の分譲状況ということで資料をいただいているわけでございます。これは事前にいただいております。分譲中と整備中とありますが、分譲中の中では平戸市と大村市と佐世保市とあります。この合計した分譲面積と、実際、分譲済みがどれだけあるのか。

なおかつ、今後この分譲の目標として、いつまでに分譲を終えるのか、予定を、スケジュール感をご説明いただきたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】資料に基づいてご説明いたします。

現在、分譲中の町営の工業団地につきましては、平戸市で全体2.0ヘクタール、大村市の第2大村ハイテクパークで12.4ヘクタール、佐世保相浦工業団地が5.9ヘクタール、合計約20ヘクタールほどの分譲がなされております。そのうち第2大村ハイテクパークにつきましては、今年度2件、約1.7ヘクタールほど分譲が進んでいるという状況でございます。

整備中でございますが、現在、諫早市で南諫早産業団地が約20ヘクタール整備中でございます。今年の12月までには第1期といたしまして約10ヘクタール、令和3年12月ぐらいまでには約10ヘクタールという形で整備が行われているところでございます。

それと西海市の大島地区の工業団地がござい

ます。これが令和5年4月の完成予定ということで、これが13.1ヘクタール。あと、長崎市の企業用地ということで、現在、埋め立て工事を行っておりますが、一部、有害物質等の調査が必要ということで、完成時期は未定という状況になっているところでございます。

工業団地につきましては、これらを合わせて約50ヘクタール以上の用地が確保されるところでございますが、工業立地の状況といたしましては、経済動向等に大きく左右されてまいります。企業誘致につきましては、産業振興財団、県、市が連携してやっているところでございますが、いつまでに全てが完売できるというところまでのお答えはなかなか難しいところがございますが、少しでも早く工業団地が埋まるように頑張っていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 今、整備が終わったのが20ヘクタールあって、整備中も含めていつまでに分譲を目標にするかということは、今、特段目標はないということですね。ということは、目標がない中に整備していると。ある程度見込みがあって、こういった分譲なり整備をやっているというわけじゃなかったということですね。行き当たりばったりということで理解していいんですか。そういうふうにとられるわけですから、しっかりと目標感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、新産業創造課長にお尋ねしたいと思いますが、食品加工センターの施設整備として今回予算が計上されているわけです。その中で備品購入費として1億5,000万円上がっています。この中にいろんな細かい下処理とか2次加工とかいろいろ機械がありますけど、この機械の選定はどのような形でされたのかということをもっと説明をいただけますか。

【井内新産業創造課長】 新たに整備します食品加工センターにおきましては、試作、加工をメインに事業者の支援を行おうとするものでございます。

その中で、資料の中に下処理から始まりまして、1次加工、乾燥、粉碎、2次加工とありますが、それぞれの中で必要となる機器がございます。

また、事業者等のヒアリング、アンケートも行いまして必要となる機器を選定したところでございます。

【山田(博)委員】 事業者からのヒアリング、アンケートと言われましたけど、事業者へのアンケートというのはこういった形でされたんですか。これはつくる時に、どういうふうな形でやるかとか、農業団体を中心に、もともとこの話は農林部から上がってきたんですね。農林部からきて、最終的には新産業創造課にきたんですね。これは廣田部長、ご存じだと思うんですけどね。これは農林部としっかりと協議した上でやったんですか。今の話では、農林部の農の字も出なかったんで、そこを明確にお答えいただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 産業労働部だけではありませんで、農林部関係の事業者とも協議をして、その上で選定を決定しております。

【山田(博)委員】 わかりにくいので、新産業創造課長、これは選定委員会なんかをつくってきちんと機器の見積もりなりを取ったかどうかというのを明確にお答えいただけますか。そういった選定委員会を開いた上でされたかどうかというのをね。

なぜかということ、予算計上が1億5,942万7,000円、「7,000円」まで出ているからですね、えらく細かい数字が出てきたなと思っているわ

けですね。だから、選定委員会を開いた上でこういった形でやられているか、やられてないか、そこだけまずお答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】機器の選定に当たりましては、農林部の関係者も含めて、このような機器が必要だということで、そういう場を設定して選んだものでございます。

機器の価格、備品購入費の価格が約1億6,000万円でございますが、この価格算定に当たりましては、それぞれ複数の見積もりを取得して予算を計上しているものでございます。

【山田(博)委員】では、新産業創造課長ですね、きちんとした選定委員会に基づいてされたのかね。つまみ食いして農林部に聞いたり、アンケートをとったりしたのか。資料をきちんとまとめて午後からでも答弁できるようにしていただけませんか。今の答弁ではちょっと納得がいきませんので。

関連して、今回、予算が計上されている食品加工センター整備費が、設計業務委託費の減額に伴うということで3,267万円が出ていますけど、これはなぜこういうふうになったのか、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】食品加工センター整備費の2月補正としまして3,267万1,000円の減となっております。こちらの内容としましては、設計費の入札減に伴うものが2,009万5,000円、分析機器を11台導入しましたが、こちらも同じく入札減に伴うものが523万8,000円の減。そして、整備に先立って地質調査を行いました、こちらも同じく入札減で497万4,000円の減でございます。

【山田(博)委員】分析機器というのは、何の入札ですか。分析機器というのは、どういった分析なんですか、お答えいただけますか。

【井内新産業創造課長】食品加工センターにおきましては、試作、加工の支援を行うものでございます。分析につきましては、工業技術センターのほうで従来から支援を行っておりまして、それに関する機器の答申等の予算を令和元年度の当初予算に計上しておりました。その入札減によるものでございます。

一例を申し上げますと、アミノ酸・有機酸分析システムというものがございまして、こちらはうま味成分でありますとか食品の機能性を測定するものでございます。

【山田(博)委員】分析機器というのは、食品加工センター整備費とありますけど、これはあくまでも、いいですか、機器というのはきちんとした加工施設ができて分析機器を置くというのは一般論として理解しますが、先に購入して、先に加工センターの整備として充てるんですか。要するに、建物ができて機器を配置するのが順番じゃないかと普通思うわけですよ。先に分析機器だけなぜ買わないといけないのかと。あくまでも食品加工センターとしてやるわけでしょう。

私たちが理解しておったのは、いいですか、この整備費というのは、設計とか地質調査費というふうに私は理解しておったわけです、当初から。それが分析機器を含めているというのは、私たちは当初は聞いておりませんよ、これは。

三上政策監、私は、この委員会に一昨年当初から籍を置かせていただいておりますけれども、あくまでも整備費として、設計費、地質調査費と私は理解しておったわけです。分析機器を当初含んでいたかどうかというのは、前回も農水経済委員会の委員というのは私しかいないんだな。これは三上政策監、きちんと答弁していただけますか。私は、そういったものは入ってい

ると思ってなかったよ。わかりやすく言うと整備費だから、建物をつくってから、機器とかなんかを入札するという順番になるけれども、先になんで分析機器を、必要性というのは、いろいろなものがあるというのは理解できますけれども、あくまでも食品加工整備費だから、順番が違ふんじゃないかと思うんですよ。そこを政策監、明確にお答えいただけますか。

【三上産業労働部政策監】ご指摘ありがとうございます。食品加工センターにつきましては、当初、工業技術センターの中で行われておりました食品分析機能を強化する形で設立が決まったと聞いております。また、食品加工センターが立ち上がるまでには、確かに地盤の整備、建物の整備までには時間がかかるわけですが、それが建て終わってから備品を購入するのでは、どうしてもタイムラグが発生いたします。我々県としましては、建物ができたらすぐにこの加工センターを軌道に乗せるために、従来行ってきた工業技術センターでの分析機能をそのまま拡大しつつ、食品加工センターに継続的に行わせていくということから、今回、当初予算においては分析機器の購入を決めたと聞いております。

【山田(博)委員】そしたら三上政策監、この食品加工整備費の中に食品分析機器を最初から入れていたということですか。私は、購入を否定はしません、それは必要だから。それはあくまでも工業技術センターの部品なりの、あちらの予算で計上すべきじゃないかと思うんですよ、これは。なんでそれを入れるんですか。あくまでも整備費ですよ、これ。私たちは、建設の、建物ということはわかってたんですよ。

もっと言いますと、その分析機器というのは、どこに配置するんですか、将来的には、購入し

た後には、この食品加工センターじゃないんですか、工業技術センターですか、そこをまずお答えいただけますか、2点。

【井内新産業創造課長】分析機器におきましては、工業技術センターに食品・環境科がございます。そこに配置をするところでございます。

食品加工センター開設後は、従来から分析機能というのは工業技術センターの中にありましたので、それを新しいセンターに移設というのではなくて、工業技術センターに引き続き配置しまして、支援としては一体的にやってまいります。

【山田(博)委員】そしたら食品加工センターの分析機器というのは、工業技術センターの部品の中に入れてするのがスマートじゃないですか。

そしたら、いいですか、食品加工センターの整備費で予算化しているのであれば食品加工センターの中に置いてやるのが普通のあり方じゃないか、予算上、そういうふうになっているのであればよ。部長、そう思いませんか。研究した後で答えたいと思います。

続きまして、若者定着課長にお尋ねしたいと思います。

県内の大学の県内就職率ということでいろいろと資料をいただきまして、ありがとうございました。

それで、これは皆さん方にご披露というか、したいと思いますが、長崎大学が県内就職率を公表していただきました。理解を示していただいて、大変敬意を表したいと思います。せっかくの機会ですから委員の皆さん方にもご紹介させていただきたいと思います。

長崎大学の県内の就職率がどれだけかというと、26%です。長崎県立大学が34%、長崎純心大学が70%、長崎外国語大学が33%、長崎国際

大学が27%、長崎短期大学が75%、その他の大学は非公表ということです。

そこで、県内就職率について若者定着課がいろいろ予算を組んでますね。若者定着課長に確認ですが、医療政策課におきましては、看護師の養成学校に一定の支援をしております。そこで私が言ったのは、県内の就職に一段と頑張っているところには厚い支援をしいいいじゃないかと、別の形でね。そしたら、「そうですね」ということで、今ここにいらっしゃる村田次長が、その時は医療政策課長で、いい制度をつくっていただいて、学校関係で大変ね、さらにさらに県内の医療関係、福祉関係で県内就職率を頑張っているということになっています。

若者定着課長ね、私は、県内の大学は一生懸命頑張っている。こんなね、長崎大学も厳しい県内就職率でもちゃんと公表して頑張っているという姿勢をあらわしている。こういった大学にもしっかりと、何らかの支援策を、ただ単に学生と企業を会わせるんじゃないくて、大学側にもしっかりと応援できるような環境づくりを今後、今回の予算にそういったものが含まれているかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。私の考えに関する見解も聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【宮本若者定着課長】 まず、県内大学の就職率について、先ほど山田(博)委員から、例えば長崎大学が26%というお話がございました。これは平成30年度の実績でございます。平成31年3月分を公表いただけたところについて確認をとったということでございます。一つは、県内の大学でも、例えば県内の大学生が多いとか、あるいは県外からの学生が多いとかで、一概に率だけを見てはいけないというところはあるかと思っています。

一方で、来年度どうしていくかということでございますが、今回、「COC+事業」ということで長崎大学を中心にこの5年間やっていたところですが、次年度は県が主導して県内大学とこれまで培ってきた連携体制をさらに深めてやっていこうと思っております。

その中で県内大学に対する新たな支援ということで、県内大学がより県内就職率の向上に向けて取り組む。例えば、それは企業との交流会のさらなる拡大であったり、一部、大学によっては独自で学生と一緒に、例えば、県内企業のA企業とB企業がつながっていて、A企業は東京の大きなところとつながっている、そういった取組をやっていききたいという大学もございいます。

新年度におきましては、そういう取組が何らか支援できないかということで、新たに大学独自の取組を支援するような補助金を新たに創設しようと思っております。そういった中で県内就職率のさらなる向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、若者定着課長がおっしゃっていることは、頑張っている大学に対してもしっかりと、いろんな提案があれば支援をやっていこうと。予算的な枠組みも今回あるということで理解していいんですか。

これからは、ただ単に県とか企業が一生懸命、大学の学生に紹介しても、そこに日頃からお世話になっている先生方の後押しがあって、県内企業があるんだからと言って後押しをすれば、また県内就職率がアップするような施策を大学独自でしていただくような形をとっていかないと。それを大学側が競ってやっていただきながら県も支援していくといったスキームを予算の範囲内でやっていこうということで理解してい

いのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

【宮本若者定着課長】 県内の大学、頑張っている大学も含めて、そういった新たな県内定着の支援を行ってこうと思っておりますので、今まさに委員がおっしゃっている考え方と同じでございます。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

若者定着課長にもう一つお尋ねしたいんですけど、外国人受入促進セミナーとあります。この実施予定地が長崎市、佐世保市、島原市、五島市ということで4カ所になっております。これはなぜ4カ所なのか。私の地元の五島市は予定地に入っているけど、壱岐や対馬も人材不足で大変困っているという話も聞きますが、そういったところはどのようにになっていくのか。また、大村とかああいったところを含めてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 外国人材の受入セミナーということで、委員おっしゃったように、長崎市、佐世保市、島原市、五島市の4カ所を想定しております。

まず、参加するであろう企業様の利便を考へまして、長崎市、佐世保市を想定しております。諫早市、大村市は長崎市か佐世保市のどちらかに来ていただくようなことで考えております。五島市におきましては、実際、令和元年10月末時点の外国人技能実習の状況を一定念頭に置いておりますが、労働局のデータでは五島市には32人、あるいは監理団体もできているということで、やはりニーズが一定あるんだろうなということで五島市を想定させていただいているところでございます。あとは島原市ということで考えております。

【山田(博)委員】 若者定着課長、今の答弁を聞いたら、ざっとしているんじゃないかと思ったよ。もうちょっとびしゃっと、こうで、こうでというのはわかるけど、ここに来るんじゃないかという形ですということはどうかなと。

今、外国人受入促進セミナーを実施予定ということで4カ所上がっておりますけれども、ほかの地域も、例えば、大村でしてほしいという要望があった場合には、これが実施できるか、できないか、そういうところをお尋ねしたいと思っております。大村と諫早の人は佐世保に来てもらえばいいんですよとか、そんな大雑把なことを言っちゃ、いかがなものかと思うわけですよ。いいですか、人口が多いですからね、事業者も多いんです。大村にも諫早にも県議会でも有力議員がいるんですよ、東彼杵もいるんですよ。ところが、今の答弁だったら、いかがなものかと思えますよ。しっかりとした、もうちょっと前向きな答弁をいただきたいと思います。

要するに、この外国人受入促進セミナーというのは4カ所でしかないのか。例えば、要請があればほかのところでもするのかしないのかということをお答えいただきたいと思います。

【宮本若者定着課長】 今の委員のご指摘も踏まえて検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひね、それはそうすべきだと思います。

私ばかり質問できませんので、ここでひと区切りして、ほかの委員に質問していただきたいと思います。

【浅田委員】 今、山田(博)委員が質問しておりましたさまざまな若者定着について、私も予算質問の中でインターンシップ制度などについてお伺いをさせていただきましたけれども、あの時は県立大学に絞っての質問でしたので、全般

的なことをお伺いさせていただければと思います。

今回の中にもインターンシップ企業セミナー費等が入っております。これまでも大学とかも、課長がおっしゃるようにいろいろとご努力いただいてインターンシップなどをやっていた。しかしながら、企業が余り学生のニーズとマッチしてないのではないかとということもあって、こういうセミナーを開かれているのだと思うんですけれども、このあたりもう少し詳しく教えてくださいませんか。

【宮本若者定着課長】 新年度におきましては、委員ご指摘のとおり、インターンシップについて新たに力を入れていこうと思っております。一つは、インターンシップ企業向けセミナーということで開催したいと思っております。

昨今、インターンシップについては、県内企業のほうが意識醸成のところが若干足りてないかなという思いもございますし、そういった中でカリキュラムを充実していくとか、そういったことをしていく必要があると思います。

次年度におきましては、企業を支援するといえますか、企業向けのインターンシップセミナーとして、まず100社程度を想定したインターンシップセミナーを開催したいと思っております。そういったことで意識醸成を図る中で、そのうち20社程度については、個別に自分のところはもうちょっとカリキュラムをグレードアップして学生のニーズとマッチングさせたりという企業も当然出てくると思いますので、そういった100社の中で20社については伴走といえますか、3回ほど個別相談を繰り返しながら、その企業のインターンシップを充実させていきたいということを考えているところでございます。

【浅田委員】 私も、何度も繰り返しますが、イ

ンターンシップというのは非常に重要だと思っております。我々の時にもこういうのがあれば、もっといろんな企業のことを知ることができたかなという気がしております。

そんな中で県立大学では必修だったということもあって、大学が選んでくれた企業に行かざるを得なかったのも、企業側が正直言って連続20日間という中で、割とバイト感覚のような感じで迎え入れて、普通の大学生のバイトと同じような感じでインターンシップを使ってしまっているというような現状の声がたくさんありました。

今回、こうやってインターンシップをさまざまな学校がやる場合においては、必修とかではなくて、企業側もある程度、インターンシップを望んでというところがあるとは思いますが、学生のニーズとマッチしていないということで、ある程度これをやろうとしたきっかけなり、そういう声があったのでこれを行っているんだと思うんですけど、課長、そこはどうですか。

【宮本若者定着課長】 「県内企業のインターンシップのカリキュラムが充実してないんじゃないか」という学生の声、県立大学だけではございませんけれども、私どももさまざまな大学と意見交換する中で、このインターンシップのカリキュラムの充実というあたりが県内企業の支援にもつながりますし、学生にとっても魅力的な事業になっていくだろうというところの、そういった声があったので、こういう予算を計上しているところでございます。

【浅田委員】 その中で20社程度を特に絞って伴走型で3回程度個別相談をします。この20社程度に絞るという、なんかあるんですか、水準みたいなものとか、公募制なのか、特に個別をやりたいという企業に絞るのか、何か制約があ

るのであれば、どうなのでしょう。

【宮本若者定着課長】 まずは参加いただく100社の中で手を挙げていただくところが中心になってこようかと思います。一方で、私どもも一定、例えば、参加する企業さんの中で、仮にですけれども、学生さんのほうから、その企業さんが「もう少しインターンシップのカリキュラムが充実していたらよかったな」という声があれば、そこでこちらから能動的に声かけをしていくということで考えているところでございます。

【浅田委員】 インターンシップフェアとか、いろんなことがなされておりますよね。そういうこととの連動性とか、積極的に絶対今年はこちらは必ず就職をさせたいんですみたいなところに絞り込むのかなと思ったんですけれども、いろんな声を聞いてというお答えでしたので、それは理解したいと思います。

そんな中で学生の方にいろいろ企業PRをするのに「Nナビ」とか、いろんな活用があったりとか、中には大学では入学と同時に登録をしなければいけない学校がある。県内就職の人は、きっとそれを活用するんでしょうけど、どの程度の方々が、それぞれ企業だったり、学生が今現在登録をしているのか。それは長崎県内にいる学生全体のどれぐらいの割合を占めているのか、教えてください。

【宮本若者定着課長】 「Nナビ」の登録学生数につきましては、現在、約7,000名程度が登録しております。それは単純計算で県内大学生が大体1万6,000人とか1万7,000人ですけれども、全体として見れば半分よりちょっと下というようなことの登録数となっております。

【浅田委員】 「Nナビ」も含めて、その半分がどれぐらい活用して、そこから就職につながる

か、つなげていくのかというのが大事なところで、これが全部になればいいのか、希望者数なのか。

企業においては、登録に対する要件とかは別になくてということだったと思うんですけども、学生の中からは「PRのあり方が見づらい」とかいろんな声があって、改善していただいたほうが、若者はこれをより活用しやすいのではないかなと思っているんですが、そのあたりもいろいろ予算を含めて入っているかと思うんですが、いかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】 「Nナビ」に対する学生、あるいは企業からの意見はいろいろございます。ちょっと紹介させていただきますと、企業のほうに聞きましても、もともと県内就職の学生なのかかもしれませんけれども、「Nナビだけを見て企業に就職した」という方もいらっしゃいますし、企業さんによれば、前は「リクナビ」、「マイナビ」にもお金を払って登録していたけど、最近は「Nナビ」だけでもとれるようになってきたので、「「Nナビ」は無料なので「Nナビ」だけでうちの企業は勝負する」と言っていたくような声も大分出てきていると思っております。

一方で、画面を見ていただくと、少し固かったり、あるいは企業の魅力情報が一番上にきて、それから会社名がきてとかいう順番になっているんですけれども、必ずしもそこが大手で一番見やすいと言われている「リクナビ」、「マイナビ」と項目の順番が違ったりというのがありまして、そういったところが少し見にくいというような声があるのも事実です。

あと、デザインがちょっと、簡単に言えば「若者受け的にはいまいちかな」というような声もありますので、令和2年度の予算において、「N

なび」のそういった企業のさらなる魅力向上、あるいは多くの学生が見やすいような感じのデザインの変更、そういったあたりにちょっと力を入れていくような予算案を計上しているところでございます。

【浅田委員】担当課の方たちがいろんな声を聞いて改善していただく、そしてまた、県内に増やしてくれる。「Nなび」の企業からの声も上がっているということで、それは一定評価をすべき点だと思いますし、これはますます伸ばしていただきたいなと思います。

この予算の中にもSNSなどを増やした情報発信というのがあるんですが、インスタとかツイッターとかいろいろありますよね。その実態は、学生が登録して、どれぐらいフォローされて、どれぐらい活用されているかということ把握していて、それが実態としてどのように感じておられるのか、そこまで教えてください。

【宮本若者定着課長】SNSによる情報発信につきましては、私ども、「つながるナガサキ」というものを今年度から運用しているところでございますが、インスタグラムの例でいきますと、年度当初が400ぐらいだったのが、現状で1,000をようやく超えてきたというようなところでございます。

大きい小さいかと言えば、まだまだです。特に、これは県外の学生にふるさとを思い出してほしいというようなところがございますので、もっと増やしていきたいと思っております。

そういったものを増やす手段といたしましては、次年度は県内で県内就職促進キャンペーンということで、一定、四月末ぐらいから何カ月か期間を区切って、さらに盛り上げていくようにところもやっていきたいと思っておりますので、そういった中でフォロワー数を増やしていきたい

と考えているところでございます。

【浅田委員】インスタとか、例えば「つながるナガサキ」は、長崎のいいところだったり、いろんなものを出していると思うんですが、それを実態として書いているのは県職員さんですか。

【宮本若者定着課長】書いているのは嘱託でございます。県職員がライターとして今年度から「つながるナガサキ」を書いてもらうようにしております。

【浅田委員】今年度からということですね。それがどれぐらいの世代の人たちかわかりませんが、けれども、やっぱり若者が欲しい情報だったり、若者に通じる書き方だったり、いろいろあると思うんですね。そういう意味においては、近い世代の方々の活用だったり、大学生自体が今こっちにいて、もっと戻ってきたいような情報を提供するようなスタッフィングというか、そういったところの視点も少し増やしてもいいのかなと個人的には思っているんですが、いかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】既に今年度のライターにおきましては、各大学に行って学生の意見を聞きながら、アイデアをもらってインスタグラムに投稿しているということは一定やっているところでございます。

今のご意見を踏まえまして、さらに興味が湧くような形の工夫は加えてまいりたいと考えております。

【浅田委員】そういう意味で、ますますフォロワー数が増えることを期待します。

もう1点だけ若者定着課のほうにお尋ねしたいんですが、キャリアパス導入支援について、いろんな説明会をなさって企業等も参加しておりますが、行った上での現状というか、企業の反応があれば教えてください。

【宮本若者定着課長】キャリアパス導入支援につきましては、今年度の新規事業ということでやらせていただいております。

これまで6回開催してきたところであります、アンケートもまだ集計中のところがありますけれども、8割以上のところが、「キャリアパスという言葉聞いたことがあっただけ」とか、そういった企業さんもかなりおられるみたいで、入ってきた子が具体的にステップアップしていくイメージを、「セミナー自体、非常にすばらしかった」という声がアンケートで多うございますし、「これから取り組んでいきたい」というところも一定以上あるということになっております。

【浅田委員】これは今回の新規予算もありますし、今後というところでどういうふうな状況になっていくのかということを本委員会の中でお示しいただけるものと思います。ありがとうございます。

それともう一つ、創業・起業支援事業の中で先進地との連携型スタートアップ集積創出促進事業というのがありまして、長崎の「CO-DEJIMA」と渋谷の交流拠点、これは多分「QWS」だと思うんですが、私も友人の会社がこの中にありましたので、できてすぐの時に早速行かせていただいております。ここの強化企業に2,000万円ちょっと計上されておりますが、ここを具体的に、そして今後のあり方等を教えてください。

【井内新産業創造課長】先進地連携型スタートアップ集積創出促進事業費、予算額が約2,100万円でございます。

この内容としましては、委員ご指摘のように、渋谷の産業交流施設の「渋谷QWS」との連携が新しい内容でございます。その「渋谷QWS」

に対して一つの連携を図る取っかかりとしまして、本県の地域課題を幾つか提示しまして、それを渋谷側でどのように解決できるのかということを検討、提案をいただいて、その実証を私ども長崎県で「渋谷QWS」と一緒にやっていくということがまず1点ございます。

また、こちらの長崎県の意欲ある方々にも「渋谷QWS」を活用していただいて、いろんな刺激であったり交流とか、そういうものをいただいて新しいものにつなげたいということで、その相互利用の支援というものもでございます。

また、この「CO-DEJIMA」自身の機能の強化を図りたいということでございまして、外部の専門家によるアドバイスも受けながら集客アップにつながるような助言指導をいただく、あるいはオンラインの相談機能を新たに「CO-DEJIMA」に設けまして、スタートアップの支援機能としての強化も図ってまいりたいと考えております。

それに加えて、「NAGASAKI起業家大学」でありますとか、「スタートアップラウンジ」でありますとか、従来からの事業も含めて継続してまいりたいと考えております。

【浅田委員】課長、今の話で私が感じたのは、2,100万円ということで一定計上されていると思うんですが、コンサルの業務をというふうに考えたほうがいいですか。それともそれぞれのイベントがいろいろありますよね。この間、ぱったりお会いしたイベントは、東京のほうで茶業農家さんとか長崎のいろんな人を招いていたところにたまたま行って皆さんともお会いできたわけですが、ああいう単体に対して、いろんな事業にある一定予算を注ぐというような形でしょうか。

【井内新産業創造課長】単体のイベントの開催

費にそれぞれ予算を投入するというわけではございませんで、その開催に係る費用も含めてですが、そういうトータルのコーディネートも渋谷のほうにさせていただくと、あくまでトータルですね。そういう視点での予算でございます。その渋谷との連携に係る費用としまして2,100万円のうち約430万円の予算を計上しているところでございます。

【浅田委員】幾つかの会社がございましたよね。この「渋谷QWS」の中にそういう支援団体があって、そこにある一定任せるということでしょうか。いろんなグループがございましたが、渋谷に、渋谷にというところと、渋谷に求めている長崎県のあり方で、渋谷からスタートアップ事業とか学ぶことは多々あるかと思うんですけれども、その終着点の見え方というのか、先々があると思うので、そこをすみません、ちょっとわかりづらいんですが。

【井内新産業創造課長】委員おっしゃられますように、「渋谷QWS」には、創業者だけではなくて、その支援者も多く集まって、あるいは入居をされております。その渋谷のプレーヤーを長崎に引き込むというところもあるんですが、それに加えて渋谷のほうから長崎のほうにアドバイスをいただいて、長崎の初のスタートアップを、創出を図ってまいりたいというのが目指すところでございます。

【浅田委員】繰り返しになりますが、これはこれからの事業なので見ていかなければいけない部分もあると思います。私も渋谷に住んでいたんで、渋谷の、渋谷の言われると、渋谷で何かが起これば、それが全て長崎にプラスというのか、長崎とマッチングがしやすいというところでもないでしょうし、そこにどういった方たちがかかわって、長崎の何を、どういった産業を

スタートアップの時にフォローアップしてくれるかというところがちょっと見えづらいものですから、今後またここは注視していきたいと思っています。

【近藤分科会長】ほかにございませんか。

【饗庭委員】私は、人材活躍支援センターについてお尋ねしたいと思います。

総括質疑でも質問があったかと思うんですけれども、先ほどの説明で、人手不足を補うために、求人倍率とかも変わってきたのというご説明でしたけれども、もともとこれは委託をしていたのが県で直営することの理由としては、人手不足とか変わってきたことは委託のままでもいけるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこを県の直営に変える理由を教えてください。

【吉村雇用労働政策課長】人材活躍支援センターを現在の総合就業支援センターの委託から県の直営にする理由についてのお尋ねでございます。

現在、総合就業支援センターについては、主に求職者、職を探している方たちを対象にセミナーですとかカウンセリング、適職診断、そのような主に求職者に対する対応をしているところでございます。

先ほどもご説明したとおり、人手不足が深刻化して企業支援にも力を入れていく必要があると考えておりまして、この企業支援については、県下には大体6万を超える事業所がございます。それを県が一手にというのは、なかなか厳しい部分もございます。さらに、地元の企業を一番よくご存じなのは、商工会、商工会議所の経営指導員といった部分もございます。あと、事業所の企業の集積状況ですとか、規模とか、産業構造、そういったものは地域、地域でばらばら

でございまして、県下一律の支援というのはなかなかしっくりこない部分もあるかということで、地域ごと、あるいはケースによっては業界ごとに商工団体ですとか、地元の市町、あるいは振興局、そういった要員が一緒になって支援チームをつくって企業に寄り添って伴走型の支援をしていくということを考えております。

その際、例えば、商工会、商工会議所、商工団体、あるいは企業の経営者の方と直接お話をするケースも出てくる。そういったことについては、委託で、丸投げと言う言葉はちょっとよくないんですけれども、任せてしまうよりは、県が直営で、あるいは場合によっては幹部職員も出向きながらやっていくことが効果的だろうと考えておまして、併せて無料職業紹介機能を持つということは、相談部分だけを切り離して委託すると、そういうことはできなくなりますので、相談部分を含めて県の直営としたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】県で直営で見るということだと思うんですけれども、今まで総合就業支援センターでやってこられた方々が、そのまま県の直営になっても、委託なので1年更新かと思うんですけれども、ずっと長年働いてこられた方もいらっしゃるかと思うんですが、そのあたりは県の直営になっても、そのままいこうということにはならないんでしょうけれども、その方々の人材も活用しながらということもおありなんでしょう。

【吉村雇用労働政策課長】先ほどご説明の中で、企業の採用力向上支援員を4名、就職支援員を4名置くと申し上げましたけれども、この4名は、身分としては会計年度任用職員での雇用になります。

ハローワークを通じて求人を出して、そこに

応募いただいた方の中から選考するという形になっております。現在、総合就業支援センターで働いている方たちが応募してくるケースもあるかと存じます。

【饗庭委員】私が心配しているのは、県の直営になることで委託していた業者、民間になろうかと思うんですけれども、その仕事がなくなるのではないかとということで、何でも県が直営となると、今までされていた方が、そこは委託であっても、そんなに収益はないんでしょうけれども、それで働く人を活用しているということがあろうかと思ったので、お聞きしました。

じゃ、今後、県でされるということの中で、「就職氷河期世代を含む求職者全般と」と書いてあるんですけれども、この就職氷河期世代の方が、県内にどれぐらいいらっしゃるって、どれくらいを見込んでされておるのか、教えてください。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時13分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

【吉村雇用労働政策課長】これは正確な統計等はございませんで、国の厚生労働省の外郭団体の試算によるところでございまして、概ね35歳から44歳までの世代の中で、不安定な就業状況にある方、いわゆる不本意非正規と言われるような方々が約5,000人、長期にわたり無業にある方々が約4,000人という推計になっております。

【饗庭委員】その方々の具体的な支援としては、県としてどのように考えておられるのか、教えてください。

【吉村雇用労働政策課長】就職氷河期世代の方

は、私が申すまでもございせんけれども、学校を卒業する時に就職難に遭って職にありつかなかった、あるいは正規に職員になりたかったけれども、非正規で働かざるを得なくてキャリアがなかなか積めていない。そういったことで不遇をかこっておられる方々もいらっしゃると思います。

ただ、そのような方々を職と結びつけるということにつきましては、従来から幅広い支援をしております、どのような職が向いているのかといった適職診断ですとか、カウンセリングとか、履歴書の書き方ですとか面接の受け方、そういったこともしております。

そういった困っておられる就職氷河期世代の方々を労働市場に引っ張り出すといいますか、例えば、無業の方、「俺はどうせ働けないんだ」といった形でおられる方を、やっぱり働いてみようかというふうに労働市場に引っ張り出すということも必要と考えておりますので、そういった就職氷河期世代に対する対応をきちんとやっていきますということ。これは国も盛んに言っておりますけれども、しっかりとPRして就職に目を向けていただきたいと考えております。

もう一つ、今回私も、企業支援、採用力向上の部分をやってまいりますので、氷河期世代も含む求職者が、こういったスキルがあります、こういった職に就きたいと思えますと、そこ企業側の希望をすり合わせながら、あるいはそういった方たちにおいても、一概に就職氷河期世代だからということで切り捨てるのではなくて、きちんと人を見て採用してくださいといったようなこともお願いをしながら、就職氷河期世代の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 今のご説明だと、普通の就職支援

と全然変わらないように感じるんですね。氷河期世代の方は正職員になれなかったとか、今の働き方で満足しておられない方が多いんだと思うんですね。その方を今後は正社員とか安定した職に就いていただくためにどうやっていくのかということをお願いしたいんですけど。

【吉村雇用労働政策課長】 一義的には先ほど申し上げた丁寧なマッチングというのがメインになってこようかと思います。就職氷河期世代で不本意非正規を長く続けてきて、例えばキャリアがなかなか積めてない。そういう方々に対する支援というのは、要はキャリアを積むための支援については、例えば、厚生労働省のキャリアアップ助成金というものもございます。また、新年度、新たな対応も出てこようかと思っておりますけれども、現在、県として直接的にキャリアアップを支援するような制度はつくれておりませんけれども、国の制度もよく調査をして、そういった助成金等の利用も働きかけてまいりたいと考えております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時19分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

【廣田産業労働部長】 氷河期世代に対する対応のお尋ねでございます。

先ほど課長からご説明がございましたけれども、県といたしましては、就労の意欲、能力がありながら、希望に沿った就職ができていない、いわゆる就職氷河期世代の方を可能な限り希望に沿った就労に結びつけるということに対応していく必要があるものと考えております。

そのようなことから、新たに開設します人材活躍支援センターで、対象者については、就職

氷河期の方に限らず、中高年、若者、全ての世代の方を対象といたしておりますけれども、その中で県内企業とのマッチングをしていくような導きをやっていこうと思います。

そのためには意識改革、これは両方あるかと思っています。求職者側の考えも変えないといけないと思います。いわゆる雇用していただく企業の方も考えていかないといけないと思いますので、そういった対象になる方々の意識改革をまず進めていく必要があろうかと思っております。

あと、今、国も国策としていろんな検討をしております、具体的に申し上げますと、今後、長崎労働局を中心といたしまして、国、そして私ども県、そして経済団体、労働団体、あるいは支援団体等で構成する就職氷河期世代活躍支援のプラットフォームというものを立ち上げるようにいたしております。その中で関係者がいろいろ議論をいたしまして、都道府県ごとの事業計画というものを策定するようにいたしております。

また、地方自治体が行う就職氷河期に対する取組に対しての交付金がつくられることになっております。このことについても今後の申請ということになりますので、まず、先ほど申し上げた労働局が中心となったプラットフォームでの事業計画の策定、それに基づく実行というのがあろうと思いますし、やはり経費がかかると思いますので、それは国が予定している交付金を最大限に活用して就職氷河期世代に対する対応を行っていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ県でも具体的なことを考えていただいて、就職氷河期に当たったばっかりにやりたいことがやれないという方が県内にもたくさんいらっしゃると思っているんですね。そ

の方々が、この人材活躍支援センターを通じて就職できるようにお願いして、終わりたいと思います。

【山下委員】お疲れさまでございます。

まず、予算に関する2点の質問の前に、新型コロナウイルスの影響が県下で広がっている中、産業労働部におかれましては、部長を筆頭に、いろんな支援策、相談窓口等、対応に当たっていただいていることにまずは心から敬意を表したいと思います。ありがとうございます。引き続き、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

予算について2点、若者定着課の高校生の県内就職促進事業費と企業振興課の産地活力強化事業費についてお尋ねをしたいと思います。

今般示されております第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中にも若者定着をどんどん促進しようということであってあります。

高校生の就職希望者の県内就職率が60%台前半でとまっているというような記載もある中でございますが、予算書の28ページに高校生の県内就職促進事業費が、額は小そうございますが、減額の予算を組まれているわけでありまして。これだけ県も力を入れてやっていこうという中、なぜ減額予算が組まれているのか、そこらあたりからまずご質問させていただきたいと思っております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時23分 休憩 —

— 午前11時24分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【宮本若者定着課長】 横長資料の28ページ、上から3段目、「△」の195万8,000円につきましては、今年度高校生向けのパンフレットを

更新する作業を3年ぶりに行ったところでございます。それにつきまして新たに高校生向けだけでなく、保護者向けのパンフレットも新規に令和元年度に作成することとしております。その分については新規に作成するということで、いわゆる作成委託料が令和元年度のほうが高うございました。来年度は、それを更新する、印刷するとか、原版がもうすぐできますので、その分が下がって約200万円の減となっております。

【山下委員】そういう理由でありましたらよくわかるんですが、その下の高校生のためのふろさと長崎就職応援事業費は増額の編成になっておりますが、この中身について教えていただきたいと思います。

【宮本若者定着課長】 その下につきましては、930万円ほどの増額になっております。これにつきましては私どものほうで就職者が多い高校にキャリアサポートスタッフということで、県内企業の魅力とかを生徒と面談しながら、学校の先生と連携しながら、別にそういうことをしていただくキャリアサポートスタッフ、県内就職支援員を置いておまして、その方を2名、次年度は増員することにしておりまして、それにより、さらに県内就職率を図っていこうと。そういったところの2名分の人件費が一番大きな要素でございます。

【山下委員】 いずれにしても、「まち・ひと・しごと」の中でもこれだけうたっておられるわけですから、ぜひとも高校生が県内に定着していただけるように、引き続き施策の充実をお願いしたいと思います。

2つ目でございますが、今回、企業振興課のほうで新規ということで産地活力強化事業費ということで予算を組まれております。私もちょっ

と勉強不足のところがあるんですが、同じような支援が過去にあったような気がするんですが、今回、あえて新規というところの事情等がありましたらご説明いただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、山下委員からお尋ねがございました産地活力強化事業は、今回、新規事業ということでご提案をさせていただいております。

実は事業全体としては全く新規になりますが、この事業と同様な事業というのは、この中で島原手延そうめんと五島手延うどんにつきまして、平成26年度から新しい食べ方、市場を開拓しようということで、ヨーロッパでの販路開拓などの取組を今まで続けてまいりました。

この事業は県だけではなくて、県、市町、産地の団体、全体で協議会をつくってやってきた事業でございますが、昨今はその取組を受けて、その中で首都圏で少しそういうことを生かして販路開拓したいという話が1つございました。

前提になりますけれども、これを含めて本会議で部長から中島委員にもご答弁申し上げておりますけれども、陶磁器を含め、地域産業がしっかりしていないと、県全体の産業として振興するのはなかなか難しいだろうということで、そうめん、うどんを含めて、今、産業労働部でお預かりしている壱岐焼酎、長崎かんころもちと併せて地域産業の強化を図ろうというのが1点、今回、こういう事業を組み立てた状況でございます。

【山下委員】 ありがとうございます。本当にすばらしい県産品が県内にはございます。そういうことで取り組んでいただきたいと思います。

2つ目の括弧にあります伝統的工芸品の支援ということで、中島委員のところの波佐見焼、私の地元の三川内焼等ございますが、これは限

度額を見ていると、県産品は上限が400万円と書いてありますが、工芸品のほうは20万円ということで書いてあります。20万円ではちょっと心細いなというところがありますが、このあたり、なぜこういうふうな限度額が設定されているのかお尋ねいたします。

【宮地企業振興課長】今お尋ねがございました限度額のことからまず申し上げますと、（1）のイメージとしましては、補助対象に記載させていただいておりますが、産地の団体ということで、そうめんの団体であるとか、うどんの団体であるとか、企業様が多数集まられた団体にご支援するということで、限度額が一定あるという状況でございます。

下の（2）の工芸品のほうにつきましては、製造されている事業者の方、少ないところではお1人というところもございます。まずは今回、新しく補助制度を財政当局にも認めていただきましたので、額はこれで十分とは言えないかもしれませんが、小さいところから始めて、効果があれば当然拡大していきたいと思っております。

【山下委員】ありがとうございます。五島うどん、島原そうめん、壱岐焼酎、長崎かんころもちということで、今後、ほかの部分についての拡充といいましょうか、予定といいましょうか、そのあたりがございましたら教えていただきたいと思えます。

【宮地企業振興課長】今、山下委員からお尋ねがございました、産品は県内にはいろいろ、例えば、かまぼこを含めてございます。

全体がどうなっているかと申し上げますと、全体は文化観光国際部の物産ブランド推進課で戦略会議を持っておりまして、その中で、今、重点商品として22商品を指定しております。農

林部が所管する農産物、中には「長崎四季畑」に入っているような商品もありますが、それは農林部のほうで、かまぼこなどは水産部でお世話しております。では、産業労働部はということで、この4品目、私のところで製造業の振興をやっておりますので、地域において製造品出荷額が大きいとか、そういう視点で製造業からのアプローチが効果的だろうという4品目については、現在、私どもがお預かりしているということで、全体としましては各部において支援策を講じておられるところでございます。

【山下委員】ありがとうございました。最後になりますけれども、やはり長崎はカステラ、ちゃんぽんが余りにも有名過ぎて、その次の品目が、県産品が日本、世界になかなか羽ばたいていかないという状況がございますので、こういう事業費を活用していただいて、ぜひとも長崎県産品がもっともっと販路拡大できますようお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【八江委員】企業振興課に今の質問の関連になりますけど。

我々が、長い間、議会の中でいろいろ聞くことは、長崎県の産品のことで、五島うどん、島原手延べそうめん、焼酎、かんころもちだという話はずっと、当然ながら、長崎県の産品ですから出てくるんですけど、なかなかこれが軌道に乗らないといえますか、ずっとやっておりながらも、なかなかうまくいってないというイメージも我々は持っております。

ですから、長崎県は製造には非常に優秀な技術があり、製造地としては立派なところがあるけど、販路拡大のほうがうまくいかないのが長崎県じゃないかとよく言われておりますし、

我々も痛感しております。アンテナショップをはじめ、いろんな形でやっておりますから徐々に浸透はしていると思いますけど、もう少し思い切ったことの政策的な転換を図って販路拡大をやっていかなければいけないんじゃないかなと。それは一つの商品そのものでは、なかなか拡大ができないと思いますので、長崎県全体のものとして一括して販路拡大のための大きな予算をつけながら、本格的な販路拡大に取り組まなければならないんじゃないかなと思います。ちょぼちょぼ、やっていることは事実ですけど、ところが、それがなかなかうまくいかないの、もう少し思い切った予算をつけながら、大手販売会社とよく戦略を立ててやるべきだなというイメージを持っておったんですけど、そういったことについて考えていただくようなことはできませんか、あるいは検討したことがありますか。

【宮地企業振興課長】 今、八江委員がご質問のとおり、我々の取組が消費者の皆さんに十分に届いていないという状況は、我々もそう感じているところでございます。

販売のところにつきましては、先ほど申し上げましたように、文化観光国際部の物産ブランド推進課のほうで「長崎フェア」を初め、いろいろ予算を講じて対策をとってございまして、各部のそういう取組と併せて、私どもも販路開拓をやっていきたいという思いがございまして。

今回、ご提案している事業でございしますが、我々としては、最近、そうめんとか、うどんがそうですが、例えば、パスタの代わりに食べてみるとか、若い方を中心に、東京でそういう食べ方をされているんですけども、カレーにつけて、つけ麺風で食べるとか、そういう動きは、これはちょっと悔しいんですが、秋田の

稲庭うどんとかは東京でも最近結構聞くようになってまいりまして、新しい消費者、若い人を取り込んでいるという状況がございまして。

我々の予算としましては、市町、産地と連携しながら、そういう新しい消費者を開拓していくのが我々の予算と考えております。八江委員がおっしゃる本体部分につきましては、物産ブランド推進課を中心にある程度の予算額を講じて現在やっているところでございます。

【八江委員】 今、うどんにしても、そうめんにしても、あるいは焼酎にしても、全国各地で特産はたくさんあります。そこで打ち勝てなければ販路拡大はできないわけでありまして、販売の仕方については、いろんな知恵比べもあると思いますけど、同時に影響力というか、販売力のある企業との関係が必要じゃないかなということをつくづく感じておりましたので、そのあたりをもう一度掘り下げて検討していただいて、そして、思い切って予算等をつけながら短期でやっていくことも戦略として必要じゃないかなということ。

もう一つ、五島うどんにしても、そうめんにしてもそうなんですけど、長崎県の中には各地区にうどん屋ばかりなんです。県内には右も左も、うちの入り口のところにはうどん屋があります。毎日、うどん屋を眺めながら出勤してますけど、お客さんがいっぱい入っています。ところが、五島うどんの食べるところが長崎県にはほとんどない。空港に1軒あるぐらい、あるいは長崎市に1軒あるぐらいで、産地でありながら、県民自らが食べてないというのの一つは、乾麺と生うどんという問題もあるかもわからない。じゃ、生うどんをつくれればいいんじゃないかという、その技術的な問題とか、醤油のあり方とか、こういったことも指導していくか、

また、業界で考えていただくかということを考えていかないと、よそのうどん、四国のうどん屋が目前にあるんですけど、私は食べずに通り過ぎておりますけど、そんなことが、外に売ることでもですけど、もう少しやり方といいますか、それから製造の仕方、もう昔からあった、椿油を入れたうどんでありますから、こしの強いうどんではあるんですけど、端的にそういうことも言えるんじゃないかと。

そしてまた、壱岐の焼酎も麦焼酎の発祥の地と言われておりますけど、芋焼酎なんかに比べて伸び悩んでいると思いますけど、そういったことも一緒だと思いますので、もう少し視点を変えながらやっていただきたいというのが私の要望であります。

うどんのやり方については本気で考えていただいて、今年度は2～3店舗ぐらい開店できるように、例えば、佐世保のほうに1店舗、島原のほうに1店舗、長崎市内に何店舗かできるぐらいのことはあってもいいんじゃないかと思いますが、そのようなことを要望して、一旦終わりたいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、八江委員から3点、企業との連携、予算の状況、あと県内で食べる場所をという3点についてご質問がございました。

企業との連携につきましては、先ほど、山下委員にご答弁申し上げましたが、今年の産地ブランド事業におきまして、東京のイタリアンですとか、フレンチのシェフを招いて、うどん、そうめんを使っていただくよう売り込む事業を実はやっておりまして、その事業で今年、首都圏で8店舗、そうめんやうどんの取り扱いをしていただくようになっております。その中では、銀座の大型商業施設に入っているフレンチレス

トランでそうめんを使ったコース料理を出していただくような成果も出ているところでございます。

予算につきましては、先ほど申し上げましたけれども、私どもとしましては、今回の事業を含めて成果を出して、次、大きく予算を取れるように頑張っていきたいと思っております。

最後の食べるところでございますが、南島原市、新上五島町におきまして、現在、地元でそうめんなりうどんを食べられるような動きを事業者様がかけておられますので、そういう状況も見ながら、適宜、市町と一緒に頑張ってご支援していきたいと思っております。

【八江委員】 期待しております。

【近藤分科会長】 ぜひ、八江委員の言われるように、五島うどんをよろしく願います。

【坂本(智)委員】 当委員会に何年かぶりに来ましたので、よく言えば浦島太郎になっているかもしれませんがけれども、浦島太郎というのは、前のこともよく覚えていて、海に沈んで、そして上がったなら何もかも忘れてたと、まさかこんなことではなかったというふうな。そんないいものではございませんけれども、ちょっと質問します。

82号議案ですが、小規模企業者等設備導入資金特別会計です。使用料及び手数料が706万円の増で、あとは歳入が65億6,009万円の減、歳出が72億6,485万4,000円の減ということで、部長説明の8ページ、9ページ、10ページ、11ページを見ますと、各課、全部減額になっているんですね。こういうことってあるのかなと。補正予算の第1号、どういうことなのか。

例えば、企業振興課にいたしますと、新工業団地整備事業費が5億3,700万円の減となっておりますが、この金額が大きい小さいかという

のは考えようではあるかと思いますが、結構大きい数字だなというふうに私は思うんですけれども、いかがでございましょうか。

【佐倉企業振興課企画監】 今回の2月の補正におきまして、新工業団地整備事業費が5億3,726万9,000円の減というふうになったところでございます。今年度、現計予算におきましては、現在、11億円ほどの予算で5億円ということで大きな割合になっております。

この減額の要因につきましては、今年度は佐世保市、諫早市、西海市、大村市等の5市町に対する整備費の支援というものを予定しておりました。しかしながら、諫早市において、整備中に一部岩が出たということで、工事進捗の状況が少し減ったということで、諫早市の工業団地で2億4,800万円ほどの事業費が翌年度に回っていくということがございました。

あと、西海市のほうで工事内容、土砂の搬入方法を変更するというので、今年度の分が約3億7,000万円でしたけれども、これが2億4,000万円減ということなんです。

工業団地につきましては、今年度につきましては、そういった工事の進捗等の内容で少し大きなものとなったところでございます。

【坂本(智)委員】 どうもありがとうございます。

これは大きいなと思ったんですけれども、9ページの下に経営支援課の中小企業金融対策費がマイナス60億5,000万円という数字が計上されているわけですが、中小企業向け制度資金の貸し付け減、ということだったんでしょうね、60億円の減というのは。

【吉田経営支援課長】 一般会計におきまして銀行へ無利子で預託をして、それを原資の一部として金融機関が中小企業に対して制度資金の貸

し付けを行う分につきまして、例年、40億円から50億円ぐらい、この補正で補正をさせていただいております。

今回、韓国人観光客の減少、あるいは足元のコロナウイルスの関係、こういった不測の事態に備えるために、言葉はあれですけど、一定そういった事態にも対応できるような予算を組んでおります。その預託した分につきましては、年度末に全額返還してもらうという形ですので、その分は諸収入というふうな形で財源としては計上しております。

【坂本(智)委員】 私の地元である対馬のことについても予算をちゃんと準備していただいたにもかかわらず、なかなか借りられなかったということもあってのことだろうと思いますけどね。ありがとうございました。

いずれにしても、65億6,000万円の歳入で72億6,000万円の歳出の予算が減額になっているわけですが、当初予算はどうだったのかということを考えざるを得ないわけですが、部長、その辺はいかがでございましょうか。

【廣田産業労働部長】 この制度資金の預託でございますけれども、年間の貸付額を想定いたしまして、前もって各金融機関に預託をし、そして、それに基づく貸付限度額を設定いたしているところでございます。

先ほど、当初予算でも二百数十億円、そして、貸付限度額が600億円という形でっておりますけれども、あくまでもこれはそれぞれの制度資金の事業者の方の貸し付け申し込みというのがあって初めて発動されるものでございます。先ほど、経営支援課長がご説明したように、制度資金でございますので、いろんな場合に対応できるように、予算としては少し多めに組ませ

ていただいて預託している。しかしながら、あくまでも年度末については、その実績に基づいた形で補正をし、そして、全額また県のほうに戻ってくるというシステムになっております。

そういったことで、繰り返しになりますけれども、事業者の方が幅広い形で活用できるように少し見込みを多めに設定し、予算を計上させていただいているところでございます。

【坂本(智)委員】 わかりました。冒頭に申し上げましたように、今浦島太郎みたいな、そういうことになっているわけございまして、当部がそういう予算の積み上げ方、そして実績というようなものについて、ほかの部とはまたちょっと違うんだなということを改めて感じた次第でありまして、できるだけそういう金額の差が少なくなるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

【坂本(浩)委員】 各課に、それぞれわからない点を含めてありますので質問いたします。

企業振興課、経営支援課、若者定着課、雇用労働政策課に質問をいたしますので、ご準備方よろしくお願いいたします。

県全体の新年度の予算については、ご案内のとおり、3年ぶりに7,000億円を超えて経済対策が盛り込まれているということで、産業労働部においても、特に県政の最大の課題である人口減少対策の中心を担っている部局でありますので、その分、新規事業も含めて今議論があっていたとおりであります。

県全体の予算は7,000億円で、前年度に比べて4.1%伸びています。ところが、産業労働部の予算全体につきましては、前年度比で約15億円程度減額ということで、下げ幅がマイナス4.5%ということになっております。とりわけ、先ほど申し上げました4課のうち企業振興課と経営支

援課、それから若者定着課の減額幅が5%台から6%台のマイナスとなっておりますので、その理由等について横長資料に基づいて幾つか質問をさせていただきます。

委員長、減額幅が大きい部分だけ抜粋しますので、各課ごとによろしいでしょうか

【近藤分科会長】 はい。

【坂本(浩)委員】 まず、経営支援課であります。

今、坂本智徳委員からも言われたとおり、若干関連するんですけれども、横長資料の26ページに金融対策貸付費というのがありまして、これが前年度に比べてマイナス13億7,400万円ということになっております。内容については右側にずらっとあるんですけれども、「ながさき産業振興プラン」によりますと、今も比率的には変わらないんでしょうけれども、中小企業が99.9%、そのうち小規模が87.5%を占めているわけなんですね。もちろん、ここに書いてありますように、資金の調達力が弱いというところで、その支援を含めて中小企業の底上げをすることが、県内の総体的な産業の底上げということになるんじゃないかなと思っているんですけれども、そこが13億円減額をされているということが1点目です。

それから、経営支援課の2点目は、23ページにサービス産業活性化事業費というのがあります。これは3,700万円の減、前年度比で70%の減、30%ということなんですね。

内容を見てみると、部長説明資料にも書いてありますけれども、今後、成長が見込まれるという観光関連産業経営支援事業とヘルスケア産業創出促進事業というのが入っているにもかかわらず、前年度比大幅減額ということになっておりますので、まず、経営支援課にこの2点についてお尋ねいたします。

【吉田経営支援課長】 まず、金額的に大きな金融対策貸付費についてのご説明をいたします。

先ほど少し申し上げましたが、県の制度資金ということで信用保証協会の保証制度を活用して担保力の弱い県内の中小企業者が借り入れるような制度をつくっているということですが、この分の予算組みに関しましては、ここ数年は新規貸付は一定額、前年度と同額を確保しながら、過年度に貸し付けた分については、償還が進んでいく結果、融資残高が減っていくということになります。その分については、それ見合いで預託の額を落とすというふうな形で対応してきておりまして、ここ最近の低金利の中で、この制度資金ではない、いわゆるプロパーと呼ばれるような金融機関が独自に貸し付けている分の充実というのもあると思いますけれども、過年度に貸し付けた分、これは足元で韓国人観光客ですとか、コロナウイルスの関係とか、こういう不況とか、何らかの事件、事故等があると増える傾向にありますけれども、ここ数年はその分の償還が進んできて残高が減ってきたというのが大きな流れと思っております。

次に、サービス産業活性化事業費についての3,700万円ほどの減額ということでございます。サービス産業につきましては、委員からも御指摘がありましたように、観光関連産業とヘルスケア産業について注力していくということで、ここ数年取り組んでおります。

その中で宿泊業に特化して支援する事業を4年間やってきております。事業の周期として4年間で今年度、平成31年度、令和元年度で終了ということになりまして、令和2年度からどういう事業を組み立てるかということでいろいろ検討してまいったんですけれども、それは観光関連産業の一部として業界と連携したモデル事

業の創出という形で新たに取り組んでいこうということで、従前の宿泊業に特化した事業をとりやめたという形になっておりまして、その影響で3,700万円ほどの減になっているという形でございます。

【坂本(浩)委員】 そしたら、この貸し付けの分については、過年度に貸し付けた分が順調に償還が進んでいて、要するに、使い勝手といいますか、トータルとしても、先ほど答弁があったような突発的なことがあれば別ですけれども、別に縮小したわけではないという理解でいいということですね。わかりました。

サービス産業活性化事業のことについてもわかりました。ただ、宿泊業特化という部分が4年間で終わったということですが、いろいろ聞くと、宿泊業は、そう順調じゃないところもあるんじゃないかなと思っていますので、それは観光関連産業経営支援事業の中でモデル事業としてやっていくということでありますので、ぜひ今後も、減額はされておりますけれども、取組方の強化をよろしくお願いいたします。

次に、企業振興課についてお尋ねです。

横長資料の16ページです。企業誘致推進費6億7,380万円ということで前年度に比べて4億7,300万円ぐらい減っています。この間の概要説明の時にもらった資料を見ますと、企業誘致ですね、総合計画の期間内において、来年度までということになりますけれども、目標2,700人に対して実績が2,897人ということになっておりますので、それでいくと目標を超えているから、その分、少しトーンダウンということかなというふうにも思うんですけれども、そこら辺の認識をお伺いいたします。

【佐倉企業振興課企画監】 委員お尋ねの企業誘致推進費でございます。昨年度の当初予算は11

億4,700万円、今年度は6億7,300万円ほどで約4億7,000万円の減額となっております。これにつきましては16ページの内容説明に記載しております企業立地推進助成事業と企業誘致特別強化対策費、それと企業誘致総合展開推進事業、国境離島企業誘致強化事業、主にこの4つを合わせた費目でございます。

一番最初の企業立地推進助成事業は、過去、誘致した企業に対する補助金でございます。残りの3つにつきましては、産業振興財団の企業誘致推進本部における誘致活動の活動費、人件費等でございます。財団等の誘致活動の人件費につきましては、前年度とほぼ同額という形で確保させていただいておりますので、誘致につきましては、引き続き全力で頑張っていきたいというところでございます。

あと、企業推進助成事業です。これが昨年度9億8,500万円ほどございました。これが今年度5億4,100万円となっております。令和元年度におきましては、16件で大口の1億円を超えるような誘致補助金が4～5件ございましたので9億8,500万円という金額になっておりますが、令和2年度につきましては、11件で、そういう大きな案件がないということで、今年度、昨年度と比較して約4億4,000万円の減になっているところでございます。

【坂本(浩)委員】 来年度の誘致の、今、11件と言われましたかね、ほぼもうめどがついているという理解になるんですか。

【佐倉企業振興課企画監】 今申し上げました11件というのは、これまでに立地した、投資に応じた、雇用に応じたものです。11件というのは、来年度に目標とする見込みということではございませんで、過去に立地した案件の投資額等に応じた実績による補助金ということでござ

います。

【坂本(浩)委員】 来年度の分は盛り込まれてないという理解でいいんですか。例えば、立地の状況に応じて年度で補正を組んで、例えば半年ぐらいで5件できたら、その分の補助というふうなことで年度途中で編成していくという理解でいいんですか。

【佐倉企業振興課企画監】 誘致企業に対する補助金につきましては、通常、例えば、今年度立地した企業につきましては、その準備期間とか投資額が来年度以降に今年度投資分も含めて補助金の申請をいただくということになっていきますので、当該年度に立地した分で補正ということはあんまりないんですけれども、そういうケースが生じましたら補正等の対応が必要になってこようかと思えます。

【坂本(浩)委員】 次に、すみません、若者定着課の分は、どうしても数字が理解できなくて、横長資料の27ページ、若者定着課のトータルが前年比で2,388万円ということで減っているんですね。この内訳をずっと拾っていても、合計がこれにならないんですよ、減額が。なんでもかなと思って、すみません、簡単な質問なんですけど。

【宮本若者定着課長】 大変申し訳ございません、資料が見にくくなっておりまして。と申しますのが、一番大きな減の要素として、この資料にあらわれていないもので令和元年度で終了する「ながさき輝く人財雇用創造プロジェクト」というものがございます。それが1億200万円程度でございます。すみません、これは資料のつくり方の話ですけれども、来年度ないものですから、この資料からマイナスの1億円が見えてない状態になってます。ただ、トータルでは、例えば27ページの一番上の行に本年度4億4,800

万円という数字があります、その隣に4億7,200万円という数字があるんですけども、ここに1億円が入っていたという整理になっておりまして、その下にマイナスで1行、本年度予算がゼロで右側にマイナス1億円という欄があると電卓が合うような形になっているんですけども、すみません、そこをこの資料で読み取れないようになっておりまして、大変申し訳ありません。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 零時 5分 休憩 —

— 午後 零時 5分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【宮本若者定着課長】 「ながさき輝く人財雇用創造プロジェクト」で約1億円落ちております。それに加えて27ページあるいは28ページでプラス、プラスで出てきているものがございまして、結果としては、大きな国庫補助事業だったんですけども、事業終了を補うような形で新たな施策を組み込んでいるところでございます。

【坂本(浩)委員】 最後に、雇用労働政策課です。先ほども饗庭委員から質問がありました。それから、先日の予算総括質疑でも改革21の山田朋子委員から質問があった件です。

長崎県人材活躍支援センターについてでありますけれども、1億円以上の予算がついて、企業と人材のマッチングということで、これはこれで内容的には理解しているんですけども、ただ、どうしても納得がいけないのが、要するに、企業向けに支援をしていく部分に力を入れるということなんですよ。その理由は先ほど課長から答弁があったとおりです。

ただ、その一方で一番懸念するのは、求職者

に対する相談業務だとか、そういう体制が縮小しているんじゃないかという問題意識なんです。しかも、予算を見てみたら前年度に比べて、横長資料の32ページに人材確保総合支援事業費ということで、前年度比2,900万円減額されているわけです。そしたら、企業向けの支援のところは、もちろんこれで力を入れてもらって、今までどおり求職者に対する対応も、例えば、佐世保は従来どおり常駐する、あるいは大村、五島についても巡回相談を今までどおりして、なんでそれができないのかということなんです。そこら辺の認識はどうなんですか。

【吉村雇用労働政策課長】 求職者に対する支援の重要性、これは変わらずにあると思っております。ただ、雇用情勢が好転しまして求人倍率が上がる。要は、求職者の方が就職しやすい状況になってきております。

現在の総合就業支援センターは、平成26年度に開設いたしましたけれども、開設次年度の平成27年度で相談件数は約1万1,500件ぐらいございました。これが平成30年度につきましては6,500件程度、約44%減少しております。ですから、重要性は非常に強く認識しておりますけれども、ボリュームとしては下がってきていると考えております。

そして、減額要因の大きなものでございますけれども、現在、長崎西洋館の2階と3階、それと一部、中二階も使用して事業を行っております。これを今回2階部分、ここが一番広くて平米単価も高いんですけども、この2階から3階と中二階に集約するということを考えておりまして、2階部分の室料が大きく減っております。

【坂本(浩)委員】 重要性は認識しているというふうなことは共通しているんだろうと思うんですけども、問題はボリューム、今言われまし

たように、相談件数が40%ぐらいまで下がってきているということと、有効求人倍率が1.1倍台で回復してきていると。求職者が就職しやすいということですよ。

ボリュームは、相談件数は確かにそうかもしれませんが、ただ、有効求人倍率の1.1倍というのは全国最下位なんですね。その1.1倍の中身も、要するに求職者が、例えばこういう職種で自分は正規で働きたい、そこのマッチングがなかなかうまくできてなくて、今の経済状況の中でやむを得ず働いている、要するに、求職者側から見てですね。それが結構あるというふうに私は認識しているんですよ。

だから、ボリュームが下がったのはあるのかもしれませんが、課長が言われるように重要性は引き続き認識をしていただいて、今後の推移次第では、場合によっては常駐体制だとか、あるいは巡回回数の増だとか、そういうことも含めて、年度途中でも結構ですから検討をしていただきたいということを要望として申し上げさせていただきます。部長、いかがですか

【廣田産業労働部長】 先ほど、総合就業支援センターを見直して人材活躍支援センターを設置する背景について申し上げました。

この総合就業支援センターは、有効求人倍率が非常に低い時に設置されたところでございます。確かに、有効求人倍率は改善されておりますけれども、そういった中でも仕事をしたい求職者は依然としておられるのは十分認識しております。その待遇面についても、非正規であったところを正規にという動きがあるのも十分認識しております。

そういうことから相談業務については、先ほど件数が非常に少なくなっているという状況に鑑みて相談員の人数は縮小いたしますけれども、

ただ一方で、現在、電話と面談で受け付けているところ、今、若い人はSNSといったものを活用されているということもありますので、そういった新たな手法での受け付けもやっていきたいと。

それともう一つが、これまでは完全に民間に委託をしておりました。それを今回、県の直営にいたしましたので、状況に応じては県の職員も対応できるということで考えております。

それともう1点、大きいところは、これまでは民間企業にいて就職相談だけを受けておりましたけれども、やはり求職者が希望する仕事に就いてもらうためには、やはりマッチングも必要だろうということで、新たに無料職業紹介の機能を付加しまして、これまでは相談を受けた方をハローワークにつなぐだけだったんですけれども、それを相談を聞いて直接県がご紹介することもできると思います。

それで、あと、どこに紹介するかということですが、これは企業の採用力向上と関連するところですが、企業側には、人が足りないのであれば人材が確保できるような改善をやっていただきたいというお話をしますけれども、その中で各企業が求める人材という情報も当然入ってきますので、そういったことからすると就職相談と企業支援を同じ部署で一元的にやることによって求職者の希望に添った就職につながることも期待できるということで考えているところでございます。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 零時14分 休憩 —

— 午後 零時14分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30

分から再開します。

— 午後 零時15分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、横長資料に基づいて幾つか質問させていただきます。

こちらは事前に各課に具体的な説明もいただいているわけですので、その中で特に質問させていただきたいことがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、横長資料の3ページですが、企業振興課全般に関わってくることなので確認させていただきたいんですが、常盤・出島地区の、今、置かしている会社さんに50年間の一般定期借地権ということになっておりますが、これは貸付料というのが収入に入っているんですけど、これは月当たり幾らということを出しております。今度、神ノ島の用地貸付料というのは、固定資産課税台帳に基づいて1.5%掛けていると。出島のクレインハーバー長崎ビル用地については、時価相当額ということではいろいろあるわけですが、これはなぜこういうふうに算定の基準が、固定資産課税台帳であったり、貸付料が月幾らとか時価相当額になっているのか。

ほかの課では、横長資料の9ページの雇用労働政策課におきましては、雇用労働政策課が所管しているところは、目的外使用ということで、これは「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例」に基づいて使用料とかなんかを算出しているんですね。

課によってなぜこういうふうに違うのかということをお聞きしたいのと、常盤・出島地区の交流館の貸付料というのは、50年間、この

料金なのか、その2点をお答えいただきたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】 企業振興課におきます財産貸付収入のご質問でございます。常盤・出島地区、東そのぎグリーンテクノパーク、神ノ島ANA用地、出島町クレインハーバーの4つについて、ご説明を申し上げます。これは4本とも全て普通財産でございます。

まず、常盤・出島地区交流拠点用地内業務施設の貸付料につきましては、現在、水辺の森公園の隣にありますメットライフ生命さんの用地でございます。面積にしまして8,019平米です。これにつきましては平成15年当時、土木部においてアーバンルネッサンス構想に基づいて、あそこの8,000平米については、雇用力の高い業務施設の立地ということで全国に公募いたしまして、当時、AIGグループさんの応募がありまして決定しているところでございます。

その公募条件の中に、貸付料として平米・月597円ということ、それと50年間の一般定期借地権設定を締結するということで、公募条件として決定されて現在に至っております。平成16年度から貸し付けを行っておりまして、50年間の貸し付けですけれども、貸付料金の見直しにおきましては、この契約につきましては、10年間ごとに見直しをするということで、その見直しに当たっては、消費者物価指数を勘案して甲乙協議の上、設定をするというふうになっております。

続きまして、東そのぎグリーンテクノパーク用地貸付料でございますが、これは東彼杵町にございます東そのぎグリーンテクノパークの用地の貸し付けでございます。用地面積としましては5万4,709平米になっております。平成17年度から貸し付けを行っておりまして、この東そ

のぎグリーンテクノパークに企業誘致を促進するために、長崎県工場等設置奨励条例に基づきまして、東そのぎグリーンテクノパーク工業団地普通財産減額貸付要綱を策定し、事業用定期借地権の貸し付けを行っているところでございまして、固定資産評価額に1.5%を掛けた額を貸付料としているところでございます。

3つ目の神ノ島ANA貸付料でございしますが、面積としましては1万8,000平米でございします。これにつきましては神ノ島工業団地にオフィス系の企業誘致を促進するという目的で、神ノ島工業団地（オフィス系企業用地）普通財産減額貸付要綱を策定し、平成22年度から貸し付けを行っているところでございます。

算定に当たりましては、固定資産課税評価額に1.5%を掛けるというもので、貸付期間は20年間という事業用定期借地権を設定して締結しております。

最後の出島クレインハーバー長崎ビル用地の貸付料でございしますが、面積は2,091平米でございします。これにつきましては長崎県産業振興財団がクレインハーバー長崎ビルの整備のために貸し付けた用地でございします。これにつきましては建物を建設するために貸し付けているものでございしますが、賃貸用のビルと1階の部分は駐車場用地になっているところでございします。ビルの建物分につきましては、長崎市、県、それと財団が連携して企業誘致を促進するためということで、公益事業という形でございしますので、「長崎県県有財産の交換、譲渡等に関する条例」に基づきまして無償貸し付けとしているところでございします。しかしながら、駐車場部分につきましては、一般的な用途での駐車場でございしますので減免ということはありませんで、駐車場部分の貸し付けにつきましては、普通財

産ではありますが、建物の1階部分ということで行政財産使用料基準に定められた地価配分率を算定に準用しまして貸し付けを行っているところでございます。

【吉村雇用労働政策課長】お尋ねのありました9ページの行政財産の目的外使用料でございします。

横長資料の9ページにあります労働使用料の中の勤労福祉会館使用料、それと技能会館使用料、これが行政財産の目的外使用許可に伴う使用料でございします。

行政財産の目的外使用については、地方自治法で定めがございまして、行政財産の設置目的を阻害しない範囲で目的外に使用を許可することができるとなっております。

その使用料の額につきましては、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例というのがございまして、その第8条で「別表に定めるとおりとする」とございします。その別表の中で、土地については当該使用に係る土地の時価相当額に100分の6を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額」、建物については、「当該使用に係る建物の時価相当額に100分の7を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額と建物の使用部分に関する敷地に係る使用料との合計額」という定めがございします。

この勤労福祉会館、技能会館というのは諫早技能会館でございしますけれども、ここに団体が目的外使用ということで入居しておりますけれども、この額については、この条例に定めるとおりの料率を掛けて算定しているところでございします。

【山田(博)委員】部長、私が質問したことはご存じですよ。要は、使用料の算定が、例えば、常盤・出島地区というのは消費者物価指数で算

定を10年ごとに見直すという話をされましたね。ほかのところは固定資産課税台帳で算定をしておりますと。あと、雇用労政課が所管している建物は、長崎県の条例ということでありました。

この中で先ほど雇用労政課長が言われた、建物の定款の条例があるわけです。この第11条に何と書いてあるかという、利用料金が会館と規模、形態等において類似の施設の同種利用料金と比較して均衡のとれたものであると認める時には承認するものと書いてあります。つまり会館と使う料金が同じ金額で申請があったら貸しなさいよということにとられるわけです。

つまり私は何が言いたいかというと、産業労働部の中で使用料とか貸付料とか料金の算定基準というのがまちまちなんじゃないかと。こういった考え方で、いつからそうするのかと。

例えば、何度も言いますが、常盤・出島地区というのは消費者物価指数でしているとか、普通、固定資産課税台帳に基づいてするんじゃないかと思うんですよ。

大きく言いますと2つあるんです。固定資産課税台帳に基づいて使用料を算出するんだったらわかるんです。ところが、今の状態であれば、片方では貸付料というのは消費者物価指数、もう一つは長崎県の公有財産の交換とかなんかと言っているんです。しかし、会館の利用料金はこういうふうにしなさいという規定がちゃんとあるんですよ。にもかかわらず、なんでこういうふうにするのかと。

村田次長、私が言っていること、わかりますよね。なぜこういうふうに違うのか。この考え方、なぜこういうふうな算定の仕方になったのかということを明確にお答えいただけますか。

【村田産業労働部次長】 まず最初に1点、先ほ

ど山田(博)委員がおっしゃいました勤労福祉会館の、条例11条の利用料の条文につきましては、勤労福祉会館が貸館業、公の施設としての貸館を行う時に指定管理者が決める際の利用料金のことをございまして、行政目的外使用で長期占有を県が許可している時の使用料の算定とは根拠条文が異なるということをご理解をいただきたいと思います。

それから、各課ごとでそれぞれ使用料、貸付料の算定をしておりますけれども、特に普通財産につきましてはと行政財産の目的外使用とは、財産の種類が大きく異なっていると思います。それぞれ普通財産につきましても、企業誘致等を前提にした土地等につきましては、誘致に当たってのいろんな、本県での優位性等も加味しながら料金の設定等も行う必要がある。

一方で、2つとも、普通財産、行政財産とも、根拠につきましては、県有財産の譲渡等に関する条例に基づいて、普通財産、行政財産それぞれについて貸し付けについての規定がございます。その際の算定の仕方もそれぞれ規定がございます。それぞれの手続に応じてやっていると。一つは、特に誘致関係の普通財産につきましては、それぞれ特別の要綱をつくって、それに基づいて算定を行っているということで、一定、それぞれの貸与目的に応じた算定が行われているというふうな理解でございます。

【山田(博)委員】 じゃ、なんですか。常盤・出島地区というのは普通財産、神ノ島も普通財産、普通財産でも企業誘致の場合の貸付料金というのは、それぞれ算定基準があって、だからこういうふうになったと。常盤・出島地区も企業誘致とかで来てますけど、これは消費者物価指数でやってますと、神ノ島の貸付料は固定資産課税台帳に基づいてやってますよと。私が言って

いること、わかりますかね。固定資産課税台帳に基づいてやるなら、それで統一せんといかんのじゃないかと言っているわけでございます。

ということで、もうちょっと勉強したほうがいいんじゃないかと思うんですが、私が言っていることは理解してくれたんじゃないかと思っておりますが、そういうことですよ。基準が違ふんじゃないですかと言っているわけです。同じ企業誘致とか、普通財産に対しても、常盤・出島地区は、さっき言ったように算定基準は何かというと、消費者物価指数と言ったんです。神ノ島と東そのぎは固定資産課税台帳に基づいてやっていると言ったんです。そこが違ふじゃないかと言っているわけです。

次の質問に移りたいと思います。続いてお尋ねしたいのが、横長資料の13ページ、産業政策課長にお尋ねします。

中小企業団体指導育成費とありまして、この中に長崎県の補助金等交付規則においては、暴力団等を交付決定者から除外することと規定しているとありますね、これは間違いございませんね。

そうすると、その団体が、そういったところとお付き合いがないようにきちんとした規程なり要綱なりをつくっているか、そこだけお答えください。

【小林産業政策課長】長崎県の補助金等交付規則においては、その補助金というのが基本的にその補助団体に渡ることのないようにと、間接的にも反社会的な暴力団員等に渡ることがないように規定されております。

ただし、その団体自体が反社会的勢力と関わりがあるかないかというところまで制限をするというものではございません。

【山田(博)委員】 制限はないわけね。しかし、

結果的には、そうなったら困るわけね、長崎県として。いかがですか、そこだけお答えください。

【小林産業政策課長】 基本的には長崎県の姿勢としては、反社会的勢力との関わりというものは、関係団体についてもないほうが好ましいものと考えております。

【山田(博)委員】 この前、ある警察関係者からお話を聞きましたら、いろんな祭りとかなんかにありますけど、反社会的勢力の方が堂々とお店を開いていたと。関係する保健所、商工関係の方々にお聞きしましたら、そういったお店を開くに当たっては、食品衛生法では排除できないと。なぜかという、そういった規定がないということですね。私もこれは以前から話をしてるんですが。祭りの出店自体を許可する商工関係の方々は、「そう言われても、申請が上がったから許可しました」と。

つまり、元をただせば、長崎県の補助金がいっている団体が、そういったところに許可をするとはいかなものかということで、私は、産業政策課長に改めて中小企業団体指導育成費について、長崎県補助金等交付規則において反社会的勢力の方を除外する規定があるのであれば、対応を明確にしてもらうように産業政策課長名か、ここは部長名できちんとそこは周知徹底をしてもらいたい、すべきだと私は思うわけですが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【小林産業政策課長】 先ほど申しましたとおり、補助金交付におきましては、産業政策課としては、産業労働部としては、補助金交付の中でしっかりと誓約書を取るなどして、そういった反社会的勢力に補助金が渡ることのないように努めているところでございます。

それに加えて、今回、委員からご指摘のございました商工団体等について、私たちが把握している限りにおいては、反社会的勢力が店を出すとか、そういった話は承知していないところではあるんですけども、もちろん、関わりを持つということは好ましくない状況でございますので、誓約書を徴する時に、しっかりと商工団体にも反社会的勢力との関わり合いをなくすような工夫をできるように、例えば、県がやっていること等をご説明しながら、しっかりと理解を、協力を求めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 いやいや、産業政策課長、今の答弁はどうかと思うよ。私は事前に、どここの団体で、どういった警察関係者が苦勞されているかということを事前に説明しておりますよ。それで、きちんと確認をした上で、そういった通知なり文書なりきちんと出していただきたいという話をしておりました。前に進むか、進まないかわからないような答弁じゃ困りますよ。私は事前通告してますよ、これは、きちんと。これは担当しているのはどちらですか、次長ですか、政策監ですか。これはしっかりとやってもらいたいと思います。私は、伊達や酔狂でこういったことを言っているわけじゃないんだよ。しっかり答えてください。

【村田産業労働部次長】 ただいまのご指摘につきましては、適切に対応したいと思っております。

【山田(博)委員】 しっかりやってもらいたいと思います。なぜかという、警察関係者も困っているんだから。そこを、言っていることと、やっていることと違ったらどうなりますか、これは。ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、横長資料の17ページ、これは企

業振興課長にお尋ねしたいと思います。

17ページに鉱山対策費とありまして、休廃止鉱山の坑廃水処理事業に対する支援ということで500万円上がっております。私も最近是对馬のほうに行くことが多くなりまして大変勉強させていただきました。

なぜこういった予算が上がっているかという、驚いたことに、昭和63年5月27日に、当時の通商産業省の立地公害局長が、簡単に言うと通達を出しております。要は、各地方自治体も負担をしてくださいということでもありますけど、歴史は企業振興課長もわかっておりますけれども、昭和63年に通達が来て、まだお金を払わんといかんのか。この人は、今、いますか、いないんですよ。

それは別として、これは企業の責任としてしっかりと。鉱山の立地というのは、もともと国が許可してやっていることで、それをなんで許可していろいろ責任があったのを長崎県に負担させるのかと私は思うわけです。担当課長としても今私から言われて、事前に言っているといえども、立場的にね。三上政策監、あなたが将来戻るところだから、隣でいろいろ言うたら戻りにくくなるかもしれないけど、あなたは今、長崎県の職員だから、そういうことでご理解いただいて、企業振興課長、明確な答弁をいただきたいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、山田(博)委員がおっしゃられましたように、鉱山対策費につきましては、対馬市にある、現在、休廃止鉱山になっております対州鉱山の廃水処理を、国、県、対馬市、事業者でおのおの分担して処理をしているところでございます。

先ほど、山田(博)委員からお話のございましたように、昭和63年に当時の通商産業省から通

達が出ておりまして、そこの分担に応じて現在県においても、今回ご提案していますように、来年度につきましては500万円ほどの負担を行いたいというふうな経緯でございます。

負担の経緯は以上のとおりでございますが、現時点で廃水される水につきまして、一定、中和の処理が必要だということで、地域の安全を守る上では、県としても、現在の役割を一定果たしていきたいという思いがございます。

一方、財政上厳しい中、山田(博)委員がおっしゃられますように、我々もそういう中で負担をしているということにつきましては、委員会でのご意見を国並びに事業者にしっかり伝えていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 企業振興課長、そういうふうをお願いしたいと思います。それが、今、あなたの立場として言える精いっぱいの答弁じゃないかと思っております。ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、横長資料の25ページをお願いしたいと思います。経営支援課長、中小企業海外展開支援強化事業費とありますけれども、令和元年度のアジアビジネス展開支援補助金は、どれだけ事業採択をして、今度、中国ビジネスサポートデスクというものに支援をどれだけして、支援の結果、どれだけの効果をもたらしたかということを、例えば、売り上げだとか雇用人数をお話ししていただけますか。

多分、時間がかかるでしょうから、新産業創造課長にお尋ねしたいんですが、再生可能エネルギー関連産業創出促進事業費とありますね。この中に燃料電池船建造プロジェクト事業とありますけれども、このプロジェクトはどこを中心にするかということ、五島なんですね。なおかつ、洋上風力も五島です。しかし、洋上風力の

いろんなことの開催は、全部、長崎市でするんですね。なぜ長崎市ですかということ、インターナショナルの会議で五島には翻訳機がないとか、場所がないとか、そんな失礼極まりないことを今まで言っていたからね。この燃料電池船の建造をどのような形でやるのか、お尋ねしたいと思っております。

私が言いたいのは何かということ、どこで現地調査をしながらやっていくかということ、五島でしながら、肝心の大会は長崎でするんですよ。

ちなみに、五島市漁業振興策研究運営費というのがありますけれども、これは当初は「長崎市内に事務所を置く」となっていたんですが、対応するとなっていたんですが、これは原則として長崎市ですると。それに加えたのは、「原則」を外して「長崎市または五島市でする」というふうに改正させたんだ、私が。

そういうこともありまして、この開催をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】 今、山田(博)委員からご案内がありました燃料電池船建造プロジェクトの事業で何を実施するかと申しますと、先ほど委員からご案内がありました五島市離島漁業振興策研究会、これは長崎県と五島市のほうで事務局を置きまして、水産研究・教育機構の協力の下に、五島市を中心に五島市で漁船の燃料電池船化を検討してまいろうという事業でございます。

あと、同じ事業の中で何をやっているかと申しますと、それ以外にも国交省、環境省で、将来的に船舶の燃料が原油ではなくて燃料電池等を燃料としたものに移行していく中で、燃料電池船の建造のロードマップをつくっていくというF S事業をやっておりまして、こちらは東

京で実施されておりますけど、こちらに長崎県職員が参画していく費用、こういったものをこの事業で計上しているところです。

この五島市離島漁業振興策研究会の設置要綱につきましましては、山田(博)委員のご指摘もありまして、設置要綱で開催地を「五島市または長崎市内とする」というふうに改めて運用しているところでございまして、平成30年度は五島市でこの会議を開催いたしました。そして、今年度につきましましては、長崎市で開催しているところでございます。来年度につきましても、五島市もしくは長崎市のどちらかで開催していこうと考えているところでございまして、参加するメンバーのご都合等も聞きまして、そして、今、山田(博)委員のご指摘もいただきましたので、五島市も開催場所の候補の一つとして引き続き検討してまいりたいと思っております。

一方、F S事業につきましましては、国が東京都で開催しているものに長崎県の職員が参加しているという関係上、長崎県内で実施することはなかなか難しいと思いますが、こちらにつきましましては、今後、具体的な事業実施、建造等につきまして、長崎県内で実施していただきたいということにつきましてお願いしてまいりたいと考えております。

【吉田経営支援課長】 中小企業の海外展開への支援に関する成果の部分についてのお尋ねでございます。

県では、主に中小企業の販路が国内の市場が縮小していく中で海外に販路を求めていく、拡大していくという観点から、現地での相談対応と現地調査等に係る経費への支援の委託と補助事業を大きく2つ行っております。

この分の成果につきましましては、以前も山田委員から売り上げの拡大等ないのかということで、

今後検討してまいりたいということをご答弁しておりましたけれども、具体的に過年度において現地での相談窓口を利用した、あるいは県の補助金を活用した事業で、現に、例えば、平成28年度にカンボジアでの相談窓口を活用してカンボジアの現地で古着を加工というか、洗浄して、さらに東南アジアに売っていくというふうな拠点ですけれども、そういったところを現地と一緒にやって現地法人をつくり、200トン程度を輸出して売り上げが500万円上がったとか、あるいは平成28年、平成29年に、同じくベトナムの相談窓口を活用した企業が、昨年7月に現地の営業所を開設したというふうな形で個別の実績は押さえております。

売上げにつきましましては、主に3月決算が多いと思いますので、決算が固まる6月以降に、今年度支援した企業の状況等を押さえながら、効果がより上がるような施策につなげてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 再度確認させていただきますけれども、新産業創造課長がお答えになった国のプロジェクトというのは、要は、燃料電池船というのは環境省の事業でありまして、今どうなったかということは皆さん方もご存じと思うんですが、今度は国土交通省でこれをやるんですか、一緒にやるんですか。国土交通省の予算でやるのか、やらないのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】 燃料電池船建造に係るF S事業につきましましては、国土交通省と環境省の2省が連携してやっている事業でございます。

【山田(博)委員】 環境省でやって駄目だった。今度、環境省と国土交通省でやるから参加しますということでしょう。三上政策監、あなたは

国から来られて、並々ならぬ意欲があってやるということですね。

私が言いたいのは、環境省の事業で燃料電池船を五島市でやってだめだった、結論からいうと、わかりやすく言うと。今度、環境省でだめだったけど、国土交通省と一緒にやるから参加してみますということでしょう。これは県当局も何かにチャレンジせんといかんということだと思います。しかし、行って、やっぱりだめでしたということでは話にならんわけね。ある程度成功するんだと、失敗は成功のもとでね、貞方政策監、覚えているでしょう、あなたも。あなたもいろんな失敗をしてきましたね、いろいろ失敗してきましたね。あなたの失敗は、今後、産業労働部で絶対生かさんといかんのですよ。自分が失敗したから、これで終わりじゃいけませんからね。これはあなたの失敗、県の失敗、これは生かさんといかんです。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 2時 5分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【山田(博)委員】 三上政策監、この事業は、それ相当の意気込みを持ってやっていくということで理解していいんですか。これ、大切なことですからね。

【三上産業労働部政策監】 今、山田(博)委員からご指摘の点につきまして、今、モビリティの世の中では化石燃料から電動電気、あるいは水素に変えていく動きがありまして、船舶につきましても燃料電池船へシフトする動きは明確に見られております。既に国、大手企業での動きは見られますけれども、国の実証事業という

のは、さまざまな点で行われております。

今取り上げていただいたものは、令和3年度以降、燃料電池船を環境省、それから国交省でやっていこうという事業でございますけれども、国もその実現に向けて非常に覚悟を決めてやっていくと聞いております。この動きに長崎県としてついていくためにも、産業労働部としても、しっかりとこの事業で頑張っていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 三上政策監、あなたは大変優秀だと思っておりますし、あなたの見識と、あなたがいらっしゃるということで私も随分安心しているわけございまして、その決意をもって了としたいと思います。ぜひこれはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、横長資料の30ページを見ていただけますか。30ページに勤労福祉会館の管理運営に要する経費が計上されております。これは指定管理が来年度、見直しをされるんですか、されないんですか、そこだけまずお答えいただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 これは勤労福祉会館の指定管理機関が来年度切れるということで、その次の指定管理者を選定するための選定委員会に要する経費を計上させていただいております。現時点では、同じ指定管理者かどうかは選定の結果によりますけれども、指定管理という形で運営を続けていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 そういうことだったんですね。確認で質問させていただきました。

それでちょっとお尋ねしますけれども、先ほど、ほかの委員から質問がありました人材活躍支援センターについてですが、先ほど説明があったんですけど、いろいろ説明をお聞きしましたら、前は委託していたんですね、今度は直営

ですということでもありますけど、今まで長崎県というのは、直営をやめて、今からは委託をやっていくんだというふうな大きな流れできてたんです。それで委託をしていたのを、これから直営ですということのは、今、県の予算の中でこういったことは大きく政策転換をこれからやっていく第一歩なのかということを確認の上でまずお尋ねしたいと思います。

もう一度言います。今までは委託、委託でやってきたんだ。要するに、直営でしていたのを全部委託したんです。なぜかという、県の職員の人件費とかいろいろ問題があるということでした。これは金子県政の時からずっとそういうふうに来てきたんです。

ところが、直営ですということになると、また変わってくるのかなと。産業労働部、つまり県当局は、今からそういう方向性でいくのか、いかないのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】委員ご指摘のとおり、県の全般的な流れとしては、直営を委託化するというのはございますけれども、今回、人材活躍支援センターを、現在、総合就業支援センターの民間への委託から直営化することが、県全体、あるいは産業労働部の方針を大きく転換するものではないというふうに考えております。業務を何らかの形で、直営にしろ、委託にしろ、行う場合には、それぞれ何を、どのように進めていくのかによって直営のほうが望ましいもの、委託可能なものがあると思っております。今回の人材活躍支援センターについては、午前中、饗庭委員の質問にもお答えしましたが、特に人材の確保支援、企業への採用力向上支援については、企業経営者ですとか商工団体と特に連携しながら、場合によっては説得

しながらやっていく必要があるということで、県の直営でやったほうが、より効果が上がるものと考えて直営化をさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】部長にお尋ねしますが、さっき言ったように、今までは委託をずっとやっていた。これからは、委託していたけど、直営でしたほうが効果があるからやっていきますよと、これは大きく変わってくるんじゃないかと私は思うんですよ。今、雇用労働政策課長は話されましたけど、またこれを委託をしますよということはありませんよね、ありませんよね。そこを確認で部長に明確な答弁をいただきたいと思っております。

【廣田産業労働部長】今回の人材活躍支援センターをどのような運営方法にするかということでございますけれども、先ほど、雇用労働政策課長がご説明したように、従来は、総合就業支援センターについては、相談業務を主にしていたということがございまして、民間のそういう知見を持った方に携わってもらうということで委託方式をとっております。

しかしながら、今回の人材活躍支援センターを設置した背景についてご説明申し上げたと思いますが、従来の就職支援についての機能はこのまま維持していくということで考えておりますけれども、企業等への採用力向上に向けた支援を行うためには、やはり委託というよりも、県の直営でやったほうが効果的だろうという判断のもと、今回のような手法をとることにしたところでございます。

それで、業務を委託するか、直営にするかという判断でございますけれども、やはり民間ができるものは民間に、いわゆるアウトソーシングという県の基本姿勢には変わりはありません。

ん。ただ、こういった業務を、こういった方法でやるかというのは、やはりその業務内容によって決めるべきだろうということで考えております。

今回の人材活躍支援センターの運営については、先ほど申し上げたように、業務の内容が相談業務と採用力向上の2つの業務がある。そして、それを一体化してやることによって求職者の就職につなげるし、また、人材不足に悩む中小事業者の人材確保につなげるという両面を持っておりますので、そういったことを総合的に勘案しました時に、やはりこの事業については直営でやるべきだろうという判断をしたところでございます。

そして、今後どうなのかということでございますけれども、これは今後も経済、雇用情勢の変化というのはあると思います。そして、そういうことから、その時々でまた判断をいたしまして適切な運営方法をとっていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 いずれにしても、アウトソーシングでして、直営にして、やっぱりまたアウトソーシングにするでは、これは県の行政の姿勢としていかなものかとなりますから、しっかりとお願いしたいと思っております。廣田部長のもとで、そういったことでやろうという決意でもってやられるんでしょうから、ぜひ期待を込めて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

横長資料の32ページに職業能力開発運営費とありますが、これは国庫で4億9,000万円きておりますが、これで就職者がどれぐらいできたのか、数はわかりますか、見込みを説明していただけますか。緊急離職者能力開発事業費として4億9,800万円、毎年きております。

要は、これは、委員の皆さん方にご理解いただきたいのは、緊急離職者能力開発事業費とあります。これは離職者等に対する職業訓練に要する経費なんです。つまりこれは実は失業者対策が中心だったんです。ところが、今は失業者というよりも、有効求人倍率が高いわけです。にもかかわらず、これをやっているというのは、どうかなと思っているわけですが、これはそれなりの効果があると言うのであれば、どれだけの方が1年間に、昨年度分だけでいいんですが、定員は何人になっていて、事業者が何人おって、そのうち就職者が何人おって、就職率が何%だったかということをお答えいただきたいと思います。それを来年度もそういう見込みでやっていくんでしょうから、昨年度の状況と来年度の見込みを、大体の説明をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【吉村雇用労働政策課長】 この事業は、委員ご指摘のとおり、雇用保険受給者に対して民間の職業訓練校に委託をいたしまして職業訓練をするというものでございます。

大本は国から県が委託を受けて、県が民間の職業訓練校に再委託をするという形で、100%、国庫の事業でございます。

お尋ねの昨年度の実績でございますけれども、コースの定員が1,455人に対して入校者が1,458人、この入校者は前年度からの継続の分も入っておりますので定員をオーバーした形になっております。そのうち修了者が1,124人、就職者が874人、就職率が77.8%となっております。

委員ご指摘のとおり、有効求人倍率が1を超えて、数字だけを見れば全ての求職者が就職できるという状況ではございますけれども、やはりそれぞれの希望ですとか、企業が求める能力があるのかとか、あるいはマッチングの部分も

ございますので、こういった訓練を必要としている方は依然としていらっしゃるというふうに認識いたしております。

来年度の予定でございますけれども、現在のところ、長崎、佐世保の両校で107コース、1,667人の定員で準備をしているところでございます。

【山田(博)委員】 今、有効求人倍率が高い中、こういった事業というのは、これはあくまでも緊急でありまして、以前のこの委員会で、決算で、産業労働部長は、「この事業のあり方は見直しをしていく」というふうな答弁があったと私は記憶しているわけです。その上で、どういう対応をされたのかということをお答えいただきたいと思っております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時18分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

【廣田産業労働部長】 山田(博)委員のお尋ねでございますけれども、確かに、有効求人倍率は1倍を超えている状況があると思います。しかしながら、実際、求職者が就職できたという、いわゆるマッチングができた率というのは相当低いということで認識しております。

その理由といたしましては、先ほど雇用労働政策課長が申しあげましたように、求職者の希望、そして、求人、企業が求める能力、スキル等、そういったところのマッチングというものが、なかなか実現していない状況があらうかと思えます。

そういうこともございますので、有効求人倍率は1倍を超えている状況でございましたけれども、そういったミスマッチが起きている状況もございますので、企業が求める人材をいかに

して育成するかということが重要かと思っておりますので、そういう意味では、この事業については現時点においては必要な事業であらうと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 そういう考えがあるということであればしっかりと取り組んでいただきたいと思います。この前は、見直すという話がありましたけれども、考えを修正されたということであれば、事前に説明をいただきたかったと思います。

最後に、横長資料の30ページに労働者福祉対策費とありますね。これは労働者のスポーツ大会をやるということで、今まで県議会議員に案内はなかったんです。これは県のお金でやっているの、きちんと案内を出してくださいと言ってたんです。案内は、長崎県選出の国会議員の方、委員会の県議会議員にもきちんと出さんといかんのじゃないかということで、案内先を、あくまでもこれは県のお金を使っているわけだから、昨年度、そこはきちんとされたかどうかということを確認しておきたいと思っております。今年度もちゃんとそういうふうにするかどうかということを含めてお答えいただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】 この事業は、勤労者福祉団体に対して、スポーツ大会だけではございませんで、研修・啓発相談事業ですとか、スポーツ・文化活動事業、調査研究事業、このようなものを補助対象として2分の1以内で助成をしているものでございます。

以前、山田(博)委員からご指摘を頂戴しまして、県議会の農水経済委員会の委員の皆様方に対しては、今年度の大会からご案内をしていただきまして、次年度以降も同様の形でと考えております。

ただ、一義的には主催者の、要は、私どもは事業に対して助成をしておりますけれども、こういった方を案内するののかということについては、一義的には主催者団体のご判断によるものではないかと考えております。

【山田(博)委員】 それでは、お尋ねしますけれども、こういった補助金というのが、特定の政党、特定の個人に、いいですか、スポーツ大会で使われているということで誤解を招いていいのか、いけないのか。こんな議論は以前からしていたわけだから。

この話は事前にはしていたわけですけど、次長か政策監、どちらかお答えいただけますか。

【村田産業労働部次長】 先ほど担当課長が答弁いたしましたとおり、山田(博)委員のご意見もありまして、今年度から農水経済委員の皆様にはご案内をするようにいたしました。

公費でもって支援をしている以上、特定の政党に偏った運営というのは、県民の理解もなかなか得られないのではないかと考えておりますので、そこは公平公正に対応してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 委員長、休憩をしていただけますか。これは委員の皆さん方によくわかってもらわんといかんからですね。説明をしたいと思っておりますので、よろしいですか。

【近藤分科会長】 皆さん、どうですか。今、山田(博)委員から休憩をとってというお話が出ていますが、そのまま続けますか。

【山田(博)委員】 村田次長がおっしゃるように、それが本当だと思えますよ。10万円だろうが、20万円だろうが、それを補助して、その割合が何%であろうが、特定の政党とかなんかと誤解があってはいかんから、今、国会でやっているでしょうが、桜を見る会とかなんかで。これは

逆バージョンなんだよ。雇用労働政策課長ね、その認識をしっかりと持たんといけませんよ。今、村田次長が言ったことが本来の姿なんです。あなたの考え方というのは、ちょっと偏ってるよ。今、村田次長が言われたのが本当なんです。特定の政党とかなんかに偏ったらいけないんです、県民の税金なんだから。しっかりと、そこは誤解がないようにしてもらわないと、あなたの考え方はちょっと違ってると、何度も指摘しておきますけど。そういったことでお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

私ばかり質問できませんので、一旦終わりたいと思います。

【近藤分科会長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【山田(博)委員】 今回の予算に関しては、賛成の立場でありますけど、2つほど、大まかに意見として申し上げたいことがあります。

一つは、先ほどの財産貸付収入とか使用料がありますね。この算定の基準というのが余にも、こちらはこういうふうにする、こちらはこういうふうにするというふうな、きちんとした、明確な基準というのがされておきませんので、そこを改めて部当局におきましては、しっかりと使用料なり貸付料というのを、基準なり一定のまとめをしていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど、雇用労働政策課長が、考え方がちょっと偏っていますから、雇用労働政策課におかれましては、労働者の立場でしっかりとやらんといかんというのはわかります。

がしかし、特定の政党、特定の団体とかなんかに偏った見方とか考え方をすると誤解が生まれますから、そういうことがないようにしっかりとした予算の執行なり予算づけをお願いしたいということを付け加えておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【近藤分科会長】これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第7号議案、第77号議案のうち関係部分及び第82号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

暫時休憩します。

— 午後 2時28分 休憩 —

— 午後 2時28分 再開 —

【近藤分科会長】分科会を再開いたします。

【近藤委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明をお願いします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案について、ご説明いたします。

資料といたしましては、「農水経済委員会関係議案説明資料」と、その追加1、追加2がございます。お手元にご用意いただければと思います。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1

ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「権利の放棄について」であります

第69号議案「権利の放棄について」につきましては、佐世保高等技術専門校の空調設備保守点検業務委託の契約解除に伴う違約金について、債権の消滅時効に係る時効期間を経過し、かつ債務者は事業を休止しており、将来、再開の見込みもなく、また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不可能であるため、権利の放棄をしようとするものであります。

次に、産業労働部関係の議案以外の主な所管事項について、ご説明いたします。

本日ご報告いたしますのは、経済・雇用の動向について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業への対策について、海洋エネルギー関連産業の創出について、ロボット・IoT関連産業の育成について、航空機関連産業の振興について、地域産業の振興について、食品加工センターの整備について、サービス産業の振興について、小規模事業者等の振興について、事業承継の推進について、スタートアップの創出について、企業誘致の推進について、産業人材の確保について、県内定着の促進について、地方創生の推進についてで、内容につきましては、記載のとおりでございます。

そのうち、新たな動きなどについて、ご説明をいたしたいと思います。

「農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧くださいと思います。

下段でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業への対策について。

国においては、新型コロナウイルス感染症拡大に対し、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」及び「新型コロナウイルス感染

症対策の基本方針」に基づく取組を速やかに実行するとともに、引き続き、経済への影響を十分注視し、政府として対応に万全を期すこととされているところであります。

県内では、クルーズ船の入港キャンセルやイベントを控える動きが続いており、観光関連産業を中心に大きな影響が生じております。

このため、県では、商工団体などの関係機関と連携し、2月7日に中小企業の経営・資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、3月2日には、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、国のセーフティネット保証4号指定と連動し、県制度資金で最も貸付条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」の取扱いを開始したところであります。

続きまして、「農水経済委員会関係議案説明資料」にお戻りいただきたいと思います。

7ページをお開きください。

企業誘致の推進について。

去る2月18日、福岡県に本社を置く株式会社ゼンリンが、長崎市への立地を決定されました。同社は、住宅地図やカーナビゲーション用の地図データ作成事業を主要業務とされ、5年間で12人を雇用してAIを活用した地図データ作成に関する研究開発を行うこととされております。

また、昨年11月13日に「長崎イノベーションラボ」を開設した京セラコミュニケーションシステム株式会社は、オフィスを拡張して、地元大学等との共創の場となるオープンラボを新たに設置することを決定されました。これにより、同社の雇用計画数は50人増加して100人となり、クレインハーバー長崎ビルは満床となりました。

さらに、2月4日には、平成27年に大村市に立地した大川原製作所の子会社であるオーカワラ

テック株式会社の新工場が西諫早産業団地内に完成し、竣工式が執り行われました。同社は、21人体制で、医薬・食品・化学関連装置の製造等を行うこととされています。

このほか、大村市への立地が決定しておりました株式会社電溶工業と1月28日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

産業人材の確保について。

有効求人倍率の上昇により、求人数が求職者数を上回っている状態が続いていますが、人を採ることができる企業と、できない企業の2極化が進行していると考えられます。

このような中、これまでさまざまな求職者に対する就業支援を行ってまいりました長崎県総合就業支援センターを人材活躍支援センターに改称し、商工会、商工会議所など関係機関との連携のもと、県内求人企業の採用力向上を支援するとともに、新たに無料相談紹介機能を備え、県内外の第二新卒、就職氷河期世代を含む求職者全般と県内企業のマッチングを実施いたします。

県内定着の促進について。

ここで追加1の2ページをお開きいただきたいと思います。中段でございます。

高校生につきましては、先般、長崎労働局が公表した令和2年3月卒業予定の生徒に係る令和2年1月末の就職内定状況において、本県の就職内定者数は全体で2,896人、このうち県内就職の内定者は1,487人、県内就職率は51.3%となっており、前年同期比で1.8ポイント上回っている状況であります。

一方で、未内定の高校生も相当数いることか

ら、10月以降、学校や企業と連携を図りながら、県内企業の情報を提供するなどの支援を行っているところであります。

また、説明資料にお戻りいただきたいと思います。

8ページの中段でございます。

令和2年度につきましては、県内企業の魅力等を伝えながら就職支援を行うキャリアサポートスタッフの充実を図るとともに、現在、市町等と連携して実施している企業説明会に、県内他地域の企業も加えるなど、生徒の選択肢の拡大について取り組んでまいります。

追加1にお戻りいただき、2ページをご覧ください。下段でございます。

一方、大学生につきましては、来春卒業者向けの企業の広報活動が3月1日に解禁されたところであり、これに歩調を合わせ、2月26日に佐世保市で、28日に長崎市で企業研究セミナーを開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、参加者及び企業関係者の皆様の健康安全面を第一に考慮し、共催者である長崎労働局とも協議の上、中止いたしました。

本体に戻っていただきたいと思います。8ページ下段でございます。

また、県外進学者に対しましては、新たにUターン就職活動に要する経費を支援してまいります。特に、福岡においては、ながさきUターン就職支援センターを拠点として、大学への訪問活動を強化するとともに、学生の県人サークルを立ち上げ、学生との繋がりを強めながら、県内企業との交流会を実施するなど、大学や学生の働きかけを強化することで、Uターン就職の促進を図ってまいります。

このほか、県内企業の認知度向上を図るため、

企業のテレビCMの制作・放映に係る経費を支援することとしており、これらのCMの放映や各種の就職イベント等を一定期間、集中的に実施することにより、企業はもとより、生徒、学生、保護者など県民全体の県内就職促進に対する意識の醸成を図ってまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、権利の放棄について、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料につきましては、それぞれ説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、雇用労働政策課長より補足説明をお願いいたします。

【吉村雇用労働政策課長】私から第69号議案について、補足説明をさせていただきます。

資料は、「令和2年2月定例県議会 農水経済委員会補足説明資料〔権利の放棄について〕雇用労働政策課」でございます。

今回、放棄しようとする債権は、平成26年度に佐世保高等技術専門校において発生した空調設備保守点検業務委託の契約解除違約金1件でございます。

違約金の債務者である法人は、全て事業を休止し、債権の消滅時効に係る時効期間も経過しており、現在は事業の実態がなく、将来、再開の見込みもございません。

なお、この法人の役員は、代表取締役1名のみでございましたけれども、この役員は、平成27年9月に既に亡くなっておられます。

この法人の財産等について、佐世保市等に対

する財産調査のほか、債務者である法人の1人役員の遺族へも聴取調査を行い、債務に充当可能な財産がないことを確認しており、今後も回収の見込みがないものと考えております。

以上のことから、今回、権利の放棄を行おうとするものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 以上で説明が終わりました。

暫時休憩します。

— 午後 2時41分 休憩 —

— 午後 3時 2分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 権利の放棄議案について、質問をいたします。

雇用労働政策課長から説明があったとおりであります。放棄の理由につきましては理解いたしますけれども、2点質問をさせていただきます。

理由の一つでありますけれども、「債権の消滅事項に関わる時効期間を経過しており」というようなことで、これは5年でしたか、期間をもう一度教えてください。この時効期間の年数と、あと、額によって違うのか、あるいは一律なのか、それも含めて教えてください。

それと、事業を休止しているというふうことでありますけれども、事業の休止の理由についてお尋ねいたします。

【吉村雇用労働政策課長】 まず、時効の期間でございまして、これは一律5年間ということでございます。時効の起算日が平成26年12月10日、契約を解除した翌日でございます。そ

れから5年でございまして令和元年12月10日に時効が完成したということになっております。

事業を休止した理由でございまして、休止した直接の理由は定かではございませんけれども、平成26年度、空調設備の保守点検というのは、冷房シーズン、暖房シーズンの前に年2回行うような契約でございました。冷房シーズン開始時の点検業務については、きちんと行われていたということで、秋の暖房開始前の業務がなされないということで、その年の12月に事務所を訪問したところ、既に事務所が閉鎖されていたということを確認しております。

その後でございまして、法人代表者が平成27年9月で亡くなっております。この業務停止の理由が経営者の体調によるものだったのか、あるいはほかの理由によるものだったのか、そこまでの確認は、申し訳ございません、取れておりません。

【坂本(浩)委員】 わかりました。今度の議会で外部包括監査の意見ということで債権管理条例の制定、条例化については今後の検討課題ということでありますけれども、債権放棄を効率的に行う観点から、1件50万円以下の権利の放棄に関することについて、いわゆる知事の専決処分ということで、今、議会の中でも議論をされているところであります。

これは業務委託の契約違約金ということになりますので、これは税金でありますから、仮にそうだったとしても、その理由等についてきちんとした詳しい説明を議会の中でしていただくことを改めて要請をさせていただきます。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 吉村課長、今質問があって、休止した状態というのは、よくわかりませんと。議案で上がっているのでもきちんとした説明がで

きるような状況をしておかないといけないわけですから、なぜ権利の放棄に至ったのか、事業を中止したかというを人ごとみたいに言うというのはいかがなものかと思いますよ、これは。以後、そういったことがないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。普通、あってはいかんわけですから、これは委員会の議案審議ですからね。

私から具体的にお尋ねしますけれども、本来すべきだった点検ができないということで、その後はどのように対応されたんですか。

【吉村雇用労働政策課長】平成26年の後期の点検がなされなかったということで、平成26年12月に事務所を訪問して閉鎖等を確認しております。その後、契約解除の通知、それから違約金を調定して納付書の発送といったようなことを平成28年1月に行っておりますけれども、この時点ではまだご存命であったというふうに認識していたと聞いております。

その後、平成28年6月に債務者、役員の自宅を高等技術専門校の職員が訪問しておりまして、法人代表が亡くなっていたということを知ったということでございます。

土地、建物について、まず、登記簿によって法人の所有ではないと、借りていたということを確認しております。これは数回確認しておりまして、直近は平成30年7月と令和元年8月にも確認しております。

あと、金融機関に対して、預金、取引の状況をお尋ねいたしましたところ、これも取引がっていないということで確認しております。

【近藤委員長】山田(博)委員の質問にちゃんと答えてください。違うと思いますよ。

【山田(博)委員】私が雇用労働政策課長にお聞きしたかったのは、点検業務ができないといっ

た場合は、どこの会社がされているのかとか、どのような対応をされたかということをお尋ねしたかったわけです。

今あなたがお答えされたのは、さっき聞いているわけです。私がよっぽど耳が遠いのか、ばかだと思って言っているのか、それとも私の質問がわからんでそんな答えなのかよくわかりませんが、私が聞きたかったのは、この会社がこういった事情があって点検ができなかった、その後の点検をどのようにしたかというのをお尋ねしているわけです。

【吉村雇用労働政策課長】大変申し訳ございません。質問をちょっと聞き違えておりました。

秋の点検については、この年はできなかったというふうに聞いております。

【山田(博)委員】雇用労働政策課長ね、よかですか。この点検がもしできなかったら、別な予算をするかなんかして、この学校の冷暖房をきちんとせんといかんでしょう。

そしたら、冬場はきちんと点検をせずに、要するに、点検というのは衛生上の問題とかいろいろやるわけでしょう。ということは、不衛生な状態でやっていたんですかとなるわけです。そこを本来であれば改善すべきじゃなかったのかと言っているわけです。それができなかったのは何だったのか。契約上できなかったのか、予算上できなかったのか、どちらですか。

【吉村雇用労働政策課長】契約の相手が業務が実施できなかった時、この時点ではまだ契約解除に至っておりませんでしたけれども、点検を別途すべきであったのではないかというご指摘については、そのとおりかと思います。

ただ、申し訳ございません。その時に予算の制約があったのかどうか、今、この場では確認ができません。申し訳ございません。

【山田(博)委員】 この会社が倒産したというのは、それはこういった事情があったということで理解します。

問題は、この議案で私たち議員が指摘をしておかないといけないのは、その後、点検はどのようにしたか。してなかったら、なぜそれができなかったのか。それを議案としてきちんと雇用労働政策課として調査して報告できるようにしておかないといけないわけです。

今後は、これを教訓にして、どうすべきかと。例えば、私が思うには、こういった会社でできなかった場合には別の会社が、次は、こういったことが二度とあってはいけないけれども、あった場合には、別の会社がすぐするとか、そういった二段構えをするとか、やっぱり創意工夫をしないといけないわけです、学習せんといかんわけです、吉村雇用労働政策課長、そういった対策をされているか、されてないか、それを含めてもう一度お尋ねしたいと思います。

【廣田産業労働部長】 この契約解除についての山田(博)委員のご指摘でございますが、ごもったことだと思えます。

空調設備の維持というのは、やはり安全管理面からやるべきだと思いますので、当時、どういう判断の下にされなかったかというのは確認が取れませんが、今後におきましては、あったらいけないんですけれども、仮にこういった契約解除等が生じた場合については、その後の対応は適切にやっていきたいと思っております。

そうということで、私どもの所管する地方機関がございますので、そういったところには周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 例えば、建設業であれば、以

前は、それを例えば補償する会社なりおってバックアップする体制がありましたけれども、いずれにしても、契約的な問題と、あと、一番かわいそうなのは高等技術専門校の生徒たち、先ほど委員長がおっしゃるように、今、コロナ対策は十分せんといかんと、生徒を守る、安全・安心でせんといかんということで、そういったことが十分なされてなかったというのは、いかなものかとなるわけです。

だから、雇用労働政策課長、今回、私たちが学ばないといけないのは、先ほど部長が言われたように、今後、こういったことが生じた場合には速やかに別の企業とかなんかでちゃんと点検業務ができるようにせんといかんということです。

今後は、こういった契約のあり方というのをきちんと見直ししながら、二度とこういった事案が発生しないようにせんといかんということです。

もう一度言いますけれども、雇用労働政策課長、これは議案だから、もう少し詳細なことを調査した上で報告できる体制をすべきだと私は改めて思いました。

なおかつ、こういった会社があった場合に、暖房シーズンの点検ができなくて、そのまま授業というか、学校の運営をしたということはいかなものかということでもありますから、今後、二度とそういったことがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

部長から、今後、適切にしっかりとやっていくという答弁がありましたから、それで了解とするしかありませんので、今後、雇用労働政策課長、しっかりとやっていただかんといけませんよ。なんかちょっと気合いが入ってないんじゃないですか。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

【山田(博)委員】 今回の議案の権利の放棄というのは、これは金額的には20万円の金額で出ていますけれども、権利の放棄ということで、今回の議案というのは、今後の産業労働部において大変重みのある議案じゃなかったかと思います。

今回の議案の教訓を生かして、こういった事案が二度と発生しないように、この債権の放棄のみならず、問題は、本来すべき業務が十分なされてなかったわけですから、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。先ほど、部長の前向きな答弁がありましたので了したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いします。

【小林産業政策課長】 私からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、産業労働部関係の状況について、説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部」をご覧ください。

まず、1ページから6ページでございます。こちらは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計3件について掲載しております。

次に、別紙をご覧ください。別紙は、営繕課及び物品管理室が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件につきまして、参考資料として添付しているものでございます。

以上で説明を終わります。

【近藤委員長】 以上で説明が終わりまりましたので、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質問はないようです。

暫時休憩します。

— 午後 3時19分 休憩 —

— 午後 3時20分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

次に、議案外の所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山下委員】 お疲れさまでございます。新型コロナウイルスの対応に連日連夜、取り組んでいただいておりますので、感謝と敬意を申し上げます。

次第でございます。

関連しまして、3つだけ、私の方から質問させていただきたいと思います。

まず、私も地元に戻りますと、いろんな影響を耳にすることが多くなりました。特に、自粛モードが続いておりまして、あらゆる業種で売上げに非常に影響が出つつあるということで、「本当に困った」という意見が大きく一つあります。それから、収束に至る今後の先行きが不安でありますということで、見通せないことに対する不安があるということであります。

真っ先に県は3月2日に制度資金を準備いただきまして、緊急資金繰り支援資金ということで発動をしていただいたところであります。本当に素早く対応していただきまして感謝を申し上げる次第でございます。

実際、3月2日以降、相談のある程度の件数と、主にどのような業種で相談が多く寄せられているのか、そのあたりがわかりましたら教えていただければと思います。

【吉田経営支援課長】 今、委員からご意見をいただきましたように、3月2日付で緊急資金繰り支援資金を発動しております。窓口については2月7日に設置しておりまして、2月7日以降、相談を受け付けているという状況でございます。

業種についてのお尋ねでございますけれども、基本的には、相談件数は国への報告が件数だけとなっている関係で、まず、件数を報告してくださいということを言っております。2月7日から2月末までの相談件数が66件であったのに対して、3月の、まだ1週が終わったところですけれども、1週ごとに報告を求めるようにしておりまして、3月が1週間で132件、ちょうど倍というふうな形で、先週、週が明けてから日に日に相談が増えているというふうな状況にご

ざいます。

今申し上げましたように、全ての業種の把握はできていないんですけれども、聞き取りの中で把握している分、それと国へセーフティネット保証の4号を申請した時に、県の方でも市町を通じて業種ごとの落ち込みをお聞きしております。それで申し上げますと、おおむね把握できている事業所が122社ありますけれども、その内訳としては、宿泊が29、小売・飲食が27、運輸が15、製造が13、その他の数字になりますけれども、中にはカラオケ、スポーツ事務、学習塾といったような業種も含まれていて、非常に幅広い業種に影響が及んでいると考えております。

【山下委員】 ありがとうございます。窓口は、県の信用保証協会であったり、金融機関であったり、これを含むという形でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

これに関連してですが、昨日、国は、新型コロナ対策本部で総理が発表されたんですが、中小企業に無利子・無担保融資の制度をやるということで、昨日、マスコミ報道でございました。このあたりの中身について、現在、掌握されている部分で結構ですので、何かお示しいただければと思います。

【吉田経営支援課長】 今、委員からご指摘がありました中小企業向けの無利子・無担保融資ということで、日曜日の新聞に載っております。総理が7日に発言をされたということを受けて、新聞では8日に載っております。今朝ほど、一番メインになるであろう日本政策金融公庫に状況をお尋ねしたんですけれども、現時点でこれといった形での情報はないと。ただ、こういう方針でやっていくということが示されて

おりますので、追って制度化されていくものと理解しております。

【山下委員】報道によると、特に経営が厳しくなる、特に打撃が大きいところに無利子・無担保融資をとということで制度化される旨、報道がなされておりますので、県でも国の施策、金融公庫からおりてきた場面で素早く対応していただくようお願い申し上げたいと思います。

3点目ですが、事業所向けの周知ですが、学校の休校で影響が出ているんですが、従業員のほうが、なかなか休みを取りたいけど、取りにくいと。そういう取りやすい環境整備を各事業者さんにもお願いしていかなくちゃいけないんですが、例えば、テレワークだったり、時差出勤だったり、マスクの着用だったり、そういうところの県内事業者さんへの周知等は、現在、どのような取組をされているのか、お知らせいただきたいと思います。

【小林産業政策課長】特に、学校の休校についての表明があってから顕著な問題になっています。県としても、従業員が休みやすい環境づくりということで、テレワーク、時差出勤、働き方の工夫について非常に重要であると考えております。

県においては、去る2月28日、皆様、ご存じだと思いますけれども、知事が感染予防について「県民の皆様へのお願い」ということで発表しまして、その中に、今、委員がご指摘の内容は盛り込んでおります。

さらに、3月4日、事前に委員の皆様にお配りしておりますけれども、産業労働部から、企業、事業者の皆様「新型コロナウイルス感染症防止に係るお願い」ということで、経営・雇用に関する支援制度のご案内も含めてまいったところでございます。

こちらについては、市町や商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会等の関係団体等を通じて周知を図っているところでございます。もちろん、県のホームページにも掲載しているところです。

企業、事業者の皆様の状況をしっかりと把握しながら、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

【山下委員】最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の見通しというか、先行きは全く不透明な状況でございまして、これは誰にもわからないという状況であります。ただし、県内の事業者さんは非常に不安を抱えられていて、明日、明後日、どうして生きていけばいいのかというような本当に深刻な状況の方もいらっしゃるわけありますので、ぜひ寄り添って、いろんな相談に幅広く乗っていただけるように、産業労働部の皆さんにもお願い申し上げまして、質問を閉じたいと思います。

ありがとうございます。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【浅田委員】山下委員が大分質問していただきました。やはりこの1週間でこれだけ倍増している。ただ、まだ長崎県は感染者が出ていないような状況の中でも、それだけ不安を持たれている方がいて、職員の方々も本当に大変な中、こうやって議会对応をいただいていることに感謝を申し上げます。

これからがもっともっと大変な状況の中で、これは福祉のほうとかぶるのかもしれませんが、企業の中でもテレワークができない職種がどうしてもありますよね、製造業だとかいろんなところ。そういうところに消毒液、マスクといったものがなかなかない。これから迎え撃たなければいけない、かからないようにしなければ

いけないけれども、そういう企業に対して、前に文教厚生委員会を委員外で傍聴させていただいた時には、例えば、県の備蓄のものも、医療機関を優先的にしているということで、企業に対してのそういったところでのフォローというのは県自体はどのようにお考えか、実態としてやられているのか教えてください。

【小林産業政策課長】現時点で県が事業者の皆様消毒のものだとか、そういったものを配るということは検討ができていない状況ですけれども、相談等がくると思いますので、関係部局とそういった実態を共有しながら今後検討していく可能性もあるかなと考えております。

【浅田委員】こういった病気が発生した時には、長崎は「ランタンフェスティバル」期間中ということもあったので、長崎は真っ先に感染者が増えるんじゃないかというような風評被害もあったりで、2月の段階から宿泊が減り、飲食店のキャンセルが続出しているような状況で、それを払拭するまでに感染者が出なければいいと思うんですけれども、やっぱり備えるということが一番で、備えたくても備えられないような企業様もいっぱいいらっしゃいます。国の施策によって、例えば、子供を預ける場所においても、「フォローするよ」と言っていたいても物が無いというのが実態という、県の方にとっても本当に大変なところであろうかと思うんですけれども、関係部局とそこだけは密にさせていただければと思います。

また、私はずっとテレワークについても質問してきたんですけれども、こういうことをきっかけに、マイナスだけではなくて、それをさらに分析していくということがこちらには重要なことだと思います。前にも障害者の方々のテレワークについても質問しました。それから検討

していくというところで、産業労働部と福祉と一体となっていくと。健康状態でなかなか大変な方にとっては、そこをよりフォローしていかなければいけないと思うんですが、あの質問以降にそのあたりで進んだところがあれば、あえてお聞かせいただければと思います。

【吉村雇用労働政策課長】テレワークについては、障害者の方のみならず、このような場合、あるいはなかなか通勤が困難な方、あるいは柔軟な働き方という意味でも非常に重要な手法ではないかと考えております。

前回の一般質問でのご質問に対しては、障害者についてのセミナー等の機会に周知を図っていくといったことをご答弁申し上げたと思うんですけれども、一般の企業を対象に働き方改革推進のためのセミナーをやっております。企業内で働き方改革のキーになるような方を養成する講座ですとか、就業規則の作成講座、そういった中でもテレワークについて一こまを設ける等して、周知、普及に努めているところでございます。

【浅田委員】これを機にいろんな働き方が進むと思いますので、そういうのもスピードアップをして方向性をつけていただければと思います。今回、特にこういう状況になって女性の働き方というのが見直される部分だったり、問題視される部分だったと思います。

そもそも論になるんですけれども、女性の就業だったり、女子大学生に対しては、就活のあり方で特別に女性向けのセミナーをなさるところは産業労働部が担っているわけなんですけれども、女性の活躍推進ですとか、女性の就業のことになると、どうしても県民生活部という形で、私たちが女性の相談を受けると、2つの部に分かれていて非常にやりづらさとい

うのを実は感じるところでございますが、そのあたりの連携はどういう感じでやられているのでしょうか。

【廣田産業労働部長】 昨今、女性の活躍の場、就労の場も含めてですけれども、そういった課題があるということは認識しております。

そういうことから、先ほどありましたように、産業労働部、あるいは県民生活部、これはそれぞれ県民生活部については女性の活躍の場、私ども産業労働部としては就労の場という形になるんでしょうけれども、それはもうあくまでも表裏一体のことでございますので、今現在もいろんな事業をやる時には産業労働部と県民生活部と連携してやっております。

今後とも、特に企業説明会等については、男女を問わずやっていこうと思っておりますし、先ほどご説明したように、人材活躍支援センターについても、男女問わず対応してまいります。これは県民生活部に限らず、福祉保健部とか、そういったところとも関わってまいりますので、そこは広く関係部局と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

【浅田委員】 どうしても女性活躍となると県民生活部になっていて、どちらも同じように動いていただく必要性があるかと思うんですけれども、それが部局にまたがっている部分で、例えば、ホームページを見るにしても、女性の情報というのがまたがっていて非常にわかりづらかったり、部局ワンストップ型でいうところは、相談窓口はやろうとしてくださっているんだと思うんですけれども、今後の整理として女性がどんどん前と違ってフォロー型だけではなくて、もっと一体となってというところに関わってきているかと思っておりますので、そういうところも併せて考えていただければなと思います。

企業振興課長にお伺いしたいんですけれども、企業誘致等をなさっていただいているかと思うんですが、大学の、例えば県立大学のセキュリティ学科が40名から80名ということで人数が倍増しています。この倍増するということは、それなりに長崎県の体制というものも整えた上でなのか、まずは学生から先にということなのか、今後の見通しとしてお聞かせいただければと思います。

【佐倉企業振興課企画監】 企業誘致につきましては、若者の魅力のある雇用の創出、それと新たな基幹産業の創出を目指して、そこを中心に企業誘致を展開しているところでございます。

県におきましては、A I、ロボット、I o T、航空機産業、海洋産業というものと、若者の県内定着ということになりますけれども、A I、ロボット、I o Tを推進する中で人材育成をこれまで、4年前に県立大学にセキュリティ学科を40名で創設したところでございます。

企業誘致を推進する中で、今、本県の強みとして認識されていることは、I T人材、そういった人材育成を長崎県がやっているというところが徐々に認識されてきております。県立大学の増員もそうですけれども、長崎大学で情報データ科学部が創設される。こういった長崎県としてのI T人材の育成というのが本県の大きな強みとなっているところでございます。

そういったことを踏まえて、セキュリティ学科の評価が高いということで、本県も力を入れていこうと、逆に強力にやっていこうということで増員をしているというふうに認識しております。

【浅田委員】 その中で、外に行かれている方が、外就職というのがまだまだ多い中で、こうやって人数を増やしている状況なので、そういった

ところに集中した形で誘致をなさっていくのかということをお伺いしたかったのです。

【佐倉企業振興課企画監】今年度、日本を代表するような京セラさんとか、富士フイルムさんとか、デンソーさんというようなグループ企業が入ってまいりました。今後、そういった企業のほうで県立大学とか地元の大学から就職がいくような流れ、サイクルを回していくようなことを考えております。

【浅田委員】学生もそれを希望している方も多いと思いますので、そのあたりが目に見えるような形でご報告をいただければ幸いです。

もう1点、さっき山下委員が質問していました産地活力の中で、うどんとかの今後のもって行き方というのがあったと思うんですけど、私、実はこの委員会は10年ぶりなんですね。多分、10年前の視察か、その前の特別委員会で秋田に行った時、稲庭うどんが私にとっては憧れの、ホテルとかのレシピを使って、そちらの方からブランド力を上げるようにというのが既に十数年前にあったんです。

その時に、長崎県で五島うどんとかでもこういうのをやりましょうよと私は言って10年たってしまったというのが、実は非常に残念だというか、年もとりましたけど、今かというような気がしてます。その辺が、議員も皆さんも一体となって視察に行って、そこでそういう意見が出ていたことを、やっぱり瞬時、瞬時に生かしていただくことが必要だと思います。

昨日も「日本橋 長崎館」を見た方からメールが来て、いろんな物産があると。こちらと物産ブランド推進課と一体となってやるべきところだと思うんですけども、どこを長崎が売り出したいのか、どういったところにもっていかうとしているのか、その産地のあり方がちょっと

不透明ですというメールが、ちょうどきたところだったんですね。その辺のお考え方もお聞かせいただければ、これで終わります。

【宮地企業振興課長】今、浅田委員がおっしゃられました経過がありましたのは、申し訳ありません、私は承知しておりませんでした。

ただ、思いとしましては、都心部で、いわゆる富裕層といいますか、ある程度付加価値の高いところに入っていきたいというのがございます。午前中に八江委員からも事業者と一体となってというお話もありまして、我々もそういうふうにする機会をなるべく提供したいと考えております。

例えば、私どもも首都圏に出張した際はいろいろ見て回るんですけども、ランチで1,600円で稲庭うどんを提供しているとか、非常に高い単価でやられているということも承知しておりますので、そのような成果を、ぜひ、1つでも2つでも早くご報告できるように、今回の事業でやっていきたいと考えているところでございます。

【中島(廣)委員】一般質問で再質問できなかったことをお伺いします。

まず、今、長崎県は若い女性が県外流出をしているという話ですけども、就職なのか、あるいは専門学校とか大学で県外に行かれる方が多いのか、どちらですか。

【廣田産業労働部長】女性の流出が非常に多いということは認識しておりますが、その事由については、まだ承知いたしておりません。

【中島(廣)委員】過去10年間の企業誘致の資料をいただきました。64件、4,700人の雇用。その雇用の71%が女性なんです。ですから、企業誘致をされる時に、どういう訪問をされて、一概に女性雇用型を呼び込もうとか、そういう

ことではないと思うんですけども、製造業とか、とにかくどういう企業に訪問されて、長崎県に企業誘致をされているのか、その辺の状況を教えてください。

【廣田産業労働部長】ただいまの企業誘致の考え方でございますが、これは一般質問の時にもご答弁差し上げたと思います。

10年前頃においては、リーマンショックで雇用環境が大変厳しかったということもございまして、多くの良質な雇用の場を確保することで、いわゆる自動車関連企業、あるいはコールセンター等の誘致に取り組んでまいりました。特に、自動車関連企業、製造業になれば男性の方の雇用の場ということになります。一方、コールセンターということになれば女性の方が中心になるということでございます。当時としては、男女ということではなくて、いろんな形で良質な雇用を確保したいということから進めたところでございます。

その後、「バックオフィス構想」というものを策定いたしました。これは金融保険、BPOサービスとかIT関連を誘致するというところでございまして、これについても特に男女ということはございませんけれども、結果として、多くの企業が立地したのは金融とか保険、特に長崎市内にはそういった500人から1,000人規模の雇用の場ができておりますが、業務の内容からすると、結果として、そこには女性の方が就職されているということで、先ほど、委員からお話ございましたように、7割ぐらいがというところは、そういった結果だと思っております。

しかし、今後の企業誘致、これは良質の雇用の場をつくって、最終的には若者を中心とした県内の就職を促進しないといけないということ

がございまして、今後につきましては、女性を多く雇用できる場も必要だと思いますし、先般ご答弁をいたしましたように、男性が働ける場も非常に大事かと思っております。

そういった中から、企業においては男女という区別はございませんけれども、いわゆる大学卒の方が就職できるような場が少ないような気もいたしております。

そういった意味からは、昨今、情報関係の大手の企業の研究開発部門を誘致いたして立地しております。そういったところは業務の内容からすると大学卒業の方が就職できる場ではないかと思っております。

また、ある意味、航空機関連産業、三菱重工航空エンジンが今年の秋に長崎市で航空エンジンの新しい工場をつくると。そして、そこには三菱重工に限らず、県内の地場企業が成長産業である航空機関連産業に参画していただきたいということがございますので、その際はそれに関連する企業の誘致ということも必要になってこようかと思っておりますので、今後につきましては、男女ということではなくて、やはり良質な雇用の場をつくり、女性あるいは男性の若い方たちが魅力ある雇用の場と思えるような企業誘致を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【中島(廣)委員】女性型雇用というけど、その時その時の状況ですけども、ただ、やはり男性がもっと働けるような企業の誘致をぜひやっていただきたい。

それと、長崎県の有効求人倍率が上がってますね、幾ら、これはやはり皆さん方の努力で企業誘致をやっていただいた、そういう結果だろうと思うんですよ。

ただし、さっきから部長も言われていますし、

皆さん方も言われますけれども、良質な雇用の場、立地をされるところは給料なんかも結構いいだろうと思うんです。ただ、県内の地場企業、中小・零細企業、こういうところに高校卒とか大卒とかいろんな県内の人たちが就職できているのか。本当に零細・中小企業は人手不足で困っているじゃないかと思うんです。そういうところに対する雇用はどうなんですか。

【廣田産業労働部長】 委員ご指摘のとおり、正確な調査をしたわけではございませんけれども、良質な雇用の場として企業誘致が進んでいる一方で、地場の中小企業、小規模事業者については、人材確保に非常に苦慮しているということがございます。

それについては給与をはじめとする雇用条件等も影響しているところがございますけれども、私どもとしては、県外から誘致した企業だけが潤えばいいということではございませんで、最終的には地場の中小企業なり中小企業事業者が収益を上げるということにつなげないといけないと思っております。

そういう意味から、サプライチェーンと申し上げておりますけれども、誘致企業と地場企業が取引関係をもって地場企業の生産性を上げていくということが必要かと思っております。今、私どもの事業としまして、誘致企業と地場企業がグループを組んで生産性を拡大するに当たっての支援も行っているところでございます。

あと、立地企業との契約というのなかなか簡単にいかない部分がございますので、あと、地場企業についても、先ほどからご説明しております人材活躍支援センターの地場企業の採用力向上というところで、個別の事業者とお話をしながら、その事業者のそれぞれの課題というものを聞きし、その解決策を私どもと一緒に

なって検討しながら人材確保にもつなげていきたいと考えているところでございます。

【中島(廣)委員】 今、女性がどんどん流出しておりますので、女性の雇用も引き続き力を入れていただいて、それと良質な雇用の場も確保しながら、地場企業の、中小・零細企業の人材不足にもしっかりと応えていただくように、皆さん方の努力に期待しておりますので、よろしくお願いしておきます。

【八江委員】 関連して質問させていただきます。

今、中島(廣)委員からいろいろお話がありました。長崎県は人口減少が著しい。これは長崎県内の至るところでそうですけれども、私が住んでいる諫早も合併してから増えるはずなのに、1万人ぐらいう減りました。なぜかという、仕事がないということもあります。

そういうことでありまして、今の中島(廣)委員のお話を聞きながら、女性の雇用の問題もあります。私は、コールセンターの誘致が長崎で順調にいつているのは、長崎が女性のまちだという思いがあって、それもやれやれというつもりで今までやってきましたし、そこには進出企業もたくさんあって、今のようなお話がありました。最後に女性の味方についてのお話もいただきました。

私も、長崎が女性のまちじゃないかというのは、オフィスビルを中心にした企業となると、どうしてもそういう雇用になってくるんじゃないかという思いがあります。私が住んでいるところは田舎でありまして広い土地がありますから製造業の立地をとということで、今、諫早市も工業団地、産業団地をつくって、今、11ヘクタール、残りの9ヘクタールと合わせて20ヘクタールが、ここ2～3年ででき上がるということになっております。

ところが、誘致をするにしても波があって、景気がいい時は進出企業もどんどん出てきますけど、停滞をしてくると企業も足踏みをします。

そういう関係で、うまくいくかどうかというのも、時代の波に乗れるか乗れないかということがございます。だからといって、工業団地、産業団地をつくらずにおれば、また次に出てきた時に、そういうところがあっても、手を挙げても、そこに土地がなければ進出してもらえないから、あと3年してつくりますから、5年してつくりますからと言っても逃げてしまう。諫早が一つの大きな例じゃなかったかと思っております。

そういう意味で、企業誘致についての問題も非常に大きくありますので、企業誘致の問題としてしっかり取り上げていただいておりますけど、予算も昨年度に比べたら、件数が少なくなっているから5億円近く減っているということはわかりますけど、そこには長崎県産業振興財団と長崎県と地元の市町と一緒にあって、タッグを組んでしっかりやらなければ、自分のところの、市営だったら市営でやりますけれども、県営だったら県は一生懸命するけど、どうもその点が少し手放した形でやっていくと、うまく一致してやっていけない部分があるんじゃないかという思いもありますので、その点はスクラムを組んで、つくる以上、しっかりと他県に負けないように企業誘致をして雇用の拡大につなげていただきたい、そのように思いますけど、企業誘致について改めての考え方、今までどおりじゃなくて、今から先どうあるべきかということ聞かせてほしいと思いますけど、いかがですか。

【佐倉企業振興課企画監】企業誘致につきましては、昨今の経済社会情勢等、いろんなことが

大きく変化してきていると思っております。自動車業界においても100年に一度の変革期というふうな言葉で動いております。人口減少という、かつて経験したことのないような経済状況の中で、企業においても働き方改革でございすとか、IoTの進展、ソサエティー5.0の進展という形で、企業の行動が、ここ何年かで大きく変わってきているところでございます。

企業誘致につきましては、やはり県だけ、市だけで成し得るものではございませんので、これから県、地元の市町、商工団体、産業振興財団、教育機関が一層密に連携し合って、企業を誘致する支援をしていく、それを地元根づかせていくということが経済の活性化、地域の活性化につながるものと考えておりまして、そういう方向性をもって進めていきたいと考えております。

【八江委員】前は県営の工業団地を行ったことだったんですけど、市町営の工業団地等をせろということで、県はそれなりの補助金を出しますよということでありますけど、本来なら、長崎県の人口が1万人以上減っているとすれば、県も同じ立場で今まで推進はしてもらっていると思いますけど、自分のところが経営しているものがそういう減少すれば、それは残業に残業を重ねてやっていくところですけど、ほかのところの下屋先であるという表現はおかしいかもわかりませんが、市町がやった分は2次的な支援体制になってしまうと。だから、力が入らんために、雇用が、あるいは誘致がなかなかうまくいかないという部分があるんじゃないかと。私は、そういう気持ちで県営でやってくださいということを相当お願いしてきましたけど、方針が変わったんだからということになって、今、市町営の工業団地ということになっております。

確かに、助成はしていただきますから、それはそれでありがたい話ですけど、そうなってくると、何が一番心配だったのかというのは、企業の誘致なんですね。市あたりは2〜3人しかいない企業誘致なんですよ。長崎県は産業労働部と産業振興財団という大きな組織を持っています。そこが年間を通じて全国を走り回ってやってもらっている。それが一番大きな決め手なんです。だから、それが今に生かされているかどうかということが心配だったから確認したわけですから、改めてその点はスクラムを組んでしっかりやっていただきたいと思います。

ある新聞には、そのためには長崎IT拠点化ということもあります。製造業を含めて、あるいは航空機産業を含めて、いろんなことをするためには受入体制ができていなければなりません。そのためには工業系の専門学校といったものも整備をしていかなければならないと思いますから、先ほど話がありました協議会等を含めてしっかり整えていただきたいと思いますけど、全体的なことで部長に確認をしたいと思いますが、いかがですか。

【廣田産業労働部長】企業誘致の今後の方向性のことについてのお尋ねと思います。

企業誘致につきましては、先ほど八江委員がおっしゃるように、現在も市町と一緒に、当然、長崎県におきましては私どもと産業振興財団になりますけれども、そこと連携しながら企業誘致に取り組んでおります。

現在も佐世保市、諫早市、大村市で工業団地の整備が進んでおります。諫早市については、現在、整備中でございますけれども、既に諫早市と私ども長崎県、産業振興財団と一緒に誘致活動を進めているところでございます。

そういうことから、整備はしても、それが活

用されないということでは、工業団地を整備する意義が失われますので、整備することと並行して早期の企業誘致を、立地を実現するべく市町と連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【八江委員】 よろしくお願ひします。団結をしてというのは、スクラムを組んでしっかり、これは各県の知恵比べだと、どこでも欲しいんです、企業誘致したいんです。雇用の拡大を図りたいというのは、どこも一緒なんです。そのことがうまくいくためにはどうすればいいかということの知恵を絞っていただくためには、スクラムを組んでしっかりやってほしいということ。

もう一つは、今、製造業の話をしましたけど、諫早には大型商業施設等の計画も進んでおります。ここには雇用が2,000人という話も出ております。工業団地もさることながら、コールセンターも含めて、そしてまた、商業用地だったら女性の雇用も、2,000名の大半が女性の雇用になってくると思いますけど、その点については同じ立場で企業の誘致については積極的に地元の要望を受けて取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【廣田産業労働部長】企業誘致を行うに当たりましては、いろんな良質の雇用の場をつくるということがございます。それに当たりましては、当然、工業団地の整備につきましても、市町のご意向を十分踏まえつつ行っただいておりますし、それに県としての支援も行っております。

先ほどご説明したように、誘致に当たっても市町と一緒にやっております。今後につきましても、それぞれの市町のご意向があらうと思います。そういうことから、まず、現在、整備が進んでいる工業団地につきましては、そ

れを活用して製造業を中心に誘致をしていくことになるかと思います。そしてまた、特に女性が働く場として考えられますオフィス系企業の立地についても併せてやっていきたいと考えております。

【八江委員】今申し上げたことの大半が工業団地で、市町営、あるいは県営というもので公共事業で行う事業ですけど、民間が進出して来る、民間が誘導してくる、こういったものも雇用とかなんとかには全く同じ立場である。補助金を出しているから云々ということではなくて、そこには魅力ある地域であるから、あるいは県民がいるから、そこに進出する企業もあるわけです。だから、民間の企業が出てきたことについても公共事業としてやっていくことと全く同じ立場で、県としての立場からは誘致をし、そしてまた、雇用の促進につながるものであればしっかりやっていただきたい、このように思いますけど、そのことだけ最終的に確認して終わりたいと思いますけど、いかがですか。

【廣田産業労働部長】 委員のご意見のとおり、良質の雇用の場の創出ということは、県が誘致した企業に限らず、民間が自主的に立地されたものも当然入ってくるかと思しますので、雇用が創出された後の人材の確保等々についても、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 それでは、議案外で新型コロナウイルスの感染拡大に関して私から質問したいと思います。

先ほど、経営支援課長から話がありましたけれども、相談件数が200件近くになっているということであります。件数は国に報告されているということでありましたけど、実際中身としては県当局は把握されてますよね。例えば、ど

ういった業種からの相談が多いとか、どこまで県当局は認識されているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【吉田経営支援課長】 相談につきましては、2月の段階では件数が少なかったということもありまして、中身についても割と確認をしていたところでございます。

3月の分につきましては、そもそも報告をいただいている機関も非常に事務に追われていると申しますか、とりあえず件数だけというふうな形になっておりまして、深いところまでは聞き取りができていないという状況でございます。

一方で、信用保証協会では、信用保証の承諾とか、実際の実行というふうなところが出てきますけれども、これは先週末ではまだ実行はない状況ですけれども、その数字については、業種も含め、資金の規模も含め、聞き取りをしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 今の状況であると、これは新型コロナウイルスに関する相談もだんだん増えてきて深刻なことが出てくると。前は、こういった相談窓口というのは、行っているだけでしょうけど、先ほど、委員の皆さんから、今の状態では相談に行くにも人混みを避けるかとなっております。また、こういうふうな時期になってくると、相談窓口を過去やっていますけど、こちらの相談窓口にダイレクトにできるようなフリーダイヤルを設けるとか、対策本部をそろそろもうしっかりと、多種多様になってきているということであればですね。

私は何が言いたいかというと、新型コロナウイルス関係で、当初はそうでもなかったけど、だんだん増えてきていると、多種多様になってね。今、調査をして国に対して報告するにも、そういったことができるような状態じゃないと、

混雑してきてね。そうなれば、速やかな対応ができるように、部長なりが中心となって中小企業の新型コロナウイルス対策本部を立ち上げてしっかりと、長崎県は万全にやっていきますという姿勢でやっていかないといけないと思うんですけど、いかがですか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】 今、新型コロナウイルスの影響で県内の中小企業、小規模事業者が大変ご苦勞されているということは承知をいたしております。

それで、先ほどご説明いたしましたように、経営や資金繰り等に関する相談窓口を2月7日に設けております。そしてまた、雇用関係の相談窓口については、従来から本庁に長崎労働相談情報センターというものを設けておりましたが、改めてそこで新型コロナウイルスに係る労働相談を設けるということで周知したところでございます。

その状況等については、先ほど、経営支援課長が申し上げましたように、相談件数が大幅に増えているということを考えますと、やはりその事態は深刻さを増しているという状況は認識しております。

それで、私も県におきましては、これは産業労働部だけの問題じゃないということもございしますので、現在も定期的に庁内の部長等が会議を持って今後の対応策を日々検討しているところでございます。

そういうこともございますので、今後の状況を注視しつつ、その状況に応じた適切な対応が必要になってくようかと思っておりますので、そういうことから産業労働部に限らず、庁内の関係部局と連携しながら対応策を考えていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 対応策ということで、産業労働部長、相談件数が増えてきているということの中で、備えあれば憂いなしだから、関係機関としっかりやらんといかんということでありまして、中小企業、農業、漁業等あらゆる分野で増えてくるわけですね。そうしますと、産業労働部長が旗を掲げて中心になってやっていこうということをね。

もっと言いますと、対馬は韓国の問題があって観光客が激減した上に新型コロナウイルスです、ダブルパンチですよ。そうしますと産業労働部が中心になって関係機関と話をしながら、そこは対策本部を立ち上げてやりましょうということで中心的な役割を担っていくことも、特に、今、経営の相談窓口を所管している課を抱えている部長として、率先して推進してやるべきだと私は思うんですけど、もう一歩二歩、前向きな見解の答弁をいただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】 山田(博)委員のご指摘のとおり、中小企業、小規模事業者の振興を担う産業労働部として率先して取り組むべきということご意見だと思いますけれども、当然、私も、そういう使命感を持って現在も取り組んでおります。

ただ、中小企業、小規模事業者と申し上げても、観光事業者もあり、水産の加工の事業者もあり、産業労働部だけではなかなか対応できない分もございしますので、そういうこともございまして、関係部局と連携し、そして、長崎県全体として対応していくべき重要な案件だと思っておりますので、そういう意味で先ほどのようなお答えをしたところでございますので、ご了解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】 産業労働部長、これは知事なり副知事が本部長となってしっかりと取り組ん

でいただくように申し入れていただけないか。答弁を聞いたら、経営支援課長が言っていることは深刻だから。農林関係とか水産関係もあるわけだから、部長がおっしゃるように、いろんな関係機関もあるわけですから、これは知事なり副知事に申し入れをしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【廣田産業労働部長】 ただいま山田(博)委員からご意見があった分については、お伝えしたいと思います。

【山田(博)委員】 それと経営支援課長にお尋ねしたいと思いますが、相談窓口をするとすると、緊急を要するいろんな対応というか、国の問題とか、無利子・無担保等の政策があるわけだから、これは経営支援課長、相談窓口は窓口として各地方機関に置いたとしても、県当局でフリーダイヤルを設けるなり、長崎県は中小企業をしっかりと応援していくんだということで、そういう考えはどうか、県当局のこちらで。産業政策課長が答えるんですか、お願いします。

【小林産業政策課長】 県の相談窓口につきましては、今、産業労働部においても経営関係で経営支援課が置いていて、中小事業者に関する相談ということで産業政策課も置いております。また、雇用関係ということで雇用労働政策課も置いております。そのほかにも県内さまざまな部局が関わる問題になっていますので、今、いろんなところが窓口を置きながら適切に配分しながらやっているところでございます。

相談窓口につきましては、委員ご指摘の話につきましては協議をさせていただきながら、県全体でしっかりと取り組んでいくべき話かなと考えられます。

【山田(博)委員】 そういうことでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

別の角度から新型コロナウイルス対策についてお尋ねしたいと思います。

今、職業訓練校が委託訓練をやっていますけど、これは国の指針に基づいて今どのような状況になっているか、確認をさせていただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】 高等技術専門校、あるいは委託訓練先については、どうしても一定程度密閉された空間で行うケースとか出てまいります。これについてはなるべく訓練生同士が離れて座れるような体制ですとか、あるいは消毒液の装備、あるいはマスクの着用、こまめな換気、そういったことを指示しているところでございます。

なお、高等技術専門校は間もなく修了式を迎えます。これについては在校生及び来賓を出席させないかと、それぞれ技能照査の合格証書等は、今まで一人ひとりに渡していたものを代表に渡すという形で、出席者の縮小、それから実施時間の短縮をするようにしているところでございます。

【山田(博)委員】 私がお聞きしているのは、委託訓練とか職業訓練校の授業とかはどうされているのかと。今、小学校、中学校は休校になったわけですね。訓練の委託とかなんかはこうなっているのかということをお尋ねしているわけです。

【吉村雇用労働政策課長】 現在のところ、新型コロナウイルス感染症防止対策として休校といえますか、訓練を取りやめたりということはしておりません。

【山田(博)委員】 ということは、国からの通達で県内の小学校、中学校は休校になっていますけれども、県内の職業訓練校とか委託訓練校というのは、そのままやっているということで理

解していいんですか、もう一度確認しますけど。

【吉村雇用労働政策課長】 大学、短大等については、休業措置が取られていないところがございます。この件につきまして2月29日付で厚生労働省人材開発統括官付の各参事官連名で通知が来ております。これについては適切な関係防止策について周知を徹底するということですので、これに基づきまして各訓練機関に先ほど申し上げたような対応策を周知しているところでございます。

【山田(博)委員】 その通知というのを後でいただけますか。私はちょっと驚きました。国は、安倍さんは、小学校、中学校、高校は休校しなさいと言って、厚生労働省からは、訓練は適切にやりなさいと言っているわけですね。こういったことはどうかと思っているわけです。

委員長、書類をもらいたいと思いますので、よろしく願いしたい。また時間があれば再度質問したいと思いますので、よろしく願いします。

【近藤委員長】 ほかにありませんか。

【饗庭委員】 私は2点お尋ねしたいんですけれども、県内定着の促進についてのところで、県内高校生の方は県内就職率が伸びている状況で、大学生ですけれども、3月1日から就活が解禁されたんですけれども、県内にということで企業研究セミナーを開催する予定が、今回の新型コロナウイルスの影響で中止ですということになっております。

今後、県として就活をしている学生も不安がありますし、企業のほうもかなり不安があられると思うんですけれども、県としては、どのような対策をとられるのか、お伺いしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 まず、3月1日に新4年生

を中心とした企業の広報活動が解禁になっております。私ども、先週、大学のお話をいろいろ聞いたところ、個別に学生から相談はあっているけれども、大学から見た場合の学生の動きとして特段大きな混乱は生じていないということがまずございました。

ただ一方で、軒並み、私どもも中止しましたし、大手の合同企業説明会が中止になっていく中で、どう動くかとなった時に、たまたまですが、昨今の大学生は動画とかを見る傾向が今回のコロナに限らず、年々増えてきている状況で、それがかなり加速するだろうと、実際加速しているような状況でございます。

そういうことで、私どもとしては、まず、先週、これは長崎市との連携になるんですけれども、長崎市のほうで県内の企業57社の動画を一覧にしているものがございますので、それについて私どもの「Nなび」を通じて、まずそこを見てくださいということは先週のうちに通知したところです。

一方で、企業さんに対しましても、動画を作っているところもまだ「Nなび」に載せてなかったり、あるいは動画は簡単に企業紹介でとれたりしますので、そういったものを作ってくださいというアナウンスも先週しております。そこを一旦取りまとめたところで、今度は県内企業の動画を学生にできるだけ早く周知していきたいというような動きをしているのが現在の状況でございます。

【饗庭委員】 動画が進んでいるのでいいかと思うんですけれども、県外の大手企業になると、それで面談ができると言っておられて、そうすると県外に行くことがますます増えるのではないかと思います。県内で、そこで面談とかまでできるような企業さんがあるのかお伺いし

ます。

【宮本若者定着課長】結論から申し上げますと、面談ができる企業はございます。ただ、そこら辺も我々は企業さんの声を聞きながら今進めているところでありまして、恐らくそんなに数が多いものではないものと思っていますので、何ができるか、どういった形ができるかは、先ほどの動画の活用も含めまして、今、企業さんと話をさせていただいているところでございまして、早急な対応を考えていきたいと思っております。

【饗庭委員】コロナウイルスのなかなか収束が見えないので非常に難しいかというふうに思うんですけども、就活をしている学生さんもかなり不安を抱えておられるので、決まったら周知を早くしていただきたい、どういう形ということもSNSとかも使って周知をしていただきたいと思います。

もう一つ、ロボット・IoT関連産業の育成についてのところで、今年1月末現在で延べ296人の専門人材の育成ができましたということで、ある講座でできたんだろうと思うんですけども、今後はこの方々を活用して長崎で企業誘致とか先ほどから話が出ていますが、なかなか企業誘致もできないから、ここで起業して雇用を生んでいくというような考えも必要かと思うんですけども、そのあたりをこの296人の人材がどのように活動しているのか教えてください。

【井内新産業創造課長】ロボット・IoT関連産業におきまして、専門人材の育成について委員ご指摘のように努めておるところでございます。今年度1月末現在、296名の人材育成をしておるところでございます。この多くはシステムインテグレータと俗に申しまして、新しいシステムを、最初の顧客のニーズの把握から始まって、実際に導入、そして、その後の運用まで一

手に引き受けることができるような高度な人材の育成を図ろうというものでございます。

この育成した人材が新しいサービスの創出と申しますか、製品というか、そういうものを企業が開発しようとする時についても、この事業の中で開発実証の補助制度を設けておりまして、この人材育成にとどまらず、その先の新しいサービスの創出につなげていきたいと考えております。

そうやって企業の付加価値と申しますか、力を上げていくことで、委員おっしゃられるような企業誘致にも、長崎の力が上がることで誘致企業との協業が図れるということもございまして、そういう面でもプラスになろうかと考えております。

【饗庭委員】ぜひ新しい企業というところで企業誘致につながり、県内定着がより進むことが必要かと思しますので、これは今後も進めていく事業かと思えますけれども、今年度は何人の予定ということがわかれば教えてください。

【井内新産業創造課長】今年度が、こちらの資料に書いておりますように296名で、先ほどから話に出ているコロナウイルスの影響で2月下旬からこの育成講座というものが止まっている状況でございます。今年度の実績については、この296人になろうかと思えます。来年度以降についても同じ水準の育成ができるように努めてまいりたいと考えております。

【坂本(智)委員】部長説明の2ページ、海洋エネルギー関連産業の創出についてということでお尋ねをいたします。

洋上風力発電というのは五島市沖だというふうに私は思っておりましたが、またぞろというか、ゾーニング事業というのは、これはどういうことなんでしょうか。

その前に、ゾーニング事業を今年度から実施しますというふうにありますけれども、これは国の指定は五島市沖が国内初というふうに思っているんですけれども、国の事業なのか、それともその事業を踏まえて県が新たにやろうとしているのか、どちらなのでしょう、まずその点を伺います。

【福重新産業創造課企画監】ゾーニング事業につきましては、環境省から県が委託を受けて実施しております事業でございます、今年度から来年度にかけて実施する予定でございます。

これは本県の海域におきまして洋上風力発電の商用事業の導入を促進しまして関連産業の市場を拡大していこうということを目的といたしまして、最終的には県内企業の振興に資するために洋上風力発電事業に適するであろう海域の区分けを行うものでございます。

その手順といたしまして、まず今年度、県内海域におきまして保全するエリア、風車が建てられないであろうエリアと、それ以外の適地として検討できるエリアに分けて、こちらにつきましては2月5日、県のゾーニング検討協議会でお示したところでございます。

このエリアの中から、当該海域の近隣自治体がゾーニングを実施し、自分たちの近隣海域で洋上風力発電をできるかどうか検討していきたいといった声を拾いまして、各地域ごとに協議会を設置して、来年度から本格的にこの協議会を個別の地域ごとに入っていきたいと思います。

この地域ごとの協議会につきましては、地元の関係者、主に漁業協同組合の皆様であるとか航路運航者もしくは地元の商工関係者の方々などにご参加いただきまして、こういった方々に構成員になっていただきまして、文献等ではわからない、より詳細な海域の利用実態などにつ

きましての情報収集を行って、この海域であれば地元としても洋上風力発電を行ってもよいというような合意形成を行うことを外部に公表していく、そういった事業になっております。

五島市と西海市につきましては、ゾーニングについては、既に市のほうで実施されているところでございます。今回、このゾーニングにつきましては、五島市と西海市の江島沖以外のエリアで主にやっていこうと考えているところでございます。

【坂本(智)委員】五島市と西海市とおっしゃったんですかね、最後のところがちょっと聞き取れなかったんですけれども。

今年度から実施しておりますというふうに書いてありますけれども、ただいまの説明のとおりなんだろうと思いますけれども、実際、県内で何カ所ぐらい、ゾーニング事業をやろうとしていらっしゃるんですか。どこどこを考えていらっしゃるのか。

【福重新産業創造課企画監】ゾーニングの事業費の規模等から申しますと、恐らく県内で最大で4カ所ぐらい地域協議会ができるかと我々は考えております。

そういった中で、広い海域を有する離島エリア、先ほど、五島市、西海市の江島沖のゾーニングが既に終わっていると申しました。それ以外にも新上五島町では一部終わっているところがあります。新上五島町につきましては、まだゾーニングが、前回の国の委託事業の中で事業推進エリアまで詰めている状況ではございませんので、そこも含めまして今後詳細なゾーニングをするエリアとしての候補エリアと考えているところでございます。

【坂本(智)委員】ありがとうございます。昔、私の地元対馬で海洋温度差発電というものをや

られた、佐賀大学の学長がやられたというふうに記憶しておりますけれども。

最後のほうに、「令和2年度につきましても」といろいろ書いてあって、「専門人材育成に努めてまいります」というふうに書いてあります。これは何年度ぐらいまでやる事業と考えていらっしゃるんですか。

【福重新産業創造課企画監】この専門人材育成は、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が日本財団の支援を受けまして、そして、県も補助金を入れまして海洋産業を支えていく人材の育成を行うという機関です。我々は、「長崎海洋アカデミー」と呼んでおりまして、こちらを創設していく事業でございまして、今年度からそのアカデミーの開講の準備を進めているところで、来年度秋頃に正式に開講を予定しております。

こちらにつきましては、何年度までということにつきましては、当初は県の補助金を入れながら、最初から黒字経営で事業体として継続的にやっていくということは、収支の部分で最初は苦しいことが予想されますので県の補助金も入れていきますけれども、最終的にはなるべく長く、そういった人材を継続的に輩出していただけるような機関として、県の補助金の支援というのは徐々に額等を下げることから進めていきたいと考えているところです。

期間につきましては、何年度までということを決めているところではございません。

【近藤委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 4時30分 休憩 —

— 午後 4時30分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時31分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 5時 2分
於 委員会室 4

水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
水産加工流通課企画監 吉田 誠 君
漁港漁場課長 橋本 康史 君
漁港漁場課企画監 森川 晃 君
総合水産試験場長 平野 慶二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 八江 利春 君
" 坂本 智徳 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 浅田ますみ 君
" 西川 克己 君
" 坂本 浩 君
" 饗庭 敦子 君
" 山下 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 坂本 清一 君
水産部政策監 高屋 雅生 君
水産部次長 西 貴史 君
水産部参事監 内田 智 君
漁政課長 松尾 信哉 君
漁業振興課長 中村 勝行 君
漁業取締室長 松本 啓一 君
水産経営課長 川口 和宏 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 それでは、水産部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」水産部という資料をお手元にご用意ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第6号議案「令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」、第10号議案「令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」、第14号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第81号議案「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第89号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

本県水産業は、造船、漁業資材、流通及び加工等の幅広い関連産業を支え、特に離島・半島部において、地域の経済・社会の維持に大きな役割を担う重要な基幹産業であります。2018年の漁業センサスによりますと、漁業就業者の高齢化や減少が進んでおり、さらに水産資源の変動や国内消費の低迷、原油価格の高騰によるコストの増大などにより大変厳しい状況にあります。

このような中、県におきましては、平成28年度にスタートした長崎県水産業振興基本計画の下、広大な漁場で多種多様な漁業が営まれている本県水産業の特性を踏まえ、本県独自に策定した「地域別施策展開計画」において、地域ごとに重点的に取り組むべき対策を整理し、各種施策を効率的かつ重点的に取り組むことにより、水産分野における所得向上対策を重点的に推進しているところであります。

令和2年度は、漁業者の所得向上をさらに推進するため、漁業者の経営力強化、養殖業の成長産業化と水産物の輸出増大、販売力強化、新規漁業就業者の確保・育成、資源管理の推進、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備等の施策を重点的に推進してまいります。

そのため、令和2年度当初予算におきましては、これまで推進してきた事業の強化を図るとともに、様々な国の予算や地方創生推進交付金等を活用し、必要な予算を計上いたしました。

それでは、まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入は合計127億861万6,000円、歳出は合計216億5,532万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

離島漁業再生支援についてでございますが、離島の漁業集落が行う漁場生産力の向上や新たな漁法導入等の漁業再生活動、新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組、特定有人国境離島地域の雇用創出の取組等を支援するための経費として、離島漁業再生支援事業費10億4,111万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

水産業の経営力強化についてでございますが、経営計画に基づき、所得向上を目指す漁業者自身が行う取組への支援に加え、漁業者の所得向上に不可欠な漁協等の取組や施設整備を支援するための経費として、新水産業経営力強化事業費8,854万4,000円を計上いたしております。

5ページをお開きください。

定置網漁業の育成強化についてでございますが、定置網漁業経営体が行う大型台風や急潮等の気象変化に備えた漁具の改良等に対する支援を通して関係機関と連携しながらモデル実証や経営モデルの確立を支援するための経費として、定置網漁業育成強化事業費7,166万1,000円を計上いたしております。

水産物の輸出対策についてでございますが、海外での本県水産物のPRや輸出国が求める衛生管理体制の充実、ニーズに応じた商品力強化を図るとともに、新たな輸送ルートや新規販路の開拓を推進するための経費として、長崎県水産物輸出倍増事業費4,230万6,000円を計上いたしております。

6ページの中央をご覧ください。

水産業基盤整備についてでございますが、1. 公共事業費、漁港・漁場・漁村・海岸整備については、水産改革に即した水産業の成長産業化

に向け、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた生産・流通機能強化対策、水産資源の維持・回復、大規模自然災害に備えた漁業地域の強化対策、持続的な漁業生産力の確保を推進するための経費として、漁場水産基盤整備費で、水産環境整備費等46億8,708万8,000円、県営漁港水産基盤整備費で水産生産基盤整備費等76億6,717万4,000円、市町村営漁港水産基盤整備費で、農山漁村地域整備交付金事業費等18億1,979万1,000円、7ページに移りまして、2の県単独事業につきましては、修築・維持補修事業により漁港及び海岸の整備を図るとともに、漁港の管理、調査のための経費として、県営漁港水産基盤整備費で、漁港施設維持補修費等3億8,652万9,000円、3の漁港災害復旧事業費につきましては、令和2年の災害に迅速に対応するための経費として、2年災害復旧費2億2,500万円をそれぞれ計上いたしております。

債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

第6号議案「令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」の主な内容についてご説明いたします。

歳入、歳出それぞれ、合計1億8,758万2,000円を計上いたしております。

これは、沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活環境を改善するため、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等育成確保資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第10号議案「令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」の主な内容についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

歳入、歳出それぞれ、合計2億2,745万5,000

円を計上いたしております。

これは、長崎魚市場の維持・管理並びに生鮮水産物等の取引の適正化等を図るための経費であります。

債務負担行為については、記載のとおりでございます。

次に、第14号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」の関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、貸付収益及び令和2年度に土地売却が見込まれる土地売却収益として、8,219万2,000円、10ページに移りまして、収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価として、1億1,813万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の関係部分についてご説明いたします。

歳入は、合計13億9,443万5,000円の減、歳出は、合計20億6,261万6,000円の減を計上いたしております。

11ページをお開きください。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

水産基盤整備等についてでございますが、事業費の精算見込み等に伴い、漁場水産基盤整備費で、水産環境整備費等5億9,195万1,000円の減、県営漁港水産基盤整備費で、水産流通基盤整備費等14億2,261万9,000円の減、市町村営漁港水産基盤整備費で、農山漁村地域整備交付金事業費等3億1,409万7,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

繰越明許費については記載のとおりでございます。

12ページをご覧ください。

第81号議案「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入、歳出それぞれ、合計6,439万9,000円の減を計上いたしております。

これは、貸付見込額の減等に伴うものであります。

次に、第89号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

土地売却収益の減等に伴い、収益的収入で、5,015万3,000円の減、13ページに移りまして、維持工事費等の減に伴い、収益的支出で1億1,305万3,000円の減を計上いたしております。

最後に、令和元年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【松尾漁政課長】私の方から1点おわびを申し上げさせていただきます。

今朝ほど、委員の皆様には追加の資料を配付させていただきましたが、令和元年度2月補正予算案の説明資料、横長資料の23ページが欠落をしておりました。沿岸漁業改善資金の歳出の部分でございます。

今後、こういうことがないように確認を徹底してまいりたいと考えております。

大変申し訳ございませんでした。

【近藤分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明をお願いいたします。

【橋本漁港漁場課長】お手元に配付しております資料1「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年2月ゼロ国債予算（案）について」をご覧ください。これに基づきまして水産基盤整備事業のゼロ国債の設定内容についてご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

ゼロ国債につきましては、令和2年度に予算化する国庫補助事業について、当該年度の支出を伴わずに前倒しして実施するため、国の承認を得て設定する国庫債務負担行為でございます。

設定の主な目的といたしましては、地元漁業の操業への影響を避けるため、定置網の休漁期までに増殖場の海上工事を完了する必要がある地区ですとか、近年の海水温上昇等の漁場環境の変化に対応した漁場整備のための調査などの前倒し実施により、効果的な事業実施を図ろうとするものでございます。

2ページをご覧ください。

設定額といたしましては、表の一番下でございますが、早期の事業着工が必要な増殖場1カ所の整備と魚礁、増殖場の整備にかかる調査費として、県予算ベースで2億6,400万円を計上しております。

3ページをご覧ください。

事業箇所の例をご紹介します。

下五島地区ではカジメやホンダワラなどの藻場の拡大を図るため、増殖場の整備を進めておりますが、海上工事による地元の定置網への影響を避けるため、前倒しして工事を発注し、8

月から9月の定置網の休漁期間に増殖場2ヘクタールの整備を実施することとしております。

今後とも、効果的な事業の実施に向け努力してまいります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

引き続きまして、繰越明許費について、補足してご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料2「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の繰越事業理由別調書をご覧ください。

1ページをお開きください。

上の表は、繰越理由別に件数と繰越額を示した表です。主なものは、⑤その他、経済対策補正と昨年の台風17号によるものが17件、42億3,949万2,000円で、これが全体の51%を占めております。

次いで、②施工計画・設計及び工法変更による遅れが44件、31億9,442万5,000円で、全体の39%となっております。

なお、表の中の上段括弧書きにつきましては、昨年11月議会でご承認いただいた件数、金額を記載させていただいております。

続きまして、昨年11月議会から増額となった理由についてご説明させていただきます。

まず、②施工計画・設計及び工法変更による遅れでございますが、佐世保市の平地区において、海岸工事が冬季風浪に伴い、施工ができない日が続く、年度内完成が困難となったものや、佐世保市の楠泊地区において、防波堤改良工事の施工にあたり、当初設計時に想定しておりました地盤改良船が確保できずに、本工事の年度内完成が困難となるなどの理由で繰越が増加し、44件、31億9,442万5,000円となっております。

次に、④地元との調整に日数を要したものでございますが、対馬市の一重地区の防波堤改良工事におきまして、今年度はサワラ漁が盛んでございまして、水揚げが工事の施工期間と重複するということから調整が必要となり、工事の年度内完成が困難となったものなど、4件、2億2,482万7,000円の繰越が新たに発生しております。

次に、⑤その他（経済対策補正・台風17号災害）でございますが、令和元年度の経済対策補正予算によるものや、平戸市営の漁港において、防波堤の延伸を予定していた箇所が、昨年9月の台風17号で被災したことで、延伸工事と災害復旧工事との調整が必要となったものなど17件、42億3,949万2,000円の繰越が新たに発生しております。

なお、このページの下の方に参考といたしまして、経済対策補正を除く、最近3カ年の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。

次の2ページから7ページまでは、漁場水産基盤整備費、県営漁港水産基盤整備費、市町村営漁港水産基盤整備費の予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しております。

なお、繰越を予定している事業につきましても、早期の完成に向け、今後も引き続き事業の執行管理の強化を行い、事業効果の早期発現に努めてまいります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いします。

【松尾漁政課長】お手元にお配りしております資料の「農水経済委員会提出資料」、一番下に「政策的新規事業の計上状況」と記載されております資料のご用意をお願いいたします。

水産部関係の令和2年度新規事業につきましては、1ページ目の中ほどに記載しております定置網漁業育成強化事業費、それから廃棄魚を活用した循環型社会推進調査費の2件でございます。各事業の事業概要と当初要求額及び今議会に上程しております当初予算計上額は記載のとおりでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、先般の委員会の勉強会並びに横長資料におきまして、事前に質問通告をさせていただいているわけでした、理事者におかれましては明確な回答なり見解をよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、横長資料の14ページに水産業協同組合指導費の中の検査指導費についてお尋ねします。近藤委員長のおかげできちんと明確な回答の資料をいただいているわけでございます。実は、勉強会でわかったのは、漁業協同組合の組織機能強化ということで、繰越欠損金を保有する組合がなんと14漁協あるということです。それを今後、財務指導をしっかりとやっていくということでありましたけれども、館浦漁協を含めて、繰越欠損金が長崎県の14漁業協同組合、総額で今どれくらいあるかというのを、まず明示をしていただきたいと思います。

【松尾漁政課長】 14組合の合計で約22億円で

ございます。

【山田(博)委員】 約22億円の繰越欠損金があるということになれば、これは先般、島原の有明漁業協同組合も大変な経営の中で、いろんな問題があって、なかなか理事会も開かれない、総会も開かれないということがありました。館浦漁協を含めて14漁業協同組合の繰越欠損金が約22億円ということでもありますけれども、こういった漁業協同組合の検査指導費として、今年1,200万円上がっております。前回からすると、また200万円近く減額されています。本来であれば、前回、ああいった有明漁協の件がありましたから、やっぱり検査指導というのは強化すべきだと。そうすると、予算的な裏づけがあるかどうかと思ったら、逆に減っているわけですね。これはなぜこういった形になったのかというのを説明していただけますか。

【松尾漁政課長】 全体的な予算配分、適切な予算配分を検討する中で、この水産業協同組合検査育成指導費については減額をさせていただいておりますが、中身を精査いたしまして、特に組合に対しまして実際の指導を行う県職員が研修に行く部分、そこについては一定見直しをさせていただきまして、県職員が漁協を回って指導するという旅費、そちらの方に重点的に配分をいたしました。そうした精査をした結果として、最終的にこういった形になっているところでございます。

あともう一点、その下に地域を担う漁協機能強化支援事業費というのがございますが、これは拡充をさせていただいております。これは漁協の基盤強化を図るために合併を推進するという事業費でございますが、これにつきましては実効性のある合併計画を策定するという一方で、中小企業診断士の経営診断等を盛り込みながら

充実を図るという形で、こちらの方は拡充させていただいておりました、この2つの事業費を合わせて指導していくという考え方でございます。

【山田(博)委員】 そういうことですね。わかりました。そういうことであれば私も納得がいくわけでございます。

それでは、別の課の質問に移りたいと思います。水産加工流通課にお尋ねしたいと思います。この横長資料で言うと24ページになります。

今回、国の方で卸売市場法の改正があり、議案にも上がっているんですが、ここに水産物流通対策費とありまして150万円余りの予算が出ているわけですが、水産加工流通課長、水産物流通対策費という項目というのは、今までも並べられてされていたのかどうか。また、中身を詳しく説明していただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 この水産物流通対策費につきましては、これまでも項目として計上しておりました。

中身ですけれども、卸売市場の業務と運営の指導、それから流通の調査などの中身を、これまでも予算計上させていただいておりました。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、今、この水産物流通対策費というのは、卸売市場の指導監督費も入っていたということでありましたけれども、それは今まで幾ら入っていたんですか。

【岩田水産加工流通課長】 細かくは旅費などを計上しておまして、例えば市場の検査に幾らといいますか、全体として旅費を計上させてもらっております。それから、需用費や役務費というものを個別に計上しております。

今回、検査の部分につきましては、特に来年度ですけれども、県北地区における市場の検査に要する経費として旅費を計上させてもらって

おります。

【山田(博)委員】 今の説明では私も納得いかなところがあるんですが、前回の委員会で、水産加工流通課というのは卸売市場法に基づいた卸売市場の指導監督というのは今まで行っていなかったという答弁がありました。しかし、予算は計上されていたということであれば、この予算は今までどう使っていたんですか。私が言っていることがわかりますか。今まで、魚市とかに行行って指導監督をする予算計上は今までもされていましてよという答弁があったわけです。しかし、実際は、委員会で法律に基づいて検査指導をやっているかということ、やっていませんでしたと。私、山田博司から指摘されて、初めてさせていただきましたということでありました。

ということは、その予算というのはどういう扱いをされていたのか疑問が残るわけですし、そこを明確にお答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 法で定めます卸売市場の検査につきましては、委員の指摘がありまして、今年度、初めて実施させていただきました。この旅費を使いました。その前までは、検査という形での市場の確認はしておりませんでしたけれども、通常でも市場にはたびたび我々参りまして、指導とか、状況を確認しておりましたので、その旅費として使わせていただいております。

【山田(博)委員】 今の答弁で、いいですか、検査指導で各市場に行っていましたと。しかし、法律に基づいては行っていないでしたと。ということは何をしに行ったのですかとなるんです。あなた方は法律に基づいて市場に足を運ぶのが本来の姿だったんです。ということは、今までそれを、法律に基づいて行っていなくて何

しに行ったんですかということになるわけですね。

これはどちらの方に答えていただけますか。今の答弁では私は納得いきませんから、明確にしかと、そこは反省すべきは反省してやらないといけないわけですよ。今の答弁では、何を言っているんですか、何をやっていたんですかとなるわけですからね。

【高屋水産部政策監】 今、水産加工流通課長が申しましたとおり、私どもは普段から市場に対する指導の責務を負っているということでございまして、適切に市場の流通機能が機能しているかどうかということは、普段から現場に赴いて直接確認をするという業務を行ってきたということでございます。

ただ、そこが検査になりますと、一定の検査の体制を整えて、検査項目を整理して、そして検査の項目に基づいて書類の実地検査まで法に基づいて行うということが山田(博)委員のご指摘において必要であるということが議論されたわけでございまして、これまでの指導に加えまして、その部分を切り取って、明確に法に基づいての検査を導入したということでありまして、これまでも漫然と遊びに行っていたわけでは当然ありませんで、指導の一環として、現地に赴いて直接見てきたと。それを一定必要に応じて検査の体制を整えて切り替えたということの違いがあるという説明でございました。

【山田(博)委員】 高屋政策監、あなたみたいな答弁だと私も納得いくわけだよ。初めから水産加工流通課長もそういった答弁をしていただければ私も納得いくわけでございますが、明確な答弁がなかったから指摘をさせていただいているわけでございます。ありがとうございました。ぜひ、水産加工流通課長、今、高屋政策監が言

うような答弁を、方向性をしっかりと持っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、またこれに続くんですけども、これは指摘をさせていただきたいと思います。

実は、農林部は卸売市場対策費としてきちんと、明確に89万円というのが計上されているんですね。水産部も同じ法律に基づいてやっているにも関わらず、この項目が違うというのは、きちんと整理してやるべきじゃないかと思うわけでございます。今、高屋政策監がおっしゃるように、明確に法的根拠に基づいてきちんとやっていくという方向性を改めて認識したというのであれば、そういう方向性をしっかり今後取り組んでいただきたいと思っておりますので、これは指摘だけさせていただきたいと思っております。

続いてお尋ねしたいと思うんですが、横長資料の25ページを見ていただけますか。

ここに、ながさきのおいしい魚消費拡大事業費とありますね。一昨年ですか、反社会的勢力の方々が関与された海鮮丼があることがわかりまして、これは漁業取締室と県警が中心になって検挙に至ったということであるわけでございます。今、長崎県の水産物の消費拡大ということで、長崎県は魚のおいしい店の認定をやっていたわけですが、これは今、認定数はどれだけあって、その中に、私はやはりそういった事件を踏まえたら、認定要件に反社会的勢力の関与はないように、きちんと対応しないといかんということを指摘させていただいていたわけでございますが、その状況はどうなっているのか、説明していただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 ながさきのおいしい魚の認定店につきましては、3月5日時点で県内202店舗を認定しております。

それから、反社会的勢力の関与のある店舗は認定しないということにつきましては、本制度の認定要領の改正をいたしまして、12月4日付で施行させていただいております。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、長崎魚市におきましても、反社会的勢力が魚市に関与できないように条例改正を速やかにやっていたわけですね。しかし、そこは、こういったながさきのおいしい魚のお店の認定要領を改正したのが12月4日ということで、少し遅かったのじゃないかと思うわけですね。

これは、紛れもなく私から指摘をさせていただいたというのは間違いのないと思うわけでございます。では、12月4日にしたということは、私から指摘されて初めて認定の要領に加えたと理解していいんですか。

【岩田水産加工流通課長】 山田(博)委員の指摘を踏まえまして、要領の方を改正させていただきました。

【山田(博)委員】 きちんと明確にそういったことをやっていただきたいと思っております。

やはり1次産業をそういった方々からしっかりと守っていく姿勢というのは、これからも堅持をしていただきたいと思っております。

続きまして、漁港漁場課長にお尋ねしますが、先ほど、横長資料の27ページに漁場環境保全対策費とありますけれども、この有害動物の駆除という記載があるわけでございます。この有害動物の駆除ということで、有明海において、いろいろと水産物に影響を及ぼすナルトビエイを駆除するとあります。これは実際、今、有害動物の駆除というのは水産部としてどれだけの被害状況があると認識されているのか、そこをお答えいただけますか。

【森川漁港漁場課企画監】 本年度の場合、ナル

トビエイを約7トンぐらい駆除いたしております。ただ、その被害額というのが、算定するのは非常に困難なものですから、額として出てはおりません。

【山田(博)委員】 ナルトビエイでどれだけ苦情があるかとか、これは有害動物とあるから、これはあれですか、捕食すると理解して、それで駆除すると理解していいんですか。

このナルトビエイを捕獲して、その後どうしているのかお尋ねしたいと思います。約7トンもナルトビエイを捕獲して、ナルトビエイの漁をしている人もいるかもしれませんから、どうされているんですか。

【森川漁港漁場課企画監】 ナルトビエイにつきましては、平成10年ぐらいからずっと駆除を行っております。これまでも加工に向かないのか、食用に向かないのかということも、さまざまなチャレンジをしてみましたが、どうもこれは食用としてはそれだけの価値が認められないということで、長崎県だけではなくて、有明海沿岸の福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県の4県で二枚貝、特にアサリやタイラギを捕食するという生き物でありますので、とても食用に向くような魚じゃないということで取り上げて処分しているという実態です。

【山田(博)委員】 そうですか。企画監が調べたところによると、ナルトビエイというのは食用としてはなじまないということですね。

ところが、漁師に聞いたら、こんなにおいしいものはないんだ、美味だということを言っている人もいますね。どっちなんですか、高屋政策監。こういう優れた長崎県の水産海域で、すばらしい海域で捕れたナルトビエイというのは、全く役に立たないという魚はないわけでございます。この世に生を受けたわけでござ

いますから、高屋政策監、今日はあなたに思う存分お答えいただきたいと思います。

【高屋水産部政策監】ナルトビエイに関しましては、委員ご指摘のように、嗜好の問題もございいますので、漁業者の方におかれては、ひょっとしたら好きな方もいらっしゃるのではないかと思います。一般的にはやはり市場に出してもなかなか売れないというのが普通でございます。したがって、今、企画監が説明しましたように、何か加工してでも一般の消費者の方に受け入れていただける方法はないかということで、いろんな加工とか、付加価値の向上対策をやったわけでございますけれども、今のところ、なかなか消費者に受け入れていただけるようなところまでいっていないというのが現実でございますので、残念ながら処分をするしかないというのが現状でございます。

【山田(博)委員】これは、ぜひ、高屋政策監、今まで水産行政で、去年は県庁の食堂で廃棄されている魚を試食しようという動きもあった。今回の予算計上の中でも廃棄する魚を再利用するというので予算を計上されているわけですね。今の答弁では、その中にナルトビエイというのは入っていないみたいですね。私としては、引き続き、そういった水産資源を有効活用するようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。高屋政策監におかれましては、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【近藤分科会長】ほかに質疑はございませんか。
暫時休憩します。

— 午前10時44分 休憩 —

— 午前10時45分 再開 —

【近藤分科会長】再開いたします。

【西川委員】質疑を遠慮しておりましたが、誰もいないのでさせていただきます。

部長説明資料の5ページ、漁業就業者の確保・育成対策について、次代を担う漁業後継者育成事業費7,014万7,000円の詳しい内容、対象者、地域などがわかっていたら教えてください。

それから、横長資料の予算表ではあちこちに分かれておりますので、この縦長資料の6ページの漁場水産基盤整備費の中の県営漁港水産基盤整備費76億6,717万4,000円と市町村営漁港水産基盤整備費の18億1,979万1,000円の詳しい内容。

それと、例えば、今、高齢化したり少人数化されて、漁獲した魚、もしくは船からの陸揚げ、さらには資材などを船に乗せる場合、引き潮の時の岸壁との差がひどくて、簡易な浮棧橋とかも含めて、水産部におかれましては各漁港にいろいろ整備していただいておりますが、さらに要望も大きくなっていると思います。

そこで、今までにした主な漁港数、また、浮棧橋などの設置数と、今後要望されている、そしてまた、今年度にする予定の設置数など、詳しい数字も教えていただきたいと思います。

【川口水産経営課長】まず、私から漁業就業者の確保・育成対策の中身についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、昨年度、本分科会で議論いただきまして、新規事業として立ち上げたものでございます。

今回、漁業就業者の確保・育成のためということで、従来から、漁業相談から技術習得、就

業後の定着支援まで段階に応じた切れ目ない支援を実施ということでさせていただいておりましたが、まず、その受け皿づくり、情報発信ということでございまして、これは漁業就業者のための受け入れの運営費でございまして。これは県の方でながさき漁業伝習所本所ということで運営をいたしておまして、支所については県内の16市町に支所を置き、受け入れの体制を整えているということがまず1点でございまして。

受け入れにつきましては、就業者をどう呼び込むかということがございまして、その受け入れ組織の支援でありますとか、高校生の就業促進、また、YouTubeを活用した水産業の魅力発信ということで、これも昨年から取り組んでおりますが、高校生の就業促進、情報発信については、今年、強化して予算を計上いたしております。

また、受け皿づくりということで、人を呼び込むための、移住のための呼び込みの手法ですが、お試し移住・漁業体験ということで、今年度から新たに予算を組みまして要求をさせていただいているところです。

この事業の一番基本、大本となる部分につきましては、就業前の研修支援、技術支援ということで、これは市町と一体となって支援をいたしておりますが、これにつきましては昨年度、漁業者育成コース、従業者育成コース、それぞれ独立型、雇用型ということでコースを設けておりましたが、昨年から漁家子弟コースということで、漁家子弟の方が誰でもこの支援を受けられるという仕組みをつくっております。

今年度、またさらに、経営者育成コースにつきまして、なかなかUターン、Iターンの方が就業後、技術が未熟で、経営なり、収入がままならないということもございまして、その部分

につきましては、今、2年間の研修ということでさせていただいておりますが、予算案を認めていただければ、1年延長ということで、しっかり技術を学んでいただくというところで今年度予算を計上させていただいております。

さらに、就業後の支援ということで、技術が足りないとか、経営が厳しい方につきましては、さらなる技術支援を行うということで、その3本立てで計上させていただいているところでございます。

【西川委員】 大体わかりました。

私の知っている方で、修学旅行で来て、平戸市内の漁家に泊まって漁業を体験し、高校卒業してから平戸に来て漁師になった方がおられます。途中で挫折した方もおられますが、引き続き平戸に住んで、そして、地元のお嫁さんもらって、そして、先輩漁師の方からご指導いただきながら、網とか一本釣りなども頑張っている方もおられますし、定置網漁師の息子さんが一本釣りの指導者のところに何年も通って、一本釣りの漁法、名人の技を習得したというお話も聞いておりますが、そういうマンツーマン的な指導、育成の分野においてはどのように今後はなされていくんですか。

【川口水産経営課長】 すみません、私の説明が不十分でございました。

委員ご指摘のとおり、平戸に来られた方につきましては、修学旅行で非常に平戸が気に入って平戸に飛び込んできたということで、大阪から来られた方だと認識しておりますが、その方たちにつきましてもIターンということで、技術をしっかり学んでいただくということで2年間の支援をさせていただいております。これは親方漁師さんに指導費もありますし、研修生の場合は、そこに生活費がございませんので、そ

の部分について市町と分担しながら支援をさせていただいているところがございます。

それと、いろんな漁業を学ぶという部分につきましても、雇用型育成コースということで、現在、従事者につきましてもしっかり応援をさせていただいております。

【西川委員】それは、私も地元で大体の内容を知っているんですよ。今年度、またそれ以後、漁師として生活できるような技術を身につけるための指導、親子でしていくのが今まで普通だったんですが、親がいなかったり、新規就業者という人たちに対する今後の指導はどのように手はずを整えておられますか。

【川口水産経営課長】今後ということでございますが、漁業の場合は技術習得が非常に大切な部分だと認識しております。今後とも、引き続き、漁業の技術を習得するための親子乗りでございますとか、Iターン、Uターン、そして地元の方が転業する、転職する場合も、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

【内田水産部参事監】漁港の予算の内容についてご説明します。

県営漁港水産基盤整備費は県営の漁港の整備、そして、市町村営漁港の水産基盤整備費は市町村営の漁港の整備ということで、合わせて令和2年度は44カ所で整備を実施していくこととしております。

内容としましては、まず、流通の拠点となる漁港の衛生管理対策ということで、これは長崎漁港において、高度衛生管理型の荷捌所、これと合わせて一体的な岸壁の整備というものを計上しております。

それと、生産拠点漁港では、例えば尾崎だとか、荒川だとか、今後養殖の生産の中核的な機能を担う漁港の岸壁などの整備による陸あげ機

能の強化対策や、静穏度の確保対策を現在進めております。

そのほか、就労環境の改善対策や防災減災対策ということも講じておりまして、合わせて44カ所となっております。

現在、就労環境の改善対策、これはおおむね230漁港がありますけれども、大体50カ所で就労環境の改善をこれまで図ってきたところです。これは実績です。ここをどんどん伸ばしたいと思っておりますので、ここはしっかりと進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【西川委員】参事監の積極的な考え方は理解しておりますし、水産部の予算がこのような整備費で増えていることも大変うれしく思っております。

私が聞きたかったのは、岸壁の整備や浮棧橋、特に高齢者対策のための簡易フロートの浮棧橋などの設置数、そして、要望されている箇所数なども教えていただきたかったわけでございます。

【橋本漁港漁場課長】就労環境改善のための簡易浮体のお話でございますが、今、過去の整備状況、過去の整備延長、それから今後の予定につきまして手元に資料がございませんので、後ほどまたお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【西川委員】それでは、後で資料を出してください。一応ここで終わります。

【近藤分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【浅田委員】まず、次世代を担う漁業後継者事業です。今も質問に出ていたと思うんですが、その中でちょっと詳しくお伺いをさせていただければと思います。私も10年ぶりのこの委員会でございまして、初歩的なところから聞

かせていただく形になろうかと思うんですけれども、この中で高校生の就業促進というのがございます。実態として、今、長崎の水産高校、そういったところで漁業に結びついている就業というのはどういう状況なのか、教えていただけますか。

【川口水産経営課長】高校生の就業促進につきましては、従来から鶴洋高校、昔は水産高校でございましたが、鶴洋高校とは連携をしまして、先進漁家のところで実際に体験をしていただくということで行ってまいりました。

鶴洋高校だけということではありませんで、漁業に興味がある高校生もいらっしゃるということも耳にいたしまして、平成28年度から全県下の高校生に枠を広げまして、就業体験研修に取り組んでおります。

その結果、平成29年は、鶴洋高校を含め県内の高校から30名の方が体験研修に行っていたいております。平成30年度が32名、今年度が38名ということで、順調に伸びております。

それと、高校生の就業促進につきましては、今年度の10月12日に就業者フェアというのを県主催で初めて実施しました。これにつきましては、県内高校に広く周知をし、それと鶴洋高校にも実際に出向いてお願いをして、要するに仕事のマッチングフェアを県庁で行ったわけですが、この時も高校生が19名来ていただいたということで、そういうものを含めていろんな対策に、高校生が就業促進に結びつくようなことで取組を進めております。

これは教育統計の資料でございますが、平成29年度の県内の高校生の漁業に就業する方が、統計的に言えば22名の方が、高校卒業後、漁業の世界に入っているという状況でございます。

【浅田委員】皆様がそうやって体験等をしていくことによって、実態として22名の方が就業をなさったということなんですが、漁業もいろんな種類があるかと思います。そんな中で、このお試し移住にしてもそうなんですけれども、体験というのは具体的にどういったことをさせているんですか。

【川口水産経営課長】漁業につきましては、委員ご指摘のとおり、いろんな漁業種類がございます。

それで、まずは受け入れ漁家がどういうところがあるか、それと高校生の希望に沿いまして広く、今の研修でいきますと、一本釣りでありますとか、定置網でありますとか、魚類養殖でありますとか、そういうものに生徒さんの要望に沿って受け入れ漁家を探して体験をしていただいていると。期間は1週間でございます。行きと帰りがございますので、実質3日間から4日間の体験をしていただいているところでございます。

【浅田委員】ありがとうございます。こちら側が用意したというよりも、それは体験をしたいという学生さんにしっかり合わせた上でのマッチングをなさっているということで、わかりました。

そういう形で次代も、水産県長崎なので、こういう若い人たちにしっかりと継いでいただく形を支援していただければと思います。

そんな中で、今、やはりでありますYouTube等を活用した水産業の魅力発信というのものがなっておりますし、コンテストをなさったりしているんですが、これというのはやっぱり興味がある人は見にいくと思うんですけれども、そうじゃないところにどうやって発信するのか。こうして長崎県がYouTubeを撮らせてコンテス

トをやっているところまでの発信事業というのはどのような形でなされていますか。

【川口水産経営課長】 YouTubeにつきましては、これも今年度から新たに取り組んだものでございます。

要するに、長崎県の漁業に興味がある方が、長崎の漁業をどう魅力的に発信するかを公募させていただきまして、それについて県のホームページでありますとか、いろんなところの媒体を通じてぜひ見ていただきたいということでお願いをして審査をしていただいたということでございます。

中身につきましては、視聴回数でありますとか、「いいね！」がついた回数、それと若い漁業者の団体であります漁青連というのがありますけれども、そこで最終的に審査をしていただいて、今回、12の動画を、長さは1分程度になりますけれども、応募者につきましては高校生から一般の方まで応募をいただきまして、いろんな動画をつくっていただいたというところで、今後、その動画につきましては、就業者フェアとか、人を呼び込むためのツールとして使っていきたいと考えております。

【浅田委員】今年度ということでしたけれども、せっかく若い方たちがたくさんつくっていらっしゃるような状況を、もっともっと発信していくことが、今まで漁業や長崎に興味がなかった人たちへも浸透していくことになろうかと思えますので、そこをもっともっと、せっかくつくったものですから、こういったところで強化をしていただいて、体験授業にしてもYouTubeにしても、活かし方ということをもったいないような形でやっていただければと思います。

もう一点、漁業取締体制について伺いをさ

せていただければと思います。

さまざまな課題と対策を講じておられるというのですが、ここ数年の実際の取締り状況、そしてまた、それが国内の方だったり国外の方だったり、いろいろと大変な事業だと思いますが、悪質な密漁等々もあろうかと思しますので、その実態というものをお示しいただけますか。

【松本漁業取締室長】取締りの密漁情報等のご質問だったと思いますけれども、ここ数年は、まき網や底びきやごち網等の違反情報としまして、例年60件前後という情報がきております。その情報に基づきまして、時期や地域を特定しまして、そこに集中的に取締りを行うという業務を行っております。

【浅田委員】この取り締まっている方々は、国内漁業者というか、免許を持たない方もいらっしゃると思うんですが、国外の方も含めて実態をもう少し詳しく教えてください。

【松本漁業取締室長】先ほど申しました60件前後の違反情報でございますが、これは国内の漁業者が9割を占めておりまして、一般の方とか漁業者ではない、いわゆる悪質な密漁、潜水器密漁等というのは数件程度ということになっております。

それと、外国の情報はゼロ件でございます。

【浅田委員】外国からはゼロ件、9割が漁業者。漁業者間のそれぞれのモラルにのっとるところも非常に大きいところだと思うんですが、これは近しい県内の漁業者同士なのか、また、違うところなのか。

それと、これだけ、60件が来たことによっての損害というか損失額、そういったものはどういう状況でしょうか。

【松本漁業取締室長】情報につきましては、その地域外のところから、区域外での違反操業と

いう密漁情報というのがほとんどでございます。

損害額については、積算はできておりません。

【浅田委員】わかりました。これは当然そうでしょうね、区域外からということになるかと思うんですが、そういったそれぞれの漁業関係の方たちのモラルをどうしていくかというところも非常に重要なことだと思いますし、算出はできてないにしても、やっぱりいろんな意味で損害が生じるような状況でございますので、非常に大変な仕事だと思いますが、しっかりこういったところもやっていただければと思います。

あとは議案外で質問します。

【饗庭委員】私も2問ほど質問させていただきます。私は、初めてでございますので、理解を深めるためにも質問させていただきたいと思います。

横長資料の20ページで、今お話があったところでもあります、この漁業取締費のところでお尋ねしたいんです。これが前年度より1億7,000万円近く増えて予算が立ててあると思うんですけれども、その理由を教えてください。

【松本漁業取締室長】この横長資料の20ページのところの漁業取締費についてのご質問でございますが、一番右の内容説明のところをご覧ください、「○」が3つあって、真ん中のところに漁業取締船維持管理費というのがございます。これを5億5,000万円程度計上させていただいております。

船も自動車と同じように2年半に1回とか、5年に1回の定期点検がございます。この5隻うち、来年度は、今年になかった3隻、5年に一度の定期検査が2隻、2年半に1度の中間検査のドックが1隻ございます。これが国の検査に基づきまして、通常のドックでは行わない、エンジンを船から降ろして、ばらして検査を行うという解

放検査を行いますので、それについては1隻当たり6,000万円程度かかります。来年度は3隻の定期検査があり、それで1億8,000万円ほど予算が増加しているということになっております。

【饗庭委員】では、その3隻をドック入りさせるわけですが、巡回するのに普段は5隻全部で回っておられると思うのですが、その3隻がドック入りした時にはどのような形でされるのか、お伺いします。

【松本漁業取締室長】通常は、5隻を土日関係なく、情報があるところに配船しておりますけれども、ドックに入る時には、例えば1隻ドックに入る時にはほかの4隻の配船計画を変更いたしまして、当然、毎日切れ目なく、1隻から2隻が県内のどこかをパトロールしているという状況をつくっております。

【饗庭委員】補いながらされるということかと思いますが、先ほど、年間60件前後、悪質な方がいらっしゃるところでは、その取締りで4隻交互に回られるんだと思うんですけれども、1日何時間とかあるのか。夜中は、通報があった時に行かれるのか、そういう体制も教えてください。

【松本漁業取締室長】情報の7割程度が夜間に密漁が行われているという状況でございますので、5隻うち、必ず、年間にして200日ほどは夜間取締りを行っております。

【饗庭委員】では、その取締りの中で、海上保安部、水産庁、県警との連携によりとなっておりますけれども、連携がどんな形で、県警にいったのが海上保安部にいくのか、水産庁からくるのかかわからないので、そういう連携の構造も教えてください。

【松本漁業取締室長】海上保安部や県警とは、常日頃から情報交換を行っておりますが、定期

的な会議として年に2回会議を設けておりまして、そこで悪質な密漁は、合同で取締りをやりましょうということで、常日頃から情報交換を行っておりまして、出せる体制として海上保安部からも船を出す、警察からは例えばパトカー等を出すと、我が漁業取締室も船、航空機、それから陸上内偵班等を出すというふうな情報交換を行いながら合同取締りを行っております。

【饗庭委員】 その取締りが、年々効果が出ているのか、ちょっとわからないんですけれども、年々、実績としては取締りにより減ってきているんでしょうか。

【松本漁業取締室長】 情報件数としましては、10年ほど前は100件近く情報がありましたが、近年は60件程度に落ちていると。それから、検挙数も20件程度あったものが、近年は5～6件程度に少なくなっているということで、ある一定の効果は出ていると認識しております。

【饗庭委員】 一定の効果があるということで、今後も続けられると思うんですけれども、年度の目標みたいなものはあるんですか。減らしていこうというところで、これだけ検挙しても、その方々のモラルというのがもちろんあると思うんですけれども、どこまで減らしていこうという目標を立てて行われているのかお伺いします。

【松本漁業取締室長】 行く行くは、将来的には情報もゼロ、検挙もゼロというのが理想でございますが、なかなかそういうところには達しておりません。それで、日夜取締りを行っているわけでございますが、年間の検挙数という数値目標は定めてはおりません。

【饗庭委員】 ぜひゼロを目指して頑張っていたいただければと思います。

もう一つ、横長資料の上の19ページの共同放

流がよく理解できていないんですけれども、放流を増やしていって、どんどん収穫を増やすといいかなと思ってはいるんですけれども、予算では減っている、ヒラメも広域種もクエも減っているんですけれども、その理由を教えてください。

【中村漁業振興課長】 水産資源の底支えをするために、人工的に生産した種苗を放流して資源を増やしていこうという栽培漁業の取組は古くから行われているものでございます。

今回、ここに上がっている事業につきまして、まず、ヒラメは県内に8つの栽培漁業を推進する組織がございまして、それらが連携して放流をしていこうというところでございます。

その中でも特に、今までのデータ収集の結果から内湾域、有明海とか大村湾とか橘湾に集中して放流した方が、より回収率が高くなっているのではというデータがございましたので、それを実証するために取り組んでいるところでございます。

ただ、予算が減っているのは、放流目標が37万5,000尾でございましたが、やはり地域によっては自分たちの漁場近くに放流をしたいといった地域もございます。それから、地元負担の調達が困難なところがございまして、目標数に対して75%ぐらいの放流数量になっておりました。そのような地域につきましては、現地に向いて推進をしてきたわけでございますが、来年度についてもなかなか難しいということで、その分を減額させていただいております。

それから、広域種共同放流につきましては、トラフグとクルマエビを対象として放流しております。これらの魚は、小さいうちは有明海で過ごし、有明海の中で育って外に出ていくといったような魚種でございますので、有明

海の関係4県で情報交換をしながら、それぞれ分担して放流をしています。

例えば、クルマエビでは、長崎の地先に放流するよりも、福岡県とか佐賀県の浅い海域に放流した方が効果があるということで、長崎県からわざわざそちらに持って行って、現在、放流して実証試験をしているといったところです。

こちらにつきましても、実はトラフグの漁獲が最近あまりよくなくて、着業する漁業者が減っておりまして、どうしてもトラフグをこれ以上、このまま計画どおりやるのは難しいという地元のご要望がございましたので、これまで10万尾放流していたものを半分の5万尾と。しかし、クルマエビについては底びき網等で成果があり、現状どおりということで減額ということになっております。

最後のクエにつきましても、これは水産試験場が種苗生産技術を開発した新しい魚種として非常に期待が高く、単価も高いので着業する漁業者も今増えております。この事業を、今、県としても一生懸命進めているわけですが、今回は事務費等の精査をいたしまして、90万3,000円の減と、放流数量については変更はございません。

以上でございます。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山下委員】私も初めてこの委員会に所属させていただいて、通告もしてない案件なんですけれども、お答えいただければと思います。

横長資料の当初予算13ページでございます。漁政課のメニューでありますけれども、漁業用の燃油高騰対策支援事業というのがございます。私の記憶するところによると、10年ぐらい前にA重油が非常に高騰した際に、水産庁、国が独自のセーフティーネット事業を準備をしていて、

今も多分継続されているんじゃないかと思うんですが、まず、国のメニューと県のメニューの違いを教えていただければと思います。

【松尾漁政課長】この予算については県の対策でございますが、まず、国のメニューから説明させていただきます。

平成22年度から創設をされまして、ある原油価格におきまして一定の金額を超えた時に燃油代の補填がされるということで、7中5と言っておりますけれども、7年度のうち、上と下の2年分は除きまして5年分の平均、それと現在の原油価格を比較して、その価格が超えている場合は一定の額が国、あるいは漁業者がもともと積み立てをしておりますので、一定の割合でそれが補填されるというものでございます。

これは年々見直しがされておきまして、平成27年度に急騰対策交付金というのがございまして、その基準の額に達しなくても、直前の四半期ごとにそれを計算しますけれども、直前の期から20%以上上昇した場合については補填がされると。平成30年度からは、またそれが一定の見直しがされているところでございまして、国としても燃油高騰の対策については充実をしているというのが一つございます。

この漁業用燃油高騰対策支援事業費でございますが、これは平成25年、26年当時に、今以上に非常に高騰した時がございました。その時に各市町におきまして、過疎債を活用いたしまして燃油費の補助をしたという事例がございました。それに対しまして、過疎債を活用してやるという事例につきましても、県の方も支援をしましょうということで支援をさせていただいたものでございます。

その支援につきましても、過疎債の償還費に対する支援ということでございまして、それが

10年程度償還がある中での償還費についての支援がずっと続いているということでございます。今現在は、その当時から比べますと、燃油価格が下がっているという状況がございまして、現在、それを発動しているということはございませんが、当時、3年間、平成25年から27年の間に発動いたしました対策についての利子補給の額を支援しているということでございます。

【山下委員】よくわかりました。過疎債の部分はまだ残っているというか、利子補給の部分はまだ計上しているということでよろしいかと思えます。

それで、なぜこれを質問しているかという、いわゆる緊急時じゃない、平時に、例えば私の選挙区で言いますと、小値賀町が独自に町としてメニューを準備していると。隣の宇久島については佐世保市の行政区なんですけれども、佐世保市ではそのメニューがないということで、隣の島なのにA重油代が違うという意見を地元の漁業者からお聞きしたものですから、このあたりについては何か把握をされているのか。例えば調査とかをされていて、広域的にこうやって格差が出た場合には、そのあたりを県として何か考えられているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

【松尾漁政課長】一応県としても各市町の対応策については調査をしております。今、委員が言われましたように、小値賀町につきましては独自の支援をしているという把握をしております。ただ、佐世保市については、そういった独自の支援はしていないという状況でございます。

県の考え方といたしましては、まずは国際情勢に非常に影響を受けるということもありますので、セーフティーネット等の事業で、まずは国の方でしっかりと対策をしていただきたいと思います。

ということで、国に対しても要望しているところでございます。

それから、過去におきましては非常に高騰した時、先ほど申し上げましたような県の特別の対策をいたしました。基本的には各市町の判断でやっていただきたいと考えております。

県といたしましては、漁業者の経営改善という意味でコスト削減、あるいは生産量の増加、単価のアップ、そういったところで所得を増やし、強い体質の漁業者をつくっていききたい。そういった燃油の高騰にも一定対応できるような漁業者を育てていききたいということで所得向上、経営改善の対策に力を置いているということで、そちらの方に予算についても重点的に配分をさせていただいているということでございます。

【山下委員】よく理解はできる話なんですけれども、予算とは直接関係がないので議案外になるかもしれませんが、そういうご意見が、隣の島なのに、同じ漁をして同じ魚種を捕っても、そこで差が出てくるという現実問題がありますので、また機会がありましたら、議案外で質問させていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

【坂本(浩)委員】 幾つかお尋ねをいたします。

総体的な水産部の予算を見てみますと、今年度の予算は、先般確認をした経済対策に伴う補正予算を含めると前年度比で0.1%増ということで、ほぼ前年同額じゃないかなと思っております。

内訳を見ると、財源で言えば国庫がほぼ半分ぐらいで、公共事業も6割を占めると。もちろん水産業ですから、そういうことになるかなと思っているんですけれども。

それで、一昨年、漁業法が改正されました。

2年後の施行ということでもありますので、多分今年の12月に施行されるのではないかと考えております。国会審議の中では、いわゆる漁業権の付与、それから海外も含めた企業の参入というのが可能になったということで、この漁業権は、従来は漁協を含めての優先でしたが、それが取り払われたわけですので、そういう意味でいくと、審議の中ではそういう漁協を含めた現場の漁業者の皆さん方の声がなかなか届いていないのではないかとという指摘もありました。

今年の12月から施行されるわけですので、そういう面で長崎県内の漁業に与える影響というか、そういうのをどう考えておられたのか。その上でこの予算組みというのが、個別に見てみるとプラス・マイナスあるんですけれども、大きくは変わってないのかなという感じがしましたので、そこらについての認識をまず伺いたします。

【松尾漁政課長】 予算の配分関係でございますので、私の方からまずご説明させていただきたいと思います。

令和元年度、昨年度の予算におきまして、国の方で漁業法の改正を含みます「水産施策の改革」というのが打ち出しをされました。それは、新たな資源管理に対して対応して、また、水産業の成長産業化を図るということで、国の補助制度等につきましても一定の見直しがされております。それを取り込みまして平成元年度、今年度の予算は組み立てをしたところでございます。

その国の枠組みにつきましては、令和2年度も引き続いて行われるということでございますので、県の予算につきましても、そういった点につきましては引き続き継続して予算立てをしているということで、令和元年度と比べますと

あまり変わらないといえますか、継続した形でそれを継続していく予算ということになっております。国のそういった予算もしっかりと取り込みながら、資源管理、あるいは所得向上、成長産業化、そういったものに対してしっかりと対応できるような予算ということで、今回、計上させていただいたということでございます。

【坂本(浩)委員】 そしたら、この問題については、今年度からそういう予算組みになっていたという理解でよろしいですね。わかりました。

この漁業法の改正に伴いまして、成長産業にしていくという趣旨のところもあろうかと思えますので、経営体の大中小、いろいろあろうかとは思いますが、前回の漁業センサスなんかを見ても、やっぱり個人経営というのが主流になっておりますので、そういう人たちの所得の向上だとか、高齢化、それから担い手不足というものも顕著になっておりますので、そういったところにも、ぜひ、本県は有数の水産県でありますし、豊富な漁場もたくさんあり、いわゆる長崎が経済的に売り込む一つの大きな産業だと思えますので、そういう立場での取組をぜひお願いします。

個別に幾つか質問させていただきます。

先ほどから出ていますけれども、漁業取締りの関係です。年間60件ということで、いろんな対策をされていると思うんですけれども、取締りと監視といいますか、こちら辺が2つの柱じゃないかと思っているんです。その監視のところ、いわゆる悪質密漁連携監視事業ということで約2,000万円予算を組まれております。

事業の概要につきましては、前回もらった資料で大きく3つありまして、監視活動の支援と密漁防止のための啓発活動にかかる支援、それから、それに取り組む漁場監視連絡協議会と県

の連絡会議を定期的開催するというのが大きな3つの事業だと思うんですけれども、監視と啓発に取り組んでいる漁業監視連絡協議会というのは、具体的にどういうふうな組織形態というんですか、漁協が中心なのかなと思うんですけれども、例えば基礎自治体の関わりだとか、ほかの団体の関わりだとか、そこら辺について教えてください。

【松本漁業取締室長】 悪質密漁連携監視事業についてのお尋ねでございますが、漁場監視連絡協議会というのは県下に13地区ございます。その13地区は、基本的に組織としては各漁協がその会員となっているということになりまして、その漁協の組合員が船を出して夜間の監視を行うということでございます。その夜間の監視に対する用船料として県が補助金を支出しているということでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。では、基本的に漁場監視連絡協議会というのは漁協が中心になって取り組んでいる、それに対して県が一定の監視活動だとか、啓発についての支援を行っているという理解でよろしいですね。

それからすると、この違反者の9割が漁業者ということになると、恐らく県内の13ある連絡協議会以外のところの漁業者なのかなと、いわば県外の漁業者なのかなと思うんですけれども、それぞれ漁業者同士でそういうふうになっているというのが、私もこの資料を見て、漁業取締室長の答弁を聞いて、そんなものかなというふうに思ったんです。例えば、そういうことがないように、漁業資源というのは長崎県と佐賀県とか県境はないですからね、そういう県境を越えてお互いに、密漁者はもっと遠いところから来ているのかもしれないですけども、お互いに漁業資源をきちんと守っていこうということ

を県をまたいでやっていかないと、恐らく水際防止というんですか、監視と取締りだけでは、なかなかイタチごっこみたいな感じでずっとあるんじゃないかと思いますので、そういったことをやっていかなければいけないんじゃないか。水際防止ですよ、それもやっていく必要があるんじゃないかと思っているんですが、その辺の認識についてはどう考えられていますか。

【松本漁業取締室長】 委員おっしゃるとおり、県内の密漁もございますが、県外からも入ってくるという密漁も当然ございまして、その県域を越える場合につきましては、県をまたがりますので、水産庁にも入っていただきまして、各県が集まる取締り会議もございますので、その中で他県に対しては他県の県の方から関係漁協、組合員に指導していただくというふうな要請を行っている場合もございます。

【坂本(浩)委員】 その場合に、漁業者同士ですので、例えば本県も、先ほど言いましたように高齢化だとか、担い手不足、あるいは漁業としての所得がなかなか上がらないという中で、そういうふうに密漁という一つの選択を迫られている方もいらっしゃるんじゃないかという気がするんですよ。

そういう意味でいくと、単に取締りとか監視ということでの連携だけじゃなくて、例えば長崎県には長崎県にある水産業の部分、それぞれあるわけですから、こうした取組をやっているわけですから、そこを共有して、それぞれの地域の中で漁業者の皆さんがきちんと漁業ができて、それで飯を食っていけると、そういうことも含めた連携というのも、ぜひやっていく必要があるんじゃないかと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

次に、先ほどもありましたけれども、次代を

担う漁業後継者育成事業費ということで7,000万円ぐらい予算が組まれております。これは水産経営課が担い手対策ということで水産業の所得向上の支援とか、そういうのを含めて幾つかの対策予算を組んでいる中の一つであります。

この事業の概要を見ますと3つあって、情報発信と受け皿づくり、これが先ほどこっちとやりとりがあったのかなと思うんですけども、それを受けて就業前の支援と就業後の支援ということがあろうかと思います。

この就業前研修で経営者育成コース、従業者育成コース等々があります。この各コースで研修を受けた方、こういう言い方をしたら失礼かもしれないんですけども、実際漁業に就かない人もあるんじゃないか。ほぼ100%なのか、そこら辺についてはどう認識をされていますか。

【川口水産経営課長】就業前の研修につきましては、先ほどご答弁差し上げたとおり、漁業技術を習得するという研修でございます。

それぞれのコースにつきましては、就業前、漁業に就きたい方の希望に応じてコースを選んでいただいているというところでございますが、研修を受けた後、どういうことになっているかといいますと、実は県と市で折半して生活費を支援しているということもございまして、事業の要綱上、3年間は研修を受けた地域で漁業に従事をしてくださいという縛りを設けています。そのこともあって3年間は頑張ってもらっているという状況でございますが、3年間頑張ると、地域にも溶け込んで、技術もそれなりに身についてくるということもございます。

新規就業者につきましては、就業後5年間の追跡調査をやっておりまして、その中で、この研修を受けた方は5年後も9割以上が漁業に就いているというところで、研修を受けずに、一

般的に漁業に入ってこられた方は3割ぐらいが離職しているという状況の中で、この研修を受けた方は非常に歩留まりがいいということでございます。

【坂本(浩)委員】この方々の県外・県内出身の内訳はどんな感じになっていますか。

【近藤分科会長】暫時休憩します。

— 午前11時36分 休憩 —

— 午前11時37分 再開 —

【近藤分科会長】再開いたします。

【川口水産経営課長】この研修を受けておられる方の内訳でございますが、これにつきましては今年度は50名の方に研修を受けていただいておりまして、Iターンの方が11名、Uターンの方が3名、残りが漁家子弟や地元の方ということで、Iターンが22%、県外から来ていただいているという状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。それなりに奏功している事業だと思いますので、継続して取組を強化していただきますようお願いいたします。

それから、私は離島ではないんですけども、離島漁業再生支援事業費についてお尋ねをいたします。これは漁政課の予算ということで、新年度約10億円予算がつけられております。前年比で4,300万円減ということですが、事業の仕組みについて伺います。

この事業の概要に3つあって、離島漁業再生事業交付金、2つ目が離島漁業新規就業者特別対策事業交付金、3つ目が特定有人国境離島漁村支援交付金となっております。それぞれ予算がつけられているんですけども、まずはこの3つの構成の中で、3つ目の特定有人国境離島漁村支援交付金というのは、これは1番目の漁

業再生事業と2番目の新規就業者特別対策にそれぞれ活用するというふうな性格のものだと理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

【松尾漁政課長】 この3つの交付金につきましては、それぞれ独立した考え方で設けられた交付金でございます。

まず、最初に、1番目の離島漁業再生事業交付金というものができました。これを基本交付金と呼んでおります。その後に新規就業者の特別対策、それから特定有人国境離島の漁村支援交付金というのが設けられました。

まず、1番目の離島漁業再生事業交付金につきましては、離島振興法が適用される離島、一部条件等によりまして除外される部分もありますけれども、基本的にそういった離島の集落で活動する集落に対して支援をするということで、これは基本的にある一定の算定に基づいて集落に交付されるというものになっております。

それから、新規就業者特別対策事業交付金につきましては、新たに漁業に就業する方につきまして、漁船を購入したり、漁船のリースをするといった経費について支援をするというものでございます。

それから、特定有人国境離島漁村支援交付金につきましては、特定有人国境離島法が適用される離島におきまして、そこで雇用を創出する取組、あるいは雇用の創出を円滑に行うための環境整備、この2つに対して支援を行うということで、まず、雇用を創出するための取組につきましては、そういった漁業を行う方、あるいは漁業に付随した、例えば漁師食堂であるとか、実際に事業を新たに行う、あるいは拡大をするということで、雇用を生み出すような取組をする場合につきましては、それぞれの個別の取組に

対して支援をすると、そういった事業になっております。

【坂本(浩)委員】 そうすると、この特定有人国境離島漁村支援交付金というのが6市町70件という書き方で約4億円予算化をされておりますけれども、この70件というのは、例えば、先ほどの1番目の基本的な事業の交付金の分は、10市町の81集落ということで、集落単位にそういう取組を促進するために交付をするということと、それから新規就業者の分については、独立して3年未満かつ45歳以下ということで5市町の9名ということで特定できていますよね。そういうところに交付するということなんだろうけれども、この6市町の70件というのはどういう中身なんだろう。

【松尾漁政課長】 これはそれぞれの事業者からの申請に基づいて交付をするというものでございまして、例えば内訳でいいますと、五島市が20件、対馬市が20件、壱岐市が21件と、こういったところが多くなっておりますけれども、それぞれの市町におきまして、この事業を活用する方につきまして申請を受け付けをいたしまして、その申請の内容に基づいてそれぞれの事業者に交付をするという形になっております。

したがって、事業者の希望がまずあって、それを踏まえて審査をした中で交付金を支給するといった事業になっております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。そうすると、今の特定有人国境離島漁村支援交付金の分が70件、五島や壱岐、対馬であるということなんですけれども、その分が先ほど言った基本的な離島漁業再生事業交付金に、場合によってはプラスになってその地域で活用される、集落で活用されるとか、そういうのもあるのか。新規就業者についてもそういうのがあるという理

解でよろしいのですか。

【松尾漁政課長】 今、委員がおっしゃった考え方でよろしいかと思います。

もう一度ご説明させていただきますけれども、ただ、交付する対象者が違うということはございます。

まず、1番目の交付金につきましては、集落に交付をされるということでございます。

あとの2つ、新規就業者特別対策交付金と国境離島の漁村支援交付金は、その集落を構成する個人、あるいは事業者に対して支給をされるということで、交付する対象者が違います。

ただ、集落単位で見ますと、まず基本交付金があって集落の活動をする。その集落の中でいろんな漁業をする上で、個人に対して2番目と3番目の交付金については支給がされるということで、集落の中で見ると、まず1番目は集落に対して支給をされる、2番目と3番目は個人に対して支給がされるということで、集落全体で見るとプラスアルファで支給されるという考え方にはなるかと思います。

【坂本(浩)委員】 了解しました。

あと1点だけです。水産経営課の所得向上対策ということで、第1期目、これは水産業所得向上支援事業ということで1,300万円ほど予算化をされております。今回、第2期目ということで資料をいただいておりますが、第1期目の実績、成果ということで経営改善計画77件となっております。この中身について、特徴的なものでいいですから教えてください。

【川口水産経営課長】 第1期の77件につきましては、この事業を、この資料に書いてあるとおり平成27年から、要するに今までは個人に対する支援ではなくて、やはり共同利用ということで漁協等にいろんな支援を行ってまいりました。

それでは個人経営体がなかなか厳しいという状況もございまして、当時、個人支援という事業を立ち上げまして、第1期、平成27年から29年まで取組をしまして77件ということになっておりますが、これにつきましては、ほぼ7割、8割が一本釣りでありますとか、はえ縄でありますとか、そういう本当の個人経営体へのいろんな漁業の効率化でありますとか、要するに機器を入れて操業時間を短くするとか、漁場の探索時間を短くするとか、そういうものに対して経営改善の計画をつくっていただいて、その改善に必要な機器等の導入、整備について、県と市で支援をしてきたところでございます。

これにつきましては、ほかにも定置網とか、養殖も一部ございますが、大きな特徴としては、個人経営体の支援ということでございます。

【坂本(浩)委員】 了解しました。経営改善計画は、個人に対してそれぞれ支援をするという理解でよろしいですね。わかりました。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時46分 休憩 —

— 午前11時46分 再開 —

【近藤分科会長】 再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時47分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【近藤分科会長】 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【八江委員】 水産業の技術開発等についてです。先ほど答弁でいろんな放流関係のことも出てお

りましたが、長崎県は水産県といって我々も誇りに思っている県でありますし、また、水産が大きく長崎県の経済を潤していることも事実です。海域もいいし、海岸線も長いし、魚種もたくさんあるし、我々は一番いいところに住んでいるなという思いの中で、この長崎県の水産がますます活気づいて、基になればなと思って期待を持ちながらしているんですけれども、今、総合水産試験場は全国の中でも優秀な試験場だと私たちは思っています。魚種の関係で改良事業といいますか、あるいは養殖技術についての技術開発が順調に進んでいるのではないかなど。その中にクエの問題とか、いろいろたくさんものがあるということは聞いております。

そういった水産技術の中で、試験研究費の1億余の予算が多いのか、少ないのかというのは一概には言えない部分がありますけれども、もう少し予算の確保をしなければ、我々が知っている農林関係の品種改良等に比べたら相当大きな問題もあるのではないかなと思うと、やっぱり予算はある程度確保しておかなきゃならないと、こう思ったりしています。これでは十分ではないのではないですかと言いたいんですけれども、そのことについて、水産試験場長も来ておりますから、確認をしながら、自分では言いにくいかもしれないけれども、この際思い切って、足りないなら足りないと言っておかないといけないのじゃないかと思います。その実態を教えてくださいたいと思います。

【平野総合水産試験場長】予算面の話というのは、なかなか答弁しにくい部分があるんですけれども、かなりこれでも大きな予算をいただいて、研究員も入れまして今五十数名ではあるんですけれども、頑張っております。

それプラス、外部資金という形で文科省とか、

水産庁の競争的資金、これは大学や国の研究所と組んで予算取りするんですけれども、そういった予算も入れて何とか頑張って、成果としてはトラフグの全雄とか、そういったものが昨年の12月から日の目を見ておりますけれども、何とかこういう金額で頑張らせていただいております。もう少しいただければ、ありがたい部分はあるんですけれども、県の予算は厳しいですので、何とかやっております。

【八江委員】今、部長、聞こえたですかね。やっぱり水産県ということを考えてみれば、魚種も長崎県は多いし、そしてまた、求める部分というか、放流するにしても、沿岸が長ければ地域の漁業団体といったものも多く、漁獲をするためにも放流は非常に大事なことで、こう思っております。

ただ、午前中、トラフグの放流が半分でいいという話がありましたね。半分でいいというのは、なるほどなと私が感じたのは、今まで自然の中でトラフグの漁獲があっただのは毒性が高いというか、毒性があるトラフグだったと思います。ところが、今度は、長崎県の養殖の水揚げは日本一と言われるようになって、養殖がだんだん増えてくると、自然のトラフグを捕らなくても、売るのに不足はないと。そして毒性もない。そういうことから考えて、トラフグの放流関係がなくてもいいというか、半減したのかなと思ったんですけれども、その辺の解釈の仕方は、どう捉えればいいですか。

【中村漁業振興課長】養殖の経営とトラフグを漁業として捕っている方というのは、やっぱり経営形態が違いますので、トラフグが増えれば当然その方々も生活が豊かになっていくという意味から、トラフグの放流についての要望は多いのでございますが、やはり優先順位をつけて

やっていかないといけないというところもござ
いますし、それから、今、八江委員おっしゃ
ったように、市場のところでは確かに養殖もの
のトラフグというのがかなり大衆化というか、一
般化してきたところもございます。天然のトラ
フグとなれば、なかなか私たちが手を出せるよ
うな状況ではないということもございまして、
そういう経済的なバランスの中で、今回、地元
としては放流したいんだけど、どうしても
やむを得ないので、クルマエビを優先してトラ
フグについては半減をしたいという結論に至
ったというふうに考えております。

【八江委員】 有明海の4県で共同放流をする
という中で、先ほどクルマエビ等については湾奥
の福岡方面の浅瀬のところで放流するのが一番
うまくいっているということですが、そ
ういう中で1,352万円という予算ですけれども、
これは4県とも同じ割合ぐらいでやっているん
ですか。これは有明海だけの予算じゃないとは思
いますけれども、そういう予算的なもので4
県はどのように区分しているんですか。その中
身はわかりますか。

【中村漁業振興課長】 有明海の共通資源でござ
いますクルマエビについては、関係研究機関が
寄って、漁獲量とか、放流した効果を調査して
おりまして、その調査の結果に基づいて、有明
海4県で320万尾を放流していきましようとい
う目標をまず立てております。その内訳として
は、例えば漁獲実績等を用いまして負担割合を
決めております。本県の場合が320万尾のうち
の145万尾ということで、半分近くは長崎県で
す。結局、有明海の入り口に近いところでござ
いますので、長崎県にメリットがかなり今のと
ころはあるという状況が出ているところでござ
います。

【八江委員】 有明海の場合、漁業再生特措法と
いう諫干に絡んでの特措法ができていると思
いますけれども、そういう中で放流がうまくい
けば、漁獲高もある程度増えてこなきゃなら
ないんですが、今、ノリ業者の酸処理問題等は、あ
る程度抑えられていると思いますけれども、特
にクルマエビや貝類、二枚貝等については酸処
理でもって消滅をしていると。消滅というか、
ある意味ではそういう方向にあるということ
でありますけれども、そういった放流とノリと
の絡みといいますか、酸処理との絡みというの
は、問題点はないわけじゃないと思いますけど
も、捉え方がどうなのかと思うんですが、それ
はいかがなんでしょうか。

【中村漁業振興課長】 クルマエビ、トラフグに
関して言えば、漁獲量は比較的ずっと安定を
しておりまして、今回の一般質問の中で、一部
島原漁協の関係でクルマエビが減っているとい
うお話もございましたが、確かに年変動はござ
いますが、おおむね横ばい程度になっています。

それから、放流効果を見ますと、クルマエビ
は10%程度が天然魚の中に混じっているとい
うデータも出てきておりますので、この放流が
資源を底支えしながら、比較的安定した漁獲
が保たれていると考えております。

【八江委員】 特に、有明海の問題は、放流を
して、それが漁獲につながることであれば、有
明海再生等についての一石ともなりますから、
大きな期待もしております。

トラフグについては、島原の方はガンバとい
う中で流れておるところですから、それも地元
としても期待をする漁法であり、魚種である
と思いますので、その辺もひとつよろしくお願
いをしておきたいと思います。

もう一つ総合水産試験場長にお尋ねしたいん

ですけれども、全国に誇れるもの、例えば近大はクロマグロの養殖を一貫してできているものがありますけれども、長崎県の場合も、私の記憶ではクエの話は長崎県が技術開発の先駆者だと言われておっても、クエの陸上養殖、あるいは放流関係で、今のところ放流のことしか出てないと思うんですけれども、そういったものを含めてベストテンじゃないけれども、長崎県が全国に誇れるものというのがわかれば、その点だけ、幾つかでも挙げて説明していただけないか。

【平野総合水産試験場長】長崎県の試験場の技術開発で全国に誇れるものというような問いかけだろうと思うんですけれども、まずは、大分前のお話になるんですけれども、トラフグがこれだけ養殖できる、また種苗放流できるようになったのは、成熟関連ホルモンを魚に注射して、前は雌のトラフグが大体一腹100万円とか、そういうとてつもない値段がしていたんですけれども、そういう魚のホルモンを使うことで計画する形で産卵させることが可能ということの中で、こういう種苗生産が回るようになりました。それで安価に栽培と、放流や養殖ができるようになりました。これがもう20年ぐらい前のお話で、それがもとで、やはり長崎県が養殖日本一というような生産を誇れるようなものになりました。

それはかなり昔のお話なんですけれども、最近のお話で言いますと、全雄トラフグをつくる技術というのが長崎の技術でございまして、それにプラス、雄が少し白子が早めに張るというような、これは遺伝的なケースがあるんですけれども、それをミックスさせて、実はこれも平成30年度に、実際希望する養殖業者の方に配付しまして、平成30年度は県内5地区で4万7,000

匹。これが去年の12月から出荷が始まりまして、やはり雄だけですから全部白子が張るということで、市場でかなり高い評価を得ております。それプラス、あとは令和元年にはそれが県内7地区で14万3,000匹の配付になっております。

こういったものとか、先ほど委員がおっしゃいましたクエの種苗生産におきましても、実際種苗生産ができる段階になっておりまして、放流はかなりされているんですけれども、養殖に関しましては、海水で養殖しますと、やはり冬の間になかなか成長しないと。1キロサイズになるのに3年ぐらいかかるということの中で、陸上養殖も模索してみたんですけれども、冬にボイラーを入れますと経費もかかるということで、なかなかこれは広まらなかったということでございます。

そういったところが長崎の試験場が開発した中で誇れる部分かなと思います。

【八江委員】どうぞこれからも自信を持って、堂々と日本一の養殖技術、あるいは種苗の開発等についてはやっていただいて、名実ともに長崎県が漁業県だということにさせていただくためには、やっぱり技術がまず先行しておかないと、捕ること、外洋で捕る技術ももちろんのことだけど、これは中国や韓国等といつも衝突があるわけです。周辺でとか、陸での養殖事業といいますが、こういったものはどこでもできることになると思いますし、ただ、先ほどのクエの養殖については、設備が非常に高くかかるから、それには費用対効果が関連してうまく進んでいかないのかなという思いもありますけれども、そういった技術開発も含めて、試験場としてはしっかりやってほしい。試験場の技術者というのは、大体技術者というのは偏屈な人が多いから、あんまり人の話を聞かなくても構わんで

すよ。やるだけやりっぱなしにやっても、部長から予算をふんだくって持って帰るぐらいなければ成功しませんので、それは私が助言をしておきたいと思います。

そういう意味で、今後、水産種苗の関係については力を入れていただくということが必要だと思いますけれども、その点、本省から来られている水産部長としては、長崎県のそういった漁業が栽培漁業、あるいは試験場の開発事業が全国においてどのような役割を果たしているのか。これで長崎県はうまくいくのかどうかというのを見た時、いかがでしょうか。それを最後に聞いておきたいと思います。

【坂本水産部長】先ほど、平野場長から説明がありましたように、トラフグにつきましては市場価値の高い白子を持つ全雄の種苗の作製を進めて、今もう社会実証という形で実用化に着実に取り組んでいるところでございますし、一方のクエの種苗生産につきましても、長崎県産については消えが少なく、他県産のクエは消えが多いのに対して、本県産のクエの種苗は消えが少ないというのが強みでございます。こういった強みを使いながら、予算の方はしっかり確保しながら、種苗放流の推進と、一方で、今、国の方で力を入れている養殖業の成長産業化ということがございますので、養殖魚の種苗としても、クエについてぜひ有効活用できるよう、県としても取り組んでまいりたいというふうに考えています。

【近藤分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、事前通告している中でいろいろと質問させていただきたいと思うんですが、まず最初に、水産加工流通課長に、長崎県水産物輸出倍増事業費に関して質問したいと思います。これは横長資料の25ページにな

ります。

この輸出戦略に基づいて、予算の関係を含んで水産加工流通課で輸出協議会をつくっていますね。その輸出協議会に、特に離島の方は水産が大変盛んな地域であります、そこに入っていない自治体がありますね。以前も私は、その自治体にぜひ参加を呼びかけるようにという話をしておりましたが、なぜ入っていないのか、お答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 当課から、入っていないところにつきまして積極的に呼びかけというのはしておりませんが、入られるところには全部ウエルカムで、こちらとしては門戸を開いているという状況でございます。

【山田(博)委員】 これは構成員が長崎県漁連、長崎魚市、佐世保魚市、日本遠洋まき網、西日本魚市、松浦市、長崎市、佐世保市、対馬市、水産物輸出戦略会議、長崎県が入って入っていて、これで入っていないのは、離島で言うと壱岐、新上五島町、五島市なんですよ。これは私も以前、ぜひ加入してということを話していましたが、これは水産県長崎だから。大体水揚げの半分近くは離島で水揚げするわけですから、そこが参加しないというのはどういうことかと、長崎魚市に五島から持っていくわけだから。そこをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これについて、見解だけ聞かせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 現在、ご指摘のとおり松浦、佐世保、長崎、対馬以外は入っておられませんので、加入をされていないところにつきましては、当課からもう一度積極的に加入を促してみたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひお願いしたいと思います。それで、長崎県水産物輸出倍増事業費の中に、

輸出国はどこを主にするかといったら、県当局は中国、アメリカ、東南アジア各国ですという返事がきております。

それで、以前、ヨーロッパに輸出戦略をすること、県内の水産加工会社に400万円ほど出して戦略を立てておりましたね。その立てた戦略はどう活かされたんですか。一昨年度、これは平成30年度ですね、水産加工流通課長、平成30年度に指針というか、戦略の調査を依頼して、それで平成31年度、要するに令和元年度にやるかと思ったら、それはなかなか実績がなかったと。確かに調査をしてすぐ取りかかりはできないと思うけれども、今度の令和2年度にはそれを含んだ上でやっているのかと思ったら、今聞いたら、これは中国、アメリカ、東南アジアと言っていますけれども、じゃ、何のためにあれをやったんですかということを聞きたいわけです。見解を聞かせていただけますか。

【岩田水産加工流通課長】EUの調査につきましては、平成30年度に調査を行っております。その結果につきましては、先ほどありました県の水産物海外普及協議会の会員の皆様に配付をいたしまして、有効活用してくださいと情報を提供しているところです。

ただ、委員のご指摘もありましたとおり、現在、EUにつきましては、商談はされているんですけれども、なかなか実績が出ていないというのが現実でございます。今回の水産物輸出倍増事業につきましては、その部分の実績見込みというのは、今のところは計上はせず、ほかの例えば中国、アメリカの方は伸びておりますので、そこの方を伸ばすということで倍増事業というのを組んでおります。

ただ、じゃEUをしないかという、そうではなくて、EUの輸出についても支援はずっと

継続していきたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひそういった指針というか、思いというのはしっかり持ち続けて取り組んでいただきたいと思います。これは指摘をしておきたいと思います。

横長資料の27ページの漁港漁場課にお尋ねしますけれども、水産公害対策費とありますね。これは海難事故等があった時のために吸着マットを備蓄していますと。吸着マットというのはどこに備蓄しているんですか。

【森川漁港漁場課企画監】緊急の油濁事故への備えとして吸着マットは総合水産試験場の漁具倉庫の中に保管しております。

【山田(博)委員】これは水産試験場の倉庫に保管されているということでしたけれども、これは離島県長崎の場合、壱岐や対馬でこういった事故があった時に試験場から運ぶんですね。これは、本土だったら車で運べるけれども、離島の場合はそうはいかない。離島でもそういったことにばっと対応できるように、なぜそういった対応をしないのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

【近藤分科会長】暫時休憩します。

— 午後 1時54分 休憩 —

— 午後 1時54分 再開 —

【近藤分科会長】再開いたします。

【森川漁港漁場課企画監】離島につきましては、離島の振興局なりが保管している分がありますので、そういうところで起こった事故につきましては、まずそれを使うということにしております。

【山田(博)委員】どこにどれだけ保管しているというのは把握しているんですか、把握していないんですか、そこだけお答えいただきたい。

【森川漁港漁場課企画監】 現在、手元に資料がございませんので、調べさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひ、後ほどお願いしたいと思います。私も、水産公害対策費とありますから、これは水産公害対策費ということで確認だけさせていただきたいと思います。県の各振興局に水産公害対策費の一環として吸着マットを置いているということで理解していいですね。どれだけ置いているかというのは後で報告してもらうということで理解していいんですか。

【森川漁港漁場課企画監】 この水産公害対策費の予算で振興局に吸着マットを保管しているというわけではございませんで、振興局は局の予算なりで保管していると伺っております。数につきましては、調べさせていただきまして、後ほどご報告させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 高屋政策監、ご存じのとおり、壱岐や対馬は外国の船の航路が多いわけです。また、五島沖でも長崎県内の造船会社でつくった船を試験運航しているんですよ。そうすると、万が一事故があった時に、こういった水産の、特に上五島も壱岐も対馬も定置網が多いわけです。また、養殖も多いわけですから、この吸着マットなどをきちんとどれだけ保管しているかというのを、水産県長崎ですから、きちんと把握してないといけないわけですね。こういった予算を計上しているのであれば、ぜひ高屋政策監の指導のもとで、今後の水産公害対策費というのをしっかりと水産県長崎として、離島も含めて取り組んでいただきたいということを私は思うわけでございます。

これはどうですか、本来であれば、この委員会で、水産公害対策費としてあるのであればきちんと、この前、一昨年のマグロ養殖でも土砂

が流れているような問題が出たんですよ。そうであれば、この水産の公害というのをしっかりと把握した上で、こういうところに吸着マットは幾らあるかというのを把握してないといけないと思っているわけですね。私としては、後で報告してもらうということになっておりますけれども、今後、こういったことがないように、また、あなたの方から指導をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、横長資料の17ページを見ていただきたいと思うんですが、漁業権の免許事務費とあります。この免許事務費の中に、漁業振興課長、サンゴ漁業のことがありますね。サンゴ漁業の許可をする時には、資金調達、資金運用、また収支計画、収入とか支出とかいろいろありますね。このきちんとした資金計画、収支計画に基づいて、これが本当にできるかどうかと。本当にこの資金計画、収支計画に基づいて漁業の許可を与えた場合に、本当に漁業ができるかどうかというのを、この免許事務費の中でしっかりとそれは議論していると思うわけでございますが、それは間違いはないかどうかだけ、確認をまずさせていただきたいと思います。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時59分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【近藤分科会長】 再開いたします。

【中村漁業振興課長】 今、山田(博)委員ご指摘の免許については、漁業権の設定等に関わる事務費でございまして、漁業許可に関しましては17ページの真ん中に漁業許可・海面利用調整事業費というのがございまして、ここの中で許可の審査等をしているものでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。項目が違うんですね。大変失礼しました。

では、この項目の中にそういったことをきちんと盛り込んでいるんですか。サンゴ漁業の許可というのは、資金計画、収支計画の中身をきちんと精査した上で与えていると理解していいかどうかお尋ねしたいと思います。

【中村漁業振興課長】 漁業許可の申請書の中に、今、山田(博)委員がご指摘の書類を添付して、漁業を営む状況にあるのかどうかということの参考とするためにそういう資料を出していただいております。その中には、漁業を1年間運営するに当たって必要な漁船が用意されているのか、あるいは餌代、漁具費等の計画がきちんと盛り込まれているのかということをおおむねそれをもって審査をして許可をするということになっております。あくまでも事業計画ということで、その計画の内容を我々は審査をしているということでございます。

【山田(博)委員】 そういうことですね。これはまた議案外でいろいろとお尋ねしたいと思っております。要は、きちんと資金計画、収支計画が、まともな漁業を営むことができるということを確認の上ですということですね。わかりました。

それでは、横長資料の31ページの漁港漁場課の予算全てに関連してお尋ねしたいと思います。

水産部長は、長崎県漁港管理条例というのはご存じですね。この管理条例に基づいて、実は長崎県の1年間の漁港をどのように管理運営、維持管理していくかというので、本当は毎年1回出さないといけないわけです。今回、本来は近藤委員長のもとで令和2年度の予算を審議するわけでございますが、今回、その条例に基づいて長崎県内の漁港の維持管理計画が提出され、

もしくはきちんと用意されているかいらないか、そこだけ、まず、お答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 維持管理運営計画につきましては、各漁港ごとに次年度の維持管理をしていく基本となる指針を定める計画でございまして、これは4月から発効するわけですが、それまでにつくるということで、現在、策定中ということになっております。

【山田(博)委員】 これは予算を審議する上では、そういった維持運営計画というのがきちんとあって、それを出してくださいと言った時に出せるのか。予算に関連するわけですからね。じゃ、お尋ねしますけれども、漁港漁場課長、今提出してくださいと言った時に提出できるかできないか、これは来年度の予算について質問しているわけだからね。今できますかと言った時に、できるかできないか、そこだけお答えください。つまり、イエスかノーかでお答えください。

【橋本漁港漁場課長】 現在、策定中ですので、まだ維持運営計画として提出することはできません。

【山田(博)委員】 参事監、そういうことです。今後はこういったことがないように、しっかりとやっていただきたいと思います。私の言っていることはわかりますか。これは来年度の予算の審議です。つまり、来年度の予算を審議する時に、維持運営計画というのがきちんと今の時点で出されてないと、これは予算に関わってくるわけですから。本来であれば出さないといけない、私はそう思うわけでございます。今後は、きちんと当委員会に、この時期に間に合うように、いろいろ業務は大変だと思うんですが、提出するようにしっかりとお願いしたいと思っております。この質問は終わりたいと思います。

参事監、何か言いたいことがありますか。言いたくなかったら別にいいんですよ。ぜひとも言いたいというんだったら言ってもいいですし、特段なければいいんですけど。

【内田水産部参事監】この維持運営計画というのは、4月からの計画を定めているものなので、現在、4月の時期に向けて策定の準備をしているということでございます。

ご指摘のとおり、予算の審議ですので、当然その積算というのは説明できるようにしておかないといけないと思っておりますので、これはもちろん、別途積み上げたものというのはございます。この維持運営計画というものは、どちらかというと、中の具体的な活動の項目であるとか、それに対してどれぐらいの事業量が書いてあるのかとか、こういったものを規定しているものではございません。別途そういったものの積算というのは積み上げて、もちろん用意しておりますけれども、この運営計画というのはどういうふうな心得で運営に当たっていくのかといったものですので、現在、最終案については4月からすぐ間に合うように、3月末ということで現在準備している状況でございますので、どうぞご理解ください。

【山田(博)委員】これはそういうことで、今後はきちんと来年度の予算の審議をする時は、ぜひ間に合うようにお願いしたいと思います。

あと2つほど手短にしたいと思うんですが、水産部で来年度の政策的新規事業の計上の中で、廃棄魚を活用した循環型社会推進調査費とありますね。これは廃棄魚と地域の資源を活用した堆肥化を実証するということでありますけれども、これをもうちょっと詳しく説明してほしい。この横長資料をずっと私も拝見しておりましたが、どこにそういった記載があるのかというの

をお答えいただきたい。

それと、漁業振興課長にお尋ねしたいと思うんですが、横長資料の16ページに外国水域出漁漁船対策費とあります。これは韓国の船とかに立入検査をして調査したと言っていますけれども、これは大体、逮捕した事案でわかった水産被害額というのは把握されておりますか。今お聞きしたら、タイ類とかミズダコとかタチウオ類で3,200キログラムを外国漁船が違法操業して漁獲をしていたという資料をいただいておりますが、その金額というのは明らかにされておりますか。そこをお尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】廃棄魚対策についてでございますが、まず、横長資料のどこに記載されているかということでございますが、横長資料の31ページの真ん中あたりの項目に、単、漁港施設維持補修費1億3,449万2,000円を計上しておりますが、この中に含まれております。

それと、具体的な事業の概要でございますが、最近、藻場において食害が増大して問題になっているんですけれども、そういったものですか、廃棄魚などを積極的に漁民に駆除をしてもらうと。それを推進し、大分減ってまいりました藻場の回復と海域の生産性向上の一助となるように、農林水産業が連携いたしまして、廃棄魚を堆肥化するという実用可能性について、この調査費でもって検証を行うものでございます。

この検証を行いまして、最終的には県内の漁港での有効活用、漁港用地を使った有効活用を推進する観点から、廃棄魚堆肥の利用に意欲のある集落での展開を目指していこうと考えているところでございます。

【中村漁業振興課長】外国船の不法・違反操業につきましては、管轄が水産庁、あるいは海上保安庁が取締りをしてございます。拿捕なり、

漁具を押収した情報というのは水産庁から我々も入手をしております。

被害量については、プレス発表の時に出てくるんですが、金額というのは出ておりません。押収したものは廃棄をするというふうに聞いておりますので、被害金額としては出てない聞いております。

【山田(博)委員】 漁業振興課長、これは廃棄するなら廃棄するでいいですけども、その時、時価総額で大体幾らかと。そして、この外国の船で今長崎県の水産業にどれだけの影響があるかというのをきちんと県民なり、内外にアピールして、これを取り締まる機運等を高めないとはいけませんからね。何隻拿捕したとか、どれだけの漁獲があったとかいっていますが、今後は金額も、水産庁なりに聞いて明らかにしてほしい。これは漁業取締室長も一緒だと思うんですよ。これを単に何キロ捕ったではなく、金額もこれから明らかにして、こういった違法操業とか、違反をきちんと取り締まる機運を高めないとはいけないと私は思っております。漁業振興課長、そういませんか。

今、漁業取締室は、最近は土日も頑張っているんですよ。誰から言われたかは知らないけれども、土日も電話対応するようになったんです、大変な中ね。漁業振興課長、いいですか。そういったことでしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。これは漁業取締室の仕事じゃないかという顔をしているけれども、そういった顔したらだめですよ。そういうことでしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、これは資料をいただきたいと思ひます。横長資料の29ページに水産基盤整備事業効果調査費とあります。魚礁等の効果調査及

び海水温の上昇に対応したとかいろいろありますけれども、こういった調査は今までされていたんですか。されていたのであれば、その調査資料をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは議案外なり、ほかの関連で質問させていただきます。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論はありませんか。

【山田(博)委員】 実は、先ほど私が話をしました長崎県の漁港管理条例というのがありますが、こういった計画というのは一度じゃなくて2度目なんですね。この計画に基づいた計画書なりをきちんと委員会なりに提出するよというところで話があって、今、こういった計画も実はできているわけでございます。今後はこういった予算審議に当たっては、維持運営計画をしっかりとそろえた上で委員会に臨んでいただくように要望したいと思ひます。

私は、もちろんこの予算に関しては了としたと思ひます。

【近藤分科会長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第6号議案、第10号議案、第14号議案のうち関係部分、第77号議案のうち関係部分、第81号議案、第89号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、水産部長より総括説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 資料は、「農水経済委員会関係説明資料」と、同資料の「追加1」及び「追加2」がございます。お手元にご用意いただければと思います。

まず、「農水経済委員会関係説明資料」の1ページ目をお開きください。

はじめに、水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第53号議案「長崎県魚市場条例を廃止する条例」、第54号「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」、第55号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」、第70号議案「権利の放棄について」、第73号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」であります。

はじめに、第53号議案「長崎県魚市場条例を廃止する条例」については、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、中央卸売市場及び地方卸売市場以外の魚市場の開設や規制に関し規定していた条例を廃止しようとするものであります。

次に、第54号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」につきましては、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、長崎県地方卸売市場長崎魚市場にかかる条例について、全部の改正を行お

うとするものであります。

次に、第55号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」につきましては、国の模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用期間の定めについて、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、第70号議案「権利の放棄について」は、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける長崎県沿岸漁業改善資金において、昭和56年度に漁船用の機器設置に対して貸し付けを行ったものの、延滞元金255万5,000円、及び延滞違約金1,064万5,077円について、債務者が破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れており、連帯保証人は死亡していること等から、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

次に、第73号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」は、漁獲量が減少している対馬暖流域のまあじ・まさば・まいわしの資源増大を図るため、対馬海峡地区において、国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を県が負担することについて、同意しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の確定についてでございますが、令和元年9月23日、五島振興局上五島支所管内奈摩漁港臨港道路で発生した県の管理瑕疵により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、奈摩漁港臨港道路において、軽自動車が行き交っていた際、側溝グレーチングの受

枠が破損していたことから、通過中の軽自動車の車輪がグレーチングを跳ね上げて、当該車両に損傷を与えたもので、4万8,631円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、有明漁協について、漁業協同組合の合併について、クロマグロの資源管理について、第8回長崎発「旨い本マグロ祭り」について、長崎県水産加工振興祭について、俵物認定委員会について、全国海水養殖シンポジウムについて、ながさき魚博について、地方創生の推進についてであります。

このうち、主な事項について説明いたします。同資料の2ページ目の下段をご覧ください。

有明漁協につきましては、組合員による役員改選請求に端を発した役職員全員の辞任・退職と事務所閉鎖に伴い平成30年度から開催されていなかった通常総会が、昨年12月25日に開催され、平成29年度及び平成30年度の決算や令和元年度事業計画などについて承認されました。

漁協においては、窓口対応や購買事業などの通常業務の正常化に向けた取組を進めることとしており、県としましては、引き続き関係市及び県漁連等の系統団体と連携し、組合運営の再建に向けた支援を行ってまいります。

次に、漁業協同組合の合併についてでございますが、去る1月下旬に小長井漁協、瑞穂漁協、国見漁協で臨時総会が開催され、3漁協による諫早湾漁協としての合併について承認されました。

今後は、本年4月1日の合併に向け、認可の手続きが進められることとなっており、成立すると、昨年の大村湾漁協に続く合併となり、本県の沿海漁協数は64となります。

県といたしましては、水産業の振興を図るうえで、漁村の中核的組織である漁協の経営基盤の強化は重要であることから、今後とも、関係市、系統団体等と連携し、合併を推進してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、水産経営課長より補足説明をお願いいたします。

【川口水産経営課長】私の方から、1点補足説明をさせていただきます。

第70号議案「権利の放棄について」でございます。お配りしております補足説明資料、資料番号は3になりますが、権利の放棄についてに基づいてご説明をいたします。

長崎県沿岸漁業改善資金に係る未収金で回収不能となっている1件につきまして、「権利の放棄に係る議決を求める基準」1の（1）の③及び④に基づき、権利の放棄を行うため議会の議決を求めるものでございます。

基準につきましては、下記に参考で記載をしております。

本議案につきましては、沿岸漁業従事者の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける長崎県沿岸漁業改善資金において、昭和56年度に漁船用の機器設置に対して貸し付けを行ったものの、延滞元金255万5,000円及び延滞違約金1,064万5,077円につきましては、債務者が破産法第253条第1項の規定により、当該の債権を免れており、保証人は死亡していること等から、

債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。繰り返しになりますが、ご説明をさせていただきました。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

【近藤委員長】次に、水産加工流通課長より補足説明をお願いいたします。

【岩田水産加工流通課長】お手元に配付しております資料4「農水経済委員会補足説明資料」をご覧ください。

第53号議案「長崎県魚市場条例を廃止する条例」及び第54号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」の改正につきまして、補足して説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

1の卸売市場法改正の概要に記載しておりますとおり、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的として、卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行されます。

今回、この卸売市場法の改正に伴い、長崎県魚市場条例を廃止し、また、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例について所要の改正をしようとするものです。

まず、卸売市場法の主な改正点を説明いたします。

表の左側、県の役割の欄に記載しておりますが、これまで地方卸売市場の開設につきましては、知事の許可を得なければ開設できませんでしたが、今回の改正では、生鮮品の公正な取引の場として、一定の要件を満たす卸売市場を知事が認定する制度となっております。

また、表の左側中央に記載しております売買取引の方法公表から商物一致の原則までの8つの項目につきましては、一律に卸売市場法で規

定されておりましたが、改正後は、売買取引の方法公表から取引条件・結果の公表までの5項目は共通ルールとして規定されますが、第三者販売の原則禁止から商物一致の原則までの3項目につきましては、市場ごとにルールを定めることができることとなりました。

また、表の一番下に記載しておりますが、規模未満の卸売市場につきましては、改正前は県が条例を定め、規制を行うことと規定されておりましたが、この条項が削除されました。

次に、2の「長崎県魚市場条例を廃止する条例」について説明いたします。

水産市場に関しましては、先ほど説明しましたとおり、卸売市場法に基づいて、中央卸売市場と地方卸売市場以外の規模未満市場については、県が長崎県魚市場条例を定め、市場の開設や業務に関して規制を行っておりましたが、卸売市場法の改正により、地方卸売市場に関する規模の要件がなくなり、規模未満市場を県が条例で規制する根拠となっていた条文も削除されましたので、今回、長崎県魚市場条例を廃止しようとするものです。

3ページをご覧ください。

「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」の改正についてご説明いたします。

本条例は、長崎魚市場の開設者である県が市場の設置、業務運営、管理に当たり制定した条例で、右上の上段の囲みの下に記載のとおり、各項目の概要を条例で定め、右側の下段の囲みの下に記載のとおり、各項目の詳細を当該条例の施行規則で定めておりましたが、今回の卸売市場法の改正に伴い、国の指導のもと、構成を見直したものでございます。

構成の見直し内容につきましては、左側上段の囲みの下に記載のとおり、新条例では施設の

使用、使用料、取引参加者に関する指導監督について規定し、下段の囲みの下に記載のとおり、これまで条例で規定しておりました取引参加者の許認可、売買取引のルール等を条例施行規則で規定することとしております。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の主な改正内容を4ページ以降でご説明いたします。

まず、4ページの第1章の総則につきましては、条例の目的や開場の期日等を規定しており、旧条例からの変更は特にございません。

5ページをご覧ください。

第2章の魚市場の施設の利用及び使用につきましては、もともと条例施行規則で規定した条項を条例で規定したものです。

第8条から7ページの第21条までが該当し、魚市場の施設使用料等を定めております。

7ページをご覧ください。

第3章は、魚市場における卸売業務について、22条で卸売等の許可等を定めており、その詳細な内容は条例施行規則で規定しております。

7ページの第4章、業務規程では、魚市場の業務の基本原則等について規定し、また、魚市場の業務の方法や取引参加者の遵守事項については規則で定めることを規定しております。

10ページをご覧ください。

卸売市場法の改正前と改正後の法体系の変化を参考として添付しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、漁港漁場課長より補足説明をお願いいたします。

【橋本漁港漁場課長】お手元にお配りしております資料5「農水経済委員会補足説明資料」第55号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正す

る条例」について、補足説明させていただきます。

長崎県漁港管理条例は、漁港漁場整備法第26条の規定に基づいて制定しております。

一方、国は漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立った模範となる運用方針を漁港管理者に示すため、漁港漁場整備法第34条第4項の規定に基づき、模範漁港管理規程例を定めており、本県ではこれを模範として漁港管理条例を制定しております。

お手元にお配りしております資料5、模範漁港管理規程例の一部改正についてをご覧ください。

国は、増養殖の場や漁村の賑わいの創出の場として、漁港の有効活用を図ることが重要な課題となっていることを背景に、平成31年4月1日付で模範漁港管理規程例に定めている占用許可の期間を延長する改正を行っております。

占用許可の期間を延長する理由としては、次の3つとなっております。

1つ目は、漁港の有効活用を図るために、民間事業者等が投資しやすくなるよう、可能な限り長期間の占用を可能とする必要があること。

2つ目は、近年、道路、港湾、河川といった公物管理制度のほか、登録、免許等の公的規制においても、国民負担の軽減や行政事務の簡素、合理化の観点から、許可等の期間が延長される傾向にあること。

3つ目は、期間を延長した場合でも、漁港の管理や保全の観点から支障があるケースにおいては、漁港管理者の判断で、これまでどおり短い期間で許可することも可能であること。

以上の3つの理由により、占用許可の期間を延長する改正が行われております。

県としましては、国の改正趣旨を踏まえ、今

回、長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例議案を上程したものです。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、水産部参事監より補足説明をお願いいたします。

【内田水産部参事監】それでは、私の方から第73号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」補足説明いたします。

資料の6をご覧ください。

この議案は、国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を、令和2年度県負担限度額として県が負担することを同意するにあたり、議会の議決をお諮りするものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

本事業の内容は、国が対馬東方沖の排他的経済水域にまあじ・まさば・まいわしの増殖を図るための湧昇流漁場を整備するものでございます。

事業費は全体で42億円、施設の規模は高さ20メートル、長さ約170メートル、幅約80メートルの山型の構造物を計画しております。

平成29年度に事業が開始され、令和3年度の完成を目指して、現在工事が進捗しております。

この整備の場所は、図に▲印で示している場所でございます。対馬市美津島町の黒島灯台から東約14キロメートルの地点でございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。

マウンド礁の造成は、令和元年度までに土台となる石材の投入が完了しております。令和2年度以降は、土台となる石材を覆うためのブロックの製作・投入が引き続き行われる予定です。

3ページ目をご覧ください。

令和2年度については、マウンド礁造成のた

めのブロック製作を行うものでして、その対象事業費は5億5,891万5,000円となっております。この金額については、法令に基づく県負担金の基準13.75%を乗じて算出した7,685万812円が令和2年度の県負担限度額となります。

この負担金の基準につきましては、漁港漁場整備法の規定に基づき、事業に要する経費の25%となっておりますが、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用によって、本県における令和2年度の負担金の基準は、13.75%に低減されております。この費用負担に係る根拠法令につきましては、4ページ目に規定をお示ししております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】以上で説明が終わりました。

暫時休憩します。

— 午後 2時35分 休憩 —

— 午後 2時55分 再開 —

【近藤委員長】再開いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】まず最初に、第54号議案の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例についてお尋ねしたいと思います。

この条例につきまして、先ほどいろいろと説明があったわけですが、この中に反社会的勢力の関係の除外要綱がなかったわけでございます。これは、どのような対応を今後はされるかというのを、確認の意味で改めてお尋ねしたいと思っております。現条例におきましては、きちんとそういったことが記載されている

わけでございますが、この対応をどのように考えているのかを含めてお答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 資料の3ページ目をご覧くださいだと思います。

これまで、暴力団の排除につきましては、右側の上段、旧長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の17条、それから24条にその規定をしておりました。今回、国の指導のもと、構成を見直して左側の魚市場条例と、その下の魚市場条例施行規則というふうに分けて記載しております。今回、反社会的勢力の排除の規定につきましては、左の下の長崎魚市場条例施行規則の方にきちんと記載させていただいております。

【山田(博)委員】 その施行規則というのは、もうできているのか、できていないのか、そこをお答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 施行規則につきましても、部内の決裁が終わっております。6月21日をもって施行するということで決裁は終わっております。今回の条例につきましては、知事までの決裁を受けまして、今回、議会に諮らせていただいているという状況でございます。

【山田(博)委員】 これは、本来であれば、大事な条例の規則で、今までは反社会的勢力に対する対応条項が記載されていたのが、今のところはないわけですね。それはあくまでも施行規則でこうするということになっておりますけれども、本来であればきちんとした説明をいただきたかったわけでございます。確認の意味で質問させていただいているわけでございます。

それはそれとして、次の質問に移ります。第50号議案の長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例についてお尋ねしたいと思います。

これは、県が管理する漁港施設の占有期間を、今は3年を超えないとなっているのを10年まで

借りられると、簡単に言うとそういうふうになったということでもあります。実は、水産部長、平成16年に関係地方機関に民間事業者の漁港施設・用地の占有を可能とする取扱基準におきまして、この占有内容については地元漁協と事前協議を行い同意を得ることとなっているわけです。この通達文書の存在を部長はご存じであったのか、なかったのか。これは、まず、部長に率直にお尋ねしたいと思います。

【坂本水産部長】 今回、山田(博)委員からご質問があった際に調べさせていただき、確認いたしました。

【山田(博)委員】 ということは、私から言われて初めて知ったということですね。

ということは、この取扱いは今後どうするんですか。

今回の長崎県の管理条例の一部を改正するというのは、今までは占有許可の期間は3年を超えないようにしていたのを、漁業法改正によって、いかにして民間企業が漁業に参入しやすくするかという施策の一環だと私は認識しているわけでございます。

そうすると、こういった通達文書との関係というものは、県当局はどのように関係するのか。もっとわかりやすく言うと、国は漁港施設をどんどん民間に貸しなさい、長崎県もやっていく。民間の皆さんに開放しますよということでアクセルを踏んでいるんです。ところが、これだったら漁業協同組合に調整しなさいと、平成16年に出しているんです。これはブレーキがかかっているんです。片方ではアクセルを踏んで、片方ではブレーキをかける、これではどういうことかとなるわけですね。

これは政策監、あなたがこういった調整をずっと今までしてきたわけでございますから、政

策監なり、担当課の方でどのような見解を持っているのか、聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【橋本漁港漁場課長】 確かに、山田(博)委員ご指摘のとおり、現在は占用については地元漁協の同意が必要ということになっております。

今回、条例を改正して規制緩和を図るわけですが、これにつきましては、占用期間について緩和を図るということでございまして、漁港は漁業者を中心として成り立っている集落でございまして、そこに民間企業が入ってくるということになりますと、漁港の秩序が乱れないようにする必要もございまして。そういった観点からは、これまでどおり、地元の漁業協同組合の同意が得られる企業が入ってくる方が漁村のにぎわいの場をつくる、あるいは活性化につながると考えておりますので、我々も漁港管理者として、企業を判断する一つの指標としては地元の漁業協同組合の同意が、これまでどおり必要であると考えております。

【山田(博)委員】 わかりました。そういうことです。

では、参事監にお尋ねします。国の方の趣旨というのは、この民間事業者が参入しやすくなるように、できるだけ規制緩和をするということで法律改正、条例改正してきたわけですね。この水産部長の通達というのは、ある意味、規制緩和をしながら、いきなり規制をしているというふうにとられてもおかしくない。こういった姿というのは、国の方では了とするのか。これは国の方に確認した上で、今の答弁はあるんですか。これは国に確認したんですね。それを参事監にお尋ねしたいと思っております。

【内田水産部参事監】 漁港施設ですので、当然漁港の利用、要するに漁港として機能させなけ

ればいけないので、当然漁港というのは漁業者が使っていますから、これはもう地元の同意を取るということは当然なんだろうなと思っております。だからといって、同意を取るから規制緩和の方向に反しているかという、そういうことは全然考えておりません。

今、水産庁の方では、平成16年もそうですけれども、規制緩和というのを随時広げております。その基本的な考え方としては、漁港というのは、とにかく、まず漁業のために機能する、これが第一の原則ですけれども、漁港の利用の状況というのが相当変わってきていると。中には、機能を再編した結果、少し空いたような用地が出てくるかもしれない。こういった時に、地域の活性化に資する施設であれば、そこは幅広く受け入れていこうじゃないかと、こういう考え方でやっております。あくまで、漁業の本拠地としての漁港があって、その上で地域活性化のための施設というのがそこに付随してくると、こういう考え方でやっております。

【山田(博)委員】 私がお聞きしているのは、この通達を国の方も了とするのかというのを聞いているんです。いいですか。今まで1年ごとに更新して、3年を超えないようにしていたわけですね。これが10年となれば、漁業者からすると大丈夫だろうか。

いいですか。今までは、更新は原則1年が多かったんです。私もいろんな地域を回って、地方局に行ったら、漁港施設とか、港湾施設でも1年更新ですよ。なぜかという、3年とか2年にしていたら、実質上は担当者が忘れてしまうから、今、もう必ず1年更新です、実際は。橋本漁港漁場課長、そうなんですよ。出先は実際1年ごとにやっているんですよ。担当者が代わるから、2年とか3年にしていたら、更新を忘れ

てしまったら困るからということで1年更新でやっているんです、実際は。これが10年近くまでなるとどうなるかという、忘れてしまうわけだよ。

今回、どういったことかという、片方では規制緩和して、片方では規制をするとなったら、絵に描いた餅になるんじゃないかと言っているわけですよ。これを水産部としては国にもきちんと趣旨を説明して、了解してもらったと理解していいんですね。私は、今回、国がやっていることはある意味わからんでもないけれども、こういったことがあるということで、整合性をどうするかということを言っているわけですよ。いかがですか。

【内田水産部参事監】この平成16年6月24日のペーパーを水産庁に見せて、こういうペーパーで県庁は考えているけれども、よろしいかと、それをいつとったかどうかというのはわかりません。ただし、当然ながら地元調整をしていくと、これはもう大前提です。そこはやり方は任されていると思います。地元の漁協の同意を取ることについては、これはもう私は当たり前だと思っておりまして、このペーパーを見せて、この内容についていいかどうか、いつ聞いたのかとか、それは私は今わかりませんが、これについては特に問題はないんじゃないかと思っておりますし、水産庁もこれについて反対をするということは、なかなか想像はできません。

【山田(博)委員】私は、平成16年時点ではそれでよかったと思うよ。今回は、法律改正して、占用期間を長く延ばしたということを言っているわけですよ。これが足かせになるんじゃないかと私は言っているわけですよ。それを参事監が今お答えするのは難しいのであれば、後日、

きちんと調整してお答えください。これは今あしろ、こうしろと言っているわけじゃなくて、部長も、さっき質問されてわかったと言っているんですから、あとはこれをどのように調整するかというのをね。

条例改正しても、片方では規制緩和しなさいと言っているわけですよ。しかし、平成16年のこういったことがあると、これは絵に描いた餅になるんじゃないかと私は言っているわけですよ。もう一度言いますね。1年ごとにずっと更新していたんですよ。これが10年となったら、普通、地元の漁業者だって1年更新していたから安心して、だめな時はやめることができたけど、これが10年となったら、「はい、わかりました」と言って皆さん賛同できるかといったら難しくなりますよ。ということは、この条例を改正しても、絵に描いた餅になるんじゃないかと思って私は言っているわけですよ。そういったことを調整しながら、次の6月定例会の委員会では、またこの件に関して報告をいただきたいと思っております。そういったことを言っているわけですよ。参事監、いかがですか。

【内田水産部参事監】いずれにしても、平成16年というのは、もう今から15年前ですので、大分状況も変わってきているだろうと思います。新たに、今後、用地というのをどういうふうにご利用するのかという意味で規制緩和もどんどんやられておりますので、実際にそれを実行に移していく上でどういう手続を踏むのか等は、改めて整理をしていかなければいけないだろうなと思っております。

【山田(博)委員】参事監、その答弁なんですよ。そのとおりだと私は思うんですよ。それを答弁していただくのに時間がかかったわけですし、しっかりと取り組んでいただきたいと思ってお

ります。これは指摘をさせていただいたわけ
でございます。

第73号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対
する県の負担金について」お尋ねします。これ
は領海の外で、まあじ・まさば・まいわしの増
殖を図るということを言っています。対馬の沖、
14キロも離れたところでこれをやるとなると、
主にここの地区で漁業をされる方は、どういっ
た漁業者を対象にされているのかというのを確
認の意味でお尋ねしたいと思います。

【内田水産部参事監】 当該海域は、まさに書い
てありますように、まあじ・まさば・まいわし
等のまき網漁業、特に長崎船籍と聞いておりま
すけれども、そこが主の漁場と聞いております。

【山田(博)委員】 これは長崎船籍のまき網の漁
業者が中心にここで捕ってもらうようになって
いるということで理解していいんですね。そう
いったことですね。間違いありませんね。

【内田水産部参事監】 実態として、利用の船籍
がそうだという状況でございます。

【山田(博)委員】 実態としてね。そういうこと
で、これは国の予算を投じて、長崎県の漁業者
の調整をしているわけですから、ここで今、第
73号議案「直轄特定漁業整備事業に対する県の
負担について」というのは、長崎県の貴重な一
般財源を出してやっているわけですから、長崎
県のまき網の船団がここで漁をしていただくよ
うになっているということを改めて確認させて
いただいたわけでございます。安心しました。
ありがとうございました。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【西川委員】 第70号議案「権利の放棄につい
て」です。担当部署の方は、相当長年苦勞して
こられたと思いますが、しかし、結果的には残
念でございます。

そういう中で、この昭和56年から始まり、連
帯保証人の方も亡くなられておりますが、お聞
きたいのは、連帯保証人は一人だったのか、
複数じゃなかったのか。

それと、今までに回収額が85万237円入って
おりますが、この最後の回収は何年何月、何円
だったのか。

そして、この方が、当初からかどうか知りま
せんが、今現在、福岡におられますが、どのよ
うな漁法の漁家として水産業を営んでいたのか、
詳しい内容をお聞かせください。

【川口水産経営課長】 まず、この方の連帯保証
人でございますが、お二方おられました。

それと、参考資料の参考1というところの令
和元年度の回収額、平成2年1月末現在という
ところがございますが、これにつきましては平成
30年度末の未収金が9件ございます。その方た
ちの令和元年度中の回収額ということで記載を
させていただいております。

最近の回収額につきましては、手元に資料が
ございませんので、申し訳ございません。

それと、この主債務者につきましては、借入
当時、昭和56年でございますが、シビひき縄一
本釣りを営んでいたというところで、急激に水
揚げの減少に陥ったということで延滞が発生し
たということでございます。

【西川委員】 これは船をつくる資金ですか、そ
れとも、網や漁具などの資材の資金のための貸
付ですか、どちらだったんですか。

【川口水産経営課長】 この借入につきましては、
低燃費機関ということでエンジンでございます。

【西川委員】 エンジン乗せ替えだったんですか。
わかりました。

それで、長い年月、本当、担当部署はきつか
ったろうと思いますが、初めからずっと返済が

滞っていたのですか。初めのうちは幾らか入っていたんですか。どうしてこういう長い間、昭和56年からのものが今現在までかかったのか、その期間中の出来事など、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

【川口水産経営課長】この主債務者の方につきましては、借入400万円でございますが、当初は4年間で償還する計画で、1年目は100万円の償還がありまして、2年目から非常に漁模様が厳しくなって、その100万円のうち45万5,000円は回収できましたが、元金として255万円がその当時から残ってしまったということでございます。

この方につきましては、主債務者の状況に書いてありますとおり、破産によりということでございますが、この方、漁が非常に厳しくなって、福岡の方に転居をされております。転居先では、漁業の乗り子になって稼いでいたようですが、非常にその状況が悪くて、自己破産の申立をなされ、平成3年3月に破産が確定したということで、県は、この方の免責が確定しまして、請求できなくなったということでございます。

先ほど申した二人の保証人につきましては、延滞が発生した昭和60年から、当然、督促を実施いたしております。

1名の方につきましては、当初から保証を否認されて、面談も10回程度、督促も10回以上行っておりますが、ずっと否認をされたということで、この1名の方につきましては平成12年に消滅時効が満了したということで回収が不能になったところでございます。これにつきましては、時効を援用する旨の通知が最近なされたので、そのことをもって保証人につきましては回収が不能になったと。

もう一名の方については、督促をしたところ、

一部償還に応じていただいたということで、額的には少額をずっとお入れいただいていたんですが、この方につきましても亡くなられたということです。平成8年4月から一部償還に応じていただきましたが、平成28年に死亡されて、その方の相続人につきまして、償還はどうかというところで交渉しましたが、相続人全てが相続放棄をされたということで、この方たちにも返済の要求が不能になったということで、今回、議会にお諮りするものでございます。

【西川委員】沿岸漁業改善資金の内容を詳しく知らないんですが、担保とかは取っていなかったんですか、土地・家屋、また船自体とか。それがもしあったとしても価値がなかったのか。その辺も詳しくお願いします。

【川口水産経営課長】この沿岸漁業改善資金につきましては、昭和54年に国の法律で定められた資金でございまして、当初から担保というか、保証人を取るようということでご指導がございまして、担保につきましては当初から取らないということで現在まで運用しているところでございます。

【西川委員】わかりました。それで、大変苦しい立場で頑張ってきていただいたことには敬意を表しますが、これだけの長い年月をかけなければ、権利の放棄についてでも、決断をするにはこれだけ時間がかかったんですか。先ほど平成28年に連帯保証人の最後の一人の方が亡くなったということですが、そこまで返済を促して努力しなければならなかったのか。権利の放棄までの期間があまりにも長いので、つまり諦めるのにどうしてこれだけ長くかかったのかと思うんですが、その辺については何か決まりがあるんですか。

【川口水産経営課長】権利の放棄に時間がかか

ったということにつきましては、我々も行政債権でありますので、きちんとした対応をしないといけないということで、連帯保証人に対しても面談を重ね、一方は死亡するまで少額でもお支払いするというご返事がございまして、一部ずつでも償還があっていたというところで、額的に全ての額を一気に償還するような状況でもございませんでした、一部でも償還したいというお話がございまして、それをずっと継続してやってきたということで、結果的に長い時間かかったということでございます。

【西川委員】 大変ご苦労でした。本当頭が下がります。

実は、水産部の審議の中で一つの例を挙げて申し訳ないんですが、農林関係が市とか農協とかの関連で、県からの補助金とか何とかで枠があると。市が、例えば近代化資金を幾ら持っているとか、農協に何人かおりませんかとか言って無理やりに貸して、結局うまくいかなかったという例も聞くんです。水産部はそういうことはなかったろうと思いますが、やはり制度資金の貸付などにつきましては、本当ご無理なさらないよう、本当は水産部ですから漁業者のさらなる活躍、所得の向上を目指して、いろいろな船やエンジン、そして網などの資材につきましても頑張らせてやりたいと思うところは十分わかりますが、無理しての貸付などをしないように気をつけていただけたらと思います。ありがとうございました。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

【山田(博)委員】 今回の第54号議案の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例ですけれども、これは賛成する立場で、改めて指摘だけ一言させていただきたいと思います。

以前の長崎県長崎魚市場条例は、きちんと反社会的勢力の関与について指摘をされていたわけでありまして、それは今度、施行規則で十分対応するという事になっておりますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

続きまして、第55号議案ですが、これも賛成の立場で一つだけ指摘をさせていただきたい点があります。

先ほど、説明させていただいたように、平成16年6月24日の水産部長の通達文書があるんですが、その通達文書の中に、実は占用の許可に当たっての留意事項というのがあって、毎年度の占用許可更新に当たっては、事務手続をしっかりとやりなさいという規定があるわけです。つまり、この占用は10年を超えないこととしますけれども、占用許可は更新をしないといけないわけですから、その整合性を地方機関とどのようにするか。民間企業は10年近く借りられると思ったら、毎年毎年更新しないといけないとなったら、それはちょっと、さっき言ったように規制緩和をしながら、片方では規制をしているんじゃないかという誤解を招きますから、この条例改正の趣旨が十分行き届かない点がありますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第53号議案ないし第55号議案、第70号議案及び第73号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【松尾漁政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明をさせていただきます。補助金の内示一覧等が載っているものでございます。

まず、補助金の内示一覧表につきましてご説明をさせていただきます。

令和元年11月から令和2年1月までの補助金内示の実績は、1ページに記載のとおり、地域栽培漁業推進基金支援事業費補助金など直接補助金、計9件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、令和元年11月から令和2年1月までの実績は2ページから3ページに記載のとおり、建設工事以外が2件、4ページから21ページに記載のとおり、建設工事が10件、22ページから31ページに記載のとおり、建設工事にかかる委託が8件となっております。

なお、このうち入札に付したものは、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の陳情・要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会など4

件となっております、これに対する県の対応は資料の32ページから88ページにかけて記載のとおりでございます。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、令和元年11月から令和2年1月までの実績は、89ページから90ページに記載のとおり、長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会の1件となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情は、2番と16番です。

陳情について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号の16番ですけれども、今、対馬の漁業者の所得向上を実現する会ということで宮崎会長からきているわけです。簡単に言うと、山枯れの状態が進んでいるので、これから豊かな海づくりを再生することを望むということできているわけですが、水産部はどのような実情を把握されているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

【森川漁港漁場課企画監】 山枯れの状況ということでございますけれども、実際、どの程度山枯れが起こっているかというところは、十分私どもも把握しておりませんが、対馬の漁業組織が自分たちで植林活動を行おうという団体も出てきております。したがって、山枯れという実態があるところは十分認識しているところです。

この団体につきましては、対馬の美津島町の

賀谷地区の藻場保全協議会、藻場保全活動組織というところでございまして、水産多面的機能発揮対策事業を活用しまして、山からの栄養分の流出を防ぐということを行うために植林活動を行っていこうという取組を今年から行うと伺っております。

【山田(博)委員】 企画監、この陳情書が3月3日に来て、この陳情書を踏まえた上で、対馬振興局なり農林部に話をして、調査依頼とかはされているか、されてないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【森川漁港漁場課企画監】 その調査の依頼等まではできておりませんでした。

【山田(博)委員】 これは、こういった実情というのを踏まえた上で、もうちょっと調査をしていただきたいと思います。

私は、実はこの委員会の勉強会で農林部の林政課に対して、今現在、対馬にどれだけの山枯れが起こっているかということを調べてくださいと。農林部も明日審査がありますけれども、こういった状況を把握してないと。把握してない中でマツクイムシの駆除のために散布をしているんですよと。その散布をするのにどれだけの荒廃があるんですかと聞いてもわかってないと言うんですね。わかってない状態でそんなことをするんですかと私は指摘させていただいて、山枯れがどれだけあるかというのを速やかに調査して、次の委員会までには報告してもらいたいという話をしていたわけでございます。

ということは、今の企画監の話を聞いたら、陳情書がきて文章は読んだけれども、一応そういうふうにあったけれども、農林部とも話をしてない、対馬振興局とも話をしてないということはいかな状況かと思しますので、本来であれば委員会審査だから、大変お忙しいとは思

けれども、しっかりと次の委員会までにこの関係者の方々と協議をして、足を運んで実情をしっかりと把握していただきたいと思います。

企画監、私はこの漁業者の会の皆さん方の思いというのは十分認識できるわけです。しかし、忙しかったからとかいう理由はよくわかりませんが、そこはぐっとこらえて、次の委員会までにはきちんと報告できるような体制なり、施策を委員会でお示しできるような状況にさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。企画監、決意ぐらいいびしと言っていたかかないと、私の気持ちがおさまらないんだよ。今日は高屋政策監がいるから抑えているけど。

【森川漁港漁場課企画監】 委員ご指摘のとおり、私どもも調査するところまで至りませんでしたけれども、農林部と情報交換しながら、よく勉強させていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、陳情番号2番の海員組合からいろいろときておりますが、見てみますと、正直言って、これは国の方の施策が中心じゃないかと思っているわけです。その中であえて言わせていただくと、捕鯨対策というのがありまして、捕鯨対策も「日新丸」の代替建造を支援する施策を講じていただきたいか言って、一般的にこれはちょっと、陳情内容を見てみたら、どうも国の方の施策を中心に書いてあるんじゃないかと私は思うわけですが、これはどうですか。漁政課長、県の方にきたわけですがけれども、どちらかというと、全体的にこれは国の方への要望が強いんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【松尾漁政課長】 今回の要望におきまして水産部で所管をいたしておりますのは、30番の外国

人漁船員の権利擁護と福利厚生対策ということで、確かにこの30番の要望につきましては、国で今現在検討がなされているところでございます。内容を申し上げますと、国際労働機関でありますILO、こちらの方で漁業労働条約が定められました。この内容は、漁業者を対象とした労働の最低要件や勤務条件が盛り込まれたものでございますけれども、今、これは国の方で批准等に向けて、批准、あるいは国内法制化が行えるように環境整備を段階的に進めていると聞いております。

したがって、県の対応といたしましても、国の動向を注視していくという形にさせていただいております。

【山田(博)委員】 いずれにしても、これは国の動向を注視しながらやっていかないといけないということでありますけれども、全日本海員組合の長崎支部長からきている陳情書をもとに、機会あるたびに、国にこういった要望があるということでお伝えしていただければと思います。よろしくお願いします。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【坂本(智)委員】 今、山田(博)委員から陳情書の16番の件でいろいろとございました。私の地元対馬、私の選挙区でもありますし、一言申し上げたいと思います。さすがに対馬に来る回数を重ねておられる山田(博)委員のご発言だなというふうに思いました。

なぜ山枯れが起きると思いますか。対馬には、イノシシもそうですけれども、鹿が今どのくらいいるか、数字がわかる人はいらっしゃいませんか。大体推定で3万頭ぐらいいるんじゃないかと。それを環境省が、随時減らしていかなきゃいけないという予定を今立てているんですけれども、どのくらいまでに減らすのかというと、

3,500頭ぐらいに減らすそうです。期間は10年ぐらいかかるそうですけれども、それをもっともっとスピードを上げて、かなりの数を減らしていかなきゃ、10年もかかっていたら、山枯れどころじゃないというような気もいたしますものですから、明日、農林部でお話をさせていただこうとは思いますが、この鹿が苗木を全部食べてしまって山枯れが起きるという状況みたいですので、この鹿を何とかしなければならぬと。だんだん、下島から上の方に行っているという、国の天然記念物のヒトツバタゴが鰯浦というところにありますけれども、ヒトツバタゴのちょうどいいところを鹿の角で削るそうですね、下から1メートルから1メートル50センチぐらいのところを。そうすると、もうそのヒトツバタゴは、国の天然記念物ではございますけれども、用をなさなくなってしまうという状況で、鹿がとにかく芽を、杉やヒノキをずっと植えて防鹿ネットをしていますけれども、範囲が限られていますし、そんなに狭い山ではございませんので、とにかくそういうことでございますので、そこも併せて一緒にやっていかなきゃいけないということを私は申し上げたいと思います。以上です。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 地元の坂本(智)委員がおっしゃることは、さすがです。いろいろと詳しくされましたけれども、これは水産部と農林部、いろんな機関としっかり取り組むべきだと思うんです。企画監、これはしっかりやってくださいよ。私は、本当は今日はもっと言いたいんだよ。この今の答弁ではどうかと思うんだよ。そういうことで、企画監、決意だけでもう一回聞いて、坂本(智)委員の大所高所からのすばらしい見解がありましたので、もう一回質問したくなった

の言っております。決意だけ聞いて終わりたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 3時41分 休憩 —

— 午後 3時42分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の1ページ、補助金の執行をする時に、いろんな資材とかを買いますが、補助金を執行する時、土木部の積算基準というのがあるんですね。こういった積算基準を基にしながら直接補助金というのをある程度精査をしてされているのかどうかというのを、まず確認したいと思います。この直接補助金の内示一覧表の全体に関わって質問しているわけですが、答弁いただけますか。

【吉田水産加工流通課企画監】 この補助金の9件あるうちの5件が水産加工流通課の養殖関係の事業でございますので、その点につきましてご説明させていただきます。

この養殖関係につきましては、基本的には物を買うという内容の補助金でございますので、3者以上の入札で基本的に手続がなされております。

す。

ただ、真珠組合2件ございますけれども、これにつきましてはICTブイというものを設置いたしておりますので、これについてはそれを製造できる相手先が特定されるということで、随意契約で行われております。

【山田(博)委員】 これは漁政課長、土木部の積算基準というのがあるんですけども、これを参考にして水産部も補助金というのは全体的にやっているということで理解していいんですか。

今、代表して水産加工流通課企画監が述べましたけれども、水産部としては、補助先というのは全部土木部のこれを参考にしてやっているのかどうかというのを改めて確認させていただきたいと思っております。

今、水産加工流通課企画監が答えたけれども、水産部としてはきちんとそういったのを、しっかりとした指針、考えを持っているかというのを、改めて確認させていただきたいと思っております。

【川口水産経営課長】 補助金の施設整備等の見積もりがどうかということで、水産部としてきちんと対応しているかというご質問だと思いますが、今回は内示の中に水産経営課の施設整備についてはございませんが、これまで山田(博)委員からご指摘をいただきまして、我々施設整備の県単事業、それと国庫補助事業を持っておりますが、それにつきましては事業費積算の時から見積もりを3者以上からいただいて、適正な価格で設計額を算出して計画を立てているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、私から指摘されて、今、土木部と同じように、原則として3者以上から見積もりを徴取してやっているということですね。私から指摘されてということで

すね。これからはそれをきちっとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、もう一つお尋ねしたいんですが、先ほどの養殖真珠の水質測定器センサーとありますね。これはどこにつけたんですか。個数と場所を教えてくださいませんか。

【吉田水産加工流通課企画監】県真珠組合につきましては、3カ所で設置いたしております。佐世保市の浅子地区、鹿町地区、平戸地区の3カ所でございます。

対馬地区につきましては、既に漁協の方で設置をしておりましたICTブイに、このたび溶存酸素量と塩分を策定できるセンサー、この機能を付加したというもので、それは6基分でございます。申し訳ございませんが、既存の施設への追加ということで、箇所までは手元に用意しておりませんでした。

【山田(博)委員】 それでは、後ほどでいいですから、細かい場所と地図をいただきたい。それから機能がわかる資料をいただきたいと思います。

念のため確認しますけれども、こういった真珠を養殖する地域はいろいろありまして、少ない予算でやりくりしながらやっているわけですが、これは事前にどこに設置するとか、そういうのはきちんと協議した上で設置していると理解していいですか、そこだけお答えいただきたいと思います。

【吉田水産加工流通課企画監】 養殖事業につきましては、組織的な事業展開ということで、養殖産地計画をつくりながら推進いたしております。

真珠につきましては、本土地区を対象といたします長崎県真珠組合、この組合も入った中で

養殖産地協議会というものをつくっております。その中で議論をされて申請が上がってきて、箇所あたりも整理した上で要望が上がってくるということでございます。

対馬地区も同様でございます、養殖業者の方と組合と入った産地協議会がございまして、その中で整理して上がってきているものでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。では、後ほど資料をよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 3時50分 休憩 —

— 午後 3時50分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般についてご質問はありませんか。

【八江委員】 定置網の育成強化というのが先ほど議案にも出ていたんですけれども、定置網経営企業体が大型台風や急潮によって破損することがあって、漁具の改良を進めていくということとあります。例えば、それはどのような形で行うかということもあって、モデル実証とか、経営モデルの確立を推進したいということですが、これは今まで漁網を使っていたものが、漁網の形を変えるのか、質を変えるのか、そして、どういう形でモデルをつくっていくのか、まず尋ねたいと思います。

【川口水産経営課長】 定置網漁業の育成強化事業についてご説明いたします。

まず、漁具の改良でございますが、これにつきましては最近の台風の大型化とか、潮の流れ

が急にくるというようなことがありまして、ここ2～3年、非常に台風被害が大きくなってございます。漁具が流されるという被害がありますが、これにつきましては今までの網目、網の大きさが、潮の抵抗で網目が小さいと流されてしまうということもございまして、例えば定置網でありますと魚を一旦遮断して、箱網というか、魚がたまる場所があるんですが、その垣網という魚を一旦止める網、これがかなり、今まで少し網目が小さかったというところで、潮の流れがきますとたわんで効果が発現できないということもございました。これを、網目を大きくすれば流れに強いということもありまして、きちんと張ることもできるというような改良を加えれば、かなり漁獲効率が上がるということもございまして、そういう声も聞いておりますので、まずはそういう網目の拡大を行いたいということと、流れにつきましては網を浮かす浮きがありますけれども、そういうものをその海域に沿った浮力にするというようなことも大切なこととございますし、網なりをきちんと張らせるために、重りもつけております。その重りが適正かということもございまして、そういうものをその海域に合った漁具に改変していくということが1点でございます。

それと、そういうものをモデルにしてというところでございますが、被害があったところで、要するに被害前の漁具と、被害後に漁具を改良して経営がどううまくいったか、生産性がどううまくいったかというところを、それぞれの海域でモデル化して、そのデータにつきましては水産試験場とか、定置網の協会がありますので、そういうところの協力を得て、モデル化して、それを普及していきたいと考えているところでございます。

【八江委員】 今、網の質といいますか、漁網というのもいろいろ、プラスチック製みたいなものも今はあるし、強化されたものもあるし、そういったものに変えるのかなということと、網の目は確かに潮の流れで随分変わってきます。そういったことに関係した答弁はなかったんですが、網の目を大きくするだけでいいんですか。性質とか、網の大きさを変えるとかも、定置網の大きさによって変わるんだろーと思いますけれども、その辺はいかがですか。

【川口水産経営課長】 漁網の資材の質につきましては、委員ご指摘のとおり、海域によっては中に重りが入ったロープとか、より軽いロープとか、いろんなものがございまして、そういうものを含めて網目等々も改良していくという考えでございます。

【八江委員】 委員長は上五島ですけども、我々も上五島に時々行った時に、定置網にイルカがかかったとか、イルカの5メートル以上は鯨だと、5メートル以内はイルカだということがあって、誰かがそういうところで購入して我々も食味をさせていただく機会も得たんですけども、そういったものも考え方によっては定置網の中に大型の魚種がかかってくるんじゃないかと思っておりますけれども、そういったことを想定しながら考えてもいいのではないかと思いますので、そういう意味では、そういったことを考えて、定置網の中に入る沿岸捕鯨というものもありますし、この間は一般質問の中で捕鯨のことをお尋ねしました。長崎県がなんで手を挙げなかったのですかと言ったら、いろんな事情があってできないんだと言われておりましたけれども、かかるものは捕っていいということにはなっていると思います。そのことはぜひ、捕鯨の形でしていた

だきたいと思います。

先ほど、陳情の中に捕鯨のこともちょっと出ましたが、日新丸は大型船団で、下関が本拠地になっております。そういったものの流通基地を、長崎県は捕鯨ができなければ、長崎は日本一の鯨の消費県だと言われている。また、長崎港に前は日新丸が停泊して荷下ろしをしたこともあるし、長崎港にはたくさんの鯨問屋がたくさんあるということ。彼杵は彼杵で、鯨の市場もありますので、そういったことをできないかということで、今後協力要請をしてみるか、調査をしながらお願いしてみることになったんですけれども、そのことの可能性というものもぜひ追及していただきたい。

そして、できれば定置網等で捕っていただきたい。そして、それを長崎県のものに、沿岸捕鯨につなげていただきたいという思いがありますけれども、その点、いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】ただいまの件につきましては、今回の一般質問の中でも部長が答弁をさせていただきました。繰り返しになるかもしれませんが、平成8年と平成14年に長崎港の方に共同船舶が寄港していただきました。その時は鯨肉につきましても水揚げをしていただいて、長崎に保管をしていただいたと。その時のことを、当時のこちらの鯨業者の方に聞きますと、やはりその時は非常に流通経費がかからないので格安で購入できたということ、それから冷凍の保管料ですとか、全国へ発送するというので、その辺の業界も非常に利益が出たということ、それから、母船の一般公開ですとか、物販のイベントもあり、非常ににぎわったと、とてもよかったということをお聞きしております。

今後、答弁でもいたしましたけれども、捕鯨

船団に長崎港に寄港していただくように、地元での鮮魚流通の方と協議しながら、具体的にどうやって進めていくのかというところから検討いたしまして、できることからやらせていただこうかなと思っております。

【八江委員】ぜひ、共同船舶の寄港地が下関にありますので、その南地区はそこだけしかないんですね。あとは東北、北海道方面の沿岸捕鯨がなされているところです。ですから、どうしても日新丸のよく寄港するところ、それに近い長崎県というのは、どうしても、せめて流通の中心的な役割を果たすということばかりはできませんけれども、準基地になるような形で、強力にスクラムを組みながらお願いをしたいと思っております。何とか今の消費量の関係と過去の実績から、私も共同船舶の社長はじめ皆さん知っていますけれども、県の方から正式に、しかと要望、鯨類研究所も含めて進めていただきたいと思いますけれども、いま一度それを、部長から答弁いただいたんですけれども、再度、最後の話だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【坂本水産部長】一般質問で申し上げましたし、先ほど岩田課長から申し上げたとおりでございます。過去に2回、日新丸が長崎に入った際、非常に鯨の流通にもメリットがあり、地域にもぎわったということでございますので、鯨流通業者とも十分協議しながら、一体となって国及び捕鯨関係団体の方に要請を行ってまいりたいと考えています。

【山下委員】議案外で2点、手短かに質問させていただきます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、この冊子でいくと91ページであります。異業種との連携による浜の活性化という項目が

ありまして、離島の漁村集落への人の交流を図っていくということで、具体的に3点こちらに掲載があります。

その中で、釣りを滞在型観光のツールとしたブルーツーリズムを構築していくと書いてございます。もちろん、文化観光国際部の方との連携もあると思うんですが、このあたりのイメージといいましょうか、中身についてちょっとお知らせをいただければと思います。

【内田水産部参事監】漁村の魅力といえば、伝統文化であるとか、あとは美しい海があって、おいしい魚が捕れると。それぞれいろいろあると思いますが、こういったアドバンテージを活かしていく分野の一つとして釣りというものに注目して、滞在型観光を促進していきたいと、こういう考え方でございます。

具体的には、まず釣りに活用可能な施設の抽出、あるいは利用者のニーズの把握、あとは漁業活動などと調整していく上での課題、必要となる安全対策、こういったものについていろいろ整理していこうと思っております。

そして、その上で取組意欲の高い地域と一緒にストーリーづくりであるとか、必要な施設整備を本格的に進めていこうと、こういう考え方であります。

【山下委員】私の周りにも大変釣りの愛好家の方が多くございまして、また、他県からもすばらしい漁場があるということで訪れる方も大変多くございますので、ぜひ釣りをこうやって滞在型観光のツールとして、今後、長崎県を押し出していきたいなと思っております。

そこで私は提案がありまして、釣りとツーリズムをかけまして、「ながさき釣りツリ」とか、「釣りツリながさき」とか、何かそういうインパクトのあるキャッチコピーを出すことで、長

崎のイメージを釣りのイメージということでやったらどうかというふうに提案させていただくんですが、水産部長、この「釣りツリながさき」について、少し感想を申し述べていただければと思います。

【坂本水産部長】参考にさせていただきたいと思います。

私も釣りが好きなので、ぜひ釣りで漁村地域の賑わいづくりとか、都市との交流について促進させていきたいと考えています。

【山下委員】もう一点だけ最後に質問させていただきますが、同じく総合戦略の90ページに、ヨット等の寄港誘致増による交流人口の拡大という記載がございます。これは県内、例えばどういったところのイメージでこの掲載をされているのでしょうか、お知らせいただければと思います。

【内田水産部参事監】静穏域や浮桟橋、トイレ、あとは飲食関連施設とか、こういったものがユーザーニーズとしてあるということまでは大体つかめてきております。

あとはそういったニーズを満たせて、なおかつ漁協と地元の理解が得られるような場所、こういった場所をこれから選んで、いろいろなこととお話していくことを考えております。まだ、具体的にここだというものではありませんけれども。

【山下委員】これにマッチングする場所を私が見つけました。宇久に県管理の「フィッシャリーナ宇久」というマリーナがあるんです。これは県の肝いりでつくった施設でありまして、ここが、残念ながら今まだ遊んでいる状態であります。ぜひここを活用していただいて、このまち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれたことを実現するには、ぜひとも宇久の「フィッ

シャリーナ宇久」を、今後整備とかメンテナンスしていただいて活用していただければと思うんですが、その点だけ感想をいただいて終わりたいと思います。

【内田水産部参事監】 宇久については、フィッシュアリーナが昔整備されているということでございます。ポテンシャルはあるんじゃないかなと思っております。今後、長崎県全体としてどういうふうに、利用者に来ていただくのかということも考えていかなければいけないと思いますし、宇久についても、もちろんそういう施設が既にあるということを踏まえながら、全体の中で考えながらやっていきたいと思っております。

【浅田委員】 ブルートーリズムについて、私もまずはお伺いをさせていただきたいと思います。私もせっかく船の免許を取ったので、釣りでも始めてみようかなと思っているところなんですが、漁港で、いろんな場所がある中において、例えば釣りをする場所において一定のルールというのがないと、観光人口を集めるということは私は非常に大賛成なんですけれども、魚を資源として考えた場合において、いろんなルールづくり、キープ・アンド・リリースとか、そういったものの考え方だったり、例えばいろんなものを廃棄していったら、逆に言うと海が汚される。だから、例えば料金を取ることによって整備費等を出すと、地域によってはそういうことをしっかりやっているところがあると思うんですね。まず、交流人口を増やすところからの視点だけで走るのか。きちっとそういったルールづくりもしていく必要性もあると思うんですが、そのようなところはどのようにお考えでしょうか。

【内田水産部参事監】 まさに重要な、一番重要

な視点の一つになると思います。私は、先ほどどういうふうに進めていくかという時に、地元の理解が得られると言いましたけれども、要するにそういうイメージがまずあると思いますし、しっかりごみの対策であるとか、漁業の邪魔をしないとか、こういったルールづくり、あとはその上で受け入れてもらうような場所、さらには、なおかつ魅力的で呼び込めるようなストーリーというものをつくっていかなければいけないと思います。それはもう三位一体で考えていかなければいけないと思っております。

【浅田委員】 そうですね。どこもかしこも、釣りをするからお金を取るとかではないにしても、さっき言っていた、しっかりとした環境整備がなされて、いろんなことが活用できる場所ではそういうことを一定考えながら、まずはやってみたり、きちりとした長崎の歩み方、水産県としての一つのやり方、方策というものを見つけていく必要があるのではないかなというふうに感じています。

その中で、もう一つ漁港の有効活用というのがある、ここもこの中に釣りだったりヨットだったりというのがあるんですけれども、漁港に依拠して、私は前から、海を活用したまちづくりというもので何度かご質問をさせていただいた中で、漁港であいていても、いや、ここは漁港だからヨットは泊められませんか断られた方がいるんですが、この中での漁港というのはどこを考えられているのか。

長崎の中でも、例えば目の前の県庁から渡ったところに丸尾地域とかもあるわけですね。わかりますか、参事監。例えば、そことかは絶対ヨットはだめですみたいなことが過去にあってはいるんですけど、あそこはだめだけど、ここはいいとか、いろんな区分けというのが、素人な

ものですからわかりませんので、そのあたりも含めて教えていただければと思います。

【内田水産部参事監】漁港の利用の計画をつくっていて、漁港の中で実際にその漁業ゾーン、どこで陸揚げするのか、陸揚げした漁船がどこで休憩をするのか、どこで準備をするのか、あとはそのほかの船をどこに泊めるのかといったゾーニングというのをつくっております。その中で決められた計画に基づいて漁港の利用というのは進めていると、そういう計画をつくっているということです。

【浅田委員】ということは、あくまで使われていない地域においては、そういったヨットの停泊だったり、いろんなことをやっていくというところだと思うんですけど、すみません、私が見た時に、あまりそんなに船がいるように感じなかったものですから、それも併せて、自分の中では、ここはもっと活用のしようがあるのではないかなと感じたところでした。

また、話は全然変わってしまうんですけども、先ほど栽培漁業の話があって、大村湾、橘湾の方に放流というのがありました。これも素人的な感覚なのかもしれませんが、その放流した後の状況というか、もちろん魚を全部追跡するわけにはいかないと思いますけれども、どのくらいだったらきちんと放流してとか、また追加して放流するとか、いろいろあると思うんですけども、たくさん放流すればするほど個体間の競争とかも激しくなったり、いろんな状況があるかと思うんですが、それはどういう感じでやられているんでしょうか。

【中村漁業振興課長】委員おっしゃるように、あまりたくさん放流しても効果が出ないといった場合もございますが、今、全般的に長崎の水産業は資源が減っておりますので、できる限り

人工種苗を放流していくということですが、現在の技術では、天然で生まれる数量よりも相当少ない数でしか人工的には放流できていない。経費もかかりますので、今のところ、そういった問題は生じていないところでございます。

放流したものにつきましては、地元や県、水産試験場が一緒になって、例えば魚のひれを切って標識をつけて、回収できている数量を把握するとか、あるいは最近ではDNA標識と申しまして、DNAで親子関係を判別できる技術も水産試験場の方で進めておりますので、そういうものを最大限使いながら、放流効果を求めていると思っています。

今日ご紹介したヒラメでは、多いところでは2割ぐらいは放流魚が混じっているという報告もございますし、それから通算の回収率も5%程度回収されていると。5%程度であれば、一般的には費用対効果がとれているといった状況、漁業者の方も放流ものが増えているといった感想もいただきますので、こういった事例を積み重ねていきたいと考えております。

【浅田委員】ありがとうございます。一定の効果がしっかりあらわれているということで理解できました。

それと、さっき藻場の話も出ていたと思うんですけども、藻場にもいろんな種類があって、ある1つの種類ばかり増やすと、今度逆に生態系のバランスを崩すおそれがあるのではないかとことを勉強している人から聞いたことがあるんですが、今の長崎の状況において、先ほど何でしたか、ホンダワラ類でというお話だったんですけども、そのあたりはどういうふう考えてやられているんでしょうか。

【森川漁港漁場課企画監】もともと長崎県の藻場は、アラメとかカジメという大型の昆布類の

藻場が非常に多かったんですが、近年、海水温が上昇してきました、非常に魚の摂餌活動が活発になって、魚に食われてなくなってしまうという現象が起こってきています。

一方で、ホンダワラ類にも種類がいっぱいあるんですけども、今まであまり見られなかったような南方系のホンダワラ類がこちらの方で生育しているという状況にもなっています。

したがって、これまでアラメ、カジメ類を増やそうとしていましたけれども、過去にあったからといって、それがこの先も育つかと言われると、なかなか難しい状態ですので、今そこに生息しているものをどんどん増やしていこうという考え方で、現存の環境にあったものを増やしていこうという考え方で今事業を進めているという状況です。

【浅田委員】 すみません、先ほどから聞こえなくなるのでご協力よろしくお願いします。途中全然答弁が聞こえませんでした。申し訳ありません。後で議事録でしっかり確認をさせていただきたいと思います。

藻場の食害の話なども先ほどご説明が、山田(博)委員の質問の中であったと思うんですけども、藻場減少の原因と断定できるような根拠について、後ででもいいんですが、資料等々があれば、それもお示しいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上にします。

【西川委員】 浅田委員の質問に関連してお尋ねします。

実は、港には漁港と港湾とあります。平戸市の平戸港は港湾で、土木部所管ですが、実は最近クルーザー、そしてヨットなどの停泊がありまして、電気、水の供給を要望されております。その施設をですね。そういうことでここ1年ば

かり私も土木部にお願いしたり、打ち合わせをしたりしていたんですが、各地でそのような要求が出ている。だから、土木部としては、水、電気などの供給をどのようにまとめて、どんなところから手をつけていけばいいのか、考えているのかというところなんですけれども、水産部所管の漁港とも関連があるわけですね。

それで、漁港に大型クルーザーが来たら、先ほどのお話ではありませんが、漁業の邪魔になるかもわかりません。どれくらいの船までだったらいいいのか、それは堤防とか、港の大きさ、そして水位などで当然わかってくると思いますが、そのような中で、水産部としても将来ヨットハーバー的なものでなくても、釣り船のたまり場的な意味で、地元の漁船じゃない船が停泊可能な施設を整備していくということを考えておられるかもわかりませんし、私が経験したのは生月の館浦港で島根県等他県から来るイカ釣り船の水や一時停泊の許可ということで水産部の方にお世話をいただきました。そういうことで、海、港に対する水産部と土木部が連携した施設、水や電気の供給、もしくは、場所によってはトイレが要るかもわかりません。そういうものの整備方針について連携したお話ができているものか、話が進んでいるものか、全然別個なのか、その辺を説明していただきたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時19分 休憩 —

— 午後 4時23分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【内田水産部参事監】 港湾及び漁港それぞれ、漁船が利用していますので、関係部局とよく情報交換をし、連携をしながら施策を進めていき

たいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、議案外の質問をさせていただきますと思います。時間が15分ということで限られておりますので、質問させていただきますと思います。

漁業振興課長、いろんな漁業許可の中で資金計画とか収支計画、資金計画においては資金調達とか資金運用、収支計画においては収入とか支出とか、こういった書類まで出させるような漁業許可というのは、サンゴ漁の許可以外にあるんですか。あるのか、ないのか、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 許可申請を受ける上での許可の手引きという中で、そういう1年間の収支見通し等含めて参考資料として提出をさせていただいているところでございます。全ての漁業許可についてでございます。

【山田(博)委員】 全てこれをやっていると理解していいんですね。キビナゴなんかの漁師の人も全部やっているんですね。間違いないですね。私は確認しますよ。私は、いろんな漁業者に聞いたけど、組合から申請した時、こういった話をしたことはないよ。間違いないんですね、そこだけ確認させていただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】 許可申請書には、そういう書類を添付していただいておりますが、組合によっては漁協を通して販売しているところ、あるいは継続してずっと許可を受けている方などは漁協の指導を受けながらとか、そういう書類も整備をされているんじゃないかというふうに思っております。

【山田(博)委員】 違うんですよ。漁業協同組合とかなんかじゃなくて、長崎県が許可するのであれば、全ての許可に、先ほど言った資金計画、

収支計画をきちんと添付して、長崎県知事の許可に基づいてやっているというのであれば、県の方できちんと確認した上で許可を出していると理解していいんですか、そこだけ確認しているわけです。

【中村漁業振興課長】 その書類を添付書類といたしておりますので、その書類の内容も審査の一つとして参考にさせていただいております。

【山田(博)委員】 そうしますと、その書類の資金計画の中に、この漁業は大体1年間でどれだけの費用がかかって、どれだけの資金運用が必要かというのはきちんと把握した上で許可していると理解していいわけですね。

というのは、この資金計画というのはあくまで書類で上げるわけだから、いい加減なことを出していたら県も許可しないわけですからね、ちゃんと書類を見ているわけだから。そういうことで理解していいかどうかだけお答えいただけますか。

【中村漁業振興課長】 同じ漁業種類でも周年やられる方、あるいは時期的にやられる方、あるいは漁船の大きさ、さまざまでございますので、統一してこの程度の計画であればというのは、なかなか難しいところではございますが、今までこの書類を見たところでは、操業、経営に何か支障があるといったようなものは見られたことはないというふうに承知しております。

【山田(博)委員】 私はそういうことを言っているんじゃないくて、例えばサンゴ漁の許可に当たっては、その資金計画の中で資金調達は幾ら必要ですと、収支は幾らですと、ある程度このぐらゐの運用の中でやらないとだめですよということをきちんと理解した上で許可しているのかどうかと言っているわけですよ。なぜかと言ったら、そういった書類を出させるわけだから。

出して許可する方が、きちんと認識した上で許可しているんでしょうということを言っているわけですよ。それもわからんうちに、組合から上がってきたから、許可するというわけじゃないんでしょう、これは。それは大事なところです。なんでかという、許可をあなた方がするわけだから、県がするんだから。資金計画出せ、収支計画を出させておいて、この漁はどれだけの資金運用が必要ですよとか、何もかも全部把握した上で許可しているかどうかというのを確認しているんです。そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 漁業を営む上で一番大事なのは、まず漁船ということ、その漁船を所有しているか、調達できているかというのは、これは漁船登録等々で県は確認しております。それ以外に出漁する時の経費であるとか、実際の収入見込みというのを書いていただいているんですが、これも経営規模、漁船規模によってさまざまでございますので、これ以上であればいいとか、そういうルールはなくて、全体の計画の中で判断をさせていただいているということでございます。

【山田(博)委員】 ルールはそうだけれども、私が言っているのは、ある程度の漁業の、サンゴ漁ならサンゴ漁でどれだけの船が要するというのは認識した上で許可しているんでしょうねということを聞いているわけですよ。なおかつ、莫大な費用がかかるのであれば、その費用はどこから持ってきたんですかと、きちんと調査をして許可していると認識していいんですか。

なぜかという、聞くところによると、いろんな漁業において、外国人からお金を出資してもらっているとかいろいろあるからさ。出資してもらっているなら共同経営になるのかと。共同経営になるのであれば、共同経営のあれを出

しているかといったらそうでもないというのがいろいろ出てきているから、漁業振興課長、そういった時はやはり漁業の規模、資金計画の中でどこからどういうふうに資金調達をしたかとか、きちんと把握した上で、これが共同経営に当たるんじゃないか、当たらないのか、そういったことをきちんと調査をした上でこういった許可をしていただきたいと思うんですが、改めてその見解を聞かせていただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】 出資については、外国資本がする場合についても、これは特段支障はないということは水産庁には確認をいたしておるところでございますが、漁船を購入するに当たって、いろんなところから資金調達される漁業者もいるというふうには伺っております。

それから、経営を進めていく上で、最初に事業計画書というものを審査するわけですが、その後の経営の状況については、毎年、漁獲実績報告を取って、実際操業されているかどうかを確認しているところでございます。

山田(博)委員がおっしゃったように、いろんな情報があった場合には、本人等から調査をして、事実関係を確認するということをしてしたいと思います。

【山田(博)委員】 漁業振興課長、指摘をしておかないといけないのがあって、この前のIR事件は、いいですか、資金がどのような法的ルールに基づいて出資されたかということが一番問題になったんですね。私は、このサンゴ漁の許可において、出資したらだめだと言っているんじゃないんです。そのお金はどういった形で入ってきたかというのを言っているわけです。

だから、改めてこういったきちんとした調査をしていただきたいと思います。

それで、これは水産加工流通課長にお尋ねし

ますけれども、今、マグロの規制が厳しくなっております。そうすると、今、漁業者において、市場に大型まき網船が入る日時がわかることによって漁業経営に大きな影響をもたらすと。つまり、市場にまき網船が入荷するのが大体わかっていれば、自分たちの漁の日程調整をして水揚げをしないと。これによって経費とか、漁業経営に大きな影響をもたらすということで、しっかりとそういった調査なり、連絡をもらえば大変ありがたいということを言っていましたけれども、これはなかなかうまくいかないね。水産加工流通課長、昨年からずっと言っているけれども、あそこに行ったりここに行ったりとかして全然進まないけれども、しっかりとこれはやっていただきたいと思うんですよ。次の委員会で委員の皆さん方に、壱岐、対馬、五島におきまして、マグロの規制が厳しい中に、所得向上の一環としてそういったことをやってきましたという報告を上げてもらうようにしていただきたいと思っております、次の委員会までに。決意だけお答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 今、指摘いただきました件につきましては、対馬の漁協の方でいろいろ検討していただいております。そこのやり方等につきまして、当課で把握して、ほかの漁協の方にも周知をしたい。次回の委員会で報告させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひそれはお願いしたいと思っております。

それで、漁港漁場課長にお尋ねしたいことがあります。時間的にないので、資料をお願いしたいと思います。

というのは、繰越明許費の資料の3ページに、鳴鼓トンネルという長崎市のトンネルが基本計画の承認に時間を要したので遅れるということ

になっています。荒川地区の水産基盤整備工事もですね。あと、五島地区の奥浦地区も檜の浦の漁港整備が遅れているみたいなので、その遅れている理由、また整備計画がどのようなかというのを後日説明いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間があまりありませんので、改めてまた漁業振興課長に資料の確認だけします。クロマグロの漁業の承認が、要するに規制する前には1,918隻ありましたが、現在の隻数は2,457隻。実際に、今捕っている船は1,291隻、これは間違いないかどうか、そこだけお答えください。

【中村漁業振興課長】 これは国の承認制になっておりますが、現在承認を受けている船が2,457隻、それから直近の漁獲期間であります平成30年7月から31年の3月31日までの間の第4管理期間という管理期間がございますが、その間に漁獲実績がある者が1,291隻ということになってございます。これは第4管理期間の場合は、マグロの内容がやや低調で、漁獲、特に大型魚が芳しくなかったためじゃないかというふうに推察いたしております。

【山田(博)委員】 それだけですか。

漁業振興課長、いいですか、クロマグロの規制をする時というのは、大変マグロ漁の盛んな時に1,918隻であったと。規制をする直前になったら2,457隻だった。今になったら、実際やっている人が1,291隻。なぜこういう差があるんですか。お答えいただけますか。

一番マグロ漁が盛んな時に1,918隻であったんですよ。規制がどんどんされますよとなったら2,457隻、今になったら1,291隻。いいですか。直前には2,457隻あったんです。これはなぜ上がって下がるということになっているわけですか。どういふことですか。

【中村漁業振興課長】 規制前は、届け出制ということで、1,918隻が届け出をなされておりました。平成27年から承認制が入って、隻数が規制されるということになりましたので、長崎県といたしましてはマグロの漁獲量というのは年変動が大きいので、できるだけマグロ漁業に携わる可能性のある方は進んで承認をしてくださいということで助言をいたしました結果、承認枠が2,457隻という結果になったということでございます。

【山田(博)委員】 そういうことだったんですね。漁業振興課長、その政策がよかったか悪かったか、検証して次の委員会までに報告してください。いいですか。

【中村漁業振興課長】 2,457隻にしてからの漁獲状況等について、調べてご報告したいと考えます。

【山田(博)委員】 ぜひお願いしたいと思います。

最後に、私は35歳で県議会議員になって、私の地元は1次産業の農業、漁業が大変盛んでありまして、私も最初に県議会議員になった時はこの委員会に所属させていただきました。私も若気の至りで、いろんな失礼な発言とかあったということをいまだに反省しながら、日々精進して頑張っているわけでございます。今回、私もこの委員会でお世話になった総合水産試験場長の平野さん、五島の奈留島の多面的でいろいろと迷惑をかけたり、ご苦労かけました。本当にありがとうございました。地元の人から、大変お世話になったということで、奈留島の漁業者の方から一言お礼を言っていただきたいと思いますというのがありました。

あなたにお願いがありまして、今まで水産行政に携わってこられて、これからの水産行政はどういうふうにあるべきかというのを、ぜひ後

輩含めて、私にもご教授いただきたいと思います。一言述べていただきたいと思います。

続きまして、高屋政策監、私もあなたにいろいろと教授いただいたわけですが、高屋政策監が対馬市の副市長時代に、対馬の人たちも大変お世話になったということでありまして、退職にするに当たって、ぜひこれからの水産行政について、あなたのいろんなご意見を私も賜りたいと思いますので、一言、退職に当たってのご意見を聞かせていただいて終わりたいと思います。

【平野総合水産試験場長】 私自身、35年間の県庁勤務ですが、そのうち実質21年間が水産試験場勤務ということで技術開発に携わってきました。それで、後輩に残すということで言わせていただきますと、主に試験場になるんでしょうけれども、やはり地元の漁業者にとって、その方々がもうかるような技術開発に励んでいただきたいというのが私が試験場に残していきたい言葉でございます。本当に長い間どうもありがとうございました。

【高屋水産部政策監】 一言だけ申し上げます。

私が入った当初と比べて、ここ数年で随分変わったのは、所得に注目するということと、総花的にメニューを掲げた中から漁業者が選ぶという方法ではなくて、個々の漁業者の経営を分析して、足らざるものは何なのかと、それに焦点を当てて不要なものはしない。とにかくあなたの一番大事なのはこれですよというのをお互い理解した上で、行政も漁業者も理解した上で設備投資をする。あるいは経営計画を立てる。それによって確かに効果が出てまいりました。後継者もそれを見て、おれもやろうという人が随分出てまいりました。このやり方は間違っていないと思います。後輩には一層進めてもらいた

いと思っております。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中村(一)副委員長】 ラストバッターです。

今、島原半島は、非常にワカメの最盛期を迎えておりますけれども、県内の状況と南島原市内の状況をお伺いいたします。

【吉田水産加工流通課企画監】 養殖ワカメにつきましては、今季、芽流れという現象が発生いたしております。

島原半島におきましては、養殖開始の11月から12月にかけて、この芽流れが発生いたしまして、7漁協中5漁協で確認をされております。

また、県内におきましては、壱岐、小値賀、平戸地先の養殖ワカメにも見られ、また、天然ワカメについても佐世保市、対馬市、長崎市などでは若干不漁の情報があるという状況でございます。

さらに、島原半島の養殖ワカメにつきましては、少し被害の方が大きかったものですから、現地調査、水試あたりも現場に入って調査をして、さらに1月末にそれぞれアンケートを実施させていただきました。

生育不良があるか、ないかだけ申しますと、43業者中、生育不良があるとそのアンケートでお答えになられた方が13業者、ないと答えられた方が30業者ということで、大体7割、3割の比率でございます。地域的にばらつきがあるという状況でございます。

【中村(一)副委員長】 大体その原因はどのように見ておられますか。

【平野総合水産試験場長】 今漁期の11月から12月は、気温もそうなんですけれども、例年はない高水温、水温が高くて、平年より1度から2度C高く推移しております。

これまでも平成27年の秋から冬が高水温で、

有明海のみならず、県内各地の養殖及び天然ワカメに生育不良というのが生じております。その時は、有明海では養殖ワカメの生産量が平年の約6割に減少する不作になりました。

それで、今年に関しましては、やはり今回のワカメの芽流れ等の生育不良は、11月から12月の高水温が大きな原因であると考えております。

【中村(一)副委員長】 大体わかりました。水温の高さと芽流れをしているということですね。

ただ、一部、島原半島は、今50から60ぐらいと思うんですね、例年で。一部地域だけ、8業者、ゼロなんですよ。その原因は何かわかるか、お尋ねをいたします。

【平野総合水産試験場長】 布津町漁協地先の一部のところでほとんど収穫が見込めないという状況は理解しております。

それで、まずは高水温の要因が一つ大きくあるんですけれども、他の要因につきましては、今のところ、環境データ等を持ち合わせておりませんので、その影響というのは、原因については不明であるというところでございます。

【中村(一)副委員長】 ありがとうございます。

これは、土木部とも所管を兼ねますけれども、答えられない部分だけは答えなくても結構です。

去年の12月、工期が27日から本年の11月29日、漁業者と工事を、県の舗道整備事業ですね。そこで締結をして、9月いっぱいまで工事を終わるというようなことで漁協と話をしておったんですね。それが10月を過ぎて、上からもセメント工事をして、非常に業者の方は8事業者、種代300万円、今、払えない状況なんです。

今まで二十何年間そこでワカメの養殖をしていたわけなんですけれども、8事業者は一つもとれてない。南の方はとれている。こっちの北の方

はとれている。その工事をしたところの河川、8事業者はゼロなんですよ。

大体3,000万円から4,000万円あるべきものがない。もう漁業者の方はどうしようかということで、私たちが3回ほど振興局、水産普及所、中島(浩)議員とお話をしたわけですけども、とにかく県の方はその水質調査をしない。今回の予算があって、その見積もりをして設計をさせて事業者に出すと。そうすると10月ぐらいになると言うんですよね。これを何とか、すぐにでも調査をしていただきたい。もう100%これは出ているんですよ、全部工事が原因ということです。

これを県の方はどのように考えているのかと思ってですね、私たちが入ったら少し真剣になっちゃったけれども、この調査は何月頃する予定なんですか。

【橋本漁港漁場課長】 この工事は、一般国道251号線の交通安全施設等整備事業ということで、島原振興局の道路課が発注した工事でございます。

島原振興局に確認いたしましたところ、調査は土壌調査、水質調査、濁度調査を行うということで、至急入るということで、4月中には結果が出るのではないかという話は伺っております。

【中村(一)副委員長】 これは土木関係になるんですけども、要するに、河川をする時には事前に漁協と調査をして、そこで工事に入ることが大前提なんですよね。市町の時には結構その辺は順を追ってしていたんですけども。

もう漁業者は生活ができない。来年の種をまくそのお金もない。銀行はお金を貸さない。補償がもしもあった時には、補償はどのような補償ができるんですか。

【橋本漁港漁場課長】 工事が原因で漁業被害が出たという立証がされれば、営業補償等が考えられると思います。

【中村(一)副委員長】 その漁業者あたりも、漁協長から県の方に、被害者が県庁に押しかけるというような話まで出たんですけども、ちょっと待っていてくれということで、今回、私が質問をしているんですけども、明らかにこれは工事によってそうなったのは間違いないんですよ。50メートルぐらいの400本ですからね。その種をまいた1本を港内に持ってきたんですよ、湾内に。そしたら、ばあっと発育したんですよ。私たちが中島(浩)議員と2人現地に行ってみたら、もう悲惨な状況でした。ちょっと200メートル先はばんばん芽が出ている。こっちは全然ない。400本ですよ。50メートルの400本、1本もないんですよ。そういう状況の中、やはり今からは担い手、後継者対策というような中で、どうやって生活をしていくんですかね。その辺、県としても早急に対策を講じていただきたいと思いますけれども、部長、ちょっとお願いします。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時50分 休憩 —

— 午後 4時51分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

【内田水産部参事監】 ワカメ被害の大変ひどい状況について、今、お伺いいたしました。

水産業の立場で土木部の方に、河川工事の影響についてあるのか、ないのか、しっかり調査をして、原因究明のための調査をしっかり進めていってほしいと、まず申し入れていきたいと思っております。

【中村(一)副委員長】 写真もあるんです、後で

皆さんに配付しますけど。一本たりとも芽は立っておりません。それが8事業者なんですよ。布津町は22事業者がワカメをしているんですけども、14事業者は大丈夫。こちらの8事業者だけ、お金が全然ない、とれないしですね。多分、漁業の方は資金の調達がないんですよ。農協あたりは保険とか共済とかありますけど、漁業の場合はないんですよ。信連がありますけれども、ちょっとそれは無理なんですよ、漁協を通じてしなければいけないので。

個人事業者だから、その種代さえ払えない。そして、そのもとになるワカメの漁をしてお金をもらうんですけども、それも大体一人500万円ぐらいはとると思うんですよ。だから、8人で4,000万円。

それで、調査結果が遅れる、8月、9月になった時に、10月中旬に種をまくんですよ。それもまたお金が300万円。それがまたならなかったらどうするか。そういう問題も含んでいますので、早急に土壌調査、農薬調査をしていただきたいと思いますけれども、もう一度、答弁をお願いします。

【坂本水産部長】 まず、先ほどの副委員長のご指摘でございますけれども、水産養殖につきましても、養殖共済の制度がございます。ただ、残念ながら、今回の生育不良に遭われた方々は共済に入っていなかったということでございます。

また、資金についても、系統資金、制度資金等水産についてもご用意がございます。

先ほど、内田参事監からもご説明したように、土木部とも連携しながら、水試の協力も仰ぎながら、原因の把握なり、海域環境の調査については水産部としても対応してまいりたいと考えていますし、経営の支援面でもどのようなこと

ができるか、不漁に遭われた方のご意見も聞きながら対応してまいりたいと考えています。

【中村(一)副委員長】 ありがとうございます。

あとはもう振興局と水産普及所と県との話し合いになっていくと思うんですけども、みんな若いんですよ。30歳から55歳ぐらいまでの後継者と、わざわざ漁師になった方もおられるんですよ。こういう状況の中で人口減少対策とか言っている。生活ができない。じゃ、もう外に出ていきますよね。そういったもろもろの面も含めて、いい案があればお願いをしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

【山田(博)委員】 資料請求というか、次の委員会までをお願いしたいことがあります。

壱岐の北方沖で漁船と遊漁船が衝突しましたけれども、この中身を詳しく次の委員会で、原因と今後の対策をどのようにすべきかというのを水産部なりの見解の資料をまとめて提出していただきたいと思います。

それと、以前からシイラ漁をしっかりと活かして、マグロ規制の中で漁業者の所得向上に活かしてもらいたいと主張してきたわけですが、これは水産加工流通課の方で、私のこの提案にこれから取り組んでいくということでありますので、今後の施策なりを次の委員会までに、この対策がわかる資料を提出していただきたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時56分 休憩 —

— 午後 5時 1分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 5時 2分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月11日

自 午前10時 0分
至 午後5時 17分
於 委員会室 4

農山村対策室長	川口 健二 君
団体検査指導室長	村岡 彰信 君
農業経営課長	宮本 亮 君
農地利活用推進室長	村里 祐治 君
農産園芸課長	渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長	長門 潤 君
畜産課長	山形 雅宏 君
農村整備課長	土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
森林整備室長	永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	近藤 智昭 君
副委員長(副会長)	中村 一三 君
委 員	八江 利春 君
〃	坂本 智徳 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	浅田ますみ 君
〃	西川 克己 君
〃	坂本 浩 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	山下 博史 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【近藤委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中村農林部長】おはようございます。

農林部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページ目をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第3号議案「令和2年度長崎県農業改良資金特別会計予算」、第4号議案「令和2年度長崎県林業改善資金特別会計予算」、第5号議案「令和2年度長崎県県営林特別会計予算」、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第78号議案「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	中村 功 君
農林技術開発 センター所長	荒木 誠 君
農 林 部 次 長	岡本 均 君
農 林 部 次 長	綾香 直芳 君
農林部参事監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	山根 伸司 君
林 政 課 長 (参 事 監)	内田 陽二 君
農 政 課 長	吉田 弘毅 君

（第1号）」、第79号議案「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第80号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」であります。

議案の説明に先立ちまして、当面する農林行政の課題及び今後の取組についてご説明いたします。

本年1月に公表されました平成30年の本県の農業産出額は、前年を133億円下回る1,499億円となっております。

この要因としては、肉用牛で前年比7.5%増加したものの、冬場の天候が全国的に温暖となり露地野菜の生育が良好であったため、出荷の前進化と市場入荷量の増により価格が低下し、野菜で16.4%、いも類で30.7%減少したこと等が影響したものと考えられます。

また、農業産出額に占める生産農業所得の割合は、前年の38.4%から38.0%とやや低下しており、全国順位では前年の31位から26位と向上したものの、全国中位にとどまっているほか、基幹的農業従事者数は平成27年時点で約3万1,700人と平成17年からの10年間で22%、約9,200人減少しており、今後、令和7年には、約2万2,800人まで減少すると予測されることから、産地の生産基盤の弱体化や集落機能の低下が危惧されるところであります。

このため、県では、「儲かる姿を見せ、若者から選ばれる産業」、「地域で稼ぐ仕組みをつくり、若者から選ばれる集落」を目指し、若者をとどめる、呼び込む、呼び戻すことで、県の最重要課題である人口減少対策に取り組んでまいります。

具体的には、品目別・地域別の「産地計画」を基軸とした生産性の向上や流通・販売対策の強化、担い手への農地集積、労力支援、新規就

農者・就業者の確保、新たな森林管理システムに基づく森林整備などを進めるとともに、農山村地域における移住・定住の促進、地域ビジネス化などによる集落の維持・活性化に取り組んでまいります。

まず、「儲かる経営の実現、新規自営就農者・雇用就業者の増大」として、認定農業者の世代別・後継者状況別の経営改善支援や産地が主体となった就農希望者の受入態勢の強化、経営体との就業マッチング、これら情報の県内外若者への発信強化等に取り組んでまいります。

次に、「担い手の規模拡大と産地の維持・拡大」として、地域の話し合いにより策定した人・農地・産地プランに基づく、水田の畑地化・汎用化等による園芸団地の育成や農地中間管理事業を活用した農地の条件整備とともに、外国人材や農福連携等による多様な労力確保の支援体制を整備してまいります。

さらに、「生産性向上・コスト縮減対策の更なる強化」として、環境制御技術などのスマート農業の導入拡大や農地・施設等生産基盤整備、肉用牛の増頭、全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた出品候補牛の確保・育成、路網や高性能林業機械導入による木材生産性向上などに取り組んでまいります。

また、「農産物等の流通・販売対策」として、国内流通の新たな連携先となる地域中核量販店の開拓、花き・茶をはじめとした農畜産物の輸出拡大、さらに輸出を見据えた産地の育成などに取り組むとともに、県産材について民間事務所など新たな分野での利用促進を図ってまいります。

最後に「農山村地域での人口減少対策」として、集落自らが農地付空き家などの生活情報の発信やお試し移住の受入等による移住・定住の

促進に加え、中山間地域に対応した営農体系の確立、地域ぐるみでの6次化による雇用の創出、都市部の住民や企業等と農山村集が連携した保全活動などに取り組み、集落の維持・活性化を目指してまいります。

それでは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

3ページ目から4ページ目に記載のとおり、歳入総額は193億5,832万2,000円、歳出総額は337億73万5,000円となっております。

以降、主な事業については、それぞれ記載のとおりであります。

12ページの下段から15ページにかけまして、債務負担行為の主な内容につきましては、複写機の賃借に要する経費のほか、利子補給や工事請負契約にかかる支払額等であり、その他の内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

15ページの下段をご覧ください。

第3号議案「令和2年度長崎県農業改良資金特別会計予算」についてご説明いたします。

16ページに記載のとおり、歳入・歳出総額は8,299万9,000円となっており、その内容は、農業改良資金及び就農支援資金について、県による貸付事業の終了に伴い貸付金償還金を国及び一般会計に返納する処理等を行うものであります。

次に、第4号議案「令和2年度長崎県林業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入・歳出総額は2,074万8,000円となっており、その内容は、林業・木材産業の経営改善、林業労働にかかる労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保のために、林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものであ

ります。

17ページの中段をご覧ください。

第5号議案「令和2年度長崎県営林特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入・歳出総額は3億1,454万8,000円となっており、その内容は、県営林経営計画に基づく県有林及び県行造林の管理経営に要する経費であります。

18ページをお開きください。

第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入総額は12億1,997万2,000円の減、歳出総額は19億7,564万8,000円の減となっております。その内容は、国の内示の減や事業実績の減等に伴うものであり、それぞれ記載のとおりであります。

22ページの下段から23ページにかけまして、繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や災害復旧にかかる国の交付決定の遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、それぞれ記載のとおり設定するものでありますが、後ほど農政課長から補足説明をさせていただきます。

23ページの中段から24ページにかけまして、第78号議案「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」、第79号議案「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第80号議案「令和元年度長崎県営林特別会計補正予算（第1号）」について、歳入・歳出予算の補正額は、それぞれ記載のとおりであり、主な内容は、事業実績等の減によるものであります。

最後に、令和元年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫

補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、農政課長より補足説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】私のほうからは、農林部関係の繰越明許費についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の「繰越事業理由別調書」と真ん中に書いてある農林部をお手元をお願いいたします。

資料1ページをご覧ください。横長になっております。

今回、計上いたしておりますのは、表の一番上、右から2つ目になりますが、「2月議会計上（通常）③」の欄でございます。

今回、繰越明許費として計上いたしておりますのは、その欄の中ほど「計」の欄がありますけれども、合計で687件、金額といたしまして53億8,896万円となっております。

繰越理由の主なものといたしましては、繰越理由を一番左に記載しておりますが、件数としては、一番上の事業決定の遅れによるものが多く、率として81.4%、金額として25億1,669万2,000円、割合で46.7%を占めております。

また、2つ目の表に課ごとの集計表を記載しておりますので、ご覧ください。

それから、繰越事業の主なものといたしましては、今回、繰越にするものは、災害復旧に関するものが一番多くございまして、一番上の、先ほどの事業決定の遅れの559件中94%に当たります527件が災害復旧に関連するものになっております。

それから、⑤のその他の欄になりますが、90件となっておりますが、このうちの64件が災害復旧に関するものとなっております。

合わせて687件のうちの86%に当たります592件が、今回、災害復旧費として繰越をお願いするものでございます。

なお、その他の欄の災害復旧費以外のものにつきましては、技術者の不足等による入札不調でありますとか、全国的な需要の高まりによる建設資材の納入の遅れ、こういったものが理由として挙げられております。

また、さきにご承認いただきました11月議会①の分と、先議いただきました経済対策補正分②の分を合わせますと、左から2つ目、合計の欄になりますが、金額として、その表の中ほどの「計」の欄、777件、131億2,054万4,000円が繰越明許費としてお願いするものでございます。

一番下に、参考といたしまして、前年度の繰越しの比較を掲載させていただいております。一番下になりますが、対前年比といたしまして、件数で134件、金額で33億5,736万円の増となっております。

この理由といたしましては、合計欄から右に経済対策、災害復旧費と記載してありますが、これを合わせまして95件、約12億3,000万円が増ということで、理由としては、経済対策、災害復旧費、それから、その他の欄で39件、約21億3,000万円の増となっております。この主な増加工理由といたしましては、工事予定箇所におい

て豪雨等によりまして災害が発生し、災害関連として事業決定が遅れたものが増加したほか、先ほど申しました建設資材や建設機材の調達困難、それから、豪雨災害によって施工地への道路が被災したため、工事用車両が通行不能だったことなどによって、その他の分の繰越箇所・金額とも増加いたしております。

また、資料の2ページから11ページに、繰越が見込まれる事業一覧を記載させていただいております。

今後は、残り事業の早期完成に向け、最大限努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料いたしまして、政策的新規事業の計上状況のうち、農林部関係についてご説明いたします。

資料につきましては、農水経済委員会提出資料の産業労働部・水産部・農林部と中ほどに書いてありまして、政策的新規事業計上事業という資料になりますが、お手元をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

農林部の今回ご報告する事業につきましては、中ほどの下、3つの事業、それから裏面の2ページの3事業を合わせまして6事業となっております。

これは、政策的新規事業にかかります予算要求内容についての査定結果を提出するものでございまして、要求額と計上額に差が出ておりますのは、予算編成過程におきまして、事業内容や事務費等を精査したことなどによるものでございます。

以上をもちまして、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】おはようございます。幾つか質問をさせていただきます。

今、部長のほうから説明がありましたけれども、農林部の来年度の当初予算、2月の経済補正と特別会計を含めまして、一般会計では337億円を超えていますけれども、含めると、総額397億円を超えているというふうなことで、今年度の当初予算と比較をいたしまして、額で言いますと約32億円、9%伸びているというふうなことでございます。

内容的には、部長説明がありましたように、5の施策の柱について、新規、拡充を含めて非常に盛りだくさんの事業が予算化をされているなどというふうに認識をいたしております。

各課別に、この横長資料でずっと見たんですけれども、ほとんどが今年度の当初予算よりも増額をされているというふうなことでありますけれども、農政課、農山村対策室、団体検査指導室が約4億6,000万円、結構な額が減額をされております。

それで、横長資料を、どういった事業費が減額されているかということを見てみたんですけれども、2つお尋ねをいたします。

一つは、33ページにありますけれども、鳥獣害に強い地域づくり推進事業費が約9,500万円減額をされております。これは農山村対策室になります。それと、もう一つは、35ページの農林技術開発センターの施設整備費が約3億円近く減額をされているということになっておりますので、まずは、33ページの分、鳥獣害に強い地域づくり推進事業費の減額の理由について、お尋ねいたします。

【川口農山村対策室長】 この病虫害防除対策費は、鳥獣害に強い地域づくり推進事業費ということで、鳥獣害対策の3対策を進める予算でございますが、市町から上がってまいりました防護柵の設置費が特に減少しておりまして、その金額が約1億円以上減額しておりますので、その分で予算が減額されております。

【吉田農政課長】 35ページの農林技術開発センターの施設整備費で約3億円減少になっておりますが、これは昨年度予算で、農業大学校の宿舍を建て替えるために、JAの研修所を取得した金額を、その地区の一連のものとして、この施設整備費の中で計上させてもらいまして、その金額が、予算計上額といたしまして2億9,500万円ぐらいございまして、その特殊要件を除きますと、令和元年度の予算計上が2,085万円ぐらいなんです、若干、通常ベースでも減っているような状況になっております。

【川口農山村対策室長】 失礼いたしました。先ほどの回答に補足をさせていただきたいと思っております。

防護柵の設置につきましては、これまで長期間にわたりまして1万4,000キロぐらい防護柵を、ワイヤーメッシュ、電気柵で囲ってきております。一定防護柵の設置が進んだことから、ここ近年は、防護柵の設置距離が減少しており

まして、その分の減少ということでございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。

農業技術開発センターの施設整備費については、了解をいたしました。そうだったですね、去年はそういうことだったですね。

いわゆる鳥獣害の問題ですけれども、防護柵の設置面積が少なくなったということなんですね。確かに、ピーク時が平成16年ということで、随分減少してきたということではあるんですけども、ただ、この事業費の予算が、今年度当初が9億8,500万円で、昨年度の当初が14億6,800万円、その前の年が14億5,200万円ということで、今年度の当初でがくんと下がり、さらにまた下がったというふうな印象があったものですからね。

私もよく地域の方から、「イノシシ対策ってなかなか手が回らない。まだしてくれんとやろうか」というふうな声を結構聞くんですね。「本当に今、被害があちこち多かけん、なかなか手が回らんとですよ」、あるいは、「予算も足らんのじゃなかですか」というふうな話もしているんですけども、そういうふうに目に見えて防護柵の部分が減ってきたというのが理由なのかなというのは、ちょっと疑問があるんですけども、しかし、実際、そういうことで予算を組んでいるということなんですよ。実際、防護柵がきちんと広がってきているというふうな理解でいいんですよね。

【川口農山村対策室長】 国からの内示額、配分額の推移を見ますと、平成27年度以降、平均で5億円か6億円、毎年同じ金額をいただきながら、確実に実行できていると考えております。

ちなみに、令和元年度の予算の要望額と配分額の配分率につきましては、87%国からいただきまして、その中で執行残、市町間の融通を行

いまして、市町の追加の要望もとりながら実施できておりまして、防護柵の設置につきましては、一定進めることができているというふうに考えております。

また、市町からも、今後そういった要望があれば、お聞きしながら進めていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 とりあえずは了解をいたしました。

それから、次に、先ほど部長説明にもありましたように、県の最重要課題である人口減少対策ですね。農林部としてもその一翼を担って取り組んでいくというふうな説明ではなかったかなと思いますけれども、昨年の8月に、県民経済計算の取りまとめが行われました。それに対して政策企画課のほうから、県民所得向上対策の取りまとめというふうなことでありまして、製造業だとか、農業、水産業かれこれの一定の取りまとめがありました。

その中でも農業については、「産出額が順調に伸びている一方、農業所得が、全国と比べ依然低位であり、担い手不足、高齢化の影響により農家戸数、栽培面積が減少傾向にあるなど、産地の縮小が危惧されている。人口減少に伴う離島、中山間地域での集落機能の維持対策が急務である」という取りまとめになっています。もちろん、これは政策企画課が出した資料でありますけれども、それぞれ各部局とも相談の上での認識だろうというふうに思っています。

それで、来年度予算で、中山間地域、農山村地域の集落機能の維持・活性化という部分について、この横長資料でどれが該当するのかなということで調べたんですけれども、一番大きいのは、31ページにありますけれども、中山間地域等直接支払費ですね、いわゆるデカップリン

グのことだろうと思いますけれども、これが11億5,600万円。それから、32ページに農山村地域力向上支援事業費ということで1,820万円、それから、同じく32ページに山村振興対策費で6,460万円、37ページに3つありまして、これは新規重点でありますけれども、ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業費、額的には690万円ということなんですね。中山間ふるさと活性化基金、多面的機能支払事業費ということで、私がこれぐらいかなと思って、大体20億円を超えるぐらいの感じになっているんですね。もし、これ以外にもっと大きい事業、これがありますよということであれば、お示ししていただきたいと思うんですけれども、大方これでよろしいのかどうか、これは課はまたがりますよね。よろしいですか。

【川口農山村対策室長】 農山村集落の維持・活性化のための予算は、ほぼ、今委員ご指摘のとおりでございます。若干小さい部分もございますが、今、委員ご指摘のとおりでございます。

【坂本(浩)委員】 それで、この中で37ページの新規重点の分ですね。額的には690万円ということなんですけれども、先ほど農政課長のほうから補足説明がありました。いわゆる新規政策ということで、要求額は1,800万円、これは政策的新規事業の計上ということでしているんですけれども、計上額は690万円ということで、採択率というんですかね、37%ぐらいというふうなことで、ながさ木ウッドチェンジ事業費というの低いんですけれども、ほかの事業に比べてちょっと低いなというふうな感じがしたものですから、人口減少に関わって重点的にやる取組の、しかも、新規重点がこういうふうな採択になっているということについて疑問がありますので、そこら辺の認識についてお尋ねいたし

ます。

【川口農山村対策室長】ただいま委員からご指摘いただきました事業につきましては、農山村集落に、一つ、関係人口を呼び込む対策が必要かと思って、今回予算を提出させていただいております。

これにつきましては、移住・定住に加えまして、さらに社会貢献活動に関心がある企業や学生、定年退職者等のボランティアを、困っている中山間地域とマッチングさせる場を県がつくりまして、そういった共働活動により農山村集落の維持を図ろうという事業でございしますが、これは、もともと予算の段階におきましては、自治会や集落、小・中学校を含めた学校に募集活動を行って進めようと考えおりましたが、県で初めての取組でもございますので、令和2年度におきましては、ある程度地区を絞った形、また、ボランティアにつきましては、企業と大学、農高、このあたりを考えまして募集業務を行うということで、募集に関わる予算は、今年度の様子を見て、令和3年度に向けて考えていこうということで、予算を減額いたしまして、今回ご提出をさせていただいたところでございます。今回は、募集に関わる部分を少し減額させていただきました。

【坂本(浩)委員】地区を絞ったということは、具体的にもともとこれぐらいを計画していたけれども、減額になったということで絞り込んだというふうなことでよろしいんですかね。

【川口農山村対策室長】私どもといたしましては、初めての取組でしたので、まず、2地区ほど試行を行った上で、その成果を踏まえまして、県下全体に波及させていこうというふうに考えておまして、まず、そこでしっかり試行して、こういった問題点とか課題が出てくるか、初め

ての取組ですので、人員の派遣ですとかいろいろ課題が生じますので、それをしっかり精査した上で、次のステップに進みたいと考えております。

【坂本(浩)委員】だから、私が聞いているのは、もともと農林部としては1,800万円要求して、要するに、査定の中でこの金額になったということなんですよ。その査定が、要求に対してわずか40%に及ばないというふうな、そこら辺の認識をお伺いしたかったんですけれど。もともと初めての事業だからそうなんですよと言ったら、要求額もその金額になるんじゃないですか。

【川口農山村対策室長】募集業務を行うと、先ほどお答えさせていただきましたが、特に集落等については中山間の集落を対象に募集活動を行うといたしておりましたが、市町が中山間集落を対象といたしました説明会を毎年されておりますので、中山間集落の組織の総会時にアンケートをとって、その募集活動につなげると。

また、自治会については、市町にご協力いただきまして進めることができるんじゃないかということを考えまして、その募集業務については、今回、一回様子を見ると考えております。

学校につきましては、小学校、中学校ではなかなか草刈りとか溝上げというのは難しいんじゃないかと。まずは、大学や農高を中心に募集をしっかりと行った上で、ボランティア活動の成果を見た上で、令和3年度以降に結びつけていきたいと考えております。

【中村農林部長】補足をさせていただきます。

ボランティアを募集して、共働活動がなかなかやりにくいという集落にマッチングをするというボランティアセンターを委託して、そういうものを設置しようというふうに考えております。

ボランティアセンターに対する委託費をもとと計上しておりまして、その中で、先ほど室長が説明したとおり、ボランティアセンターがいろいろな募集をかけるというふうなことを最初からやろうと予算化をしておいて、それだけの委託費を組んでおったんですが、それはまだ、そげん簡単にいかんやろうということで、募集のやり方をまずは試行的にやろうということで、最初は縮小してやろうかということで財政当局とずっと協議をしまいで、相手を絞り込んで県がまずやってみて、広がっていくやり方をしっかり確認した上で、その次にボランティアセンターのほうからしっかりやっていくというような流れに変えていこうという協議をしまして、来年度については、その分の査定を受けたということでございます。

【坂本(浩)委員】 了解いたしました。

いずれにしても、様子を見てというふうなことでありますし、それから、この分については、農山村地域力向上支援事業というのが、前年度比で約1,000万円増えて、多分、これとセットになって集落対策というのをやっていかれるんだろうと思っていますので、ぜひそういうふうな取組の強化方をよろしく願いいたします。

あと、横長資料の31ページ、ここに女性力発揮推進事業費ということで、内容的には、女性農業者活躍支援事業費ということで、女性農業者の経営参画促進だとか、そういうのが前年度で取り組んで、来年度は廃止ということで、これは理解してよろしいんでしょうか。

【吉田農政課長】 この事業につきましては、当初事業期間を3年で設定しておりまして、令和元年度が終期となっておりますが、30ページの普及指導員研修費の農業産地指導力強化事業費とありますけど、これは研修事業になるんで

すけれども、こちらのほうに集約をいたしまして、女性農業者の皆さんに対する研修事業は継続をしたいというふうに考えております。

ただ、来年度、新しい活性化計画の見直しの時期になりますので、女性の農業者の皆さんに対して、どういった事業を打ち込んだほうが、今以上に活躍をしていただけるのか、研修の在り方も含めて、来年1年かけて検討して、新しい活性化計画とともに、新しいメニューを打ち出したいというふうには考えております。

いずれにしても、事業は、先ほどの研修事業の中で継続してやっていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 了解をいたしました。

ぜひ、来年度中に策定予定の活性化計画の中で生かしていただきたいと思います。

最後に、要望になります。今言われましたように、来年度中に、本県の次期新ながさき農林業・農山村活性化計画が策定をされるということが、前回の委員会の概要説明の中でもありました。これは国の食料・農業・農村基本計画、5年ごとに見直されておりますけれども、多分、これに基づいて歩調を合わせながらやっていくんだろうというふうに思っております。

この国の計画が、前回2015年（平成27年）に改定された時に、施策推進の基本的視点を農業・食品産業の成長産業化を促進する産業政策が一つ、それと、今の中山間地域に関連しますけれども、この中山間地域が持つ多面的機能の維持発揮を促進する地域政策、これを車の両輪として位置づけているということで、恐らく国のほうは今年度中に、間もなく改定されるんだろうと思いますけれども、その流れは変わらないというふうに思いますので、先ほど私が取り上げました、中山間地域の集落機能の維持・活

性化、この分についての事業をぜひ充実した内容にさせていただくことを要望させていただいて、終わります。

【近藤分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

質問をする前に、農山村対策室長、今日のあなたの質問のやりとりを聞いていたら、大変意気込みを感じております。それは、あなたの服装からしても、特にあなたのネクタイは大変すばらしいですよ。ひとつ言っておきたいと思っております。

それで、今回、予算の策定に当たりまして、農林部長として、この予算編成に当たってどういった思いがあって組まれたのか、また、考えなり指針なりをまずお聞かせ願いたいと思います。

【中村農林部長】 令和2年度の予算編成に当たりましては、先ほど部長説明の中で申し上げたとおり、これまで産出額については、8年連続で上がってきているということではあるんですけども、さらに、認定農業者の経営改善計画の達成率も上がってきていると言いながらも、農業者の減少に歯止めがかからない。

集落においても、先ほどから議論がありますように、集落は大変厳しい状況になっているということで、さらに若者を地域に呼び込んでいかないといかんということで、これまでも農業所得を上げて、その姿を見せることで若い方々を農山村に呼び込んでいくという考え方で進めてまいりましたが、それをさらに進めて、若者に魅力を感じていただいて、産業として農業を選んでいただく、住むところとして農山村を選んでいただくといったことをさらに進めていく必要があるという考え方で予算編成に臨んだと

ころでございます。

【山田(博)委員】 そういうことでありまして、本当にごもつともでございます。そういった農林部長の予算編成に当たってということでございますので、それを念頭に置きながら、私は今から質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、横長資料の5ページに農政課なり、あと、14ページに物品売払収入とあるんですけど、これは農業関係のほうに販売を委託し、競り売りとか市場価格により販売となっているんです。というのは、委託は委託で結構なんですが、それは市場に出して売っているのか、それはどうなのかというのを、まずそこをお尋ねしたいと思っています。

【荒木農林技術開発センター所長】 まず、5ページのものにつきましては、農協で委託販売をして、競り売り、市場価格によって販売いたしております。

【山田(博)委員】 農協に委託販売をお願いして、市場でその価格で売っているということですよね。

そのときに、これは農業技術センターの牛ですとかいうふうに表示をされるのかされないのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【荒木農林技術開発センター所長】 表示されております。

【山田(博)委員】 表示されているわけですね。

畜産課は、どうなんですか。

【山形畜産課長】 畜産課においても競りで販売しておりまして、これも表示がきちんと、名簿が出まして、そこに出荷者が出るようになっております。

【山田(博)委員】 わかりました。そういうことなんですね。

それでは、今度は林政課にお尋ねしますけれども、林政課はどうなるんですか。これも普通財産の売払収入となっておりますが、普通財産の材木とか何かを売る時にはどのような形で販売するのか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】 第13次の経営計画に基づきまして、県営林の間伐材を売り払うものでございまして、山土場で入札をして単価を決定しております。

【山田(博)委員】 ということは、私はよくわからないんですが、山に行って、幾ら幾らと決めてそこで売るということで理解していいんですか。

例えば木を伐って市場に持って行って、先ほど牛のほうとか何かは委託はするけど、市場にちゃんと出して販売をしているということなんですけど、林政課の普通財産はどうなるんですか。もうちょっと詳しく説明いただけますか。

【内田林政課長】 従来は、委員ご指摘のとおり、山で生産された丸太を木材市場に運んで、それで販売していた経緯があるんですけれども、どうしても運搬経費と市場の手数料がかかりますので、現地で販売すると、その分運搬経費等が不要になりますので安くなります。

今から伐る予定箇所をそれぞれ地方機関が調査をしまして、どこどこの団地では、どんな樹種がどれくらいの規格でどれくらい出るというのを一覧表にして、現地説明をして回ります。その結果でもって、それぞれの規格で単価入札をやっているという現状でございます。

【山田(博)委員】 ということは、そのやり方が適正な価格というか、県当局にとって収入としてしっかり明確な価格として明らかになってしやすいということと理解していいんですか。

牛は市場に持って行って、きちんと市場のほ

うに出してやっているというわけですね。林政課は、市場に出すと手数料がかかるから出さないんだと。こっちは市場に出して、こっちは出さないと、なぜそういうふうになるのかなと、普通思うわけですね。ここは、農林部長なり部内で協議した結果なのか、林政課長が単独でそういうことをしたのか、これはちょっと聞かないといかんですね。

【内田林政課長】 県営林も、今、返済がピークを迎えていまして、いかに収入を上げるかというところでいろいろと研究をしたところ、現在の木材の取引が、市場での落札、あるいは販売というのが全体の1割未満になっていまして、なかなか有利販売ができないところであります。

それで、実際に需要者に直接で販売するというのが、今の県営林のやり方でございます。

【山田(博)委員】 県営林はそうなんですけど、要は、市場になぜ出すか。それは、適正な価格でこうなっていますよということを明らかにできるわけ。しかし、山で見て、誰々が行って公正入札をやっているかというのはわからんわけね。例えば、平戸だったら西川さんがおって、ちゃんと手続しているかどうか、見る人がおればいいけれども、そういう人がいるかどうか、関係者しかいないわけでしょう。

市場は、公平性というのをやるんです。だから、農林技術開発センター所長はなんで市場に出すか、それは、きちんと公明正大にやっているということを明らかにするためにやっているわけ。しかし、林政課としては、そっちのほうで収入が上がるんですよということでやっているということとありますけど、これは部内でそういうふうに出してやっているのか、やらないのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】 まず、市場の市場価格に基づ

きまして予定価格をつくります。予定価格をもとに、それよりも高く入札をしていただいた方が、結果的に落札をしていますので、市場に出すよりも有利な販売であるというふうに認識しております。

【山田(博)委員】 林政課長、あなたの言葉じりをとるわけじゃないけれども、委員長、休憩してもらっていいですか。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午前10時49分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【内田林政課長】 林政課で案を作成しまして、農林部全体で決定しております。

【山田(博)委員】 そういふことですね。これは、入札の方法というのが違うというのであれば、そういふふうに部内で決定してしたということであれば、それは私も納得できましたので、それは、ぜひそういったやり方で、これからも林業収入が少しでも多くなるように頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、横長資料の33ページ、これは農業協同組合育成指導費とありますね。ここに、長崎県農業組合の概要等取りまとめているということでもありますけれども、これは、要するにいろんな農協の調査結果を把握しているといえますけれども、これはどういった形で公表されているのか、それを説明いただけますか。

【村岡団体検査指導室長】 この長崎県農業協同組合の概況というものは、一斉調査の概要版ということで、農協の組合員、職員、あるいは損益状況、資産状況、そういった財務状況などを含めて概要について取りまとめた冊子でございます。

これにつきましては、国及び調査対象である各農業協同組合、各振興局、そして県民センターの図書資料閲覧コーナーにも置かせていただいて公表しているところでございます。

【山田(博)委員】 これは、そこまでするのであれば、今、ペーパーレス化ということで議会も取り組んでいるんですけれども、これはホームページとか何かで公表はできるんですよね。できるのであれば、そういふふうにしていただけないでしょうか。それはできますか、いかがですか。

【村岡団体検査指導室長】 この公表状況につきまして、団体検査指導室のホームページを昨日確認しまして、これが掲載されていないのを確認しましたので、掲載に向けて、早急に掲載するように対応したいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそれは、そういふふうにしていただければと思います。

続きまして、横長資料の44ページに、農業大学の運営費ということで、ながさき農業オープンアカデミーということで、昨年は8回、県内でやっているんですね。今年は9回開催予定ということでもありますけれども、今年はどういうふうに予定されているんですか。

昨年は、23人が受講されたとありましたけれども、このアカデミーは、農業者に経営管理、マーケティング、労務管理、財務管理が体系的に学習できるという講座でございますので、まず、一昨年はどこで開催して、本年度はどこで開催する予定というか、先ほど農林部長がおっしゃったように、農業者がこういった勉強をして、いかに農家の所得向上につなげるかと、減少している農業者に歯止めがかかると、これは一環として大変素晴らしいことなんですよ。

宮本課長、どうぞお答えいただけますか。

【宮本農業経営課長】今年度のオープンアカデミーにつきましては、開催会場につきましては、全部で共通講座を5回開いているんですけども、こちらにつきましては、諫早地域の県央振興局、ホテルで開催しております。また、選択講座につきましては3回開催しておりますけれども、こちらにつきましても県央振興局で開催しているということでございます。

それから、令和2年度につきましては、まだカリキュラムは検討中ということで準備中のところがありますけれども、基本の講座につきましては県央振興局、それから農業大学校で開催することとしております。

それから、もう一つのオープンスタイルでありますオープン講座につきましても、同様の方向で考えておりますほか、講義に出られる農業者の方々の利便性なども考えまして、令和2年度のオープンアカデミーにつきましては、講座によってはテレビ会議を開催することで、例えば、交通の便で急に来られなくなったりするような離島の方にも、場合によっては参加いただけるような体制をとって、そういう意欲ある農業者の方々に積極的に講義に出ていただけるような機会を設けたいと思っております。

【山田(博)委員】 宮本課長、場合によっては離島の人に県央に集まってくださいとか、宮本課長は農業者の現場に行って、農業者が畜産なり野菜なり、どれだけ大変かわかりますか。

それで、壱岐や対馬から、上五島から、五島から県央振興局まで来なさいと。時間と費用とどれくらいかかるかご存じですか。それをテレビ会議でやりますよということはわかりますけれども、今のは、「場合によっては」ということは聞き捨てなりませんよ。

先ほどの農林部長の指針に当たっては、何回

も言ったでしょう。確認で、私は2回聞いたんだよ。あなたは農林部長の思いというか、指針をまだ理解していないんじゃないですか。もうちょっとしっかりとした前向きな答弁をいただきたいと思いますよ。いかがですか。

【宮本農業経営課長】 場合によってはと申し上げたのは、大変失礼しました。

私が考えたのは、例えば天候などで急に来られなくなった場合などでも、離島の方でも、その日講義を聞いていただけるようにということで申し上げたものでございます。言葉足らずで申し訳ありませんでした。

【山田(博)委員】 それで、地方局には対馬振興局、壱岐振興局、五島振興局、上五島は上五島事務所があるわけでね、県北とか、そういった立派な公共施設があるわけだから、そこでテレビ会議で講義ができるようにしたらいいじゃないですか。それはお金がかかるんですか、宮本課長。あなたは農林水産省の職員であって、私よりも頭がいいと思っていたけれども、もうちょっとなんか機転をきかせてやってくださいよ、という声があるということをお伝えしておきたいと思っておりますが、いかがですか。

【宮本農業経営課長】 離島の振興局で開催することについては、その地域の農業者が広く来られるというメリットもありますので、いろいろ課題もあるかと思いますが、引き続き検討していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、そういうことでやっていただきたいと思っております。

実際、農家の方々が、今、コロナウイルスで大変なのに、農家が所得の確保をこれからどのようにしてやっていくかという際に、講義をしたいので、諫早の県央振興局に来なさいと。旅費と時間と考えたら、どれだけかかるか。それ

は、ぜひそういったことを踏まえてしていただきたいと思っております。

私は、五島振興局でせろと言っているわけじゃないんです。上五島も壱岐も対馬も県北もしないといかんということを言っているわけです。

続きまして、横長資料の53ページを見ていただけますでしょうか。

長崎四季畑ブランド推進事業ということで、今、認証商品数は幾らで、平成30年度の売上はどれだけになっているのか。これを将来的に、農産加工流通課として、令和2年度を受けてどれだけの売上目標にしているのか、これは農家所得向上に大変効果がある事業でございますので、明確な目標なりをお答えいただきたいと思います。

【長門農産加工流通課長】長崎四季畑の認証商品数につきましては、令和2年度2月現在で114商品となっております。

平成30年度の四季畑の売上額につきましては、平成30年度時の認証商品が109商品ありますけれども、これが6億8,000万円ほどとなっております。

委員ご指摘の令和2年度の目標ですが、この四季畑の売上は7億円を目標に推進を図ってまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】農産加工流通課長、ぜひ頑張ってください。期待しております。7億円ですね。言いましたからね、頑張ってください。

続きまして、横長資料の57ページに、畜産課へお尋ねしたいんですが、中小家畜対策費で、これは養蜂等対策費になっていまして、畜産課長、予算がどうなっているかという、前年より5,000円減ったわけです。予算自体が、ちょっと私が間違えているんじゃないかと思うんですが、要はミツバチですね。この対策費が幾らか

というのをお答えいただきたいと思います。

【山形畜産課長】養ほう等対策費につきまして、令和元年度の予算額が12万9,000円、それから令和2年度の予算額が12万4,000円となっております。

【山田(博)委員】畜産課は、牛には腹いっぱい予算つけて、ミツバチは体が小さいからといって、これしか予算をつけないんですか。ミツバチは怒りますよ。

コロナウイルスの対策に対して、蜂蜜が大変効果があるということで、新聞・テレビで今言っているわけだ。私も、壱岐や対馬等に行ったら、ミツバチの箱をあちこちに置いているんですよ。行ったら、「山田先生、そんなに元気だったら、私の蜜を飲んで頑張ってください」と言って持ってきてくれるわけだよ。「どうですか、うまいですか」といってね。そういうふうには農家の方が所得の向上でミツバチ振興で頑張っている中に12万4,000円、これはちょっと間違っているんじゃないかと思ったんですけど、間違いはないんですかね。もう一度、お尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】県の令和2年度の予算額は12万4,000円でございます、その内容についてご説明させていただきますと、まず、養蜂振興法に基づきまして、蜂群の配置調整というのを実施する必要がございます。それにかかる現地での確認とかそういったものの経費、それから、あと、ミツバチで今大きな問題となっているのが、ミツバチが途中で大量に死んでしまうという問題がございますので、そこを県の連絡協議会を開催して、被害防止につながるような対策をやる会議、そういう会議に対する予算を計上しているところであります。

そのほかに、蜜源の確保対策というのが非常

に大事になっておりますので、それについては、この予算とは別に、国の直接採択事業、これは県のほうで指導いたしまして、県の養蜂協会を中心に、国の植栽事業、令和元年度につきましては60万3,000円の事業を実施しておりますけれども、こういったものとか、また、あと全国の養蜂協会と連携した研修会等も長崎県で誘致をしたり、生産性向上に向けた研修会等についても取り組んでいるところでございます。

【山田(博)委員】 農産園芸課長にお尋ねしますが、農産園芸におきましては、ミツバチというのは大変貴重ですよ。なぜかという、特に果物とかにおいては、いちご農家でミツバチがないと、あと、カボチャもそうですね。このミツバチというのは、体は小さいけど、農家にとってはものすごく必要不可欠な虫なんです。それを、いいですか、12万4,000円ですよ。農産園芸課長、どう思いますか。私は、これを農家の方に言ったら、「何考えてんだ」と言ってこの前怒られて、「もうちょっと頑張らんといかんぞ、博司君」といって言われたわけですよ。農産園芸課長、よかですか、12万4,000円ですよ。これでミツバチ振興ができて、あなたの農産園芸の振興に役立てると思いますか、というのはなかなかきつい質問でしょうから、もう答弁は要りませんけれども、私はそういうふうに思っているわけですよ。

これは、農政課長、ミツバチ振興は大変必要不可欠な事業です。だから、緊急の場合に当たっては、部を挙げて、畜産課は大変なんですよ、牛もせんといかん、ミツバチも。あれだけ大きいのに一生懸命しとって、これだけ小さいのをやれといったって、なかなか難しいと思うんです。農政課長、それはバックアップをしっかりとやっていただきたいと思います。いかが

ですか。だって、あなたしかおらんですよ、この取りまとめというのは。

部長、答えますか。

【中村農林部長】 委員ご指摘のとおり、養蜂産業そのものも重要な産業ですし、ご指摘のとおり、交配昆虫としても非常な位置づけでございます。

12万4,000円という金額の問題というよりも、それをどうしていくかといったことが大事かと思っておりますので、県の養蜂協会とはしっかり連携してやってきているところでございます。

今後も、意見を十分聞きながら、必要な対策等について、予算化も含めて検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 私もそういうことで、ぜひお願いしたいと思います。体が小さいからといって、ミツバチの予算をこんなにしたらだめですよ。重要な役割をしているわけですから。

続きまして、横長資料の71ページを見ていただきたいと思います。林政課長にお尋ねしたいと思います。

この林産物生産流通振興対策費に関連してお尋ねしたいことがあるんですが、現在、長崎県産木材を輸出している実績というのはどこにあって、どれだけの実績があり、今後、こういったところに輸出先を考えているのか、また、その目標を明確にお答えいただきたいと思います。

【内田林政課長】 現在、平成30年度の実績でございますが、韓国に9,550立方メートル、中国に1万1,000立方メートル、合計で2万立方メートルが輸出をされておまして、輸出額は3億4,100万円となっております。

今後の輸出先でございますが、なかなか新規開拓が難しいところでございますが、台湾、ベトナム、あるいは、アメリカも含めて模索しな

がら、輸出額も増やしていこうと考えております。

【山田(博)委員】 林政課長、驚きました。中国、韓国で3億4,000万円の売上をしているということですね。林政課というのは、日本国内だけだと思っていたら、インターナショナルだったんですね。国際的な林政課長ということになっていくわけですから、ぜひこれは期待をして、頑張っていたきたいと思います。

もうちょっとお尋ねしますが、これからベトナムとか台湾、アメリカとありますけれども、ここで検討していきますと言うけれど、今、3億4,000万円とありますけれども、どれだけの目標を持っているかというのを、持っているでしょう。まさか持ってなくて、そのまま言っているわけじゃないでしょうからね。どれだけの目標を持ってやろうとしているのかというのをお答えいただきたいと思っております。どうぞ、お答えいただけますか。

【内田林政課長】 令和7年度までに5億6,500万円まで伸ばしていこうという目標を掲げて取り組んでおります。

【山田(博)委員】 ぜひ、それはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

横長資料の74ページ、森林整備室にお尋ねしたいと思っております。

この松くい虫被害地というのは、今、被害地はどれだけの市町にあって、どれだけの被害面積なり総額があるのかというのを示していただけますか。

【永田森林整備室長】 被害については、12市町で松くい虫の被害が発生しております。令和元年度12月末現在でございますけれども、1万1,000立方メートルほどの材積の被害が発生している状況でございます。

【山田(博)委員】 金額にするとどれぐらいになるんですか。掛け算したらできるでしょう。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時 9分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【永田森林整備室長】 クロマツが主体で枯れていますけれども、大体1立方メートル1万円相当するものでございますので、それからすると、1億円ほどの損失ということになります。

【山田(博)委員】 松くい虫被害を食い止めるということで、こういった被害状況というのは、今回初めて把握されたんですか、金額なり面積なりというのは。いかがですか。そこだけお答えください。

【永田森林整備室長】 把握については、以前から調査をしております、当然、その中で駆除量というの把握している状況でございます。

【山田(博)委員】 そうということですね。わかりました。

それでは、畜産課長にお尋ねしたいことがあります。畜産課で家畜の精液手数料というのが、今年、1億5,700万円上がっておりますが、この収入というのは、この前、精液の販売の価格を上げて、それでどれだけ上がったのか、手数料収入が見込まれるのかというのをお尋ねし、また、それをどのように畜産の振興に生かされようとしているのか、考えなりをお尋ねしたい。

もう一つは、実は、家畜伝染病関連業務とありますね。これはBSE検査の委託等にかかるということで、令和3年度から令和7年度ということで1,400万円上がっていますが、令和3年度からやることを、今予算計上するという理由も含めて2つ、順を追ってお答えいただきたい

と思います。

【山形畜産課長】 まず、1点目の家畜精液の手数料の収入についてでございます。

平成31年度の予算におきましては、精液の収入を約1億4,000万円見込んでおりまして、今回、令和2年度につきましては、昨年、精液の手数料も値上げ等もさせていただきましたけれども、1億5,700万円を計上しておりまして、その差額が1,786万9,000円、増加をしております。

この分については肉用牛の振興に使わせていただくということで、具体的な事業名では、肉用牛生産拡大事業とか、肉用牛改良センターの施設整備等に充てさせていただいております。

もう一点、債務負担行為の件でございます。家畜伝染病関連費ということで、これにつきましては、鳥インフルエンザ等で殺処分する時に炭酸ガスのボンベを使いますが、この炭酸ガスのボンベの保管を業者のほうに委託しております、長期期間。そのための費用として、債務負担を毎年やっていくということにしております。

【山田(博)委員】 お尋ねしたいんですけど、まず、家畜精液取扱手数料に関連して、今、各都道府県の家畜市場におきましては、牛の病気、白血病を調査して、この母体は白血病にかかってない牛の子牛ですよというふうに宮崎県とかは出しているということで、家畜伝染病関連業務に関連してお尋ねしますが、今、生産者、また市場の関係者も、これから長崎県もそういうふうにするべきじゃないかと。そうすると、購買者、生産者にとってもよりよい子牛の生産にもつながるし、購買者も安心して購入ができるということですので、そういったことに今から対応できるのかできないのか。この家畜伝染病関連業務委託とか、家畜精液取扱手数料

料の中にそういったことが含めてできないのかも含めて、総括的にお答えいただければと思います。

【山形畜産課長】 牛の白血病の関係ですが、委員が今お話にありました、宮崎県の4市場では、白血病にかかってないという証明書を出して子牛を販売しているということで、購買者の方が安心して買われるということで、確かに、一定評価がされているということです。

白血病につきましては、吸血昆虫、アブといったものが媒介をしていくということで、地域全体として、母牛なり飼っている牛全体を、白血病にかかってない牛に変えていく必要があります。それを今現状で、牛を全部入れ替えるというのが非常に難しいと。

宮崎県がなぜそれができたかという、実は口蹄疫という大きな災害があった時に、牛を殺処分して、地域の牛を入れ替える時に、今後、白血病にかかってない牛で新しく再建をしていくということで、牛を入れ替える時に全部検査をして入れ替えたという経緯がございまして、ですから、白血病の発生の割合が非常に低い地域になっているというのが、一つ前提としてあるということで、今、それを長崎県に置き換えた時に、すぐできるかということ、じゃ、今飼っている牛を淘汰するのかということになってしまっているので、技術的になかなか難しいところもあるのかなと。それから、農家の同意・合意も含めてやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、検査については、白血病の検査をしてほしいという農家に対しては、家畜保健所のほうでしっかり検査をして、例えば10頭おって、その中で陽性牛が2頭いるといたら、その牛をきちんと隔離して、ほかの牛に移らないよう

にする対策とか、そういったものを指導しているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、畜産課長、白血病にかかっている、かかってないというのを、生産者が希望したらできますよと。それで、本人が市場において、自分の牛は、母牛は白血病にかかっておりませんよと、だから、購買者の皆さん、買ってくださいよということは問題ないということでしょう。それはできるということでしょう。要は、生産者が希望すればそれはできるということで理解していいんですね。

全部が全部するというのと、一遍にするというのと、希望者がいるんだっただけというのでは、これはまた次元が違いますからね。どうですか。

【山形畜産課長】 現状、農家から依頼があった場合には、家保、家畜保健衛生所のほうで検査を今しております。

市場の名簿にそういうのを出すかどうかというのは、また市場関係者とも協議をしていかなきゃいけないと思いますけれども、この牛はかかっていませんよというのは、証明することはできます。

【山田(博)委員】 そうであれば、畜産課長、これは第一歩だから。生産者が希望して、それはできますよということを、今後はしっかりと各地方機関に通達なりをしていただいて、よりよい、さっき部長が言ったでしょう。この予算というのは、農業者に少しでも所得向上になるという指針でやっているんだと、中村イズムだな。畜産課長、聞いているかな、そういうことですよ。十分頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いいですか、その通達なりをやっていただきたいと思ひますが、いかがですか。そこだけ聞

いて終わりたいと思ひます。

【山形畜産課長】 市場関係者とも十分協議して、進めてまいりたいと思ひております。

【山田(博)委員】 じゃ、そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

一旦終わりたいと思ひます。

【近藤分科会長】 ほかがございせんか。

【饗庭委員】 私も何点か質問させていただきたいと思ひます。初めての委員会なので、まだ理解してないところもあるので、理解を深めたいと思ひます。

最初に、ご説明がありました、農業従事者が減っているというところでは、「儲かる姿を見せ、若者から選ばれる産業」、「地域で稼ぐ仕組みをつくり、若者から選ばれる集落」を目指すと書いてありますけれども、これの具体的なところでどのようにしていられるのかを教えてください。

もう一つは、横開き資料の68～69ページの諫早湾干拓事業推進費のところでは予算が減っているんですけども、昨日判決とかもあっていろいろあるかと思いますが、経緯を全部把握できてないので、予算が減っているところを教えてください。

【宮本農業経営課長】 一つ目のご質問でございますけれども、部長が申し上げました、しっかり儲かる仕組みということでございますけれども、農業の担い手を確保していくのに、特に新規就農者に対して儲かる仕組みをしっかりと見せて、農業に就業する意欲を持ってもらうことが非常に大事だと思ひております。

既に担い手の方がどれぐらい儲けているか、収益を上げているかという姿ですとか、昔の農業のイメージと違って、もっと軽労化、作業も楽にできるような技術も開発されているとか、

そういうことも知っていただく。そういうことで、農業が魅力ある産業だということを認識していただくことが、まずは一つだと思っています。

こういったことを結びつけることで、そういった方が経営体になっていただいて、これなら新しく入って人も儲かっていくんだという姿が見えてくると、そういう新しい好循環が生まれてくる。新しい担い手が入ってくるという仕組みがつかれるんじゃないかというふうに考えております。

そのための県の施策としましては、一つは、産地部会がつくっている産地計画に基づいて生産とか販売、流通の計画をまずしっかり立てていくということが一つと、それから1,000万円所得、県では農業所得1,000万円を目指すということで、具体的には県の普及員が、600万円ぐらいのある程度の所得が得られている方がステップアップするための技術指導、経営指導もしながら、伴走型で進めるというようなこともしております。

そういうことの情報発信をすることと併せて、新規就農者に対しては、受入団体等登録制度という形で、産地ぐるみで新規就農者を受入れる。特に外から来た方は、その地域はどういうものがつくられているのかというのはわからないので、技術面も含めて、まず最初に県のほうで、農業の座学的な技術とか経営について2カ月間教えた後、その後10カ月にわたって産地に入っ、自分がつくりたい品目を技術習得するようなことを師匠についてやると。その後も、県のほうでも5年間しっかりフォローアップする。そういった中で、新規就農者を受け入れるような事業を進めていまして、こういった形で新規就農者を受け入れて儲かる仕組みをつくってい

って、さらなる就農拡大に結びつけていきたいと考えております。

【中村農林部長】 内容については、今、課長が申し上げたとおりなんですけど、もうちょっとわかりやすく申し上げますと、農家に後継者が残るというのはどういうことなのか。やっぱり父ちゃん、母ちゃんたちが400万円で食うていく。プラス200万円、子どもが帰ってきて、子どもが小遣いじゃないですけど、ちゃんと給料をもらうということで考えると、プラス200万円ということで、一農家で600万円稼ぐというのを目標にやっていこうという考え方でやってまいりました。

実際に認定農業者という方々がおられまして、5年後、自分たちの経営をこうしたいという計画をつくって、それに基づいて経営改善をするということに対して、県はしっかりと支援をしていくという考え方でやってまいりました。

実際に、その結果、やっぱり600万円以上の経営体というのは徐々に増えてまいりまして、県では、認定農業者のデータベースというのをつくっているんですけど、どういう経営内容なのか、それを5年後どうするのかといったところのデータベースがありまして、経営状況を試算すると、大体そこの所得がわかるということになっております。

実際に、データの的には600万円以上になってこられた方、やはり後継者がしっかり育っております。600万円以下になりますと、やっぱり後継者の割合が減ってきております。

ですので、やっぱりしっかり600万円以上、そういうことで、県全体の平均所得を600万円以上にしようという目標であるんですけども、やはり600万円以上を確保する経営体を増やすことで後継者を増やしていくというのが、考え

方でございます。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓関係の予算の減額のお話でございますけれども、諫早湾干拓事業は国営の土地改良事業でございまして、国が一旦事業費を全額負担するという仕組みになっております。その後、県が負担金を払うという仕組みになっておるんですけれども、その分が、令和元年度から令和2年度への支払いの分で約7,000万円減額になるということが主な理由でございます。

【川口農山村対策室長】先ほどの儲かる仕組みづくりについて、ご説明を申し上げます。

県ではこれまで農山村地域の活性化のために、交流人口の拡大や地産地消の推進によりまして、地域全体で儲かる仕組みづくりに取り組んでまいりました。

具体的には、農産物直売所を販売交流拠点といたしました特産物等の地域資源の情報発信や少量多品目産地の育成、また、農泊を推進することによりまして、農産物直売所と農泊の売上額につきましては、平成27年の105億円から、平成30年には113億円と順調に伸びているところでございます。

【饗庭委員】その儲かる姿というところで600万円以上にしていくというのは、大変いいことだと思うんですね。それがなかなか若い方に周知されてないのではないかと思うんですね。それをどうやって周知していくのかと、もともとの平均的な農家の収入というのがお幾らぐらいで、大半が600万円以上となると、イメージ的にも儲かるんだなと思うんですけれども、今から推進していくことによってなることはあると思うんですけれども、そのあたりを教えてください。

【宮本農業経営課長】まず、農業の所得でござ

いますけれども、県内の主な農業の担い手であります認定農業者につきましては、平均の所得が、平成29年度で507万円というふうになっております。

先ほど申し上げました支援も含めて、委員ご指摘のとおり、必ずしも農業者に伝わってない面もあろうかと思えます。今申し上げました各施策につきましては、我々も含め各振興局、普及も通じて農家の状況を把握して、戸別の技術指導・経営指導も含めてしっかりして、まだ600万円に達してない方はまず600万円、それにさらに、1,000万円以上となりますと、人を雇って雇用もしなきゃいけない、経営力も身につけていかないといけない、こういうところも含めて、先ほどオープンアカデミーの話もしましたが、そういった場面で勉強する場面もつくったりしながら、あるいは、戸別の普及員が経営改善の指導もしながら1,000万円を目指せるような体制づくりを、引き続きしっかりと対応していきたいと思えます。

周知につきましては、既にホームページなどでもこういったことについてはお伝えをしているんですけれども、日常、普及員が各農業者に技術指導する中でもしっかりと周知活動も含めて対応していきたいと考えております。

【中村農林部長】600万円経営体の、例えば500万円だったと。やっぱり規模を拡大したい、ハウスを増やしたいとか、農地の面積を増やしたいとか、新しい品種を入れて収量を上げたいとか、そういったご希望があって、500万円の方にそういった支援をさせていただいています。

例えば、補助事業名は何だと、実際それをして600万円規模に上がったと、600何十万円になりましたという事例を、名前は出さないにしても、いちご経営ではこんな事例がありました

というのを、「振興局だより」というのがあるんですけど、そういうのに載せて農家の方々に知っていただくということ。

それから、オープンアカデミーとか、農大の授業の中でも、こういうふうな事例もあるよといったことをお知らせするというで周知を図ってまいりたいと思っております。

【饗庭委員】 大体理解したんですけれども、その周知の中で、今、新卒者とか高校生、学生のころから農業はこんなふうがいいんだよとかいうところも必要かと思うんですけれども、そのあたりもされておられるのか。

先ほどは認定農業者と言われたんですけれど、認定農業者じゃない方もいらっしゃるかと思います。兼業の方もいらっしゃるんですけれども、そのあたりの年収というのが、平均が幾らかご存じか、教えてください。

【宮本農業経営課長】 高校生ですとかそういった方々に対しても、就農に向けた普及啓発は進めております。

一つは、農業高校と農大、それから我々と連携しながら、将来の農業大学の進学とか就農に向けた情報交換をする中で、先ほど部長から申し上げました、将来の姿なども具体的な、農業だとこれぐらい儲かるケースもあるというのをお見せしたり、あるいは、農業高校生に対する就業体験という形で、実際に3泊4日で…。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時31分 休憩 —

— 午前11時31分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【宮本農業経営課長】 高校生に対する就農体験でございますけれども、こちらにつきましては、ここ3年で合わせて25人が経験をしておりまし

て、主に農業高校の学生さんなんですけれども、一部社会人などもいて、今後の就農に結びつけるような取組として役に立っているかと思っております。

【中村農林部長】 補足させていただくと、農業高校なんかは、卒業して就農された先輩がたくさんおられて、就農を考えている学生に対しては、そういう農家の先輩方が来て講話をしたりとか、実際に農業をされているところに行って、実際の営農場面を見ていただいて勉強していただく。そこで、こんな経営をしたら、このぐらい儲かるぞと、よか仕事ぞというような情報を、直接先輩の農業者からお話ししていただくような機会をしっかりと設けさせていただいて、それで就農意欲を高めていただくというようなことを実施しているところでございます。

【宮本農業経営課長】 それから、県内の平均的な農業所得でございますけれども、長崎県の場合、185万2,000円という形で最新のデータはなっておりますので、ご報告いたします。

【中村農林部長】 今の平均値については、その数字なんですけれども、どういう農家ということの説明しますと、販売農家という考え方です。年間に50万円以上農作物を生産して販売している農家、先ほど言った認定農業者ももちろん入っています。そういったことで、兼業農家の方も入っていますし、従来言う、専業農家の方が入っての全体での平均ということでございます。

【饗庭委員】 今、認定外も含めて聞かせていただいて、やはりイメージ的に儲かるというのがなかなか伝わっていないように思うんですね。認定はこうですよ、でも、販売農家はこうですよとなると、農家は苦しいんじゃないかというところがまだまだ皆さんの思いにはあるかと思い

ますので、その辺も周知していただきながら、農業従業者を増やしていただければというふうに思います。

諫早湾干拓については、国の負担ということで理解したいと思います。

最後に、もう一点、先ほどありましたイノシシの被害のところなんですけれども、地元長与でもやはりまだ被害は減ってないし、防護柵は十分ということではございましたけれども、防護柵が十分であっても被害が減っていない場合は、防止対策なので、対策を講じるべきではないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【川口農山村対策室長】 鳥獣被害について、トータル的なことをちょっとだけ最初に。

鳥獣被害につきましては、平成30年では2億円ということで、これまでイノシシ、シカ、カモ等の被害が発生してきたわけですが、農産物の被害額としては減少傾向にあるところでございます。

これまで県といたしましては、防護、すみ分け、捕獲の3対策を総合的に実施することで被害を一定軽減してきたところでございますが、委員お話がございました、例えば、今防護柵をしていない、新たに被害が発生しているところもございます。そういうところ、今、被害が発生していないところにつきましては、農家さんも被害対策をしようという気持ちになかなかられない。被害が発生して初めて、じゃ、ワイヤーメッシュを張らねばねという話になってしまっている部分がございますので、市町、関係機関と協力しながら、予防的にしっかりと発生時期を捉えて、事前にしっかりと防護できるような対策を、3対策をしっかりと進めていこうと思っております。

【饗庭委員】 地元の話を聞くと、対策がとられてないんじゃないかということなんですね。市町で大分違うから、県との連携ができてないのかなと思うのと、防護柵が十分でも、捕獲する方が最近は少ないというところで、対策としては、防護柵がいいから減額しているというのではなくて、捕獲対策というところにも補助金を出したりいろいろしているけれども、新しい人が育たないと、結構年配の方がいらっしゃるんですけれども、そういうところも、県も市町と連携していかないといけないんじゃないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【川口農山村対策室長】 委員ご指摘のとおり、まず、捕獲者の減少につきましてなんですが、捕獲には、大きく分けて銃、わなと2種類ございますが、銃猟免許の所持者数については700名程度でずっと、やや減少傾向にございますが、わなは増加しておりまして、両方合わせまして、過去5年間で10%ぐらい、銃とわなで3,539名いらっしゃいまして、一定数確保されております。

これにつきましては、国と県の補助事業で、免許を取る前に研修会があります。その分の研修費への補助、もしくは診断書に対する補助、これも付けて、免許を取る時は必要なんですが、これに対する補助を設けておりまして、そういった新たに免許を取る方を増やそうということで、市町とも連携して進めておるところでございます。

防護柵についても、市町に呼びかけていただきまして、被害発生地区等については、重点的に指導を行いながら、防護柵の設置を進めているところでございますので、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【中村農林部長】 細かいことをずっとお話しされておりますが、やはり大分被害額が減ってき

たと言いながらも、まだまだ残っているという認識は、当然ございます。

まだまだワイヤーメッシュを張ってないという地区もございますし、そういう方々が制度を知らないということでは、私はだめだと思っておりますので、まずは、気になったとか、被害がちょっとでもあったら、役場のほうにまず一報を入れていただいて、どういう対策をしたらいいか、逆に言ったら、集落ぐるみで取り組んでいただくのが一番効果が高い。1軒1軒を囲むのではなくて、集落全体をワイヤーメッシュで囲むということで効果は高まってまいと思います。

それから、張った後も、破れとったりしたら、そこから潜り込むんです。だから、みんなで見回って、開いたところを補修していくとか、そういったことも集落ぐるみで大事だと思っておりますので、まずは相談をしていただいて、対策についてみんなで話し合ってくださいということをお願いしたいと思っております。

【山下委員】 お疲れさまでございます。

1点だけ、予算についてお尋ねをしたいと思っています。

横長の予算資料の47ページ、農産園芸課の中身でございますが、長崎県型次世代施設園芸推進事業ということで、新規の予算が組まれているようであります。

この事業費、3,153万9,000円の内訳を見ますと、国費で2,725万円、県費で428万9,000円というような内訳で、9分の8、9分の1というような感じのバランスでございます。

1点目の質問が、ほぼ農水省の予算で組まれているのかなということですが、ネーミングが、「長崎県型」とうたわれていると、なぜこういうネーミングになってきたのかということをや

ずお尋ねしたい。

それと、類似する、継続だと思うんですが、チャレンジ園芸1,000億推進事業というのが、同じような環境制御技術を活用してということでの事業が今までもあって、来年度も8,600万円ちょっとの予算を計上されていますが、このあたりの違いといいましょうか、逆に、今回の新規事業の狙いといいましょうか、そのあたりをまずご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【渋谷農産園芸課長】 長崎県では、平成29年から環境制御技術の導入実証を行っておりまして、11品目で実施を行った結果、大体2割から3割程度の増収効果があります。

それを、今度普及する段階になると、炭酸ガスの発生装置とか、あるいは暖房機とか、開閉などをやる制御する機械があるんですが、これがかかなり高価ということがありまして、一般メーカーのものを買うと200万円程度かかるということなんですけれども、これを県内企業で連携して開発していただいて、そのコストを抑える。そのために、「長崎県型」というネーミングをつけております。

国庫の額が多いのは、その実証をするための機器を導入するための経費が国庫事業の対象となるということで、今回、国庫を活用させていただくということで、この額が大きくなっております。

それから、チャレンジ園芸1,000億の事業につきましては、今、既存の、あるメーカーが出しているらっしゃる環境制御機器等を導入するために、農家が導入する場合に対する3分の1の支援事業ということになっております。

【山下委員】 大変よく理解ができました。

私の地元のほうでもいちご農家さんが結構い

らっしゃって、先代といいたししょうか、お父さんが結構高齢化をされてきまして、息子さんが、逆に手伝いに戻ってきてくださって、今、二世代で取り組まれていると、そういう生産者さんもうらっしゃいます。

恐らくそういう方々も対象になってくるんじゃないかなというふうに感じているんですが、部長もおっしゃったように、所得600万円以上を目指すというところの一つのモデルケースになっていけばなという思いで応援していきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開します。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 農地利活用推進室なのか、諫早湾干拓課長になるのかわかりませんが、お答えいただきたいことがあります。諫早湾干拓事業推進費に関連してお尋ねしたいと思ひます。

現在、諫早湾干拓の農地リース料の滞納状況と、ここは宅地が販売されておりますが、その販売がどのような販売状況になっているのかというのを大きく2点、お答えいただけますか。

【村里農地利活用推進室長】 まず、1点目の諫

早湾干拓農地のリース料の滞納状況でございますけれども、3月2日現在で6経営体、総額3,057万円の滞納となっております。

【藤田諫早湾干拓課長】 宅地等用地のお尋ねでございますけれども、新干拓地の営農者の方々に対応した住宅の建設や選果・加工施設などの共同利用施設等を設置するための用地として、宅地等用地がございます。

この用地は、諫早湾干拓事業の完成に伴い、国から長崎県農業振興公社に一括して売却され、県はその購入資金について、公社へ無利子貸し付けを行っています。

現在の売却状況ということでございますけれども、宅地等用地75区画、約7万平方メートルのうち、県へ償還が終わっている分が41区画、約3万7,000平方メートル、未償還となっている部分が34区画、約3万3,000平方メートルという状況でございます。面積ベースでいきますと、進捗率52%となっております。

金額ベースで申しますと、総額約3億4,000万円を貸付けているわけでございますけれども、このうち償還済みの分が約1億8,000万円、未償還の分が約1億6,000万円となっております。

【山田(博)委員】 まず、諫早湾干拓農地のリース料についてお尋ねしたいと思うんですが、滞納状況が、今、6件で、大体3,000万円余りということでありますけど、これは保証人とかいらっしゃるって、その保証人から回収見込みがあるのかないのか。ないんであれば、今後どのように対応していくのかというのをお尋ねしたいというのが一つ。

先ほどの宅地のほうなんですが、これは、今後の見込みですね、面積ベースで言うと、大体半分近くは販売が終わっているわけですが、今後どのように販売を推進していくのか、民間の

ほうに委託してやっていくのかどうかというのを含めて、お答えいただきたいと思います。

それと、利用形態というのを、その宅地を利用するという形になっておりますけれども、これを幅広く一般のほうに販売をするのかどうかを含めて、お答えいただきたいと思います。

【村里農地利活用推進室長】 諫早湾干拓地のリース料未納は6経営体でございますけれども、まず、その内訳をご説明いたします。過去の撤退者が4経営体、あと、利用権の再設定が認められない経営体が1、それと現営農者が1経営体の6経営体になっております。

撤退者の4経営体につきましては、1経営体は2カ月に一回程度の返済計画をつくりまして、小額ですけれども、定額の返済を続けておるところでございます。

あと、撤退のうちの3経営体につきまして、2経営体は裁判で負債の確定等いたしまして財産調査をした結果、徴収する財産がないということで、現時点、徴収には至っておりません。もう1経営体につきましても、県の納税状況等を確認したところ、同じく差し押さえ等財産がないということで、その3経営体については、督促は続けておりますけれども、返済に至っていない状況です。

あと、利用権の再設定が認められない経営体につきましては、現在、訴訟中のところでもありまして、その中で対応いたしておるところです。

現営農者につきましては、総額220万円の貸付料でございますけれども、3月2日段階で140万円の納付は済んでおります。あと、残り80万円でございますが、これにつきましては、3月中には販売収入で納入するということで、今お伺いをして返済計画を立てていただいていると

ころでございます。

【藤田諫早湾干拓課長】 宅地等用地でございますけれども、これまでも開門問題等がございまして、なかなか設備投資に慎重になっていると、そういった営農者も一部おられたということもございまして、なかなか売却が進まなかったという状況がございました。

これまでも山田(博)委員をはじめ当委員会において議論いただきまして、売却の相手先について要件緩和等を行ってきて、例えばリース更新に伴います空き農地にかかる入植者の再募集において宅地購入の有無を評価のポイントに入れたり、入植者に限定しておりました売却対象者につきまして、入植者以外でも干拓地の営農に寄与すると見込まれる施設であれば対象にすることや、国や公共団体等が公共用施設を設置する場合にも活用できるよう見直しを行いまして、制度面において売却や利活用の促進を図っているという状況でございます。

そうした中、今ご説明しました要件の拡充に伴いまして、現在2件、売却に向けた協議を進めておりまして、それともう1件、これは営農者でございますけれども、公社におきまして、先週契約を締結したという状況でございます。

引き続き、宅地等用地の早期完売に向けまして、関係機関との協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、まず、6経営体で返済が不可能なところが1件、財産を調べたらなかったということでもありますけれども、実質、4経営体というのは回収が難しいんじゃないかということになっていきますけど、これは事業申請した以外に保証人とか、それはもともと用意してなかったんですか。本当は、申請する際に、会社の体力審査をしてもともと入れて

いるにもかかわらず、ふたを開けてみたら、やっぱり払えませんでしたという会社が入植していましたということは、審査はどういうことになっているのかとなるわけですね。

当初は、審査する時には、干拓に入る会社の方は、未払いがないようなしっかりとした経営体だということで入植させた。万が一撤退なりしても、ちゃんと回収見込みがあるような経営体を入植させていると、私たちは認識していたわけですね。ところが、今、違うということになれば、なぜこういうふうになったのか。当初からそういうふうな見込みをしてなかったのか、それか、保証人をちゃんとつけてなかったのか、どっちなんですか。

【村里農地利活用推進室長】先ほど申しました撤退者4経営体のうち、返済に至っていない3経営体についてでございますけれども、それぞれ平成20年、リース事業スタートからの入植の方でございます。平成20年当時は保証人なり保証料の徴収をいたしておりません。1回目の再配分の平成25年以降は、新規の入植者に関しましては保証人なり保証金を取るようにいたしておりますけれども、平成20年当初から入植をされて再設定をされる経営体につきましては、後をもって保証金・保証料の付与はできないという判断を、弁護士等とも相談した中でしております。平成20年当初に入植された方については、保証金・保証料の徴収をいたしておりません。

1点、すみません。ただ、再設定の審査の中で経営改善が必要であるとかそういったご指摘があった、経営改善が必要な経営体については、同様の保証料・保証金の徴収をすることといたしております。

【山田(博)委員】平成20年に審査する時には、未回収とか、要するに、経営が後から破綻した

からリース料は払えないような会社は入れないんですよということで、私たちは認識していたわけです。岡本次長、私もだてや酔狂で県議会議員を5期していませんからね。ところが、今聞いたら、平成20年当初から入っていたところがほとんどそういうふうになっていると。ということは、あのときは審査を厳しくしていたということで私たちは認識しているわけです。

ところが、そのときは保証人をつけてなくて、そのままにしていたということでありましたけれども、3,000万円ですからね。結果的に、今の状態が続けば、3,000万円は県民の皆さん方に負担していただくという形になるんでしょう、回収ができなかった場合には。どうなるんですか、そこをお尋ねしたいと思います。

【岡本農林部次長】今、山田(博)委員が言われましたように、平成20年の入植時には審査をやっておりましてけれども、その後、更新の段階で保証人・保証料等を徴収するということを検討いたしまして、弁護士とも相談したんですけれども、当初入植された方についてはそういうことはできないということで、今、山田(博)委員からお叱りを受けましたけれども、その時点ではつけることはできませんでした。その後、次の更新からは保証料はやっております。

あと、リース料未納の分について、税金、県民の負担になるんじゃないかというご意見でございますけれども、今、リース料の5%は、いろんな担保みたいな形で保管してまして、この分については貸倒引当金等を充てて清算できるようにしております。税金の負担にはならないと考えています。

【山田(博)委員】引き続き、いずれにしても、この6経営体のしっかりとしたリース料の回収に努めていただきたいと思います。

それで、先ほど宅地の要件緩和をしたということでもありますけれども、これは結果的には、宅地は半分近くがまだ売れてないとなれば、これは県が一遍国から買っていますよね。そうすると、その分を長崎県としては、実質上、長くなれば金利負担も大きくなるわけですね。今、この状態で宅地に関しては、金利はどれだけ負担しているんですか。

【藤田諫早湾干拓課長】宅地等用地の取得につきましては、先ほど申しましたとおり、国から県の農業振興公社が一括して取得しております。その購入資金については、県から無利子の貸付けを行っているという状況でございまして、その資金について、現在、利子分が追加負担になっているということはないというふうに考えております。

【岡本農林部次長】前回の委員会で山田(博)委員のほうからご指摘を受けまして、県からの無利子借入れで購入しているところでございます。

先ほど申しましたように、前回の委員会以降、1件の契約が終わりまして、今、またさらに1件契約中でございます。あと2件検討中ということで、とにかく県の負担がないように取り組んでいきたいと思っていますので、この前もご指導いただきましたけれども、今後頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【山田(博)委員】いずれにしろ、諫早湾干拓地という農地のリース料の滞納等しっかりと取り組んでいただいて、なおかつ、宅地の販売もまだまだ十分でない状況にありますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいとつけ加えて、質問を終わりたいと思います。

【近藤分科会長】ほか質問はございませんか。

【浅田委員】お疲れさまです。すみません。退

席していたものですから。

数点だけご質問をさせていただければと思います。

まず、横長資料の58ページの中に、長崎県獣医師確保対策事業費というのがございます。要望のほうでも出ていましたので、後ほどまた、要望のほうでも獣医師に関してはいろいろお伺いしたいところがあるんですけれども、獣医師の確保を図るため、学生に対しての修学資金の経費ですね、今、実際どれぐらいの学生が活用をしているのか、ここ数年の状況を教えていただければと思います。

【山形畜産課長】獣医師修学資金のお尋ねでございます。

この資金については、平成22年度から開始しておりまして、これまでに28名に貸与しています。そのうち、13名の方が県または産業動物の診療所に勤務をしております。現在、10名が大学に在籍中ということになっております。

【浅田委員】平成22年から28名で、うち13名が長崎県内にいらっしゃるということで、残りの15名の方は、これは別に県内に就職することが条件とかではないというものなんでしょうか。

【山形畜産課長】説明が十分でございまして、28名のうち13名は県内に就職、あと10名が学生、あと1名が未就職ということで、獣医師の勉強をしたわけですが、現在自己都合で、まだ勤務先が決まっていないということです。

それから、貸与後、自己都合により中止をされた方が4名いらっしゃったということで、合わせて28名ということになります。

【浅田委員】大方の方は県内にお勤めになっていただいているということだと思うんですが、この条件等々とかが詳しくわからなかったもの

ですから、また後ほどお示しをいただければなと思います。

産業獣医師の方とかだんだん減ってきていたり、特に、今はペットとか、そちら側もだと思えますけれども、小動物というところでも、なかなか長崎県内に就職をしていない状況があるかと思っているんですが、要望のほうにも出てくるので、そこでも質問しますけれども、具体的に工夫をなさっていること、こうやって奨学金の制度はありますけれども、ほかに何かあれば、教えてください。

【山形畜産課長】 獣医師の方、特に長崎県内に獣医師の学校がありませんので、まず、全国の獣医学科がある大学に実際に出向きまして、在校生なり長崎県出身者を訪ねて、ぜひ長崎県に来てくださいと、そういうPRを学校訪問でやっているということ。

それから、あと、インターンシップ制度といって、特に離島の家畜保健所で実際に現場での家保の業務を体験していただいて、実際どういうことをやっているか、長崎県はどういう状況にあるのかというのを実際肌で感じていただいて、そういう方に長崎県にまた来ていただくと、受験していただくというふうな取組を進めております。

そのほか、あと、インターネット等を使って、今、転職というのも結構多くて、小動物をしていたけれども公務員獣医師を目指したいという方もいらっしゃると思いますので、そういった人に対して、インターネットでの情報発信をさせていただいているところでございます。

【浅田委員】 わかりました。後はまた、要望のところで、いろいろ要望が挙がっている事項についてもお伺いをさせていただければなと思います。

もう一点、横長の32ページにあります、農山村地域力向上支援事業費の中に、農地付きの空き家やお試し移住などの情報発信等々の経費が出ているかと思いますが、これの実態をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【川口農山村対策室長】 まず、農山村集落の現状を少しご説明申し上げさせていただきます。

農林業センサスを5年おきに実施しておりまして、直近の数字の2015年の農山村集落におきましては、いわゆる集落機能が低下すると言われております、10戸未満かつ65歳以上が50%以上の集落が54集落ございます。これを推計いたしますと、2040年には6倍の344集落に増加すると、今後は人口減少や高齢化に伴い、集落機能が低下し、もしくは、非常に集落が減少していく傾向に、現状としてはあるのではないかと考えております。

農地付き空き家の状況につきましては、各市町で空き家バンクという制度がございまして、この制度を活用して、県が自ら行うというよりは、むしろ市町と連携しながら、空き家バンクの制度の中に農地付きの空き家がございましたら、この事業に取り込んでいこうと考えております。

件数については、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

【浅田委員】 私の質問の仕方が悪かったかもしれないんですけども、今お話を伺うと、空き家バンクの中に農地付きが入っていたならばというふうに聞こえたんですけど、そもそも農地付き空き家などを活用してもらうという事業なのかなと思っていたのですが、そうではないということですか。

【川口農山村対策室長】 失礼いたしました。

この事業におきましては、人を呼び込むとい

う視点で事業を立ち上げておまして、現在、移住というのが、長崎県は大体1,000名ぐらい来ておられますが、なかなかその方々が、先ほど申しました、非常に人口が減少している、維持が困難となっている集落に住まれる割合が非常に少ないと聞いております。

移住が多い県内2市に確認いたしましたところ、約8割の方々が市街地のほうに、いわゆる住みやすいところに、今までの生活スタイルを変えないようなところに移住されてきているという現状がございますので、なかなか移住が進んでいない農山村集落に人を呼び込む対策といたしまして、農地付き空き家、そういったものを集落の方々と一緒に探しながら移住を進めるという事業にしております。

【浅田委員】 今、長崎は、移住者自体はだんだん増えていますが、生活スタイルはなかなか変わっていないと。実態として、移住して来てくださった方は、農村地域に住んでいなくとも、農業に就業したというか、農業を糧にこちらに來たという方の人数とかの把握はございますか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時53分 休憩 —

— 午後 1時53分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【宮本農業経営課長】 新規就農者の数ですが、農外、県外から農業に就農した方というのは、最新の平成30年度の数字で14名いらっしゃいます。

【浅田委員】 農業にもいろいろあるかと思いますが、こういったものが多いんでしょうか。

【宮本農業経営課長】 多いのは、やはり施設園

芸ですとか、一部露地野菜もありますけれども、例えばハウスなどを導入することで、比較的早期に収入が得られるような品目を選んでいる方が多いです。

【浅田委員】 その方たちが今まで経験者だったのかとか、こっちで初めてそういうふうになさっているのかとか、例えば岡山に視察に行った時は、果樹が比較的にやりやすいということもあって、果樹を初めてやる若い人たちの移住に焦点を当てて力を注いでいるということだったんですね。

ここにも、お試し移住などの事業もあるわけですから、長崎県として、そのあたりをもう少し詳しくご説明いただけると幸いです。

【宮本農業経営課長】 特に農外から農業をされるということで県にいらっしゃる方については、経験がないということがありますので、県では、技術習得支援研修という、外から來た方を中心に技術力、経営力を身につける研修を行っております。こちらは2カ月間の座学と、それから、その方が将来就農したい品目について、その産地に行って、品目の師匠になるような担い手の方のもとで研修を10カ月間するというものでございます。

例えば果樹でやっていきたいということであれば、みかん農家の担い手の方のところに10カ月間行って、そのノウハウも学び、その間に、例えば果樹の場合、みかんを植えてもすぐ実がなりませんので、近隣で離農を考えていらっしゃる方の果樹園を借り受けるとか、そういった手だてをその間に段取りをつけていって、速やかな就労に結びつける。こういったことについて、県でも就農支援センター、それから、現場の普及員が協力しながら進めているところでございます。

【浅田委員】いろんな手だてをしながらということだと思うんですけども、長崎県はこうやって人も減っていった。そして、農業の担い手、後継者もいないということを考えると、向こうから来てくれる方がやりたいことをやらせるということはもちろん非常に重要なことだと思うんですけど、ある一定こちら側が把握している、ここはどうしても後継者がいなくて、農村地域とかもどんどん人が減っていった、農業自体をやめられる。そうすると、長崎県としても食の安定供給の部分にもつながってくるかと思しますので、事業としての発信の仕方、もちろん、来ていただいて技術を学んでいただくということも重要かと思うんですが、長崎県が打ち出したい、例えば得意分野、空いているところとかを、もっと違った形で発信するというのもある意味必要なことではないかなという気がしております。

【中村農林部長】ご提言、ありがとうございます。

一つだけ。今回、お試し移住とか、農地付き住宅とかというお話をするのは、考えがございまして、移住・定住ということと新規就農者というところ、先ほどからお話がある産業対策と農山村対策と、少し事業で切り分けをさせていただいています。産業対策としての担い手ということで、新規就農者を確保するという面では、当然、UターンとかIターンとか対象になりますけれども、今どこに就農しているかという、やっぱり平坦地から少しなだらかなところで、中心は施設園芸、施設ハウスを2反程度つくって就農する。それに対しては、1年間に150万円の給付金もいただきながらということで考えると、住居もそれなりに確保しやすい。

今回、今話題になっている農山村地域力向上支援事業については、条件の悪いところ、山際の基盤整備のできないようなところ、その山際の集落がなくなると土砂災害が増えたりとか、イノシシが里に下りてきたりとか、そういった集落に若い人に住んでもらわんばいかんじゃないかと。当然、農業では食えませんので、逆に言ったら、だんな様はまちなかに仕事に行く。農地付きと言いましたけれども、その農地というのは、俗に言う屋敷畑みたいなイメージで、1畝とか、2畝とか、要は直売所向けにつくる程度というイメージでございます。

ですので、農山村に移住をしていただく、専業、兼業は関係なし、非農家でも結構。ただ、そこに住んでいただいて、できれば、土日に田植機のオペレーターになっていただければ一番最高というような考え方で、少し切り分けた形でお試し移住とか。だから、屋敷畑が付いた空き家を提供するような形にできないかといったことで、切り分けた事業というふうにご理解いただければと思います。

【浅田委員】わかりました。いろんな意味で、減っているところを、まずは何とかすることが先決であるというお考えで今やっているということですね。あいている時に、それをしていただければと。

先ほど質問の中で、午前中にも、以前はあった女性の農業者、ここの部分での予算化は減ってはきていますけれども、だんなさんは外で働いているけれども、女性が違った活路を見出せるようなことも併せてやると、またさらに、今部長がおっしゃったことにプラスができるものと思います。

わざわざ部長自らお答えいただいて、ありがとうございます。

【八江委員】 2～3、質問をさせていただきますけど、まずは、諫早湾干拓の判決が昨日出ましたことに対して、地元の者として、被災者の一人として歓迎し、また安堵しているところがあります。皆様、いろいろご苦労さまでしたと言いたいんです。

ただ、干拓の事業の中で、先ほどから質問がありましたように、農地の活用の問題等で、しっかり経営が安定した運営をしている企業と、あるいは、まだまだそこに至らないところの企業等があって、正直言って、ああいうふうな肥沃で立派な農地を活用しながら生産性が上がらないというのは、もう少し技術的なことの援助も必要だろうと思うし、取り組み方もまだまだ足りないものがあるんじゃないかと。

それは、一つは、広大な面積を運用していくわけですから、そのことに慣れてないというか、栽培上、大型面積に対しての栽培等が十分じゃないというか、あるいは品目の選定ができていないのかなということを考えますけど、いま一度、干拓の中には営農技術センターの分譲もあったと思いますけど、このあたりの指導が的確に行われているのかどうかということもありますけれども、していただいていると私は思いますけれども、ばらつきが出ているところは、もう少しその辺が足りないのかなと思っております。

地元の入植者であるミニトマトの栽培をしている方は、言えば日本一いいトマト、うまいものを生産しているというようなこともあるし、反面、カモ被害等に惑わされてといたしますか、そういうのに遭われて、負の栽培をしているというようなこともあったりして、我々も両方聞くわけでありますけれども、その点はもう少し技術的な指導とか、排水対策は初めからあるわ

けですから、初めからあることを認識して、当然入植はしていると思いますけれども、その点も含めて、もう少し技術指導なんかは必要じゃないかと思いますが、その点いかがですか。

【藤田諫早湾干拓課長】 入植者についての現在の営農の状況でございますけれども、平成30年度における耕地利用率は174%となっておりまして、同年度の長崎県の畑地の耕地利用率の88.9%、全国畑地耕地利用率の90.0%の約2倍となっているところでございます。

一方、経営状況につきましては、平成29年度の決算などにおきまして、撤退者を除いた35の経営体のうち29の経営体が黒字、6経営体が赤字であるということを把握いたしております。

経営のほうがなかなかうまくいかなという部分の原因につきましては、栽培技術の課題、あるいは労力不足、資金不足、そういったことであるというふうに考えているところでございます。

そうした中で、平成31年度におきましては、経営向上取組経営体ということで、重点的に指導する営農者ということで8経営体を対象といたしまして、現地の諫早湾干拓の営農支援センターを中心といたしまして、県央振興局、島原振興局のメンバーも含めましてチームを編成いたしまして、生産分析あるいは財務分析をもとに経営指導、技術指導を行い、問題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。

引き続き、営農者のほうと協議しながら対応してまいりたいと考えております。

【八江委員】 ややもすると、入植された方が、正直言って、その場所がといいますか、干拓地が非常に悪い干拓地だったというイメージ的なことを今与えている部分が結構あるんじゃないかと。我々は地元の地先を使ってやっていただ

いていることを考えれば、見たところ、非常に優秀な農地だと思って期待もしておりましたが、先ほど申し上げる部分があって、もう少し経営努力といいますか、作物については、入植されたから黙ってとれるということではないと、そういうふうに思いますから、それには技術援助等が必要です。これは肥培管理、あるいは水等の管理です。地下水が高いということはわかっているわけですから、そういったものを含めてしっかりと指導いただければ、必ず日本の農地になるんじゃないかと期待しておりますので、指導を改めてお願いしたいんですけれど、それはどなたかがやりますということを、お願いします。

【綾香農林部次長】 諫早湾干拓で、今、営農していただいている35経営体すべての農家に対して経営指導、技術指導を行いますけれども、特に赤字の農家、6経営体も含めまして8経営体を重点的に選定いたしまして、先ほど申したとおり、技術面、品目のアドバイス、栽培指導、経営指導、労力の問題、そういうものも含めました重点指導を諫干営農センター、それから、関係する振興局の普及指導センター、それと私どもも入りまして、今、一緒に指導を行っているところでございます。

8経営体の中には、指導の結果、品目をリーフレタス等に絞り込まれて経営が安定された経営体も見受けられて、黒字化した経営体も見受けられますので、すべての経営体がしっかりと黒字化して経営が安定していくように、今後もその8経営体を中心に、35経営体の指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

【八江委員】 モデル的な長崎県の農業というものを目指してこられたと思うし、我々もそういう期待もしておりました。20年ぐらいになりま

す。一つひとつ技術革新は進めていただいていると思いますけれど、もう少し顔が見えるようにといいますか、そういったものに打ち勝って、もう少し諫早湾干拓の産出の作物だということを誇りを持って売れるようなことに持って行ってほしいなと思いますし、その中には、先ほど申し上げるミニトマトをはじめたくさんものがありますけれども、だから、そこが一つの起点となって、背後地の小野平野、諫早平野等にミニトマトが少し普及をしていることも事実です。

ですから、私はできればここで、答えは要りませんが、長崎県のミニトマトの大産地をつくって、長崎県の大きな団地ということは、イコール、九州の一つの大きな団地として、八代とか、横島とか、ほかの熊本県のあたりに負けない大きな集団的な栽培地をつくっていいんじゃないかという思いもありますので、土壤そのものは立派な土壌でありますことをここに申し添えてお願いしておきたいと思います。

また、アリアケジャパン等が生産をし、そしてまた、それを原料として自社製品を全国に、あるいは世界に発売してもらっている部分もありますから、そういった加工業者との連携、そういったものもしっかりとやっていただきたいと思います。60ヘクタール余りの一番大きな栽培をしているのがアリアケジャパンだったろうと思いますけれども、そういうようなことも含めて、しっかり進めていただきたいと思います。この予算等については、そういったものを含めて、PRを含め、また、進めていく予算に計上されているものと思いますので、それはお願いをしておきたいと思います。

それから、もう一つは、試験場の関係で、農林技術開発センターの関係になりますけど、や

やっぱり新しい品種というのは、苦労に苦労を重ねてしていかないとでき上がらない。今では7～8年かかっておったのが、今はバイテクを使って、3年前後でできるということになっておりますけど、長崎県の特産の品種というのが、果たしてどれだけできたかというのと、以前の、我々は若い頃からずっとのぞいておりますけど、最近、品種改良についての取組というのが、ややもすると予算の低下、昔、熊沢三郎場長がおったころは、それが一つの大きな目的だったわけですけど、それが、今、そうじゃない部分があったりして、停滞をしていると申し上げるのは失礼だと思いますけれど、その辺が少し手薄になっているんじゃないかと思うんです。

そういう中で、ばれいしょ試験場は非常に頑張っております。茶業試験場も、茶業のほうも。ただ、本来の技術センターのところが、いちご、あるいは花、その他は、一部はありますけど、もう少し頑張っていくためには予算の確保が、こう見てみますと、貧弱な予算になっているような気がします。それでいいのかと。やっぱり農業の原点は品種から、種からなんですよ。それがなければ、高収入ということにもなっていきませんので、その考え方がどこまで農林部として考えておられるのか、確認しておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【荒木農林技術開発センター所長】農林技術開発センターについては、4つの目標がございますけれども、その中の一つ、一番大きなものは、今委員が言われたように、それぞれの作物の品種改良によって、品種改良に勝る改良はないというようなことで、それによって非常に所得が上がるということでございます。そういう予算が貧弱になっているんじゃないかというようなご指摘でございます。

そこにつきましては、先ほど部長の説明の中にもありましたように、それぞれセンターの本所の試験研究費、果樹部門、畜産部門の研究費がございまして、それぞれ言いますと、大体1億6,000万円程度の予算費になっております。これ以外に、その下に、国や民間等の外部資金を利用した研究資金というのがございまして、ここにも8,500万円程度の予算化をしております。

ただ、この8,500万円の予算化されたものは競争的資金ということで、国等が資金は用意しますけれども、皆さん方から応募を募って、その中で採択をされて予算が獲得できるというような資金でございます。ここの部分について予算の獲得が少なければ、なかなか予算がとれないというようなところでございまして、ここについては、今、長崎県の場合が、昨年度で42%ぐらいの獲得率ということでございます。全国的に言いますと10%から20%でございますので、非常に高率ではございますけれども、さらに、2年～3年前には大体6割近くを獲得するというような、非常に高率で競争的資金の獲得をやっておりました。それが、今、少し落ちておりますので、ここについては頑張りたいということでございます。

ここについては、県内の企業、大学、国、その他メーカー等のアグリイノベーションのプラットフォームということで意見交換の場をつくって、そこで意見交換をしながら共同研究を進めていく種をつくろうというようなことをやっております。

また、農林セミナーということで、外部の講師を呼んでセンターはいろいろ勉強するというようなこともありますし、最近、県内に大手のIoT・AIの企業が来ておりますけれども、その3社程度と意見交換をしながら、そのことも

一緒になって共同研究ができないかというようなことで、そういうものを種にしながら、先ほど言いました競争的資金の獲得率を高めていこうというようなことを考えております。

【八江委員】長崎県には、ほかにないばれいしょ試験場、茶業試験場はほかの県にもあるんじゃないかと思えますけれども。そして、もう一つは果樹試験場がありますね。果樹試験場は、国の口之津試験場は、一時撤退をするようになっておりましたが、今現在、残っていると思います。ばれいしょのほうは、雲仙馬鈴薯原原種農場というのが、一部まだ残っている部分もあります。

そういう研究部門で優れた地域でもあるし、また、県もそのような形の体系は整っておるものと思います。そうすると、そこにあるものをもう少し活用し、また、人間的ないろんな入れ替えもありながら、やっぱり活用していかんやならないというのが、正直言って我々も実感として、県の技術関係については思う部分がありますので、その辺はしっかりやっていただきたいなと思います。

長崎県のみかんは、優秀なみかんですね。しかし、品種は長崎県特有の品種じゃないわけ。栽培がうまくいって、マルチ栽培等がうまくいっていいものができている、高糖度のものができて、非常に高く売れておると。しかし、その高く売れているものも、新宿高野では、今、1,000円を切って安い価格になってしまった。高級メロンである静岡メロン等も1,000円を切ったとか、2割ダウンとか、3割ダウンとか、今ピンチになっています。

その品種は品種として、単価は、その年々によって違ってくると思えますけれども、品質そのものは変わらないわけですから、もう少しし

っかりお願いしたいということをするうんですけども、農林部長、その点は欠かさないように、技術は怠ったらもう終わりですよ。どうですか、部長の考え方は。

【中村農林部長】私も技術屋でございます。八江委員のおっしゃることは、重々自戒を持って取り組んでいるところでございます。

やはり試験場は農家の皆様のニーズをしっかり把握して、農家の皆様の経営向上に本当につながるような試験研究をしていくべきだと思っておりますので、先ほど場長のほうから、「競争的資金の確保」という言葉もありましたとおり、やはりニーズの高い課題に取り組んでいくんだという姿勢、中身が大事になってこようかと思っておりますので、やはり質の向上といった面でさらに力を入れていくべきと思っております。私も試験場の充実には力を尽くしてまいりたいと思っております。

【八江委員】農林試験場は、諫早の一番ど真ん中のいい場所で、今度はインターチェンジのすぐそばで、我々は毎日眺めながら来ておりますから、これから先の研究は下手なことはできないと、監視員がたくさんおるんだということも念頭に置きながら、それで、あそこをもう少し有効に活用するか、移転するか、問題は前からいろいろと、試験場が100年して移転したらどうかと話にあっていたけれど、それは今のところ保留になっていますから、そうなる前に、もう少し実績を上げることが必要じゃないかと思っておりますので、これは強く要望して、一旦質問を終わりたいと思います。

【中村(一)副会長】主要事業の概要をもとに、5点ほど質疑をいたします。

まず、先ほど浅田委員が質問をされました、お試しの移住体験です。これは、集落が農泊実

実践団体と連携し、移住希望者を宿泊させ、宿泊金額の2分の1を補助するとなっていますけれども、うちの南島原市は農泊実践団体が185あると思うんですが、ない市町があるのか。

【川口農山村対策室長】 農林業体験民宿がない地区と申しますと、壱岐市にはございませんが、多くの民宿がございますので、そちらの活用を考えております。

【中村(一)副会長】 ということは、壱岐だけがないというようなことですね。わかりました。

移住希望者が移住したいという時に、集落にそういう農泊実践団体がなかった時には、実際、移住を希望したい人が非常に困ると思うんですよ。壱岐市が、今からできるというような感じですね。わかりました。

【川口農山村対策室長】 壱岐市には民宿が複数ございまして、そちらの活用を今考えております。

【中村(一)副会長】 2点目に、直売所関係でお尋ねをしたいと思います。

52直売所と書いてありますが、県で把握している直売所はどのくらいあるのか。私は、もっとたくさんあるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、その52の根拠というのを教えていただきたいと思います。

【川口農山村対策室長】 県下には有人の農産物直売所が152ございます。こちらの52の根拠といたしましては、5,000万円以上の販売額を有する直売所数ということで提示させていただいております。

【中村(一)副会長】 規模や経営形態がまちまちの中で、52直売所以外は対象としないんですか。

【川口農山村対策室長】 52は、あくまでも目安として、対象として捉えているわけじゃなくて、あくまでも人を派遣できる事業体として

5,000万円程度が必要ということで、参考数値として上げておりました、現在、28の直売所が計画を作成しておりますが、うち3つの直売所は5,000万円以下の直売所でございまして、対象としては広く捉えておりました、このときの目標として、52の直売所にこういった計画はつくるべきではないかということでお示しをさせていただきました。3つは、5,000万円以下の小規模な直売所も参加していただいております。

【中村(一)副会長】 市町との協力と周知が必要と思うんですよ。そのようなことは、どのようにして周知されておりますか。

【川口農山村対策室長】 直売所の担当職員を振興局に配置しておりますので、振興局の職員を通じて、関心のある直売所についてはお声がけをさせていただきながら、セミナーを開催しているところでございます。

【中村(一)副会長】 うちは、直売所が2つあったんですよ。その閉鎖の原因は、会員の高齢化や消費税の切り替えに対応できないというようなことで閉鎖をしたんですよ。

以前から取り組んでいたと思うんですけれども、その辺の支援が必要じゃないかと私自身思うんですけれども、その辺のことはどのように思われておりますか。

【川口農山村対策室長】 委員お話しございましたとおり、今の農産物直売所につきましては、高齢化に伴う出荷者の減少とか、来店者の減少、販売額の伸び悩みとか、多数の問題点があると考えておりますので、今回、横長の32ページにご提案しております。農山村地域力向上支援事業の中で、農産物直売所を対象といたしましたセミナーですとか、社会実験を行いまして、農産物直売所の活性化を図ってまいりたいと考えております。

【中村(一)副会長】 3点目に、鳥獣被害防止対策について。

昨日、対馬ではシカが推定3万頭おるといような話だったんですけども、イノシシとシカの成獣は7,000円の捕獲の経費助成とありますが、昨年度の助成実績が種類ごとにわかれば、教えていただきたいと思います。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時24分 再開 —

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【中村(一)副会長】 シカについて、昨日は、対馬が3万頭というように言われましたけれども、県内のシカの生息状況、その辺もわかりますか。

【川口農山村対策室長】 シカの推定生息頭数につきましては、年度をまたいで、地区を分けながら生息頭数の調査を行っております。

平成27年度、長崎市には720頭、平成30年度の調査で、五島列島には4,503頭、令和元年度の調査におきまして、対馬市においては4万1,700頭、平成27年度の調査で、県北地区には250頭、以上で4万7,173頭が県内では生息していると考えております。

【中村(一)副会長】 今現在、多分、島原半島はいないんですよ。これも時間の問題じゃないかなと思っておりますけれども、今から、県としては広域的に対策を講じる必要があるんですけれども、その辺は、島原半島の部分に関しては、市町あたりに指導なり周知なりされておられますか。

【川口農山村対策室長】 指導体制につきましては、イノシシ対策のA級インストラクターという制度を持っております。それを補強する制度といたしまして、A級インストラクタープラス

という講座を開催しております。

今年度につきましては雲仙市のほうで、今、特に大村市、雲仙市の方面にアライグマが出たというお話がございましたので、アライグマを対象とした鳥獣被害対策の実施講座を開催いたしまして、鳥獣被害対策を進めているところでございます。

【中村(一)副会長】 14ページの農地中間管理機構事業促進対策費についてお尋ねをしますけれども、簡易な基盤整備事業等を利用しながらとありますけれども、具体的にどのような事業があるのか、教えていただきたいと思います。

【村里農地利活用推進室長】 この資料に、簡易な基盤整備事業等と書いておりますけれども、これは国の事業で、農地耕作条件改善事業というのがございます。受益戸数が2戸、事業費が200万円以上というので事業が実施できる事業を指しております。

【中村(一)副会長】 県単独の基盤整備事業は使い勝手が非常に悪いんですよ。それで、実績がほとんどないというふうにお聞きをしておりますけれども、どのぐらいの事業をされておるのか。

【村里農地利活用推進室長】 今ご紹介しました、農地耕作条件改善事業につきましては、排水対策等での取組は実際にございますが、ここで想定しています、耕作放棄地解消に向けた取組については、まだ、現時点ではないところでございます。

【中村(一)副会長】 とにかく私たち南島原市は、荒廃地が非常に多いんですよ。非常に使い勝手が悪いという話を聞くんです。その辺等もうちょっと考慮していただければいいと思うんですけれども。

もう一点は、県産米のブランド化推進事業、

J A等というのが入っておりますけれども、農家で組織した任意団体でもいいのか。南島原市では、掛け干した米の食味のよさをPRして、ブランド化に取り組んでおるんですよね。6～7人とか7～8人で、集落でしているんですけれども、その辺は対象になるんですか。

【渋谷農産園芸課長】この事業につきましては、J A等と書いておりますが、J A以外の任意の団体についても、事業実績として上がっています。

【中村(一)副会長】ということは、利用できるということですね。

最後に、補正予算に関する質疑はいいんですかね。

この資料に基づいてですけれども、11ページの農業用河川工作物応急対策事業、9,270万円の予算がついておりますけれども、この事業は、多分、有馬川地区の工事だと思うんですけれども、間違いはないですか。

【土井農村整備課長】有馬川における鋼製の堰の改修工事でございます。

【中村(一)副会長】これは、南島原市で一番大きな河川なんですよ。そして、昨日も話があったんですけれども、可動堰の改修ですよ。要するに、水田があって、用水が必要な時期がありますよね。その工事の期間というか、そういうのはどのように考えておられますか。

【土井農村整備課長】取水期には工事をせずに、収穫が終わった後に工事をするという形になります。

【中村(一)副会長】十分に配慮して、していただきたいと思います。

そして、あそこは、可動堰が右と左とあるんです。これは土木部がまず工事をするというふうに思っておりますが、左が倒れておるんです

よね。わかりますか。そこに堆積した土砂を浚渫したら、多分いけるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、その辺は十分に配慮して工事に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

【近藤分科会長】農山村対策室長、さっきの数字はわかりましたか。

【川口農山村対策室長】委員ご質問がございました、鳥獣被害にかかる助成実績について、ご説明をさせていただきます。

平成30年度の実績を、まず、金額ベースで説明させていただきます。イノシシは1億7,300万円、シカに関しましては7,000万円、アライグマにつきましては100万円、アナグマに関しては45万3,000円、あとは小額になりますので省かせていただきます。この金額で、総計としまして、国庫事業といたしまして2億4,624万4,000円の金額になっております。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第3号議案ないし第5号議案、第77号議案のうち関係部分、第78号議案ないし第80号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

暫時休憩いたします。

— 午後 2時34分 休憩 —

— 午後 2時34分 再開 —

【近藤委員長】 再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題とします。

まず、農林部長より総括説明をお願いします。

【中村農林部長】 農林部関係の議案等についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 農林部の1ページ目をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、第56号議案「長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例」、第71号議案「権利の放棄について」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

まず、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の農林部関係部分につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、卸売市場法の改正による長崎県卸売市場条例の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第56号議案「長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例」につきましては、卸売市場法の改正に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、第71号議案「権利の放棄について」は、

主債務者、連帯債務者及び連帯保証人が破産していることから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

今ご覧の資料に加え、農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）をご準備ください。

今回、ご報告いたしますのは、農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて、第49回日本農業賞大賞受賞について、長崎県産米「にこまる」の特Aランク獲得について、千綿女子高等学園跡地活用について、長崎県農業共済団体の1組合化について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、地方創生の推進についてでございます。

そのうち、主な事項につきましてご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料の2ページ目をお開きください。

農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについてでございます。

外国人材の受入れにつきましては、昨年12月23日より「エヌ」からJA島原雲仙に派遣されたカンボジア国の2名が、県内で初めて農業分野での特定技能外国人として就労を開始し、現在までにカンボジア国から計16名が島原半島地域のJAや農家でブロッコリー、にんじんなどの収穫や選果作業に従事しております。

県といたしましては、外国人が安心して暮らし、就労できる環境づくりに向け、島原半島地域3市やJAを構成員とする受入市町連絡協議会を通して、外国人材に対し、生活や交通に関するルールの周知を図るとともに、地元行事への積極的な参加を呼びかけるなど、円滑な受入れ及び共生社会の実現に取り組んでいるところ

です。

なお、現在、「エヌ」において、さらにカンボジア国の7名の在留資格を出入国在留管理局に申請中であり、今後も継続的に人材を確保し、速やかに派遣できるように取り組むとともに、受入れを予定しているベトナム国に対しては、早期の人材を送り出す体制の整備について、ベトナム国立農業大学と連携しながら、引き続き要望してまいります。

また、島原半島地域以外の特定技能外国人の受入れについては、3月中に五島地域で市町受入連絡協議会を設立する予定としており、順次、県下各地に受入態勢を整備していくことにより、外国人材のための生活環境づくり、就労環境づくりに取り組んでまいります。

次に、同資料追加1の1ページ目をお開きください。

千綿女子高等学園跡地活用についてでございます。

千綿女子高等学園につきましては、平成15年3月の閉園後、これまで跡地活用について地元東彼杵町と協議を行い、過去3回の公募を実施してまいりましたが、具体的な活用事業者の決定までには至りませんでした。

このため、平成30年10月に新たな活用事業者を募集した結果、県外の畜産事業者から応募があり、東彼杵町内の関係者や有職者等からのご意見を踏まえ、昨年8月に町と県合同で地元住民説明会を開催したところ、環境面の不安など地元の理解を得られなかったことから、9月に東彼杵町から同事業者の選定を見送るよう申入れがあったところです。

その際、東彼杵町から、UIターンなどの地方移住を促進するため、跡地を町外からの利用も含めた町民農園として活用したいとの意向が

示され、昨年12月に具体的な事業計画の提案を受けただけです。

この計画は、跡地を公共用に供するものとの説明であり、未利用地の有効活用が図られるとともに、地域振興に寄与することが期待できることから、県としては「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例」第3条第1号の規定により、跡地を東彼杵町に譲与する方向で準備を進めているところであります。

今後は、東彼杵町議会における県からの財産の受入れについての議決を経て譲与することとなるため、県としましては、引き続き、東彼杵町と必要な手続を進めてまいります。

最後に、農水経済委員会関係議案説明資料にお戻りいただきまして、3ページ目をお開きください。

長崎県農業共済団体の1組合化についてでございます。

農業共済制度は、水稻・麦共済が当然加入制から任意加入制への移行などの制度見直しや収入保険制度の導入など、大きな変革期を迎えており、さらに高齢化などにより農業者が減少する中で国では農業共済団体の経営基盤の強化や運営の合理化、農家サービスの維持・向上などを目的に、1県1組合化を推進しており、現在、36都府県で1組合化しております。

本県では、県南農業共済組合、県北部農業共済組合並びに新上五島町の3者による1組合化に向けた手続を進めており、本年4月1日に新たに「長崎県農業共済組合」として発足し、さらに翌5月に長崎県農業共済組合連合会の権利義務を承継することで、県内の農業共済団体は1組合に合併する予定であります。

県といたしましては、今後ともより安定的・継続的な農業保険が提供され、農業者の経営安

定と発展に一層寄与されるものと考えております。

また、近年多発する自然災害や、価格低下などの農業経営における様々なリスクに備えて、農業者の皆さまが公的な保険制度である農業保険へ加入いただくことは重要と考えており、今後、新たに発足される「長崎県農業共済組合」並びに市町等と連携し、さらなる制度周知や加入推進に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 次に、農業経営課長より補足説明をお願いします。

【宮本農業経営課長】 私のほうから1点、補足説明をさせていただきます。

第71号議案「権利の放棄について」ですが、お配りしております委員会補足説明資料、「権利の放棄について」に基づいてご説明をいたします。

資料1ページになります。

長崎県農業改良資金にかかる未収金で、回収不能となっております1件について「権利の放棄に係る議決を求める基準」1の（1）の④に基づき、権利の放棄を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、農業経営の改善を目的とした新たな農業部門の経営開始等に必要な資金を農業者に無利子で貸し付ける農業改良資金において、昭和54年度に貸し付けを行ったものの、延滞元金156万320円及び延滞違約金826万7,618円について、主債務者、連帯債務者及び

連帯保証人が破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れており、回収が不能な状態であるため、権利の放棄をしようとするものであります。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時44分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

3月11日は、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から9年目となります。犠牲となられましたすべての方々に対し哀悼の意を表するため、黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いします。

〔黙祷〕

【近藤委員長】 黙祷を終わります。

ありがとうございました。

着席ください。

次に、農産加工流通課長より補足説明をお願いします。

【長門農産加工流通課長】 私のほうから、第19号議案と第56号議案に関係して、「長崎県卸売市場条例」及び「長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例」の廃止について、補足説明をさせていただきます。

お手元の資料、令和2年2月定例会県議会農水経済委員会補足説明資料、「長崎県卸売市場条例」及び「長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例」の廃止についてをご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

改正卸売市場法は、卸売市場を食品流通の核として、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の促進により生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応

を図ることを目的に改正され、令和2年6月21日に施行されることとなっております。

まず、卸売市場法の主な改正点をご説明してまいります。

（2）でございますけれども、県の役割の欄に記載しておりますが、これまで地方卸売市場の開設については、知事の許可を得なければ開設できませんでした。今回の改正では、生鮮品の公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を知事が認定する制度となります。

また、「売買取引の方法公表」から「商物一致の原則」までの8つの項目につきましては、一律に卸売市場法で規制されておりましたが、改正後は、「売買取引の方法公表」から「取引条件・結果の公表」までの5項目は共通のルールとして規定されますが、「第三者販売の原則禁止」から「商物一致の原則」までの3項目につきましては、市場ごとにルールを定めることができることとなります。

2ページ目をご覧ください。

改正前後の法律と条令等の関係を整理しております。

まず、左側中段の枠内にありますように、改正前の卸売市場法では、地方卸売市場に関する許可申請や都道府県卸売市場審議会などの事項については県条例で定めることとなっており、左側下段のように、各条例を定めて市場に対して適切な対応を行ってまいりました。

今回の改正では、右側の中段にありますように、法律の中に地方卸売市場の認定に関する条項が明文化され、また、開設者に対する指導及び検査など県の役割が法律の中に明確に位置づけられました。さらに、都道府県卸売市場審議会に関する条項が削除されたことから、長崎県卸売市場条例及び審議会組織及び運営に関する

条例を廃止することといたしました。

なお、右側下段にありますように、地方卸売市場の認定申請に係る手続等必要な事項につきましては、開設等の行う事務手続が円滑に行われるよう施行細則の制定を進めているところでございます。

地方卸売市場は、地域住民への安定的な食料供給、また災害発生時の生鮮食料品の安定供給など、基幹的インフラとして重要な役割を果たしており、今回の卸売市場法の改正を踏まえ、今後とも卸売市場の活性化に向けて取り組んでまいります。

議案の説明については、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、諫早湾干拓課長より補足説明をお願いいたします。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓事業の開門問題等について、補足してご説明させていただきます。

お手元の補足説明資料、「小長井・瑞穂・国見開門請求事件（長崎2次、3次訴訟）長崎地裁判決の概要について」の1ページをご覧ください。

まず、訴訟の概要ですが、平成22年3月11日及び同23年3月29日に、小長井町、瑞穂町、国見町の43名が国に対し、潮受堤防排水門の開門を求めて長崎地裁に提訴した裁判の第1審判決が、昨日10日に行われました。

判決内容でございますが、開門請求は棄却されております。

判決要旨ですが、まず、1、漁業被害と諫早湾干拓事業との因果関係についてですが、諫早湾内の湾奥部及び湾奥部の貧酸素化及び底質における浮泥の堆積の進行並びに湾奥部における

硫化水素の発生に対する本件潮受堤防の閉め切りによる寄与の程度が大きなものであるとは認められない。また、本件潮受堤防の閉め切りによる潮流速の低下や調整池からの排水等によって諫早湾における赤潮の発生が増加したとは認められない。

次に、2、漁場環境の悪化及び漁業被害についてですが、本件潮受堤防の閉め切りによる環境変化が、原告らの営むアサリ養殖業、タイラギ漁業、カキ養殖業、漁船漁業及びノリ養殖業の漁場環境を悪化させたと認めることはできない。

3、結論といたしまして、本件潮受堤防の閉め切りによって、原告らの営む漁業につき漁業被害が生じたとは認められず、したがって、原告らの漁業行使権が侵害されているとは認められないとされております。

諫早湾干拓事業の開門問題については、平成22年12月の福岡高裁開門確定判決以降、開門しない方向での司法判断が重ねられてきた中、昨年6月26日、最高裁判所が開門を認めないとの方向性を初めて示し、「開門を認めない」とする判決を確定させたところであります。

昨日の長崎地裁判決は、最高裁判所が示した、この「開門を認めない」との方向性に沿ったものであると受け止めております。

このため、国においては、開門しない前提での海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施し、真の有明海再生を目指していただくなど、開門問題の抜本的な解決に向け取り組んでいただくよう、県議会や関係者の皆様とともに適切に対処してまいります。

以上で、諫早湾干拓事業を巡る訴訟の動きについて、説明を終わります。

【近藤委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

— 午後 2時54分 休憩 —

— 午後 3時12分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、提出された議案の中で幾つかお尋ねしたいと思います。

まず最初に、権利の放棄ということで、第71号議案でお尋ねしたいんですが、拝見しましたら、連帯債務者、連帯保証人という形で、これは破産されておりますね。これは同時にされたのか、こういった経緯で破産の手続になったのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】 本件でございますが、まず、主債務者につきましては、平成7年に破産免責となっております。

それから、連帯債務者、連帯保証人、こちらはいずれも2人ずついらっしゃいますが、このうち連帯債務者の一人は、平成23年に破産免責となっております。また、連帯保証人のうち一人については、平成20年に破産免責となっております。

【山田(博)委員】 これは平成7年に主債務者が破産手続しておりますけれども、平成20年、平成23年、破産になった経緯というのは、なぜそうなったんですか。

【宮本農業経営課長】 まず、主債務者につきましては、今申し上げたような、もともと昭和56年に延滞が始まりまして、督促、催告、現地訪問など対応して、延滞元金の300万円の半分であります約144万円につきましては償還がされたんですが、残りについては償還できなかった

という形になっております。

併せて、連帯債務者、連帯保証人についても、督促等の対応をとったわけですが、その中で、平成23年には、連帯債務者の一人については破産というこの手続をとられたということで免責になった。また、連帯保証人の一人につきましては、同様の手続の過程で、平成20年に破産免責という手続を本人がとられたということになっているところでございます。

【山田(博)委員】 農業経営課長にとっては酷な話で、昭和50年の貸付年度の件ですから、なかなか詳しい資料もなかったんでしょうけど、確認ですけど、これは3人がお互いに保証していたんですか。これを見ても、例えば連帯債務者、連帯保証人、3人が全部一緒に保証人になってたんじゃないかと、そういうふうに想像せんでもないんですけど、それはどうなんですか。それぞれ調べておりますか、調べていませんか。調べているんだったら、結果を教えてくださいませんか。

【宮本農業経営課長】 委員のご指摘のあったような、3人で連帯保証し合っている形ではありません。

【山田(博)委員】 なかった。そうしたら、平成7年に一人の人が破産したら、平成20年、平成23年にそれぞれしたら、期間が10年近く以上あったわけね。そのときに、指くわえて待っていたのかとなるわけね。ただ督促状をしようただけでということではございますけど、財産差し押さえまでいったのかいってないのか、どういった手段でそこまでされたのか、説明いただけますか。

【宮本農業経営課長】 連帯債務者、連帯保証人に対しても督促ですとか、現地訪問等の対応はとってまいりましたけれども、今、委員おっし

ゃったような差し押さえの手続はしておりません。

【山田(博)委員】 そこまで、普通はされるのかされないのか、いかがですか。

【宮本農業経営課長】 平成7年に主債務者が破産免責を受けた後も、本人から自主的な返済がなされていたという状況がありまして、一定の返済がある中では、ほかの連帯債務者、連帯保証人に対して差し押さえということまでは、手続としてはとりませんでした。

【山田(博)委員】 結果的にこういうふうになったわけですね。平成7年に破産しても、少しずつ受け取っていたからということで、しなくて、結果的にこういうふうになりましたけど、それを踏まえまして、どう思われますか。今に至っては。

【宮本農業経営課長】 その段階では、一定の入金があったということで、また、ほかの連帯債務者、連帯保証人に督促等の手続をとる中で、回収できる可能性があった中での対応だったと思いますけれども、結果として十分な回収に至っていないということは、反省すべき点があると考えております。

【山田(博)委員】 そうですよ。やっぱりそこは反省せんといかんと思いますね。

続きまして、第56号議案でお尋ねしたいと思うんですが、卸売市場法の改正に伴う「県卸売市場条例」等の廃止についてということですが、先ほど農産加工流通課長は、長崎県卸売市場法の施行細則を整備してやっていくということでありましたけれども、これはもうつくっているのかつくっていないのか、そこだけお答えいただけますか。

【長門農産加工流通課長】 長崎県卸売市場法施行細則については、今、準備中でございます。

【山田(博)委員】 準備中、そうですか。

実は、水産部に確認したら、水産部はもうつくっていたものですから。じゃ、準備中にお尋ねしますけれども、反社会的勢力に対する、要するに一定の制限というか、それは設ける予定はないのか、そこだけお答えいただけますか。

【長門農産加工流通課長】 地方卸売市場の認定につきましては、法律に沿って行う必要があるということで、県の条例や規則の中で要件を付加することはできないという国の認識でございます。

したがって、県といたしましては、今、卸売市場法の欠格事項ということの確認の中で誓約書をとるような形をしておりますけれども、これと併せて、長崎県の暴力団排除条例に基づいて、そこに暴力団じゃないかどうかという部分も含めて、その誓約書をとるような形で、施行細則の様式の中に入れていこうという形で準備を進めているところでございます。

【山田(博)委員】 その点はしっかりとやっていただきたいなと思っておりますので、その準備のほうを確認させていただいたわけでございます。こういったことが一番大切なところでございますから。

そういった法律の細則をする時は、いろんな意見をもらうために委員会に提出する予定をしているのかしてないのか、というのをお尋ねしたいと思っております。

【長門農産加工流通課長】 施行細則につきましては、知事までの決裁という形で決裁をもらうような形にしておりまして、議会のほうにお示しすることは、今のところ考えておりません。

【山田(博)委員】 私は、これは施行が6月21日になりますから、本当だったら間に合わないんだな、議会に提出するに当たって。

実は、この前、水産部におきまして漁業調整規則とありまして、ご存じですかね。水産の県内の漁業取締りの規則というので、実は、漁業法の下に長崎県漁業調整規則とありまして、この規則を今度改正するに当たって、地方自治法におきまして、これは別に議会に上げる必要はないんだということになっているから上げませんと水産部は言われていました。がしかし、地方自治法では必要ないと言うけど、絶対出したらだめと書いているのかと言ったら、書いてませんと。そうしたら、出すのか出さないのかと言ったら、出しますとなったわけ。

本来であれば、この卸売市場法という法律に基づいて規則をつくるのであれば、この長崎県の野菜とか、果物とかいろんな花きの市場を取締まる法律の規則を、本来であれば、6月21日に施行すると同時に、当委員会に示していただければ一番望ましかったんじゃないかと私は思うわけでございまして、いずれにしても、議会には、今のところ間に合いそうにないわけですから、これはパブリックコメントなり部内でしっかりと協議して、よりよい規則をつくっていただくよう要望して、質問を終わりたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第19号議案のうち関係部分、第56号議案及び第71号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いします。

【吉田農政課長】 私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして提出いたしました、農林部関係の資料についてご説明いたします。

真ん中に「農林部」と書いた資料をお手元をお願いいたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

補助金の内示状況でございます。令和元年11月から令和2年1月までの実績について、ご説明いたします。

直接補助金は、1ページに記載の長崎県中山間地域等直接支払交付金など、6ページまでの40件でございます。

次に、7ページをご覧ください。

間接補助金になります。新構造改善加速化支援事業補助金など、9ページまでの28件となっております。

直接、間接合わせて、補助金の合計で68件になります。

資料の10ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、同じく令和元年11月から令和2年1月までの実績でございます。

まず、委託につきましては、10ページに記載の6件でございまして、11ページから17ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。18ページをご覧ください。

工事でございます。18ページから19ページに記載の23件でございまして、20ページから49ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、50ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和元年11月から令和2年1月までの間に、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、50ページから74ページに県の対応を記載いたしております。

最後に、資料の75ページをお開きください。

附属機関等会議結果報告につきましては、令和元年11月から令和2年1月までの実績は2件でございます。その内容につきましては、76ページから77ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【近藤委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 陳情番号1番について、質問をいたします。「長崎県主要農作物種子条例の制定を求める陳情書」についてであります。

これは県条例をつくってほしいという陳情なんですけれども、種子法が廃止された後の本県における種子の生産と供給の体制ということについて、予算措置も含めてお尋ねをいたします。

【渋谷農産園芸課長】 この「主要農作物種子法」

の廃止に伴いまして、平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定いたしまして、従前と同様に、米、麦、大豆の優良で安価な種子を農家の皆様に安定的に供給しております。

予算措置につきましても、一部事務費の増で、横ばいから少し増で推移をしているところであります。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 3時33分 休憩 —

— 午後 3時33分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【渋谷農産園芸課長】 この農作物種子の予算措置なんですけれども、この種子法廃止以前からすると、事務費、消費税等で一部増えた分がありまして、数千円増えながら、ほぼ横ばいで推移をしているということです。

370万6,400円というのが、令和2年の予算額となっています。

【坂本(浩)委員】 この種子法がある時には、要するに、国の予算措置というふうなことじゃなかったかなと思うんですけれども、今の370万円、令和2年度の予算措置については、これは国庫措置というふうなことでよかったですか。

【渋谷農産園芸課長】 種子法廃止後も地方交付税は堅持をするという方針が示されておりました、交付税の中にちゃんと位置づけられて、長崎県のほうにも配分していただいております。

【坂本(浩)委員】 これは、民間の種子の参入というのを可能にした廃止だというふうに思うんですけれども、そうすると、今から民間のそういう種子の参入というのがあった時に、この予算措置というのが、今、地方交付税で措置されているということでもありますけれども、そ

れが変動するといいますか、少なくなるといいますか、そういうことは考えられるのでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 国からの通知でも、毎年堅持をするということで、以前、法律が廃止される時も、参議院の附帯決議のほうでも、ずっと堅持をするという方向が出されておりますので、当面、地方交付税については維持をされていくものと考えております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それで、この陳情書のちょうど中段あたりにありますけれども、「外資系事業者の種子の独占などによる価格高騰が懸念される」ということと、それから、その次の行に、「規模の小さな地方の品種が切り捨てられる事態になりかねません」という2つの懸念とか事態を書いておりますけれども、そういうことが考えられるのかどうか。いや、それは考えられませんよということであれば、その根拠というか、理由というか、それを説明してください。

【渋谷農産園芸課長】 この要望書の中には、外資による種子の独占等とあるんですけれども、今の日本の米等の種子の生産状況を見てみると、国あるいは都道府県が育成した種子でほぼ占められておりまして、これが、急に外国の種子メーカーが持ってきた種子が日本人の口に合うかということ、なかなか、まだ受入れられないということで、この要望のようなことは起こらないということで考えています。

米品種についても、新しい品種が次々に出てきておりまして、規模の小さな地方の品種が切り捨てられるというよりも、消費者のニーズに合った品種に変わっていくという方向ではないかと考えております。

【坂本(浩)委員】 既に、三井化学とか、住友化

学、それから日本モンサントの米が流通しております、これは主に業務用米というふうなことでありますけれども、こういうのが今から広がりがねないというふうな懸念も含まれているんじゃないかと思うんですけれども、そういうのも考えられませんか。

【渋谷農産園芸課長】確かに、大手の種子メーカーの品種というものが、業務用米は契約して栽培されているという事実はあるんですけれども、それが、今のところ見てみると、急激に広がっていったという状況ではないということで認識しています。

【坂本(浩)委員】わかりました。急激に広がらないというふうな、現段階での認識というふうに理解をいたします。

ただ、そうはいっても門戸を開いたわけですので、今までの品種、特に地域の気候とか土地に応じたそれぞれの地域で工夫して種子をこの間つくってきて、長崎では「にこまる」だとかいろいろあるんだろうと思うんですけれども、私も個人的には、そういうのがシェアが少なくなってくると困るなというふうなことがありますけれども、そういうのもあって、要綱ではちょっと不安だから条例をつくってほしいというふうな農家、生産者だとか、あるいは消費者の要望もあって、11道県で条例が制定されておりますけれども、全国的なそういった動きというのは、把握はされていますか。

【渋谷農産園芸課長】全国的に言いますと、今、15の都道府県で種子条例化がされているということで、今後、策定予定が7県ということで把握をしております。

【坂本(浩)委員】各都道府県で今つくっている15について、条例を取り寄せたりとか、そういうことはされていますか。

【渋谷農産園芸課長】各県にもともとあった条例を変えたりされているんですけれども、条例の中身そのものは取り寄せをしておりますが、なぜ条例をするに至った経過、そういうようなものについては、聞き取りをしております。

【近藤委員長】ほかにございませんか。

【浅田委員】10番に関してお伺いをさせていただきます。「産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇改善に関する要望書」であります。

先ほど予算のほうで、私はこの獣医師の確保対策事業費についても質問をさせていただきました。そのときにインターンシップとかをやった工夫をしているというお答えだったんですが、この要望書の中には、インターンシップ研修制度や産業動物診療獣医師修学資金制度等の充実、強化を図ることというふうに、まず、第1に書かれております。例えば他県と比べてこのインターンシップ制度がどうなのか、実際これを行ったことによってというところを、踏み込んで教えてください。

【山形畜産課長】インターンシップ制度については、2つの事業がございまして、まず、県単独でやっていますインターンシップ制度の助成の内容としては、大学生が県内にインターンシップに来られる時に往復の交通費を全額負担をしているということです。上限が5万8,000円ということです。

それから、あと、行政体験研修というのがございまして、これは中央畜産会という国の団体がありますけれども、そちらの事業を活用しまして、こちらにつきましては、大学からの往復の交通費の全額、それから、宿泊の一定額、1泊5,000円を上限に補助するという制度になっておりまして、若干、県と行政体験研修で、宿泊費の分がちょっと違うというのがあります。

それから、実際にインターンシップを活用した方が県のほうに採用されている状況ですけれども、平成27年度につきましては9名のインターンシップがありまして、そのうち3名が県に採用されていると。それから、平成28年度は12人のインターンシップに対して1名、平成29年度の参加者については13名のうち1名が県に採用されたという実績になっております。

【浅田委員】ここ最近の13名中1名というのをどう捉えるかという部分と、さっきの答弁の際に、長崎には獣医学部がないので、どうしても遠いところから来ていただかないといけないと。そういう中で、離島とかだったら正味3日間ぐらいというようなお話もあったかと思うんですけれども、この費用というのが、他県と比べて実態としては少ない、多い、どうですか。

【山形畜産課長】先ほどの中央畜産会の事業については全国一律の事業でして、あと、県の単独分について、すみません、他県との比較をしている手持ちがないので、今わかりかねます。

【浅田委員】ぜひお調べいただきたいなと。こうやって要望書が出ているということは、やっぱりかなり人数とかにも問題があるのかなと思うんですが、そもそも論になりますが、課長、今、県内で獣医師の方というのは、人数的なものなんですけれども、どのように捉えていますか。

【山形畜産課長】産業獣医師全般の中でも、特に公務員獣医師の点でいきますと、今年度については、農林部、県民生活部のほうを合わせて3名の欠員状況ということになっています。

（「欠員ですか」と呼ぶ者あり）欠員が3名出ているということです。

今年度も採用試験を実施しておりますけれども、実際、6名の応募に対して3名の確保にとど

まっているというところです。

九州各県も非常に苦勞している状況はございます。長崎県だけ厳しいということではありませんけれども、要は、少ない産業獣医師になりたいという人を各県が競争して取り合っているという状況になっているかと思います。

【浅田委員】人气的に言うと、特に女性とかの分野においては、やっぱり産業獣医師よりも小動物診療分野のほうとかに行かれる方が多いのかなというところは想像でき得るところなんですけれども、これだけ欠員が、もうしっかり3名欠員と。そうなると、やっぱりいかに長崎に来ていただくかということが重要になってくるのではないかなと思うんですが、九州各県と比べて長崎の場合は、例えば募集人数と応募に対しての在り方、実際に合格はしたけれども、採用になった時の問題だったり、そういったところもあるかと思うんですが、そこはどうでしょうか。

【山形畜産課長】各県の採用の状況でござい

ます。令和元年度、今年状況で説明をさせていただきますと、福岡県が募集が10名、受験者が19名、内定が14名で採用が13名、佐賀県が募集が9名で受験者が17名、内定が9名で採用が7名、それから、長崎県の状況ですけれども、6名に対して9名受験されて、内定は8名で採用が3名、熊本県ですけれども、募集が16名で受験者が14名、内定が13名で採用が9名、大分県が22名の募集に対して受験が8名、内定が6名で採用が4名、宮崎県ですけれども、募集6名に対して11名が受験されて、内定が9名で採用が7名、鹿児島県ですけれども、募集が13名で受験者が9名、内定が9名で採用が5名、沖縄県ですけれども、募集が7名に対して受験者は5名、内定者が4名

で採用人数が3名というところでございます。

【浅田委員】 よければ、後でその一覧表をいただければ幸いです。

募集人数に対しての応募というのは、各県どこもあるというのは、皆さん、あちこちを併願していて、そこがどう見合うか、給与面だったりいろんなところとどう折り合いをつけるかというところで決められるという部分だと思うんですね。

ということになれば、ここにもあります、福岡県の「特定獣医師職給料表」をモデルに、本県でも獣医師独自の給料表を創設することや処遇改善が見込まれているわけですがけれども、それだけやっぱり長崎県というのは、勤務に値するその給料だったりとかがかなり厳しい状況であるということなんでしょうか。

【山形畜産課長】 獣医師の給料の面でございますけれども、例えば初任給の給料基準を見ますと、長崎県が初任給で21万3,500円でございます。福岡県も、特定獣医師という給料表でいくと22万500円ですがけれども、獣医師で採用されて、例えば行政職で畜産課みたいところに配置された場合は行政職給料表を適用するという事で、その場合は20万2,100円ということですよ。

ですから、九州各県比較しても、特に長崎県が極端に低いというわけではございません。

【浅田委員】 ということは、多分、こちらにもありますけれども、「獣医学教育6年」にそれが見合っているのか、見合っていないのかという部分にきてしまうのかなと。それはどこの県も同じような状況があるのかなと思うんですがけれども、やっぱり長崎県としても畜産のところは、産業獣医師の方は重要な部分でもありますし、こちらに書かれている部分で、やっぱり運営基

盤の充実強化ですとか、女性獣医師、また、この女性獣医師の方々もやめていかれる方が多くて、結婚・出産を機に職をやめてしまう方が多いというふうにも伺っておりまして、いずれにしても、県としてもこういったところをしっかりとフォローでき得るところ、対策というのを、こうやって要望が来ておりますので、もう少しご協議いただいたり、目に見えて、もしかしたら、私たちが知らない、獣医師の女性たちにもこういうことをやっているんですよというのがるのであれば、それも改めて教えていただければと思います。

【山形畜産課長】 確かに、女性特有の出産とか育児ということでございます。

今まで県の職員で女性の方で、出産なり育児が大変だということでやめた方はないということ聞いています。

県においては、育児関係についての制度、特に獣医師という形ではなくて、一般の職員も同じですがけれども、育児休業であったりとか、出産の補助休暇であったり、育児休業であったり、子どもの介護休暇であったり、そういう制度が一定充実して、要は、そういうことをきっちり採用の時にもう少し丁寧にご説明するとか、そういったところはやり方があるのかなというふうには思っているところでございます。

【浅田委員】 女性のことに關しては、私の言葉が足らなかったのかもしれませんが、この要望書に書いてあるとおり、獣医師のということで、そこは公務員の方に限ってというご質問ではなく、これにのっとっての、4番の項目にあるとおりの、獣医師の半数を占める女性獣医師の皆さんが減っているということで、県のほうでも、やっぱり全体的にその数が減っていることが問題であるということで要望をいただいて、こ

れが民間に対しましても、そういったところのフォローアップを考える必要性があるのかなということでご質問をさせていただいた次第です。

今後とも取組、対応などに関して、もう少し踏み込んだ形で情報提供していただければと思います。

また、こちらに要望されているとおりに、非常に重要な部分であろうかと思しますので、今後、確保の支援対策の強化とか、専門職のあり方とか共に、またしっかり考えさせていただければと思います。

【近藤委員長】 ほかがございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、陳情番号の1番、「長崎県主要農作物種子条例の制定を求める陳情書」とありますけれども、これは何度か当委員会が一昨年から議論されているわけですが、農産園芸課長、種子の予算確保する規則なり実施要領がありますね。皆さんにもきちんと予算の確保なり、優良な種子を供給するということはこの規則にうたわれているのか、うたわれてないのか。うたわれているのなら、きちんと予算面で優良な種子を供給できるということがあるのかなのか、そこも含めてお答えいただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 要綱には、「安定して種子を供給する」という旨は書いておりますが、ただ、予算を確保ということについては、記載をしておりません。

【山田(博)委員】 そこはやっぱりすべきですね。というのは、このグリーンコープ生活協同組合の方から来ている要望書というのは、大きくその2つだと思うんですね。それを条例ですか、実施要綱ですかでありまして、農産園芸課長、実施要綱というのは、以前からあったでしょう。知らない委員もいらっしゃるので、

いつから始まって、きちんと対応してということをお答えいただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 要綱につきましては、平成30年3月に、長崎県主要農作物種子制度基本要綱というものを策定いたしまして、種子の生産供給体制をしっかりと維持するということを要綱で定めております。

【山田(博)委員】 だから、農林部のホームページなりにきちんとそこを、こういった要綱も定めておりますと。なおかつ、予算的なところもきちんと確保しますということを明記した要綱をつくっていただければ、それは条例にも値するわけだから、実際は。そこをしっかりと明確にやっていただきたいと思うんです。ホームページなりに記載なりしてね。

かつての農林水産大臣までされた方が日本全国言っているわけだ。それで、私にしょっちゅう電話がかかってくるんだよ、「どうなっているんですか。長崎県の種子は大丈夫ですか」と文句言われるんだよ。なんで俺が言われなといかんのかと思っているんだよ。長崎県はちゃんとやっているんですよと、そのたびに一々言わんといかんわけだよ。これで、俺の貴重な時間がなくなっちゃうわけだな。

そうということで、農産園芸課長、さっき言ったように、優良な種子を守る、予算も確保する、こういったことをきちんと実施要綱に記載したということで、農林部のホームページか何かに載せて、そういったところにきちんと、クリックしたらできるようにしておいていただきたいと思うんです。

部長、答弁したいというのであれば、していただけないか。

【中村農林部長】 まず、県として、安価で優良な種子を供給する責務があるということで、重

大だというふうに認識しているということは、まずお知らせさせていただきたいと思います。

その考え方のもとに、要綱に基づいてしっかり確保しますといった面について、やっぱり生産者の皆さんに周知を十分図るべきだというふうに思っておりますが、このように、県のスタンスがまだ十分見えてないということでご指摘をいただくことについては、私たちとしては大変申し訳ないというか、残念に思っております。

そういった意味で、リーフレットをつくって、ホームページにも載せておるんですけれども、確かに、おっしゃるとおり、予算をしっかり確保しますということまでは明記しておりませんので、しっかりと予算を確保しますといったことも記載させていただいて、「します」という言い方はなかなか難しいところがあるかもしれませんが、私たちとしてはそういう気持ちで、財政当局ともそういう約束もある程度させてもらっていますので、そういったことも記載させていただいて、安心いただくように努めてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 そういうふうにしっかりとお願いしたいと思っております。

私のところにそういった話も来ているということで、ご理解いただければと思います。

続きまして、陳情番号10番の「産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇改善に関する要望書」に関して、先ほど要望書の中身を見たら、福岡県の「特定獣医師職給料表」があるということでもありますけれども、長崎県は長崎県でこういうのがあるのかないのか、まずそこをお答えいただきたいと思います。

【山形畜産課長】 長崎県では、この特定獣医師の給料表というのはございません。

【山田(博)委員】 ないということであれば、今

後、獣医師の処遇改善ということで、やっぱりこういったところもしっかりと勉強してやっていかないといかんのじゃないかと。

以前、この獣医師の確保に関して県議会で決議が出なかったかな。記憶があるんだよな。あのとき、たしか、徳永議員が中心になって働きかけて、やろうということで、私は記憶があるんだが、畜産課長、記憶はありませんか。

【山形畜産課長】 平成26年3月28日付で県議会のほうから、公務員獣医師の処遇改善についての意見書を国等に提出しています。

【山田(博)委員】 ということは、そこから進んだか進んでないか、一歩二歩進んだか、後退したのか、全く動いてないのか、どちらですか。

【山形畜産課長】 処遇改善というところでは、例えば平成29年に初任給の増額をしたり、それから、給与の調整額の改定等を実施したり、改善は一定進んでいるところでございます。

あくまで県議会からの要望については、国に対する決議ということでございますが、県としても処遇改善には努めているところです。

国のほうで特に改善がされたという事実は、確認しておりません。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、県議会で決議して、一歩二歩進んだかと、若干動いたんですかね。ということは、財政課が畜産課というか、農林部にあまり協力しなかったということだな。これはまた、問題が大きくなってくるんだな。

これは機会を見て、財政当局におきまして、県議会の決議がありながら、一歩も二歩も進んでいるかどうかというのが、ちょっと疑問が残るから、これは改めて問題にせんといかんなど思っているんです。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時 2分 休憩 —

— 午後 4時 2分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 畜産課長、私は、畜産行政におきまして、獣医師というのはなくてはならない方でありまして、だから、処遇改善の中に、県議会から国に上げて、国もある程度動いてもらわないといかんというのはわかるわけです。そこをしっかりと整理して、畜産課長、お願いしますね。あなたに期待しているんですよ。五島に行ったら、私は牛の話ばかりされるわけ。今、大変勉強しているわけでごさいますて、お願いしたいと思います。

続きまして、陳情番号16番の対馬の漁業者の所得向上を実現する会から、水産部で話をさせていただきました。

これは、現在、対馬の豊かな海づくり、再生することが漁業者にとっては急務だと。それに当たっては、対馬のミタジキ地区というんですかね、要するに、山枯れの状態の山林が多くて、何とかここを緑豊かな山に再生していただきたいということで、鋭意漁業者も頑張っているんですけど、なかなかそれが実行されないということです。

現在、対馬の山枯れの状態というのはどれだけの面積があって、換算するとどれだけの被害になっているのかというのを調べていただいているというふうに私は思っているわけですが、まさか調べてませんということはないですよ。あれだけ言ったんですから。お答えいただけますか。

【永田森林整備室長】 対馬における山枯れということですが、我々が認識していますのは、皆伐後、森林が再生されてない。シカの

被害によって森林が再生されてないという面積が、平成26年度から平成30年度までの間に258ヘクタール存在するということでございます。

それによつての被害額というのは、すみません、ちょっと算定しておりません。

【山田(博)委員】 ちょっと算定してませんと、今、算定できるんですか。ちょっと時間をとったらできるんですか。できるかできないか、そこだけお答えください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時 5分 休憩 —

— 午後 4時 5分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【永田森林整備室長】 被害額というのは、そこから出る影響ということでございますので、算定はできません。

【山田(博)委員】 それで、258ヘクタールということでありますけど、これをこれから長崎県の林業の方々、また、漁業者の方々の所得向上の一貫としては、再生は大変必要なことなんです。これは、森林整備室長、前向きな検討協議会なり立ち上げてしっかりやっていただきたいと思うんです。いかがですか。森林整備室長、よかですか、この人たちの会は5,000人ぐらゐ集めて、水産部に陳情を上げたんだよ。5,000人よ、びっくり仰天ですよ。どうですか。

【永田森林整備室長】 まずは、258ヘクタールの森林の状態をしっかりと確認し、森林所有者の管理に向けての意向の把握などをしっかりとやっていって、そういった中で、シカの被害によって森林の再生ができていないところには、再生に必要な防鹿ネットという、シカが入らないようなネットで囲うんですが、その設置について、関係者としてしっかりと協議をしてまいりた

と思っています。

また、全体的なシカの対策については、先日の水産部の審議の中でもございましたけれども、やはり昨年の集中豪雨後には、漁業者の方からも山が荒れているという声が上がっているというのを地元で聞いているということもございまずので、シカ被害の対策については、農林部、水産部、環境部連携して、一体となって対策をとっていきたいと考えております。

【中村農林部長】今の答弁にちょっと、前提のところが不足してわかりにくいと、急にシカの話が出てまいりましたので、ちょっと状況だけ報告させていただきます。

今、258ヘクタールという数字がありましたけれども、ここは木を切った後に苗を植えるのではなくて、自然に天然林、木が生えてくるのを待つというような更新の考え方でございます。ですので、切った後に芽が出る間にシカが出てまいりますと、その若芽を食べてしまって、結局草が生えない状態になってしまう、裸地になってしまうということで、そこに豪雨とかあって、そこで土砂が流れ出して川下、海のほうに影響を与えないかというご心配があつての陳情であるということから、シカの被害ということで、そのシカの対策について、現在、協議会を設けて検討させていただいているということを申し上げたかったということで、補足させていただきます。

【山田(博)委員】森林整備室長、しっかりせんといかんよ。わかりますか、私が言っていること。あなたは森林整備室長だよ。今答弁したのは農林部長だよ。どっちがどっちか、わからんじゃないか。しっかりとやっていただきたいと思います。それだけ農林部長がよく把握しているということで、私もいろんな部の部長

に会ったことがありますけれど、これだけ詳しい部長はいなかった。本当に大したもんだと思いますよ。

それで、森林整備室長、部長があれだけ言ったから、あなたに聞きたくても聞けなくなったから、質問だけしておきます。後で回答をください、文書で。私が言いたいことは、今、そういった山もありますけど、台風とか自然災害で木が流れてしまって山枯れしているのがあるわけだ。だから、木を伐採した後に、今言った状態の山と、自然災害でだめになった山といろいろあるわけです。そこをしっかりと把握した上で、さっき言った豊かな海をつくるにはどんなしたらいいかというのを、そこに植物が生えるような状況をつくれるような仕組みを早急にやっていただきたいということを言っているわけでございまして、森林整備室長、そういった対応を、この対馬の漁業者の方と一緒に協賛しながら、協議会を立ち上げて、こういった要望の解決を一日も早くしっかりとやっていただきたいと思っているわけでございます。

本当は、このやりとりをあと5～6回やりたかったんですけど、部長が言われたので、もうやめます。以上です。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般についてご質問はありませんか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時11分 休憩 —

— 午後 4時11分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

質問はありませんか。

【八江委員】改めて質問をさせていただきますが、技術関係のことで、試験場関係が、長崎県も頑張っている部門等もありますし、その中には暖地ばれいしょの試験をやってもらっている、愛野馬鈴薯試験場というのは、なかなか新しいものをつくっていただいて、私も時々はお寄りして、今、このチラシも持っております。「ドラゴンレッド」、「アイユタカ」、「さんじゅう丸」、「アイマサリ」とか、「ながさき黄金」、そういったものを次々に出していただいて、長崎県が全国のばれいしょの大産地としてもらっているのは大変ありがたいし、長崎県の農業生産の大きな牽引力になっているというのは、それはそれとして、大変喜ばしいことだと思うし、同時に、その出荷体制が整うためには、あるいは栽培が整うためには基盤整備が必要だということで、やっぱり基盤整備をしながらそこで生産をされているのが、諫早から島原半島に向けての暖地ばれいしょの産地じゃないかなと、このように思っておりますので、大いにそのあたりは基盤整備等含めてやっていただきたいなという思いはあります。

どうぞそういう意味で試験・研究も、それから栽培技術等についてもしっかり指導していただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

長崎県は、西南暖地でもありますけど、それだけに西日本地区で一番端っこの県だということから、輸送園芸というのになってきますと、不利な条件栽培地におるということになります。そうしたときに、重量野菜となりますばれいしょ、ニンジン、タマネギ、あるいはキャベツ、ハクサイ等々についても、葉物から根物については、重量野菜のために、価格に上昇される部分がありますし、私が一番心配をしているのは、後継者不足であるということと同時に、高齢化農業者が多いということ。そうなってくると、ばれいしょは反収が、2～3トンというのが普通の常識でしょうか、これが4トン、5トンとなってくるのが一番いいことではありますけれども、とればとるほど輸送費、あるいは重量野菜のあれがかさんできます。

そういったことで長崎の産地を見ますと、ここは将来のため、もう少し研究・検討しておくべきものがあるのじゃないかなと。それは何かというと、よそがつくらないから長崎県がつくらないといかん。つくるから、何とか生計は立てられるぐらいの産地にはなっておると。それをずっと長崎県が、都市周辺がつくらない作物を、重くて値段も安くて、それを長崎県は産地として抱えておくべきかということ、やっぱりここは農林行政としては考えておかなければならない大事なところだと思うんですよ。

そこがちょっと、産地は産地として、これからはばらばら産地を維持しながら、長崎県の生産を引き上げていただく。重量野菜は大事なことはありますけれど、同時に、品種改良等によって、もう少し軽量野菜の、例えば、空飛ぶ野菜を、あるいは作物をつくるべきじゃないかと、産地化すべきじゃないかということを申し上げておきたいと思うんですけど、そのことにつ

いては、皆さん方の考えの中にどのように位置づけてあるのか、それを一応聞いておきたいと思うんですけれども、いかがですか。

【渋谷農産園芸課長】ばれいしょにつきましては、本県の重要な生産作物となっておりますが、現実的に重量野菜ということもありまして、島原半島を中心に、一部レタス、あるいはブロッコリーと新たな品目を入れて、できるだけ軽く収益性が高いというものに変わってきている現状もあります。

今後とも、農家の収益が上がるような品目について検索をしていきながら、所得を最大限に持っていくように支援をしていきたいと考えております。

【八江委員】野菜等についても、別にまたやっている野菜というのは当然ありますけれども、そういったものはしっかり品種の選定等含めて、そして産地化を進めていただくことが必要かなと思います。

八斗木のネギでもそうでしょうし、そしてまた、今言われたブロッコリーについては、長崎県は非常に優秀な産地としてクローズアップしていることも事実です。だからといって、これも軽量化というと、必ずしも軽量ばかりじゃない。しかしながら、さっき申し上げたよりも幾らかは軽量になっている。そういったものを選定しながら産地化を進めて、長崎県の産地をつくり上げていくという姿勢は持っておかないと、これは一気にはできないと思うし、また、産地をつくり上げていくことはできないと思うんですよ。それを今から徐々にやっていって将来に備えるというのが大事だから、私は一言申し上げておきたいと思っております。

コロナウイルス等で非常に厳しく指摘されている学校給食の問題、野菜にしても、すべて食

料品はそうなんです。その中で畜産に関係すると、牛乳が一斉にストップされてしまっておるということも言われておりまして、このことについての支援策等が、今まで牛乳というのは加工品に回しているかどうか知らないけれど、その辺の対策等についてはどのようにしておられるのか、酪農に対する対策等についてはいろんな検討がなされているのかどうか、それも聞いておきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

【山形畜産課長】学校給食で長崎県産の牛乳を県内に供給しております。今回の学校が臨時休校ということで、県内で319トンの供給が停止になったというところであります。

この酪農家に対する支援については、今、九州の中で、極力、飲用向けが増産できればそっちに回すと。どうしてもそれに回せない部分は加工用として振り向けるということになっております。

国のほうが需給緩和対策というのを、昨日、第2陣の対策というのを打ち出した中に、一般に飲用に向けた金額と加工に向けた時の価格差というのがありますけれども、その価格差分を国が全額見るというふうな方針が出されておりますので、その詳細を、今後確認しながら、農家の所得に影響がないようにしていきたいと考えております。

【八江委員】しっかり対応していただきたいと思います。

最後に花の関係、軽量作物、我々が若い頃に、大村から飛行機で都市に搬送して、「空飛ぶカーネーション」という名前をつけてやったことを久しく思い出しておるわけですが、花の計画100億、今は80数億になって、あと間近という時に、今のところコロナウイルスもあって、価格が暴落している。

毎日、テレビをつければ、農林水産大臣が出てきて、「花を家庭に、職場に。そして、春の花を飾って、楽しい一日を送ってもらうために花を使いましょう」と、このような話が出るぐらいに、全国各地の花産地が大きな打撃を受けている。卒業式、入学式、こういったものに花の贈呈をするのも、そういったものも減っておりますけど、花の産地としても、こういったものが出てくると打撃を受けます。

100億達成を間近にして、軽量作物である花の栽培がそこで滞ってはいけないと思うけど、その対策については、しっかりと支えていかなければいかん。あるいは、支援をしていかなければならないと思いますけれど、その点はどのように考えていただいているのか、お尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】今回のコロナウイルス関係で園芸関係で一番影響を受けているのは花ということで、青果物等については、家庭用の需要が増えたことから、あまり価格は落ちてないということですが、花につきましては、卒業式等がなくなって、謝恩会等もなくなったということで、かなり単価が下落をしている状況にあります。

ただ、青果物については、野菜価格安定事業というので価格を補填する仕組みがあるんですが、花については、そういう事業はありません。

そういうこともありますので、まず、セーフティネット資金、資金面でしっかりと生産者の相談に乗りながら支援をしていく。それから、もう一つ、農林水産省のほうで、今、「花いっぱいプロジェクト」というものをやられています。テレビ等でもあっておりますように、今度のホワイトデーには花を贈りましょうとか、あるいは職場、家庭で花を飾りましょうというの

があっておりまして、県のほうでも、県のホームページのほうにもそういう取組等を紹介させていただいておりますし、県庁内のポータルサイトでも、ぜひ、県の職員の皆さんも花を活用してください、消費のほうでも支援できないかということで、今取り組んでいるところであります。

【八江委員】どうぞひとつ、コロナに負けないで、農業団体としてもしっかりサポートしていただきたいと思います。

いずれにしても、農業は欠かすことのできない職業でもあるし、生産をしているものでありますけれども、これも産地間競争というのがそこにはあるわけですね。野菜もそうですけど、今の花もそうですし、果樹もそうです。幾らいものをつくっても、全国トップだと言いながらも、やっぱりそれに近い、あるいはそれ以上のところが各県にもありますので、自分のところだけがよかったですじゃなくて、周囲を見ながら、全国に負けない産地化というか、品種改良とかを含めて努めてやっていただかなければ、県民の農業生産としてもうまくいかない。

もう一つは、今は雨も降っているし、天候に左右、温暖化等もありますけど、やっぱりそこは、しかし、そうですけど、全天候型の施設園芸をもって生産高を確保することは、その中でも一番大事な役割です。ですから、省力化、あるいはいろんな環境型の機器等もありますけれども、そういったものを含めて、他県にない先進的な農業経営をして、安定収入につながるように努力していただきたいと思います。

最後に、農林部長、それだけお答えをいただいて終わりたいと思います。

【中村農林部長】 私たちも園芸1,000億という目標を掲げて、その中で「日本一の産地づくり」

というキャッチフレーズでやっております。反収で日本一、ないしは価格で日本一。

そういう産地間競争に打ち勝つ、いい産地をつくっていくといった面で、委員ご指摘のとおり、技術的にとか、いい品種をととか、それから、先ほどあった全天候型とかいうことで、新しい技術、スマート技術とか、新しい品種の開発とか、そういった面でしっかりと所得の上がるような、ほかの産地に勝てるような産地づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導いただきますよう、よろしくお願いします。

【山下委員】 お疲れさまでございます。ご指名ありがとうございます。私は、2点ご質問させていただきますと思います。

まず、農業経営課のほうにお尋ねをしたいんですが、農業サービス事業体、株式会社「エヌ」について資料をいただいているんですけれども、昨年からは始めて、まだ短期間の運営だということでお聞きをしているんですが、昨年、佐世保市のみかん農家が単発的に派遣をお願いして、実際に、日本人の学生さんだと思いますが、大学生のほうに支援をいただいて、収穫期のみということで、大変助かったというお話をお聞きしたところであります。

ただ、1点だけ要望がありまして、今日は取り上げさせていただきたいんですが、通常でいくと、いわゆる最低賃金と言われるものがありまして、今、長崎県でいくと790幾らということで、800円ぐらいが最低賃金になるんですが、そのときの単価が1,200円ぐらいだったということでお聞きしています。もちろん派遣業務ですので、いろんな経費がかかってきて、のっかってきて1,200円になっているというのはよくわかるんですけれども、その分の差額の部分に

ついては、生産者さんたちの負担ということになっております。もちろんわかった上でオファーをして、お願いをして来ていただいて、それで、助かったということをおっしゃっている。

ただ、例えば生産者にのっかる300円、されど300円ですけれども、単価、時給、この部分について、例えば何か制度的にととか、支援とか補助金とかも含めて、何かしら今後、考えていただける余地があるのかなのか。ここの部分を見ていただくと、皆さんは非常に助かるというようなご意見が私どもに寄せられましたので、あえて今日は質問をさせていただきたいと思えます。ご見解をお願いします。

【宮本農業経営課長】 委員からご指摘いただいたので、お話もありましたけれども、エヌにつきましては、外国人材の受入れを中心にやっておりますけれども、人材派遣業の許可をとっているということで、国内人材の派遣も試行的ですが、行っております。

お話がありましたとおり、昨年の単発派遣ということで、佐世保地域のみかん農家を対象に、延べ17人の大学の学生さんを11月の下旬から1カ月間、収穫作業に対応していただいたというものでございます。

お話にあった費用につきましては、ありましたとおり、時給本体のほかに社会保険料ですとか、賃金のほかに消費税とか、会社の運営費とか、そういったものがどうしても入ってまいりますので、お話のように、少し上乗せになってしまうというのが現状、正直でございます。

今回、試行的な取組ということですので、委員のお話にあったようなご希望も受け止めた上で、来年度以降、どのような国内人材の単発の派遣のやり方があるのかについては、エヌとも協議をしながら、今後の対応については、県と

しっかり対応を考えていきたいと思っています。現状では、お話はこの程度でございます。

【山下委員】 ありがとうございます。来年度以降、前向きに検討を進めていただけるというご回答をいただきましたので、ぜひともそういう流れで進めていただいて、少しでも生産者のご負担が減って、部長が申されます年収600万円に近づくように、よろしく願いしたいと思います。

2つ目ですが、新型コロナの影響ということで、私が質問したいことをほとんど八江委員が質問されましたので、重ならない程度に質問したいと思います。

私のほうにも花きの生産者とか、影響が出始めているところが大変苦慮しているということでお話が来ております。これは質問通告もしてないんですけど、例えば、今現在、掌握されている部分で結構ですが、県内の農産品の価格等影響が出始めている品目等がありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

【吉田農政課長】 農林部の3月6日時点で把握している状況ですが、牛乳につきましては、さっき畜産課長が言いましたように、臨時休校に伴いまして、約319トンの供給が停止しているという状況でございます。

それから、肉用牛につきましては、外出を控える等もございまして、東京や大阪の枝肉単価が下落しているということで、これが長期化すると、さらに影響が出てくるんじゃないかというお話もお伺いしております。

それから、野菜につきましては、外食産業と契約取引をやっているところにつきまして、契約の出荷量停止とか減少というような影響も出始めているというようなお話も聞いておりますが、一方で、家庭用の消費というのが増えてお

りまして、小売なんかは多少増えているというふうなお話もお聞きしております。

あと、花につきましては、先ほど農産園芸課長が言いましたように、卒業式とかイベントの中止で価格が下落しているということでございます。

それから、木材価格につきましても、中国と韓国向けの輸出が停滞しているということで、その分が国内の供給に回って価格が下落しているというような状況については、一応確認をしているところでございます。

【山下委員】 ありがとうございます。品目も多岐に渡って影響が出始めているということがわかったわけであります。

先ほど農産園芸課長のほうから、花いっぱいプロジェクトということを国が率先してやってらっしゃって、私も、今日、県のホームページを開いたら、県のホームページのほうにも、そのような趣旨で載せていただいています。

こうやってコロナの影響で需要が減少してきて、いろんなところに影響が出始めています。先ほども話がありましたけれども、お花をぜひとも、春ですし、花きの生産者からいくと、ちょうどこれが一番売れる時というか、一番需要がピークの時にこういう打撃を受けているわけであります。先ほどありましたとおり、3月14日ホワイトデーということでもあります。私も妻に、ぜひ花を贈りたいなというふうに考えております。

また、農林部長におかれましては、私が国会議員の秘書時代から大変ご指導いただきましてお世話になりました。東京では、一緒に汗をかかせていただいて、いろんな思い出が今思い出されるわけであります。ぜひともご家族にホワイトデーに、農林部長が率先してお花を贈って

いただくことをお願い申し上げまして、その辺の決意を、部長、最後にお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

【中村農林部長】私、バレンタインデーにはバラをうちの奥様にプレゼントしております。ホワイトデーは、当然贈りたいと思っておりまし、奥様だけではなくて娘とか、おふくろとかにもぜひ贈らせていただきたいと思っておりまし、そういう取組をやはり県民の皆様にもしていただくように、PRに努めてまいりたいと思います。

なかなか実現はしてないんですが、県庁のエレベーター前のフロアに、私は県産の花をぜひ飾ろうということで、できる限り5階のエレベーターの前のフロアには飾らせていただいているんですけれども、それを各階に飾るとかいうような取組も県庁全体でできないかというところもご提案をさせていただければなと思っております。ありがとうございます。

【浅田委員】素晴らしいご提案を部長自らお花のことですべてしていただいて、ありがとうございます。

余談になるんですが、私は祖父がお花の家元をやっていたりしたので、家はもちろん、ずっとお花があります。花のあるところに生まれたり、花があるところで仕事をするだけで、またいろんな違いも出てくると思いますので、もっともっとそういうところを広げていただければなと思います。

あわせて、お二人から、コロナウイルスに対しての今の現状というものがありません。先日、私はいちご農家さんに視察でお邪魔をさせていただいた時に、長崎のいちごも大阪、東京いろんなところに送られている状況だけれども、これからもっともっと被害が出るのではないかと。

被害もそうなんですが、あわせて、自分たちが、今日もフリーランスの方々にも、子どもがいる方に限っては、半分ぐらいのお金が出るというようなことがありましたけれども、農家とか、企業体になってない方々が、今ものすごく不安を抱えていらっしゃる。今、現状で、そういったところからのご相談件数だったり、具体的な状況というのがあれば、あと対応策というのがあれば、教えていただければと思います。

【宮本農業経営課長】現状、コロナウイルス対策につきましては、実際、例えば資金繰りなどで困るというような話も若干ありまして、具体的には、農林政策金融公庫が融資をしているんですけれども、こちらのほうから、これまでに5件の相談がっております。まだ相談段階ではございますけれども、より具体的に資金繰りとかの話が出てきた場合には、農林公庫、それから、窓口としては各振興局なども含めて相談に乗れる体制をとっておりますので、しっかりと支援もしていきたいと思います。

今申し上げました農林水産業セーフティネット資金につきましては、災害などがあった場合に、農林政策金融公庫のほうから農業者に対して支援するという措置でございまして、今回のコロナウイルスの発生を受けて、昨日公表されました政府の緊急対策の第2弾におきまして、農林水産業セーフティネット資金、通常は0.1%の金利がありますが、これを実質無利子化すること、それから、無担保・無保証で融資をするということなどの具体的な支援策が打ち出されておりますので、引き続き情報収集、中身につきましても展開しながら、農家の支援もしていきたいと考えております。

【綾香農林部次長】農林業では、県内ではいち

ごとか、そういう品目以外の多数の品目で影響が懸念されます。農家の方も大変不安に思っておられると思いますので、新型コロナウイルスについての国の支援策とか、あと県でできること、そういうことを丁寧に農業者の皆様に、我々が直接ホームページとか、会合の場でおつなぎするのと併せて、各振興局の職員が一戸一戸回る機会にお伝えするとか、あと、「普及だより」等で、広報誌の形でお伝えするとかしながら、しっかり農林業者の皆様の不安を解消できるように、そして、支援策についてしっかり行き渡るようにやっていきたいと思います。

その後、関係団体とか市町等とも一体となって、国に対して申し述べることにについても申し述べていきたいと考えております。

【中村農林部長】それぞれ品目ごとに収入安定対策がございます。すべてそれで賄えるというわけではございませんが、例えば枝肉が安くなったとなりますと、牛マルキン制度というのがありまして、減収といたしますか、所得が生産費を下回った場合、それに対する補填があります。

それから、野菜なんかには価格安定制度とか、それから、価格が下がった場合じゃなくて、収入全体が下がった場合の収入保険制度というのも、最近出ております。そういったもので補填をする。

それから、先ほどの牛乳については、全部と言いましたけれど、もともと飲用から加工に回った場合、単価が下がりますので、それに対する補填金もあります。ただ、それも、今言いました保険とかなんとかは、全部、現収の8割程度しか補填されないと。要は、減収の2割分は、どうしても農家は困ってしまう。だから、セーフティネット資金みたいな資金繰り対策を対策として打ちますとか。

それから、今、国のほうでは、酪農のほうでは、先ほど言いました加工の補給金で足りない差額の分を、また国が対応しようということで対策が出ておりますけれども、そのほかについてもいろんな検討がなされているのではないかなと思うんですけれども、まだその情報が来ておりませんので、そういった情報をしっかりと収集しながら、対応をしっかりとってまいりたいと考えています。

【浅田委員】ありがとうございます。さまざまな対応策、支援策というのがあるということで、私も理解しました。

農家の方にとっては、無担保であっても借ること自体が、その後は返さなきゃいけないわけですから、そもそも借りるのがという声も当然のこととしてあります。今、長崎県はまだ感染者がいないので、まだ何とかなっているところもあると思います。そのあたりもしっかり、私たちも共に取り組みながら、情報発信もさせていただければと思います。

もう一点だけお聞かせください。

農産加工流通課について、牛肉の輸出状況をまずお伺いできますでしょうか。

【長門農産加工流通課長】牛肉の輸出につきましては、「長崎和牛」の輸出ということで、香港、シンガポールを中心に1億500万円ほど輸出されている状況でございます。平成30年度です。

【浅田委員】量とかそのあたりは関係ありますか。輸出量を、また改めて教えてください。

【長門農産加工流通課長】長崎和牛の輸出量としましては14.7トン、平成30年度、輸出されている状況でございます。

【浅田委員】これは長崎和牛という形だけで、ほかの輸出は、ありますよね。ほかにもマレーシアとか、台湾とか、長崎和牛だけに限らず、

教えてください。

【長門農産加工流通課長】長崎和牛のほかに交雑種ということで、F1、酪農と掛け合わせた交雑種というのがございますけれども、これにつきまして、約2,700万円ほどございますので、牛肉全体として合わせれば1億3,000万円ほどで、量としましては21.2トンほどになります。全体です。

【浅田委員】他県と比べると、結構少ないというふうにも伺いをしているんですが、これは屠畜場がないことも、長崎の場合は影響しているのではないかとというふうなお話を業者さんから聞いたことがあるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【長門農産加工流通課長】屠畜場が少ないということもあるかと思いますが、まずは、長崎和牛の全体の頭数自体は、ほかの県と比べてやっぱり少ないということで、長崎和牛に限定しますと、8,700頭ぐらしか長崎和牛として出荷されてないという状況でございます。

【浅田委員】畜産をやられている方からは、屠畜場がないということが、生産者からは、もっと輸出の拡大を図るためには、どっちが先かということもあろうかと思うんですが、そういったものをしっかりつくっていただければ、またさらにというふうなお声もあるんですが、生産者の方々とのそういう協議とか、そういったことを過去にお声を聞いたことはありますか。

【山形畜産課長】現在でも、タイ、ベトナムについては、佐世保食肉センターは処理施設として認められておりますけれども、近年は、香港とか米国というのが伸びているんですが、ここについては、県内には対応している施設がないということで、九州管内の他の県の屠畜場で屠

殺をして輸出をしているというのが今の現状でございます。

生産者からも、ぜひ長崎県内にそういう施設をつくってほしいという声は聞いております。

【浅田委員】実際、そういう屠畜場をつくってほしいという声を聞いてらっしゃるので。前、私もドバイに行った時に、ハラール対応とかでも、しっかりとしたこういう工場があるかないかによって輸出の拡大が見込める、マレーシアとかもそうだと思うんですが、そういったところできているところでは、もっともっと伸びてきているというふうなお声も伺っています。

これが、今まで長崎の場合はないわけですが、つくらない理由というか、つくってこなかったということに対しては、何かありますか。

【山形畜産課長】牛肉の輸出については、国ごとに相手国が定めた衛生基準等というのがありまして、国ごとにそれに対応していく必要があります。

その中で県内の状況を見てみますと、衛生基準の中で、例えば牛と豚を確実に分離しなきゃいけないとかあるわけですが、そのためには大規模な改修工事だったり、場合によっては新設をするということをしていかないと、多分対応できないんじゃないかというふうに考えています。

そのために費用もかかりますし、場所の問題も出てきますし、あと、それから、今の頭数で、実際に施設をつくってもそれがきちんと運営できていくかという課題もあるというふうに思っております。

そういう課題はありますけれども、今後どのような対応ができるのかは、県内に5つの屠畜

場がございますけれども、その施設を管理している方と、今後議論を重ねていきたいと思っております。

【浅田委員】 ぜひ。逆に、生産者の人にとっては、どの程度の輸出量があれば、そういったものがつくれることになるんですかというようなご質問もあるんですが、そこはどうなのでしょう。輸出量だったり、頭数がちゃんとあれば、それをつくることももっともって考えられるんだというのがあれば、その1点だけお聞かせください。

【山形畜産課長】 どの程度の規模の施設をつくるかによっても随分変わってきますし、それから、その頭数に応じて農家が負担する処理のコストというのも、当然出てくると思います。現状のままでいければ、それがいいわけでしょうけれども、当然それだけの負担をした場合に、それを改修するために、例えば値上げをしなきゃいけないといった時に、じゃ、どれくらいかというのも、生産費とか、輸出の効果とかも総合的に勘案する必要があると思います。

現時点では、何頭とか、幾らとかということろまでは試算をしておりません。

【中村農林部長】 長崎和牛の、これはJA系統の扱いを申し上げますと、先ほど農産加工流通課長が言ったとおり、ロットがもともと少ないということで、月に6頭分ぐらいしか、今、輸出ができておりません。

というのは、従来からの流通の、いわば市場ニーズが、もっともっと欲しいというニーズにもともと応えられてない。ただ、今後、人口が減ってまいりますので、やはり先々は外に出していかなばいかなだろうということから、輸出のノウハウをある程度事前に勉強しとかんばいかんということから、まずは、少量なんですすけ

れどもやっといこうという段階でございます。

ですから、今の段階で何十頭も何百頭も、さらに言えば、輸出はステーキ用が中心で、ほかの部位はまた別に流さんばいかんという問題点も実はありまして、だから、今後どういう戦略でいくのか。逆に言ったら、頭数を増やさないことには輸出にまだいけないという段階なものですから、増頭の戦略と流通の戦略と併せて検討していくべきだろうと、併せて、屠畜場の在り方についても、同時にしていかなばいかんというふうな段階であるということでご理解をいただきたいと思います。

【浅田委員】 ありがとうございます。私もその状況をまたしっかりと学びながら、これも生産者のお声だったものですから、皆さんがぜひもっともっと協議を共々にしていっていただければなと思います。

【近藤委員長】 ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 農林部長、先ほど浅田委員が言った屠畜場の件ですね。私も昨年お話をしたとおり、農林部長がおっしゃるとおりでして、これから日米貿易協定とかTPPとかありまして、そうすると、これから輸出戦略をどのようにして考えていかないといかんとか、国が、これから農家の方の所得をするには輸出しかないと言ったわけでございまして、これは国を巻き込んだ上の屠畜場のあり方というのに、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。国が、輸出をせんといかんと言っているわけですからね。そういうふうにはせざるを得なくなった状況をつくったのは、国がつくったんですから、これはね。だから、国にしっかりとやっていただきたいと思っております。畜産課長、お願いします。

私のほうから、先ほどほかの委員からありま

した、コロナウイルス対策なんですけれども、質問したかったことは、これはきちんとした窓口でしっかりと対応していただきたいなど。というのは、農林部と水産部とそれぞれ部でやっていただきたいと、産業労働部のほうは中小企業を中心に、縦割り行政と言ったら誤解を招きますので、一体となってしっかりやっていただきたいと思います。産業労働部に農業者のことを言ったってわかりにくいでしょうから、そこは、農業者のほうは農林部のほうでしっかりと窓口をつくって対応ができるように速やかにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

具体的に私のほうから質問を、限られた時間でございますので、まず、壱岐の牛舎で敷き材、森林整備室長、その後、順調に進んでおりますか。山口県からくぎとか何かが入ったものを持ってきて、くぎとか何かが入っている敷き材だったら、牛が間違えて飲んで胃が痛くなって、牛が死んだりとか、こういう事例があるということ私も聞いているんですよ。そういった敷き材はいけなくなっているにもかかわらず、なぜ山口県から持ってくるんですか。そういったことはだめですよ。畜産課長、だめですね。森林整備室長はよくわからんでしょうから、畜産課長、いいか悪いか、そこだけお答えください。

【山形畜産課長】牛の飼育をする上で、牛舎の底に敷く敷き材が非常に大事と。当然島内で賄えない分については、安定して供給する場所が必要ということで、以前から付き合いのある山口県から定期的にのこくずを入手しているというふうに伺っております。

森林整備室とも連携していますけれども、島内での供給体制がとれれば、地元にとっても非

常にいいことではありますので、それは森林整備室と一緒に進めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】私が言っているのはそうじゃないよ、畜産課長。敷き材として廃材にくぎとか入っているのが牛にとっていいか悪いか、牛が喜ぶか喜ばないか、それを聞いているわけだよ。そんなことを聞いてないんですよ。明確にお答えいただけませんか。

もう一度言いますよ。敷き材でくぎとか入っているのを牛が喜ぶか喜ばないかということを聞いているんです。

【山形畜産課長】当然、くぎが入ったのを牛が間違えて食べると健康を害しますので、それは問題だというふうに考えております。

【山田(博)委員】そうでしょう。森林整備室長、そういうことです。対馬でも十分供給できると言っているわけだから、そういった対応をしっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【永田森林整備室長】壱岐島内でのおが粉生産についても、一定増えているという声は聞いております。

また、対馬からも壱岐のほうにおが粉を持っていってしますので、当然、供給能力に応じてになると思いますけれども、我々としても、県外から持ってくるよりも県内のものを使っていたきたいと思っておりますので、そういうところについては、畜産課と一緒に、山口県産ではなく、まずは長崎県産材、対馬産を使っていたきたいと。また、壱岐の生産が増えてくれば、壱岐の島内の分という形で進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】森林整備室長、大体牛の、人間で言うと布団みたいなものが、安心して眠れ

るとしたら、くぎがないのが一番いい。というのは、これは牛が間違えて食べて、胃が破けて牛が死ぬんですよ。この事故があっているんですよ。森林整備室長、ご存じでしたか。知らなかったでしょう。私は牛の言葉がわかるんですかと、そんな顔をしているけれど、言葉はわからんけど、実情があるんだよ。

そういったことがあって、だから、私が言っているのは、牛が安全で安心して生育できる環境づくり、なおかつ、県産材でつくれば、これは、つまり県民所得の向上につながるわけだよ。わざわざそんな危ないのをなんで山口県からとるのかと、それをなんで今まで黙っていたのかと、それを私は言っているんですよ。何をやっていったのかと言いたいわけです。

森林整備室長、次の6月定例会までにそれをゼロにするぐらいの目標、計画を立てて提出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

【永田森林整備室長】私どもは供給側でございますので、需要側、使う壱岐の畜産農家の方かと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。ゼロということになるかどうかはわかりませんが、そういう実態をまず把握し、ご意見を聞きながら、県産材使用というのを検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 目標を持って決意をやってもらいたいと言っているわけだよ。その決意があるかないか、私はありませんけど、勘弁してくださいと言わんばかりじゃないか。あなたはどこの職員か、山口県の職員じゃないだろう。長崎県の森林整備室長だよ。頑張ってくださいよ、室長。もう一声。

【永田森林整備室長】 県産材が使われるように、進めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ6月の委員会で、森林整

備室長からその計画が出るのを楽しみに待っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、私はいろんな地域を回っていたら、最近は畜産を一生懸命やっている農家と、どうしても経営がいかなくて牛舎を廃止するというものでありましたけれど、最近、住民訴訟まで上がっているんですけど、牛舎の保証人という人には、先ほど権利の放棄もありましたけれど、農協のリース牛舎というのは、ちゃんと保証人があってするけど、保証人にきちんと請求するようになっているかなっていないか、それをお答えいただきたいと思いますと思っております。

いいですか、農協がリース牛舎をつくれますね。リース牛舎をつくって、それを一般の農家にお貸しします。その貸した牛舎を、借りる人たちが、実際はもう畜産ができないから、保証人が2人、3人いますよね。そこにきちんと請求ができるような形をとっているかとかっていないか、というのをお尋ねしたいと思います。

実際、県の農協が補助金返還とかいろいろやってきました。県のほうにもしましたけれども、その前に、やはりそういったことをきちんと請求しているかどうか、これは団体検査室長にも関わってくるわけですね。こういった事案があったのはご存じだと思うんですが、そういったのをきちんと整理されておりますか。そこをお答えください。

【山形畜産課長】 農協で牛舎をつくって、それをリースで貸し出すと。契約書の中には保証人というのもしっかりうたっております。ですから、牛をそこで飼っている間、例えばリース料が未納になったという場合は、その保証人からということになると思うんですが、廃業された場合については、逆に農協の所有物ですの

で、農協が、その牛舎を使ってくれる次の新しい方を探してうまくそれがマッチングできれば、その方を入植させるというふうな取組をさせていただいていると。

それでもどうしても見つからないとかいった場合には、また別な対応が出てくるかと思っておりますが、まずは後継者を探していくというのが、今取り組んでいる状況でございます。

【山田(博)委員】 そうであれば、後日、わかる資料を提出していただだけませんか。よろしくお願いしたいと思います。

それで、これは要望というか、次の委員会までに農村整備課長に、畑総事業で新規にする時に調査をやりますね。そういったときには、やはり地元でできる仕事は仕事、分離するんだったら分離できるような方法を提案できるように、次の委員会まで検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、私は県議会議員になったのは35歳でございまして、そのときに当委員会で最初にした時には、当時の先輩議員の松尾先生からいろんな罵声をいただきながら、委員会というのは勉強させていただきました。特に、私の地元は1次産業が大変盛んな地域でございましたから、本当に農林部の職員の方にはいろいろとアドバイスいただいたわけございまして、今回退職される方が、中村部長と岡本次長、荒木センター所長といいますけれども、このお三方に、県職員として働いた中で、これからどうあるべきかという農林行政のあり方というのを、ぜひ、限られた時間でございまして、大変申し訳ございませんけれども、聞かせていただいて私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

— 午後 5時 2分 休憩 —

— 午後 5時 2分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【岡本農林部次長】 私は農林部に通算9年勤務させていただいておりますけれども、諫干から入りまして、非常に皆さんにはお世話になっております。

県民の視点でしっかり物を判断していただきたいと思っています。

【荒木農林技術開発センター所長】 後輩にということで、おこがましいようでございますけれども、いろんな問題、課題についてしっかり対応するということが、やはり一番大切なことではないかと。それは現場においてでも、行政においてでも思っております。

【中村農林部長】 もしかしたら、山田(博)委員からのご質問に答えられない形になるかもしれません。ちょっと長くなりますが。

後輩たちに言いたいことは、イメージを同じにしたいということです。何を言いたいかわかると、私は、昨年、小値賀の大島に参ったことがございます。そこは、当然二次離島でございまして。なのに何をしに行ったかという、若い後継者の方がお二人、ハウスをつくるということで、県の単独事業でやったものですから、ぜひ視察をさせていただいて激励に行きたいということで行かせていただきました。

船から降りたら、左斜め上に小学校がございました。小さなしまでございまして。その後継者のお二人と話をしながら、そこは畑地の基盤整備がされております。畑かんもございました。そういった状況だから、自分たちは帰ってきて、しっかり農業は継いでおるということで、規模も大きい、儲かっている農業で、

家族状況を聞いたら、子どもが、お二人合わせて11人でございまして、小学校の児童数が11人です。まさに、これが僕らがせんばいかん仕事ねというふうに思いました。

農業の基盤整備をして、ハウスとか整備して、そこで若い後継者の方々が残って、その方たちに技術指導とか、経営指導とか行って、儲かって、子どもが生まれて、その地域の小学校がしっかり残っている。

そこで確認したんですけど、「運動会、どげんですか」と聞いたら、島民皆さんが集まって、家族だけじゃなくて、しまの人たち全員が集まってわあわあ言うて、明るく、楽しく騒いでますよと。これが、私たちが目指さんばいかん施策、行政だというふうに改めて思いました。

こういうイメージを後輩の皆さんには共有していただいて、そのためにはなんばせんばいかんかと、こうなったからこうなった、そこをしっかりと理解していただいて、政策を進めていただきたい。「何のために仕事をしよるのかといったことを、一緒に共有しながら仕事をせんばいかんぞ」というところをお伝えしたいと思っています。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

【近藤委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 5時 6分 休憩 —

— 午後 5時10分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告並びに委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 5時11分 休憩 —

— 午後 5時12分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、3月17日（火）の予算決算委員会における農水経済分科会長報告及び3月19日（木）の本会議における農水経済委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議会につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 5時13分 休憩 —

— 午後 5時13分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告については、協議会における皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 5時14分 休憩 —

— 午後 5時16分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任
願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算
決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 ５時１７ 閉会 —

農 水 経 済 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年3月11日

農水経済委員会委員長 〃

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名
第 19 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）
第 53 号 議 案	長崎県魚市場条例を廃止する条例
第 54 号 議 案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例
第 55 号 議 案	長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
第 56 号 議 案	長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例
第 69 号 議 案	権利の放棄について
第 70 号 議 案	権利の放棄について
第 71 号 議 案	権利の放棄について
第 73 号 議 案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について

計 9 件（原簿）

告する。

近藤 智昭

審査結果
原案可決
原案可決
原案可決
原案可決
原案可決
原案可決
原案可決
原案可決
原案可決

案可決 9件)

委員長（分科会長） 近 藤 智 昭

副委員長（副会長） 中 村 一 三

署 名 委 員 饗 庭 敦 子

署 名 委 員 山 下 博 史

書 記 松 村 賢 太 郎

書 記 田 渕 正 樹

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会
関 係 議 案 説 明 資 料
(経 済 対 策 補 正)

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

予算議案 第91号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち
関係部分
事件議案 第72号議案 「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての
一部変更について」

であります。

はじめに、第91号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち
関係部分についてご説明します。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対
策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予
算を追加しようとするものであります

歳入予算は、

分担金及び負担金	1億8,625万	円の増
国庫支出金	54億1,410万	円の増
合 計	56億 35万	円の増

歳出予算は、

水産業費	68億3,833万1千円の増
合 計	68億3,833万1千円の増

となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(水産物輸出拡大施設整備事業費について)

水産物の陸揚量が多い港湾を核とした地域における一貫した衛生管理の下での集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の整備を支援するため、

水産物輸出拡大施設整備事業費	28億	円の増
----------------	-----	-----

を計上いたしております。

(水産基盤整備について)

漁場水産基盤整備費で、

国直轄特定漁港漁場整備事業負担金	4,550万	円の増
------------------	--------	-----

水産環境整備費	6億9,400万	円の増
---------	----------	-----

県営漁港水産基盤整備費で、

水産流通基盤整備費	22億7,000万	円の増
-----------	-----------	-----

水産生産基盤整備費	7億3,662万5千円	の増
-----------	-------------	----

機能保全事業費	2億1,500万	円の増
---------	----------	-----

市町村営漁港水産基盤整備費で、

水産生産基盤整備費	7,720万6千円	の増
-----------	-----------	----

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。今回の国の補正予算に対処するため
予算計上した事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

水産業振興費	28億	円の増
--------	-----	-----

漁場水産基盤整備費	7億3,950万	円の増
-----------	----------	-----

県営漁港水産基盤整備費	32億2,162万5千円	の増
-------------	--------------	----

市町村営漁港水産基盤整備費

7, 720万6千円の増

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第72号議案 「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について」は、昨年2月定例会において議決をいただいた、国が対馬海峡地区で実施している直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について、この度の経済対策補正予算により、国が追加事業を実施するため、県負担限度額の増額変更に同意しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料
(経 済 対 策 補 正)

農 林 部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分

第92号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」

であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

それでは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	6億 3,473万 3千円の増
国庫支出金	35億 4,656万 1千円の増
合 計	41億 8,129万 4千円の増

歳出予算は、

農 業 費	3億 7,705万 4千円の増
農 地 費	42億 8,490万 円の増
林 業 費	13億 8,571万 6千円の増
合 計	60億 4,767万 円の増

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

(分担金及び負担金について)

農業農村整備事業及び治山事業にかかる地元負担金の増に伴い、

分担金及び負担金 6億 3,473万 3千円の増

を計上いたしております。

(国庫支出金について)

農業農村整備事業、森林整備事業、農業振興事業等にかかる国庫負担金及び国庫補助金の増に伴い、

国庫支出金 35億 4,656万 1千円の増

を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(農林技術開発センター施設整備費について)

花き栽培におけるスマート農業の導入・普及を推進するために、AIやIoTを活用した高度な環境制御技術を開発するための施設整備に要する経費として、

農林技術開発センター施設整備費 1億 4,669万 3千円の増

を計上いたしております。

(農林振興費について)

輸出先国の輸入条件やニーズに対応した輸出体制を確立し、加工食品等の輸出拡大を図るため、食品製造事業者の施設の新設、機器等の整備に要する経費として、

農林振興費 2億 3,036万 1千円の増

を計上いたしております。

(農業農村の整備について)

意欲ある担い手の規模拡大を推進し、農業農村の健全な発展を図るため、その基礎的条件である生産基盤の整備に要する経費として、

県営畑地帯総合農地整備費	24億 8,400万	円の増
基幹農道整備費	1億 4,770万	円の増
経営体育成基盤整備費	6億 8,210万	円の増

を計上いたしております。

(農地等の保全について)

災害を未然に防ぎ、安定的な農業生産を確保するため、農地及び農業用施設等の保全対策の推進に要する経費として、

ため池等整備費	7億 4,510万	円の増
地すべり防止対策費	2億 2,600万	円の増

を計上いたしております。

(森林の整備について)

水源のかん養や県土の保全など、森林の有する公益的機能を発揮するため、間伐等の森林整備に要する経費として、

森林整備地域活動支援事業費	3億 9,518万 3千円	の増
森林環境保全整備事業費（造林公共）	4億 7,561万 3千円	の増

を計上いたしております。

(防災・減災対策事業について)

昨年8月の梅雨前線豪雨及び台風17号により被災した山地の復旧整備や防災・減災のために緊急対策が必要な箇所の経費として、

山地治山費	4億 7,880万	円の増
共生保安林整備費	3,612万	円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

- 1 「山地治山費（工事国債）」は、溝陸地区及び平山地区における工事請負契約にかかる令和2年度の支払額の債務負担として、1億5,225万円を措置するものであります。
- 2 「地すべり防止費（工事国債）」は、坂野地区における工事請負契約にかかる令和2年度の支払額の債務負担として、6,825万円を措置するものであります。

(繰越明許費について)

繰越明許費については、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

農林技術開発センター施設整備費	1億 4,669万 3千円
農 林 振 興 費	2億 3,036万 1千円
土 地 改 良 費	33億 1,380万 円
農 地 防 災 費	9億 7,110万 円
林 業 振 興 費	3億 9,518万 3千円
造 林 費	4億 7,561万 3千円
治 山 費	5億 1,492万 円
合 計	60億 4,767万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第92号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	2億 1,433万 5千円の増
合 計	2億 1,433万 5千円の増

歳出予算は、

林業費	2億 1,433万 5千円の増
合 計	2億 1,433万 5千円の増

となっております。

これは、県営林内において、間伐による森林整備の促進及び木材の搬出利用拡大を図るため、基盤となる長期間利用可能な路網を整備するための経費であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

造林費	2億 1,433万 5千円
合 計	2億 1,433万 5千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会
関 係 議 案 説 明 資 料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第 1 号議案 「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 7 号議案 「令和 2 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」

第 7 7 号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分

第 8 2 号議案 「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正

予算（第 1 号）」

であります。

議案の説明に先立ちまして、産業労働行政の取組方針についてご説明いたします。

本県においては、令和 2 年度を目標年度とする「ながさき産業振興プラン」に定める「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という 4 つの基本指針に沿って、各種施策を推進してまいりました。

中でも、人口減少や産業構造の変化等の課題へ対応するため、令和 2 年度は特に、成長産業の育成・創出及び県内産業の人材確保、若者の県内定着の視点から新たな事業を立ち上げ、積極的に推進してまいります。

まず、成長産業の育成・創出を図るため、ものづくり産業においては、新たな基幹産業への成長を目指す、海洋エネルギー関連産業、ロボット・I o T 関連産業、航空機関連産業について、企業間連携の促進、サプライチェーンの構築・強化や専門人材育成、企業誘致等、引き続き複合的に施策を実施してまいります。

サービス産業においては、今後成長が見込まれるヘルスケア産業や観光関連産業である宿泊、飲食、小売等に的を絞り、経営力の向上を後押しするとともに、引き続き地域や事業者グループの生産性向上に向けた戦略の立案・実践等を支援してまいります。

また、その他に首都圏の人材との交流等、新たな取組によるスタートアップの創出・育成や、事業承継に係る個別支援体制の充実、県外からの移住創業等への支援を強化してまいります。

さらに、若者の県外流出を止めるため、①県内企業の魅力向上、②学生と企業の交流強化、③県外進学者等のUターン就職の3つの切り口から引き続き多面的に施策を推進し、特にキャリアコーディネーターの活用等により、新卒・既卒含めた若者と県内企業とのマッチングを更にきめ細かく推進してまいります。併せて、広く産業人材の確保に向けて民間の主体的な取組を促進するため、業界団体・事業者等への働きかけを強化してまいります。

それでは、はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分及び第7号議案「令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」についてご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料	1億 2,556万 7千円
国庫支出金	18億 3,048万 6千円
財産収入	8,895万 6千円
寄附金	2,000万 0千円
繰入金	11億 8,000万 9千円
諸収入	210億 3,889万 7千円
合 計	242億 8,391万 5千円

(歳出)

総 務 費	1億 8,775万 3千円
-------	---------------

労	働	費	22億	528万	4千円
商	工	費	291億	9,706万	1千円
合		計	315億	9,009万	8千円

を計上いたしております。

一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

◎産業政策課

(中小企業振興費について)

商工会・商工会議所による小規模事業者対策、中小企業団体中央会による協同組合の連携組織化対策等に要する経費として、

中小企業団体指導育成費 16億 7,640万 7千円

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

石油貯蔵施設の周辺地域整備等に要する経費として、

石油貯蔵・発電用施設立地対策費 1億 9,358万 1千円

を計上いたしております。

◎企業振興課

(ふるさと産業振興費について)

地域産業の振興を図るため、産地が形成されている五島手延うどん、島原手延そうめん、壱岐焼酎、長崎かんころ餅の販路拡大等を支援するとともに、県指定伝統的工芸品への支援に要する経費として、

産地活力強化事業費 2,194万 円

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

県内ものづくり企業の事業拡大に向けた取組への総合的な支援や、地場企業の工場立地、設備投資等を促進するための助成等に要する経費として、

地場企業総合支援事業費 10億 9,554万 1千円

本県航空機関連産業のサプライチェーンの充実・強化を図るため、設備投資や技術力向上、ビジネスマッチング等、県内企業の状況に応じた支援に要する経費として、

長崎県航空機クラスター強化推進事業費 1億 1,373万 9千円

誘致企業に対する助成や企業誘致活動の推進などに要する経費として、

企業誘致推進費 6億 7,380万 円

市町が実施している工業団地整備の支援に要する経費として、

新工業団地整備事業費 10億 1,916万 7千円

等を計上いたしております。

◎新産業創造課

(工鉦業試験場費について)

食料品製造業等の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う施設の整備に要する経費として、

食品加工センター整備費 3億 9,797万 円

等を計上いたしております。

(工鉦業振興費について)

県内ロボット・IoT関連企業の高度専門人材の育成及び企業間連携の促進等に要する経費として、

ロボット・IoT関連産業育成事業費 1億 794万 6千円

県内海域への実証プロジェクト誘致と産学官が連携した専門人材の育成や研究開発等により、海洋エネルギー関連産業への参入、企業群の創出促進に要する経費として、

海洋エネルギー関連産業創出促進事業費

9, 232万 5千円

等を計上いたしております。

◎経営支援課

(中小企業振興費について)

廃業予定事業者と創業希望者のマッチングの促進に要する経費等として、

中小企業経営改善推進事業費

2, 184万 2千円

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

県内企業のアジア地域への進出を支援するためのビジネスサポートデスクの設置等に要する経費として、

中小企業海外展開支援強化事業費

2, 578万 円

等を計上いたしております。

(中小企業金融対策費について)

中小企業の経営基盤の安定等に必要な資金の貸付に要する経費として、

金融対策貸付費

208億 9, 970万 円

(融資枠

694億 1, 730万 円)

等を計上いたしております。

◎若者定着課

(雇用安定対策費について)

企業内の人材育成やキャリアパス構築、魅力発信力の向上等の支援に要する経費として、

人材確保に向けた企業の魅力向上事業費

3, 535万 5千円

学生と県内企業の交流機会の充実、県内大学との連携協定に基づく支援、就職イベ

ントや県内企業CM放映を集中的に実施する県内就職促進キャンペーンに要する経費として、

学生と企業の交流強化事業費 5, 102万 6千円

SNS等を活用した県内企業を知る機会の提供や福岡県における県人サークルの立ち上げ、Uターン就職のための旅費助成等、県外進学者の地元就職対策に要する経費として、

県外進学者Uターン就職促進事業費 3, 702万 4千円

等を計上いたしております。

◎雇用労働政策課

(労働福祉費について)

誰もが働きやすい良質な職場環境の実現に向け、優良認証企業のさらなる拡大や認証取得に向けた企業への支援に要する経費として、

雇用環境改善対策費 555万 円

等を計上いたしております。

(職業能力開発運営費について)

県立高等技術専門校の管理運営、若年求職者や中小企業の在職者等に対する職業訓練等に要する経費として、

職業能力開発校費 3億 7, 968万 9千円

離職者等に対し、就職支援のために実施する職業訓練に要する経費として、

緊急離職者能力開発事業費 4億 9, 801万 8千円

等を計上いたしております。

(雇用安定対策費について)

人材活躍支援センターを設置し、産業人材の確保や求職者の就業支援等に要する経費として、

人材確保総合支援事業費 1億 675万 5千円

等を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「産業労働行政県有施設等管理業務」は、工業技術センター等の維持管理に要する経費について、5,275万1千円の債務負担行為を設定するものであります。

その他、「経営安定資金について、長崎県信用保証協会が保証を行い、代位弁済をした場合の損失補償」については、同資金の代位弁済額のうち信用保険等による補てん部分を除いた額の50%に相当する金額を限度に損失補償しようとするものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳入)

繰入金	516万 8千円
繰越金	1,044万 6千円
諸収入	2億 1,459万 8千円
合計	2億 3,021万 2千円

(歳出)

商工費	2億 3,021万 2千円
-----	---------------

を計上いたしております。

小規模企業者等設備導入資金特別会計予算の主な内容についてご説明いたします。

◎経営支援課

(元利償還金について)

高度化資金に係る中小企業基盤整備機構への償還金等として、

小規模企業者等設備導入資金償還事業費 2億 849万 9千円

を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分及び第82号議案「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

一般会計では、

（歳入）

使用料及び手数料	706万	円の増
国庫支出金	2億 4,033万 6千円	の減
財産収入	281万 9千円	の減
寄附金	520万	円の減
繰入金	3億 2,400万 4千円	の減
諸収入	59億 9,479万 1千円	の減
合計	65億 6,009万	円の減

（歳出）

総務費	1,412万 6千円	の減
労働費	2億 5,347万 3千円	の減
商工費	69億 9,725万 5千円	の減
合計	72億 6,485万 4千円	の減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

◎産業政策課

(中小企業振興費について)

長崎県小規模事業経営支援事業費補助金の減に伴う、

中小企業団体指導育成費

1, 229万 5千円の減

等を計上いたしております。

◎企業振興課

(工鉦業振興費について)

地場企業の工場立地、設備投資等に対する補助金の減等に伴う、

地場企業総合支援事業費

1億 4, 631万 2千円の減

市町が実施している工業団地整備に対する補助金の減等に伴う、

新工業団地整備事業費

5億 3, 726万 9千円の減

等を計上いたしております。

◎新産業創造課

(工鉦業試験場費について)

食品加工センター設計業務委託費の減等に伴う、

食品加工センター整備費

3, 267万 1千円の減

等を計上いたしております。

(工鉦業振興費について)

佐世保情報産業プラザ空調設備改修工事費施設管理経費の減等に伴う、

新産業創出総合支援事業費

3, 302万 3千円の減

等を計上いたしております。

◎経営支援課

(中小企業金融対策費について)

中小企業向け制度資金の貸付額の減に伴う、

金融対策貸付費 60億 5,049万 9千円の減

等を計上いたしております。

◎若者定着課

(職業能力開発運営費について)

雇用型職業訓練に対する補助金の減等に伴う、

ながさき輝く人財雇用創造プロジェクト事業費 1,410万 円の減

を計上いたしております。

◎雇用労働政策課

(職業能力開発運営費について)

離職者訓練に係る訓練実施経費や就職支援経費の減等に伴う、

緊急離職者能力開発事業費 1億 2,487万 7千円の減

等を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「市町営工業団地整備支援事業費」は、市町が実施している工業団地整備の支援に要する経費について、債務負担行為を設定するものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳入)

繰越金 395万 円の減

諸収入 4,049万 1千円の減

合 計 4, 4 4 4 万 1 千円の減
(歳 出)

商 工 費 4, 4 4 4 万 1 千円の減

を計上いたしており、

その内容は、中小企業高度化資金償還金の減に伴う、

小規模企業者等設備導入資金償還事業費 2, 7 7 7 万 7 千円の減
等であります。

最後に、令和元年度の予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等に未確定のものが有り、また、歳出面においても年間の執行額確定に伴い整理を要するものもあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係議案説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第69号議案 「権利の放棄」について
であります。

事件議案についてご説明いたします。

第69号議案「権利の放棄」につきましては、佐世保高等技術専門校の空調設備保守点検業務委託の契約解除に伴う違約金について、債権の消滅時効に係る時効期間を経過し、かつ、債務者は事業を休止しており将来再開の見込みもなく、また充当可能な財産もないことから、債権の回収が不可能であるため、権利の放棄をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が1月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が2月に公表した県内金融経済概況によると、「生産面で弱めの動きがみられるものの、緩やかな回復を続けている。」とされております。

まず、生産面をみると、全体としては、このところ弱含んでおります。業界別では、大手・中堅造船においては、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては国内外向けともに受注減のため、操業

度をやや引き下げており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターは国内設備投資需用が堅調なため、振れを伴いつつも高めの水準を維持していますが、電子部品等は海外需要の減速から増勢が鈍化しております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しており、個人消費は、底堅く推移しております。

なお、令和元年11月から令和2年1月まで、直近3か月間の企業倒産件数は12件で、去年同期に比べて4件の増加となっております。

また、12月の全国の有効求人倍率は、1.57倍と前月と同水準の中、本県においては、前月を0.01ポイント上回る1.17倍と46か月連続で1.1倍以上となっております。雇用情勢は、堅調に推移していますが、一部に弱さがみられます。

(海洋エネルギー関連産業の創出について)

国が、洋上風力発電事業を実施可能な区域を指定するために、昨年4月に施行した再エネ海域利用法に基づき、去る12月27日、五島市沖の海域が、国内初となる促進区域に指定されました。

今後、本県海域で本格的な洋上風力発電の商用事業が実施されることから、県では、県内企業が海洋エネルギー関連産業に参入するための支援として、メンテナンス及び設計・製造分野における中核企業の育成と共同受注体制の構築に取り組むとともに、日本財団の支援のもと、海洋エネルギー関連専門人材育成拠点となる「長崎海洋アカデミー」の本年秋の開講に向け、産学官が連携し、準備を進めてまいります。

また、西海市江島沖の海域が昨年7月に「既に一定の準備段階に進んでいる区域」に整理されたことから、次なる促進区域の指定に向け、本年2月、促進区域の候補海域として、国に最新の情報提供を行いました。このほか、県内海域において新たな洋上風力発電事業の実施可能エリアを選定するためのゾーニング事業を今年度から実施しております。

さらに、去る2月3日には、長崎市内において、第6回長崎県海洋産業フォーラムを開催し、経済産業省の担当官から再エネ海域利用法と洋上風力発電の整備促進について講演いただくとともに、国内外の先進的な事業についての講演や、本県における取組についての情報発信等を行い、県内企業の参画促進を図ったところであります。

令和2年度につきましても、県内海域における新たな促進区域の指定に向けた取組や、県内企業の受注拡大のための体制整備と専門人材育成に努めてまいります。

(ロボット・I o T関連産業の育成について)

「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」の会員企業を対象に、ロボット・I o T関連システムのスムーズな導入を図るユーザー企業向けの講座、同関連システムを構築する技能の高度化と課題解決に向けた提案力の向上を図るサプライヤー企業向けの講座、W e bアプリケーション開発技術などI o Tを活用したサービスの創出に必要な先端技術習得講座の開催により、今年1月末現在で延べ296人の専門人材を育成できました。

また、システムの開発・実証試験に取り組む事業者に対し、補助金による支援を行った結果、6件の開発実証につなげることもできました。

令和2年度につきましても、幅広い産業分野においてロボット・I o T関連システムの導入促進を目指し、普及啓発、専門人材の育成やシステム開発・実証試験への支援を行うとともに、新たな取組として、製造業等のユーザー企業が直面する課題に、サプライヤー企業が現場で向き合いながら課題解決の提案能力を身に付けることができる実践の場を提供することにより、先端技術の活用や事業拡大、新たなサービスの創出等を図り、県外需要の獲得や生産性の向上、付加価値の向上等を目指してまいります。

(航空機関連産業の振興について)

世界的な航空機需要を本県に取り込むため、「長崎県航空機産業クラスター協議会」

において、航空機関連メーカーのバイヤー招聘による県内企業とのビジネスマッチングや首都圏等での展示会出展、先進地視察など、活発な活動を展開しております。

令和2年度につきましては、さらなるサプライチェーンの充実・強化を図るため、企業間連携による事業拡大等の取組を支援するとともに、技術アドバイザーの派遣や認証取得セミナーの開催、技術革新を見据えた大学との共同研究の促進など、県内企業の状況に応じた支援を行うほか、今後の一貫生産体制構築に向けた国内外の市場環境などを調査し、本県における航空機産業の振興に引き続き努めてまいります。

(地域産業の振興について)

地域産業の振興については、これまで、五島手延うどん、島原手延そうめんの国内での販路拡大に向け、首都圏レストランでの洋風メニューフェアや高級スーパーマーケットでの富裕層向けイベントなど、地元市町や産地と一体となって取り組んでまいりました。

令和2年度につきましては、さらに地域産業の振興を図るため、五島手延うどん、島原手延そうめん、壱岐焼酎、長崎かんころ餅の各産地が市町と一体となって取り組む販路拡大等を支援してまいります。具体的には、首都圏等に展開する人気料理教室での紹介や首都圏でのメニューフェアの開催などの新しい市場開拓を支援いたします。また、新たに県指定伝統的工芸品製造事業者の販路拡大や新商品開発等の支援を行うこととしております。今後とも、産地一体となった取組を進めることにより、産業の活性化につなげてまいります。

(食品加工センターの整備について)

工業技術センターの敷地内に整備を進めております食品加工センターは、本県食料品製造業等の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった付加価値の高い商品の試作開発からテスト販売まで、一貫した支援を行うことを目的としており、建物

本体の工事や分析機器の設置等を進めてきたところであります。

令和2年度につきましては、引き続き本体工事を行うとともに、加工機器の設置や食品加工センターの周知等、令和3年4月の業務開始に向けた準備を進めることとしており、より多くの皆様にご活用いただく施設を目指してまいります。

(サービス産業の振興について)

サービス産業の振興については、「県外需要の取込」、「新サービスの創出」、「生産性の向上」を柱に掲げ、「観光関連産業」と「ヘルスケア産業」への重点的な支援を行っております。

令和2年度につきましては、業界団体と連携してモデルとなる宿泊事業者に対する生産性向上の支援に取り組むとともに、地域の観光関連事業者が一体となっていく特産品の活用など各地域の課題解決に向けた取組を伴走型で支援し、付加価値の向上につなげてまいります。

また、高齢者の増加や健康志向の高まりから市場拡大が見込まれるヘルスケア産業については、健康寿命延伸等をテーマとしたサービスの事業化に向けた取組を支援しており、引き続き、様々な分野の複数事業者が協業する機会を創出し、ヘルスケア関連サービスの事業化と収益性の向上を促進してまいります。

(小規模事業者等の振興について)

小規模事業者等の振興については、地域の商工業者における経営上の様々な課題を解決するため、商工会・商工会議所や中小企業団体中央会に対して助成を行ってきたところであります。

また、小規模事業者等の生産性や付加価値の向上による域外需要の獲得を図るため、県内の商工会・商工会議所が主体となって策定した「地域産業活性化計画」について、その計画推進のため、事業者グループによる取組を支援した結果、商品のブランド力

アップや県内外でのPR販売が新たに実施されるなど、取組の効果が表れてきております。

令和2年度につきましては、これまでの取組に加え、自然災害等が近年多発していることを踏まえ、災害リスクの認知と災害対応力の強化により、小規模事業者等が事業を持続することを支援する取組を記載した「事業継続力強化支援計画」や、地方公共団体の商工行政のあり方を反映させた新たな「経営発達支援計画」の策定等を推進することにより、引き続き小規模事業者等の持続的発展及び地域産業の活性化を図ってまいります。

(事業承継の推進について)

県内事業者の円滑な事業承継を支援する「長崎県事業承継ネットワーク」では、商工会議所の経営指導員等が経営者と面談して支援ニーズの掘り起こしを行う事業承継診断に取り組んでおり、12月末までに、年間の診断実施目標600件を上回る857件の診断を行っております。

令和2年度につきましては、ネットワーク参画機関の一層の協力を得ながら、診断件数の更なる増加を図り、より多くの事業者への事業承継計画書の策定等の個別支援につなげていくとともに、新たに県外在住の移住創業希望者に対して、事業計画策定等の伴走支援を実施し、廃業予定者と創業希望者のマッチング体制を強化するなど、引き続き県内企業の事業承継の実現に向けて力を注いでまいります。

(スタートアップの創出について)

今後成長が見込まれるスタートアップ企業の交流を図る拠点「C^o-D^eJⁱM^a」におきましては、起業家をはじめとするスタートアップ関係者が一堂に会するイベントや、スタートアップを目指す起業家の育成講座等を随時開催しており、今年1月末までの10ヶ月間で延べ4,173人の皆様にご利用いただいております。

また、併せて、起業家向けの専用ブースを5席整備し、現在、新たなビジネスモデ

ルで成長を目指す県内外のスタートアップ4社が入居しており、事務代行や専門家派遣等、必要に応じた支援を行っております。

令和2年度につきましては、首都圏スタートアップ等との間で、地域課題の解決をテーマにしたイベントの相互開催等、連携事業を進めることで、県内におけるスタートアップの創出と県外からの誘致を促進してまいります。

(企業誘致の推進について)

去る2月18日、福岡県に本社を置く株式会社ゼンリンが、長崎市への立地を決定されました。同社は、住宅地図やカーナビゲーション用の地図データ作成事業を主要業務とされ、5年間で12人を雇用して、AIを活用した地図データ作成に関する研究開発を行うこととされています。

また、昨年11月13日に「長崎イノベーションラボ」を開設した京セラコミュニケーションシステム株式会社は、オフィスを拡張して、地元大学等との共創の場となるオープンラボを新たに設置することを決定されました。これにより、同社の雇用計画数は50人増加して100人となり、クレインハーバー長崎ビルは満床となりました。

さらに、2月4日には、平成27年に大村市に立地した大川原製作所の子会社である、オーカワラテック株式会社の新工場が西諫早産業団地内に完成し、竣工式が執り行われました。同社は、21人体制で、医薬・食品・化学関連装置の製造等を行うこととされています。

このほか、大村市への立地が決定しておりました、株式会社電溶工業と1月28日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

(産業人材の確保について)

有効求人倍率の上昇により、求人数が求職者数を上回っている状態が続いていますが、人を採ることができる企業とできない企業の2極化が進行していると考えられます。このような中、これまで様々な求職者に対する就業支援を行ってまいりました長崎県総合就業支援センターを人材活躍支援センターに改称し、商工会、商工会議所など関係機関との連携のもと、県内求人企業の採用力向上を支援するとともに、新たに無料相談紹介機能を備え、県内外の第二新卒、就職氷河期世代を含む求職者全般と県内企業のマッチングを実施いたします。

(県内定着の促進について)

高校生につきましては、今春卒業する生徒の昨年11月末現在での県内就職率は、50.5%と前年度を1.3ポイント上回っている状況です。一方で未内定の高校生も相当数いることから、昨年の10月以降、学校や企業と連携を図りながら、県内企業の情報を提供するなどの支援を行なっているところであります。

令和2年度につきましては、県内企業の魅力等を伝えながら就職支援を行なうキャリアサポートスタッフの充実を図るとともに、現在、市町等と連携して実施している企業説明会に、県内他地域の企業も加えるなど、生徒の選択肢の拡大についても取り組んでまいります。

一方、大学生につきましては、来春卒業者向けの企業の広報活動が3月1日に解禁されたところであり、これに歩調を合わせ、2月26日に佐世保市で、28日に長崎市で企業研究セミナーを開催したところであります。

また、県外進学者に対しては、新たにUターン就職活動に要する経費を支援してまいります。特に福岡においては、ながさきUIターン就職支援センターを拠点として、大学への訪問活動を強化するとともに、学生の県人サークルを立ち上げ、学生との繋がりを強めながら県内企業との交流会を実施するなど、大学や学生への働きかけを強

化することで、Uターン就職の促進を図ってまいります。

このほか、県内企業の認知度向上を図るため、企業のテレビCMの制作・放映に係る経費を支援することとしており、これらのCMの放映や、各種の就職イベント等を一定期間、集中的に実施することにより、企業はもとより生徒・学生、保護者など、県民全体の県内就職促進に対する意識の醸成を図ってまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち産業労働部分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、若者の県内定着や人材の育成・確保など、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、成長分野における新産業創出・育成や地場企業の成長促進などの施策を積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1 頁 1 6 行目から 1 8 行目までを削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が 2 月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」とされております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2 頁 8 行目から 1 0 行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、1 月の全国の有効求人倍率は、1. 4 9 倍と前月から 0. 0 8 ポイント下回る中、本県においては、前月を 0. 0 4 ポイント下回る 1. 1 3 倍と 4 7 か月連続で 1. 1 倍以上となっております。雇用情勢は、堅調に推移していますが、一部に弱さがみられます。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2 頁 1 1 行目の次に、次のように挿入する。】

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業への対策について）

国においては、新型コロナウイルス感染症拡大に対し、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づく取組を速やかに実行するとともに、引き続き経済への影響を十分注視し、政府として対応に万全を期すこととされているところであります。

県内では、クルーズ船の入港キャンセルやイベントを控える動きが続いており、観光関連産業を中心に大きな影響が生じております。

このため、県では、商工団体などの関係機関と連携し、2月7日に中小企業の経営・資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、3月2日には、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、国のセーフティネット保証4号指定と連動し、県制度資金で最も貸付条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」の取扱を開始したところであります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 8頁11行目から14行目までを削除し、次のように挿入する。】

高校生につきましては、先般、長崎労働局が公表した令和2年3月卒業予定の生徒に係る令和2年1月末の就職内定状況において、本県の就職内定者数は全体で2,896人、このうち県内就職の内定者は1,487人、県内就職率は51.3%となっており、前年同期比で1.8ポイント上回っている状況です。一方で未内定の高校生も相当数いることから、10月以降、学校や企業と連携を図りながら、県内企業の情報を提供するなどの支援を行なっているところであります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 8頁19行目から21行目までを削除し、次のように挿入する。】

一方、大学生につきましては、来春卒業者向けの企業の広報活動が3月1日に解禁されたところであり、これに歩調を合わせ、2月26日に佐世保市で、28日に長崎市で企業研究セミナーを開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、参加者及び企業関係者の皆様の健康・安全面を第一に考慮し、共催者である長崎労働局とも協議のうえ、中止いたしました。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 2)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1頁19行目から2頁5行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、本県の景気については、日銀長崎支店が3月に公表した県内金融経済概況によると、「基調としては緩やかな回復が続けている。ただし、生産面で弱めの動きが続いているほか、足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響が見られている。」とされております。

まず、生産面をみると、全体としては、このところ弱含んでおります。業界別では、大手・中堅造船においては、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては国内外向けともに受注減のため、操業度をやや引き下げており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターは国内設備投資需用が堅調なため、振れを伴いつつも高めの水準を維持していますが、電子部品等は海外需要の減速から増勢が鈍化しております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しており、個人消費は、基調としては底堅く推移しております。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会
関 係 議 案 説 明 資 料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 6 号議案 「令和 2 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」

第 10 号議案 「令和 2 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」

第 14 号議案 「令和 2 年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分

第 77 号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分

第 81 号議案 「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）」

第 89 号議案 「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第 3 号）」のうち

関係部分

であります。

本県の水産業は、造船、漁業資材、流通及び加工等の幅広い関連産業を支え、特に離島・半島部において、地域の経済・社会の維持に大きな役割を担う重要な基幹産業であります。2018 漁業センサスによると漁業就業者の高齢化や減少が進んでおり、さらには水産資源の変動や国内消費の低迷、原油価格の高騰によるコストの増大などにより大変厳しい状況にあります。

このような中、県におきましては、平成 28 年度にスタートした長崎県水産業振興基本計画の下、広大な漁場で多種多様な漁業が営まれている本県水産業の特性を踏まえ、本県独自に策定した「地域別施策展開計画」において、地域ごとに重点的に取り組むべき対策を整理し、各種施策を効率的かつ重点的に取り組むことにより、水産分野における所得向上対策を重点的に推進しているところであります。

令和 2 年度は、漁業者の所得向上を更に推進するため、漁業者の経営力強化、養殖業の成長産業化と水産物の輸出増大、販売力強化、新規漁業就業者の確保・育成、資源管理の推進、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備等の施策を重

点的に展開してまいります。

そのため、令和2年度当初予算におきましては、これまで推進してきた事業の強化を図るとともに、様々な国の予算や地方創生推進交付金等を活用し、必要な予算を計上いたしました。それでは、まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	4億2,903万6千円
使 用 料 及 び 手 数 料	2億7,141万7千円
国 庫 支 出 金	104億4,611万7千円
財 産 収 入	1億4,000万9千円
繰 入 金	2,810万 円
諸 収 入	13億9,393万7千円
合 計	127億 861万6千円

(歳 出)

企 画 費	5,417万8千円
水 産 業 費	213億7,614万5千円
公共土木施設災害復旧費	2億2,500万 円
合 計	216億5,532万3千円

を計上いたしております。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(離島漁業再生支援について)

離島の漁業集落が行う漁場生産力の向上や新たな漁法導入等の漁業再生活動、新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組、特定有人国境離島地域の雇用創出の取組等を支援するための経費として

離島漁業再生支援事業費 10億4,111万 円
を計上いたしております。

(漁協の経営安定及び組織・機能強化対策について)

漁村の中核組織である漁協が、経営の安定と組織・機能の強化を図るため、漁協合併に取り組む際、実効性のある合併計画策定と、経営不振漁協が財務改善のため行う経営診断等を支援するための経費として

地域を担う漁協機能強化支援事業費 424万5千円
を計上いたしております。

(水産業技術の開発について)

沿岸、近海漁業資源の回復や漁業生産性の向上を図るため、漁業資源調査や魚介類の種苗量産技術の開発、多様化するニーズに対応した水産加工品の開発、養殖経営安定化に向けた技術開発等のための経費として、

試験研究費 1億 283万5千円
を計上いたしております。

(広域種共同放流推進について)

有明海の重要魚種であるクルマエビとトラフグの資源の維持・回復を図るため、有明海4県の漁業者が行う種苗の共同放流を支援するための経費として、

広域種共同放流推進事業費 1,352万3千円

を計上いたしております。

(高級魚クエ資源増大支援について)

重要な漁獲対象種であるクエの資源回復・増大を図るため、5海域で実施する種苗放流と資源管理の取組を支援するための経費として、

高級魚クエ資源増大支援事業費 1, 6 6 9 万 7 千円

を計上いたしております。

(漁業取締について)

水産資源の保護及び漁業秩序の確立を図るため、漁業取締船と航空機による適正操業の指導や海上保安部、水産庁、県警との連携による漁業違反の取締のための経費として、

漁業取締費 5 億 6, 2 5 7 万 1 千円

を計上いたしております。

(水産業の経営力強化について)

経営計画に基づき、所得向上を目指す漁業者自身が行う取組への支援に加え、漁業者の所得向上に不可欠な漁協等の取組や施設整備を支援するための経費として、

新水産業経営力強化事業費 8, 8 5 4 万 4 千円

を計上いたしております。

(水産業所得向上支援について)

漁業の経営強化のために関係機関が連携して経営指導・支援を行い、経営意識を醸成する機会を提供するとともに、優良漁業経営体の育成と漁業所得の向上を推進するための経費として、

水産業所得向上支援事業費 1, 355万3千円
を計上いたしております。

(漁業就業者の確保、育成対策について)

漁業就業者の確保・育成のため、就業相談から技術習得、就業後の定着支援
まで、段階に応じた切れ目ない支援を実施するための経費として、

次代を担う漁業後継者育成事業費 7, 014万7千円
を計上いたしております。

(定置網漁業の育成強化について)

定置網漁業経営体が行う大型台風や急潮等の気象変化に備えた漁具の改良等に対す
る支援を通して関係機関と連携しながらモデル実証や経営モデルの確立を推進するた
めの経費として、

定置網漁業育成強化事業費 7, 166万1千円
を計上いたしております。

(県産水産物の販売・流通強化について)

長崎県水産物の流通強化及び漁業者の所得向上を図るため、消費者ニーズを的確に
捉えた売れる商品づくりと大量に漁獲される水産物を保管・加工・販売する取組を推
進するための経費として、

売れる水産商品開発・販路拡大事業費 3, 286万1千円
を計上いたしております。

(水産物の輸出対策について)

海外での本県産水産物のPRや輸出国が求める衛生管理体制の充実、ニーズに応じ

た商品力強化を図るとともに、新たな輸送ルートや新規販路の開拓を推進するための経費として、

長崎産水産物輸出倍増事業費

4, 230万6千円

を計上いたしております。

(成長産業化のための養殖産地育成について)

水域の有効活用及び産出額の増大並びに養殖業者の所得向上を図るため、水産政策の改革に伴う国事業を積極的に活用しながら、漁場再編、新規参入、産地強化の3本柱で養殖業の成長産業化を支援するための経費として、

成長産業化のための養殖産地育成事業費

3, 242万2千円

を計上いたしております。

(水産基盤整備について)

1. 公共事業

漁港・漁場・漁村・海岸整備については、水産改革に即した水産業の成長産業化に向け、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた生産・流通機能強化対策、水産資源の維持・回復、大規模自然災害に備えた漁業地域の強靱化対策、持続的な漁業生産力の確保を推進するための経費として、

漁場水産基盤整備費で、

水産環境整備費等

46億8,708万8千円

県営漁港水産基盤整備費で、

水産生産基盤整備費等

76億6,717万4千円

市町村営漁港水産基盤整備費で、

農山漁村地域整備交付金事業費等

18億1,979万1千円

2. 単独事業

県単独事業については、修築・維持補修事業により漁港及び海岸の整備を図るとともに、漁港の管理、調査のための経費として、

県営漁港水産基盤整備費で、

漁港施設維持補修費等

3億8,652万9千円

3. 漁港災害復旧事業

漁港災害復旧事業については、令和2年の災害に迅速に対応するための経費として、

2年災害復旧費

2億2,500万円

をそれぞれ計上いたしております。

(藻場回復等の推進について)

行政・研究機関・漁業者等が連携し、新たな藻場回復技術の取組、技術普及啓発、漁業者等による活動組織の育成等の支援を行い、藻場回復を推進するための経費として、

藻場回復等総合推進事業費

6,723万8千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「漁業近代化資金利子補給費」は、令和2年度中に総額51億円の範囲内で承認を予定しております融資額に対し、令和3年度以降の利子補給を措置するものであります。

「水産流通基盤整備費」は、令和3年度中に長崎漁港の高度衛生管理対策の荷捌所工事に要する経費7億5,600万円を措置するものであります。

「水産生産基盤整備費」は、令和３年度中に尾崎漁港における沖防波堤の浮体製作工事に要する経費６億円を措置するものであります。

次に、第６号議案「令和２年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」の主な内容についてご説明いたします。

(歳入)			
繰入金	金		３２８万 円
繰越金	金		１億４，３０９万 円
諸収入	入		４，１２１万２千円
合 計			１億８，７５８万２千円

(歳出)			
貸付金	金		１億 円
国庫納付金	金		５，６２０万 円
繰出金	金		２，８１０万 円
貸付業務費	費		３２８万２千円
合 計			１億８，７５８万２千円

を計上いたしております。

これは、沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活環境を改善するため、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第１０号議案「令和２年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」の主な内容についてご説明いたします。

(歳 入)

使用料及び手数料	1億6,784万9千円
繰入金	5,960万3千円
繰越金	1千円
諸収入	2千円
合 計	2億2,745万5千円

(歳 出)

長崎魚市場運営費	2億2,693万4千円
公 債 費	52万1千円
合 計	2億2,745万5千円

を計上いたしております。

これは、長崎魚市場の維持・管理並びに生鮮水産物等の取引の適正化等を図るための経費であります。

(債務負担行為について)

水産行政県有施設等管理業務は、令和3年度中に長崎魚市場における施設等の管理業務委託に要する経費1億1,794万6千円を措置するものであります。

次に、第14号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」の関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、貸付収益及び令和2年度に土地売却が見込まれる土地売却収益として、

8,219万2千円

収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価として、

1億1,813万5千円

をそれぞれ計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	4,564万8千円の減
使 用 料 及 び 手 数 料	388万3千円の減
国 庫 支 出 金	12億7,495万2千円の減
諸 収 入	6,995万2千円の減
合 計	13億9,443万5千円の減

(歳 出)

企 画 費	3,757万9千円の減
水 産 業 費	19億4,551万2千円の減
災 害 復 旧 費	7,952万5千円の減
合 計	20億6,261万6千円の減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(水産基盤整備等について)

事業費の精算見込み等に伴い、

漁場水産基盤整備費で、

水産環境整備費等

5億9,195万1千円の減

県営漁港水産基盤整備費で、

水産流通基盤整備費等

14億2,261万9千円の減

市町村営漁港水産基盤整備費で、

農山漁村地域整備交付金事業費等

3億1,409万7千円の増

をそれぞれ計上いたしております。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、

漁 港 災 害 復 旧 費

1,161万1千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。また、先の県議会において設定した繰越明許費について、

漁 場 水 産 基 盤 整 備 費

5,940万 円の増

県営漁港水産基盤整備費

9億1,404万1千円の増

市町村営漁港水産基盤整備費

4億5,714万3千円の増

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

(債務負担行為について)

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

水産環境整備費（工事県債）は、対馬地区ほか4地区における魚礁・増殖場整備に要する経費について、令和2年度までの2億6,400万円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第81号議案「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

(歳入)		
繰入	金	135万1千円の減
繰越	金	4,395万1千円の減
諸収	入	1,909万7千円の減
合	計	6,439万9千円の減

(歳出)		
貸付	金	6,304万8千円の減
貸付業務費		135万1千円の減
合	計	6,439万9千円の減

を計上いたしております。

これは、貸付見込額の減等に伴うものであります。

次に、第89号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

土地売却収益の減等に伴い、収益的収入で、

5,015万3千円の減

維持工事費等の減に伴い、収益的支出で、

1億1,305万3千円の減

を計上いたしております。

また、国庫補助金返還に伴い、資本的支出で、

74万 円の増

を計上しております。

最後に、令和元年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第53号議案 「長崎県魚市場条例を廃止する条例」

第54号議案 「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」

第55号議案 「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」

第70号議案 「権利の放棄について」

第73号議案 「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」

であります。

はじめに第53号議案「長崎県魚市場条例を廃止する条例」については、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、中央卸売市場及び地方卸売市場以外の魚市場の開設や規制に関し規定していた条例を廃止しようとするものであります。

次に、第54号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」については、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、長崎県地方卸売市場長崎魚市場にかかる条例について、全部の改正を行おうとするものであります。

次に、第55号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」については、国の模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用期間の定めについて、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、第70号議案「権利の放棄について」は、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける長崎県沿岸漁業改善資金において、昭和56年度に漁船用の機器設置に対して貸し付けを行ったものの、延滞元金2,555,000円及び延滞違約金10,645,077円について、債務者が破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れており、連帯保証人は死亡していること等から、債権の回収が不能であるため、権利を放

棄しようとするものであります。

次に、第73号議案「直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について」は、漁獲量が減少している対馬暖流域のまあじ・まさば・まいわしの資源増大を図るため、対馬海峡地区において、国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を県が負担することについて、同意しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和元年9月23日、五島振興局上五島支所管内奈摩漁港臨港道路で発生した県の管理瑕疵により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、奈摩漁港臨港道路において、軽自動車が行進していた際、側溝グレーチングの受枠が破損していたことから、通過中の軽自動車の車輪がグレーチングを跳ね上げて、当該車両に損傷を与えたもので、48,631円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(有明漁協について)

有明漁協につきましては、組合員による役員改選請求に端を発した役職員全員の辞任・退職と事務所閉鎖に伴い平成30年度から開催されていなかった通常総会が、昨年12月25日に開催され、平成29年度及び平成30年度の決算や令和元年度事業計画などについて承認されました。

漁協においては、窓口対応や購買事業などの通常業務の正常化に向けた取組を進め

ることとしており、県としましては、引き続き関係市及び県漁連等の系統団体と連携し、組合運営の再建に向けた支援を行ってまいります。

(漁業協同組合の合併について)

去る1月下旬に小長井町漁協、瑞穂漁協、国見漁協で臨時総会が開催され、3漁協による諫早湾漁協としての合併について承認されました。

今後は、本年4月1日の合併に向け、認可の手続きが進められることとなっており、成立すると、昨年の大村湾漁協に続く合併となり、本県の沿海漁協数は64となります。

県としましては、水産業の振興を図るうえで、漁村の中核的組織である漁協の経営基盤の強化は重要であることから、今後とも、関係市、系統団体等と連携し、合併を推進してまいります。

(第8回長崎発「旨い本マグロ祭り」について)

長崎県産養殖マグロの品質向上と県内での消費拡大を図る取組として、県内のマグロ養殖関係者で構成される長崎県まぐろ養殖協議会による第8回長崎発「旨い本マグロ祭り」が12月13日から15日にかけて開催されました。

12月13日は、県内6業者が養殖マグロを出品し身質等を競う品評会や、西海区水産研究所マグロ増養殖研究センター長による「マグロ養殖の疾病対策に向けた取組」についての講演、14日、15日には県水産加工振興祭でマグロ解体ショーと試食及び県産養殖マグロの即売会を実施し、PRに努めました。

今後とも、長崎県まぐろ養殖協議会と連携し、本県マグロ養殖の品質及び認知度並びに収益性の向上に取り組んでまいります。

(長崎県水産加工振興祭について)

本県水産加工品の品質向上と県民へのPRを目的として、「第57回長崎県水産加工振興祭」の一環である水産製品品評会と即売会を開催いたしました。

去る12月4日に開催された品評会では、乾製品部門、ねり製品部門、塩干・みりん干・塩蔵部門、調味加工品・漬物部門の計4部門に出品された195点の中から、優秀な製品37点に農林水産大臣賞、水産庁長官賞などの8賞が授与されております。

また、水産加工品の即売会についても、品評会入賞製品の展示と合わせて、佐世保市内において12月7日から8日まで、長崎市内において12月13日から15日まで開催し、多くの方々にご来場いただきました。今後とも、多くの県民の皆様にも本県水産加工品の品質の良さについて認識を深めていただくよう取組を推進してまいります。

(倭物認定委員会について)

長崎倭物については、去る1月28日、第31回長崎倭物認定委員会が長崎市で開催され、関係業者、料理専門家及び消費者等による厳格な審査が行われた結果、更新も含めた27品が認定され、長崎倭物は94商品となりました。

今後とも、長崎倭物の知名度向上と販売額の増大を目指し、原料や味、安全・安心等にこだわった長崎らしい商品づくりを積極的に推進してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示

ししております。

なお、施策体系のうち水産部分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、地域に密着した産業の担い手の確保・育成や、外国人材の活用による産業、地域の活性化、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備や、養殖業の成長産業化と加工・供給体制の強化などの施策を積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の4頁17行目の次に、次のとおり挿入する。】

（全国海水養殖シンポジウムについて）

去る2月18日から19日にかけて、長崎市において、県内外から約400名の養殖関係者参加のもと、「第45回全国海水養殖シンポジウム」が全国海水養殖協会の主催で開催されました。

このシンポジウムは、養殖技術の向上と生産者間の共通認識の確立、並びに消費者との交流を図ることを目的に毎年開催されており、本県での開催は平成23年度に続き今回で5回目となります。

1日目は、ジャパネットたかた創業者の高田明氏による基調講演に続き、養殖魚の魅力についてのパネルディスカッション、2日目には、魚類養殖の明日を考える若手意見交換会が開催され、今後の魚類養殖業の課題などについて活発な意見交換が行われました。

今後とも、国や全国海水養殖協会と連携し、養殖魚の消費拡大や生産技術の向上を図るとともに、各種施策の着実な推進により、本県魚類養殖業の持続的な発展に努めてまいります。

（ながさき^{うおはく}魚博について）

長崎県産の養殖魚をはじめとした本県の水産物や水産加工品について、美味しさやその魅力を知っていただき、地元の消費拡大に繋げていくため、アミュプラザ長崎かもめ広場において、「ながさき魚博」が2月21日から24日にかけて初めて開催されました。

開催期間中は、マグロの解体ショーや県産養殖魚の料理セミナー・試食などのステージイベントの他、本県産養殖魚を使った海鮮丼や蒸し牡蠣、煮干・蒲鉾、長崎おでん等の販売、くじら汁の無料配布等を実施し、PRに努めました。

今後とも、関係団体と連携し、本県産水産物の魅力を県内外の消費者へ発信する取組を推進してまいります。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 2)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の3頁11行目の次に、次のとおり挿入する。】

（クロマグロの資源管理について）

平成31年4月から令和2年3月までの第5管理期間の漁獲枠に対する沿岸漁業の漁獲状況について、全国では2月17日現在で、30kg未満の小型魚が57.0%、大型魚が57.4%、本県では2月24日現在で、小型魚55.9%、大型魚44.8%と全体的に低調に推移しています。

本県では漁獲枠の有効活用を図るため、漁船漁業や定置漁業などの漁業種類ごと、あるいは海区や漁協間における漁獲枠の融通を促すとともに、2月6日からは漁獲枠内の先獲り方式として、一時的に海区ごとの枠の区分を無くし、本県枠の概ね3分の1を県内で一斉に漁獲する管理方式を実施しているところです。

また、本年4月からの第6管理期間の本県の漁獲枠は、国の基本計画に基づき、概ね今期並みの小型魚657.1トン、大型魚158.3トンが決定しており、今後、漁業関係者及び海区漁業調整委員会への説明を経て、3月中には県計画として策定することとしています。

県としましては、今後とも漁業者の意見を踏まえながら、国に対して漁獲枠の増枠実現のための国際交渉の加速化を求めていくとともに、資源回復が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会 関 係 議 案 説 明 資 料

農 林 部

農林部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 3 号議案「令和 2 年度長崎県農業改良資金特別会計予算」

第 4 号議案「令和 2 年度長崎県林業改善資金特別会計予算」

第 5 号議案「令和 2 年度長崎県県営林特別会計予算」

第 7 7 号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分

第 7 8 号議案「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）」

第 7 9 号議案「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）」

第 8 0 号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）」

であります。

議案の説明に先立ちまして、当面する農林行政の課題及び今後の取組についてご説明いたします。

本年 1 月に公表されました平成 3 0 年の本県の農業産出額は、前年を 1 3 3 億円下回る 1, 4 9 9 億円となっております。

この要因としては、肉用牛で前年比 7. 5 % 増加したものの、冬場の天候が全国的に温暖となり露地野菜の生育が良好であったため、出荷の前進化と市場入荷量の増により価格が低下し、野菜で 1 6. 4 %、いも類で 3 0. 7 % 減少したこと等が影響したものと考えられます。

また、農業産出額に占める生産農業所得の割合は、前年の 3 8. 4 % から 3 8. 0 % とやや低下しており、全国順位では前年の 3 1 位から 2 6 位と向上したものの、全国中位にとどまっているほか、基幹的農業従事者数は平成 2 7 年時点で約 3 1, 7 0 0 人と平成 1 7 年からの 1 0 年間で 2 2 %、約 9, 2 0 0 人減少しており、今後、令和 7 年には、約 2 2, 8 0 0 人まで減少すると予測されることから、

産地の生産基盤の弱体化や集落機能の低下が危惧されるところであります。

このため、県では、「儲かる姿を見せ、若者から選ばれる産業」、「地域で稼ぐ仕組みをつくり、若者から選ばれる集落」を目指し、若者をとどめる、呼び込む、呼び戻すことで、県の最重要課題である人口減少対策に取り組んでまいります。

具体的には、品目別・地域別の「産地計画」を基軸とした生産性の向上や流通・販売対策の強化、担い手への農地集積、労力支援、新規就農者・就業者の確保、新たな森林管理システムに基づく森林整備などを進めるとともに、農山村地域における移住・定住の促進、地域ビジネス化などによる集落の維持・活性化に取り組んでまいります。

まず、「儲かる経営の実現、新規自営就農者・雇用就業者の増大」として、認定農業者の世代別・後継者状況別の経営改善支援や産地が主体となった就農希望者の受入態勢の強化、経営体との就業マッチング、これら情報の県内外若者への発信強化等に取り組んでまいります。

次に、「担い手の規模拡大と産地の維持・拡大」として、地域の話し合いにより策定した人・農地・産地プランに基づく、水田の畑地化・汎用化等による園芸団地の育成や農地中間管理事業を活用した農地の条件整備とともに、外国人材や農福連携等による多様な労力確保の支援体制を整備してまいります。

さらに、「生産性向上・コスト縮減対策の更なる強化」として、環境制御技術などのスマート農業の導入拡大や農地・施設等生産基盤整備、肉用牛の増頭、全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた出品候補牛の確保・育成、路網や高性能林業機械導入による木材生産性向上などに取り組んでまいります。

また、「農産物等の流通・販売対策」として、国内流通の新たな連携先となる地域中核量販店の開拓、花き・茶をはじめとした農畜産物の輸出拡大、さらに輸出を見据えた産地の育成などに取り組むとともに、県産材について民間事務所など新たな分野での利用促進を図ってまいります。

最後に、「農山村地域での人口減少対策」として、集落自らが農地付空き家などの生活情報の発信やお試し移住の受入等による移住・定住の促進に加え、中山間地域に対応した営農体系の確立、地域ぐるみでの6次化による雇用の創出、都市部の住民や企業等と農山村集落が連携した保全活動などに取り組み、集落の維持・活性化を目指してまいります。

それでは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	9 億	8 0 3 万	4 千 円
使 用 料 及 び 手 数 料	1 億	6, 0 5 9 万	5 千 円
国 庫 支 出 金	1 6 1 億	9, 3 7 8 万	4 千 円
財 産 収 入	1 億	6, 6 5 3 万	5 千 円
繰 入 金	6 億	3, 1 0 5 万	6 千 円
諸 収 入	1 2 億	9, 8 3 1 万	8 千 円
合 計	1 9 3 億	5, 8 3 2 万	2 千 円

(歳 出)

企 画 費	8, 7 4 9 万	7 千 円
環 境 保 全 費	3, 0 8 2 万	円
農 業 費	1 0 3 億	9, 2 7 5 万 8 千 円
畜 産 業 費	3 0 億	3, 3 1 0 万 5 千 円
農 地 費	9 7 億	1, 3 7 1 万 1 千 円
林 業 費	8 6 億	3 5 6 万 2 千 円
農林水産施設災害復旧費	1 7 億	1, 5 8 7 万 7 千 円

公共土木施設災害復旧費

1億 2,340万 5千円

合 計

337億 73万 5千円

を計上いたしております。

次に、一般会計予算の主な事業についてご説明いたします。

(農業構造の改善について)

新ながさき農林業・農山村活性化計画に基づく収益性の向上や次代の担い手の確保・育成等に要する経費として、

構造改善加速化支援事業費

1億 8,105万 3千円

農村地域定住促進対策費

6,466万 円

を計上いたしております。

(普及指導員の活動及び運営について)

普及指導員が農業の改良に関する技術及び知識の普及指導にあたるための活動及び運営に要する経費として、

農業改良普及活動運営費

6,265万 円

を計上いたしております。

(農山村の活性化支援について)

多様な住民等の確保による農山村集落の機能維持への支援、地域活性化に向けた取組を行う直売所等への支援や農泊の推進、農山村の多面的機能を支える活動や中山間地域農業の維持活動への支援、地産地消の推進に要する経費として、

中山間地域等直接支払事業費

11億 5,671万 7千円

農山村活性化対策費

1,822万 1千円

ながさき地産地消活性化支援事業費		5 5 9 万	8 千円
多面的機能支払事業費	8 億	9 8 8 万	7 千円
中山間ふるさと活性化費		9 5 0 万	1 千円

を計上いたしております。

(有害鳥獣による農作物被害防止対策について)

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害に対して、防護対策、棲み分け対策及び捕獲対策の3対策に加え、広域的な対策推進、新技術の実証、人材育成等に要する経費として、

病虫害防除対策費	8 億	8, 9 9 3 万	3 千円
----------	-----	------------	------

を計上いたしております。

(農林業技術に関する試験研究開発について)

安全・安心で特色ある農産物を安定供給するための技術を開発し、高品質・安定・低コスト生産から加工、流通にいたる先導的技術を開発し、農林業者の所得向上の実現と県内の農林業及び関連産業の振興のため、県の重点品目であるばれいしょ、カンキツなどの新品種育成、先端技術を活用したスマート農業の確立、長崎和牛ブランド強化のための高品質肥育技術の開発等に要する経費として、

農林技術開発センター試験研究費	6, 0 3 6 万	円
果樹研究部門試験研究費	3, 0 8 7 万	8 千円
畜産研究部門試験研究費	7, 1 4 5 万	円

を計上いたしております。

また、産学官の連携により、国や民間等の外部研究資金を活用した試験研究も実施してまいります。

(農業協同組合等の育成について)

農業協同組合等の適正な事業運営の確保に要する経費として、

農業協同組合育成指導費

899万 円

を計上いたしております。

(農地中間管理機構事業促進対策について)

地域の中心となる担い手への農地の利用集積を進めるために、農地中間管理機構の運営や農地の保全管理等に要する経費、農地集積に取り組む地域に対し集積協力金を交付する経費等として、

農地中間管理機構事業促進対策費

3億 550万 2千円

を計上いたしております。

(経営基盤強化促進対策について)

強い経営力を持った経営体を育成強化するため、認定農業者の規模拡大等の経営改善支援や法人化を図る経費として、

農業経営基盤強化対策費

4,560万 7千円

を計上いたしております。

(農業者の労力確保対策について)

雇用型経営体の育成を推進するため、農業分野特定技能外国人材の更なる受入れ拡大や農福連携による障がい者、引きこもり者など国内外の多様な人材の活用に向けた総合的な支援に要する経費として、

農業支援体制総合推進事業費

1,351万 9千円

を計上いたしております。

(新規就農者総合対策の推進について)

新規の自営就農者や雇用就業者を確保・育成するため、従来の新規学卒者に加え、U I ターン者等に対する情報発信を強化するとともに、地域全体で就農希望者を受け入れる受入団体等登録制度の充実や新たな研修ルートの構築、技術習得のための実践研修、農地・施設の斡旋や資金手当などのワンストップ支援、就農前後の所得を確保する資金の交付などに要する経費として、

新規就農者総合対策費	5 億	8 8 4 万	4 千円
------------	-----	---------	------

を計上いたしております。

(農業金融対策について)

認定農業者等の意欲ある担い手の経営展開を支援するための農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金及び農業者の既往債務の負担軽減を図るための農業経営負担軽減支援資金等の各種制度資金の融資枠の確保と利子補給等に要する経費として、

認定農業者支援制度融資費	6, 1 7 2 万	3 千円
農業経営負担軽減支援事業融資費	5 1 6 万	2 千円
農業近代化資金融資費	9, 3 3 0 万	5 千円

を計上いたしております。

(人と環境にやさしい農業の推進について)

農業生産全体のあり方を環境保全に重視したものに転換していく取組と、国際基準に合致したGAP（農業生産工程管理）を実践する農業者やこだわり農産物である有機・特別栽培を生産する農業者を育成する経費として、

人と環境にやさしい農業対策事業費	1, 0 6 3 万	9 千円
------------------	------------	------

を計上いたしております。

(農業者の経営力向上について)

本県農業界を牽引する経営感覚を備えた強い経営者を育成するため、農業大学校における教育、研修及び運営並びに農業者が営農しながら経営力を高めるため、マーケティング、労務管理、財務管理等を含む経営管理を体系的に学ぶことができる「ながさき農業オープンアカデミー」の運営等に要する経費として、

農業大学校運営費	2億	292万	6千円
----------	----	------	-----

を計上いたしております。

(園芸産地の振興について)

本県の農業産出額の約6割を占める園芸産地の維持拡大を進めるため、環境制御技術導入による収量・品質の向上対策、出荷調整施設の整備による労働力支援対策、ICTなどを活用したイノベーション技術の開発・実証、集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス等の産地基幹施設整備等に要する経費として、

チャレンジ園芸1000億推進事業費	8,684万	7千円
-------------------	--------	-----

野菜生産指導推進費	3,876万	1千円
-----------	--------	-----

産地総合整備費	18億	2,314万	8千円
---------	-----	--------	-----

を計上いたしております。

(水田農業の経営確立について)

経営所得安定対策の推進、売れる米づくり、麦・大豆等の生産拡大や水田畑地化の推進による水田フル活用、集落営農の育成、中山間地等での作業受託組織化など水田農業の経営確立及び土地利用型作物のコスト低減・品質向上等に要する経費として、

儲かるながさき水田経営育成支援事業費	1,617万	5千円
--------------------	--------	-----

経営所得安定対策等推進事業費	1億	1,000万	円
----------------	----	--------	---

ながさき集落営農育成総合支援事業費	1,688万	9千円
-------------------	--------	-----

を計上いたしております。

(農畜産物の加工・流通・販売対策について)

本県農畜産物の付加価値向上と国内外への販売対策を強化するため、県と農業団体が一体となった販路の開拓、6次産業化の推進、長崎和牛のPR・販売対策、農畜産物の輸出促進等に要する経費として、

農林振興費	1億 1,213万 9千円
-------	---------------

食品・市場対策費	957万 8千円
----------	----------

を計上いたしております。

(畜産振興対策について)

本県畜産の振興を図るため、畜産クラスター計画に基づく施設整備、高品質な肉用牛の生産拡大や肥育経営支援対策、生乳生産量の増加のための飼養環境改善等に要する経費として、

肉用牛生産対策費	3,595万 2千円
----------	------------

肉用牛改良対策費	5,518万 9千円
----------	------------

畜産クラスター構築事業費	13億 1,554万 2千円
--------------	----------------

長崎和牛生産拡大推進事業費	1億 4,165万 1千円
---------------	---------------

酪農振興対策費	1,207万 2千円
---------	------------

を計上いたしております。

(家畜の衛生対策について)

高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の防疫体制の整備等に要する経費として、

家畜伝染病予防対策費	4,984万 2千円
------------	------------

を計上いたしております。

(農業農村の整備について)

意欲ある担い手の規模拡大を推進し、農業農村の健全な発展を図るため、その基礎的条件である生産基盤整備の推進に要する経費として、

県営かんがい排水費	4億	7,731万	6千円
県営畑地帯総合農地整備費	2.1億	351万	6千円
基幹農道整備費	9億	2,514万	1千円
経営体育成基盤整備費	1.1億	2,523万	7千円

を計上いたしております。

(農地等の保全について)

災害を未然に防ぎ、安定的な農業生産を確保するため、農地及び農業用施設等の保全対策の推進に要する経費として、

ため池等整備費	1.6億	1,076万	4千円
海岸保全費	5億	5,277万	6千円
自然災害防止費	2億	2,080万	1千円

を計上いたしております。

(国営諫早湾干拓事業について)

諫早湾干拓事業に伴う県の負担金、長崎県農業振興公社への貸付金及び潮受堤防施設等の管理経費並びに開門問題等の進展に伴い、法律問題を抱える地元の農業者、漁業者等の法的相談等を支援するとともに、本県の実情について県内外への正確な情報提供等による理解促進を図るための経費等として、

諫早湾干拓事業推進費	5億	9,364万	円
------------	----	--------	---

を計上いたしております。

(ながさき森林環境保全事業について)

「ながさき森林環境税」を活用し、森林の整備や地域の実情に合わせて市町が行う提案型事業、森林ボランティアの連携促進に要する経費として、

森林環境保全事業費	5 億	8,095 万	5 千円
-----------	-----	---------	------

を計上いたしております。

(森林環境譲与税事業について)

森林の適切な管理と林業の成長産業化を両立するため、市町が行う森林整備の推進体制支援、林業事業体の育成・強化を図るための経費として、

森林環境譲与税事業費	1 億	45 万	3 千円
------------	-----	------	------

を計上いたしております。

(森林の整備について)

森林の多様な機能の発揮及び木材の安定供給と木材利用の推進を図るため、間伐等の森林整備、林道などの路網整備、木材加工流通施設の整備、高性能林業機械の導入及び森林経営計画の作成促進等に要する経費として、

森林整備地域活動支援事業費	5 億	2,420 万	4 千円
---------------	-----	---------	------

森林環境保全整備事業費（造林公共）	10 億	9,636 万	1 千円
-------------------	------	---------	------

森林環境保全整備事業費（林道公共）	3 億	691 万	8 千円
-------------------	-----	-------	------

道整備交付金事業費（林道公共）		1,718 万	2 千円
-----------------	--	---------	------

を計上いたしております。

(林業担い手育成と林産物の生産振興について)

林業担い手の確保・育成や県産材の生産・流通拡大、対馬しいたけ及び五島ツバキ等の各地域における特産林産物の生産振興に要する経費として、

林産物生産流通振興対策費	4, 2 2 5 万 7 千円
--------------	-----------------

ながさき ^も り森林づくり担い手対策事業費	4, 5 4 2 万 1 千円
----------------------------------	-----------------

地域と森林見守り推進事業費	3 0 9 万 6 千円
---------------	--------------

を計上いたしております。

(森林の保全について)

国の国土強靱化計画等に基づき、安全で住みよい県土づくりのための治山事業に要する経費として、

山地治山費	2 7 億 6, 0 6 4 万 5 千円
-------	-----------------------

水土保持治山費	3 億 9, 5 6 4 万 円
---------	------------------

水源地域整備費	1 億 3 9 5 万 円
---------	---------------

地すべり防止費	4 億 2, 0 0 0 万 円
---------	------------------

を計上いたしております。

(災害復旧対策について)

平成30年・令和元年に発生した農地・農業用施設災害及び林地・林業用施設災害の早期復旧、また、令和2年の災害に迅速に対応するための経費として、

農業施設災害復旧費	1 4 億 1, 4 9 1 万 7 千円
-----------	-----------------------

農地海岸災害復旧費	5, 0 0 2 万 5 千円
-----------	-----------------

林業施設災害復旧費	3 億 9 6 万 円
-----------	-------------

林地荒廃防止施設災害復旧費	7, 3 3 8 万 円
---------------	--------------

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

1 「農林行政事務機器賃借等」は、複写機の賃借等にかかる令和3年度から令和

10年度までに要する経費の債務負担として、2,652万5千円を措置するものであります。

2 「農林行政県有施設等管理業務」は、庁舎機械警備業務等にかかる令和3年度に要する経費の債務負担として、1億488万3千円を措置するものであります。

3 「農林行政機器等保守業務」は、農業農村整備関連工事・委託費用を積算するシステムの保守改良業務等にかかる令和3年度に要する経費の債務負担として、1,181万5千円を措置するものであります。

4 「公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理事業のために借入れる資金に対する損失補償」は、同公社の農地取得及び農地利用条件改善に要する資金の借入れに対して損失が生じた場合に、7,000万円の枠内で当該損失を補償しようとするものであります。

5 「農業経営負担軽減支援資金利子補給費」は、令和2年度に3億円の枠内で承認予定の融資額に対し、令和3年度以降に要する利子補給について措置するものであります。

6 「農業近代化資金利子補給費」は、令和2年度に30億円の枠内で承認予定の融資額に対し、令和3年度以降に要する利子補給について措置するものであります。

7 「農業大学校施設整備費」は、農業大学校の学生寮整備の設計委託業務にかかる令和3年度に要する経費の債務負担として、4,206万1千円を措置するものであります。

- 8 「肉畜経営改善推進費」は、令和2年度に6億円の枠内で承認予定の融資額に対し、令和3年度以降に要する利子補給について措置するものであります。
- 9 「長崎和牛生産拡大推進事業費（肥育対策利子補給）」は、令和2年度に3億円の枠内で承認予定の融資額に対し、令和3年度以降に要する利子補給について措置するものであります。
- 10 「ながさきエリート種雄牛造成対策事業費」は、凍結精液流通管理システムの保守契約にかかる令和3年度に要する経費の債務負担として、250万円を措置するものであります。
- 11 「家畜伝染病関連業務」は、死亡牛のBSE検査円滑化対策事業の委託等にかかる令和3年度から令和7年度に要する経費の債務負担として、1,452万3千円を措置するものであります。
- 12 「県営畑地帯総合農地整備費」は、白崎地区における令和3年度の工事用仮設道路等の借地補償契約にかかる支払額の債務負担として、15万円を措置するものであります。
- 13 「基幹農道整備費」は、川棚西部地区等における令和3年度から令和4年度の工事請負契約にかかる支払額及び工事用仮設道路等の借地補償契約にかかる支払額の債務負担として、6億6,260万円を措置するものであります。
- 14 「経営体育成基盤整備費」は、向月地区における令和3年度の工事請負契約にかかる支払額の債務負担として、1億円を措置するものであります。

- 15 「ため池等整備費」は、大村北部地区等における令和3年度の工事請負契約にかかる支払額及び工事用仮設道路等の借地補償契約にかかる支払額の債務負担として、10億5,420万円を措置するものであります。
- 16 「地すべり防止対策費」は、座木地区における令和3年度の工事用仮設道路等の借地補償契約にかかる支払額の債務負担として、100万円を措置するものであります。
- 17 「海岸保全費」は、薄山地区における令和3年度の工事請負契約にかかる支払額の債務負担として、1億円を措置するものであります。
- 18 「県単独災害防止対策費」は、有明海沿岸における令和3年度の高潮想定区域調査の委託契約にかかる支払額の債務負担として、430万円を措置するものであります。
- 19 「森林ボランティア支援センター運營業務」は、森林ボランティア団体等の連携強化を図るための相談窓口業務にかかる令和3年度から令和4年度までに要する経費の債務負担として、3,400万円を措置するものであります。
- 20 「長崎県林業公社が借り入れる（株）日本政策金融公庫資金に対する損失補償」は、林業公社が林業基盤整備資金として日本政策金融公庫から借り入れる事業資金に対して損失が生じた場合に、当該損失を補償しようとするものであります。

次に、第3号議案「令和2年度長崎県農業改良資金特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)

繰 入 金	5 1 8 万 8 千円
繰 越 金	5, 2 0 2 万 4 千円
諸 収 入	2, 5 7 8 万 7 千円
合 計	8, 2 9 9 万 9 千円

(歳 出)

農業改良資金貸付費	1, 3 8 9 万 2 千円
農業改良資金貸付業務費	4 5 1 万 4 千円
就農支援資金貸付費	6, 3 8 9 万 6 千円
就農支援資金貸付業務費	6 9 万 7 千円
合 計	8, 2 9 9 万 9 千円

を計上いたしております。

これは、農業改良資金及び就農支援資金について、県による貸付事業の終了に伴い貸付金償還金を国及び一般会計に返納する処理等を行うものであります。

次に、第4号議案「令和2年度長崎県林業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)

繰 入 金	7 4 万 5 千円
繰 越 金	1, 9 3 0 万 1 千円
諸 収 入	7 0 万 2 千円
合 計	2, 0 7 4 万 8 千円

(歳 出)

林業改善資金貸付金	2,000万	円
管 理 指 導 費	74万	8千円
合 計	2,074万	8千円

を計上いたしております。

これは、林業・木材産業の経営改善、林業労働にかかる労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保のために、林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第5号議案「令和2年度長崎県県営林特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)

国 庫 支 出 金	4,162万	円
財 産 収 入	1億 3,268万	9千円
繰 入 金	1億 3,210万	8千円
繰 越 金		8千円
諸 収 入	2万	3千円
県 債	810万	円
合 計	3億 1,454万	8千円

(歳 出)

県 営 林 事 業 費	1億 4,689万	4千円
元 金	1億 2,840万	8千円
利 子	3,924万	6千円
合 計	3億 1,454万	8千円

を計上いたしております。

これは、県営林経営計画に基づく県有林及び県行造林の管理経営に要する経費であります。

第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち農林部関係部分についてご説明いたします。

（ 歳 入 ）

分 担 金 及 び 負 担 金		3, 5 4 9 万	5 千円の減
使 用 料 及 び 手 数 料		2, 8 6 7 万	2 千円の減
国 庫 支 出 金	1 1 億	3, 7 8 4 万	2 千円の減
財 産 収 入		2 1 3 万	円の増
繰 入 金		8, 3 3 3 万	1 千円の減
諸 収 入		6, 3 2 3 万	8 千円の増
合 計	1 2 億	1, 9 9 7 万	2 千円の減

（ 歳 出 ）

企 画 費		6, 5 5.1 万	5 千円の減
環 境 保 全 費		4 1 2 万	7 千円の減
農 業 費	1 3 億	5, 8 2 2 万	1 千円の減
畜 産 業 費	1 億	3, 5 1 3 万	9 千円の減
農 地 費	5 億	3, 5 0 3 万	5 千円の減
林 業 費	2 億	5, 5 4 7 万	9 千円の減
農林水産施設災害復旧費	4 億,	2, 7 8 9 万	2 千円の増
公共土木施設災害復旧費		5, 0 0 2 万	4 千円の減
合 計	1 9 億	7, 5 6 4 万	8 千円の減

を計上いたしております。

次に、今回の補正予算の主な事業についてご説明いたします。

(職員給与費について)

職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

農	業	費	7 3 0 万	1 千円の減	
畜	産	業	費	2 9 7 万	4 千円の減
農	地	費	2 7 7 万	1 千円の増	
林	業	費	5, 4 7 6 万	1 千円の増	
合	計		4, 7 2 5 万	7 千円の増	

を計上いたしております。

(農山村の活性化支援について)

国の内示の減に伴い、

中山間地域等直接支払事業費

2,353万 8千円の減

を計上いたしております。

(イノシシ等による農作物被害防止対策について)

国の内示の減等に伴い、

病虫害防除対策費

3億 1,910万 6千円の減

を計上いたしております。

(農業・農山村の多面的機能の支援対策について)

国の内示の減に伴い、

多面的機能支払事業費 7, 3 2 9 万 6 千円の減
を計上いたしております。

(農地中間管理機構事業促進対策について)

事業実績の減に伴い、

農地中間管理機構事業促進対策費 1 億 2, 8 2 3 万 1 千円の減
を計上いたしております。

(新規就農者総合対策の推進について)

事業実績の減に伴い、

新規就農者総合対策費 1 億 4 8 6 万 4 千円の減
を計上いたしております。

(農業金融対策について)

事業実績の減に伴い、

認定農業者支援制度融資費 3, 1 3 8 万 円の減

農業近代化資金融資費 7 3 6 万 円の減

を計上いたしております。

(園芸産地の振興について)

事業実績の減に伴い、

産地総合整備費 3 億 4, 1 7 3 万 3 千円の減

園芸作物生産転換促進事業費 5, 0 0 0 万 円の減

を計上いたしております。

(水田農業の経営確立について)

事業実績の減に伴い、

経営所得安定対策等推進事業費

2, 1 7 0 万 円の減

を計上いたしております。

(農畜産物の加工・流通・販売対策について)

事業実績の減に伴い、

農林振興費

3, 5 3 7 万 7 千円の減

食品・市場対策費

1 0 7 万 3 千円の減

を計上いたしております。

(畜産振興対策について)

事業実績の減に伴い、

畜産クラスター構築事業費

8, 4 1 1 万 円の減

長崎和牛生産拡大推進事業費

1, 8 1 4 万 4 千円の減

を計上いたしております。

(農業農村の整備と農地等の保全について)

事業実績の減に伴い、

経営体育成基盤整備費

7, 5 4 3 万 円の減

ため池等整備費

2 億 2, 3 3 5 万 8 千円の減

自然災害防止費

7, 2 9 1 万 1 千円の減

を計上いたしております。

(国営諫早湾干拓事業について)

事業実績の減に伴い、

諫早湾干拓事業推進費 217万 円の減
を計上いたしております。

(林業の振興と森林の整備・保全について)

事業実績の増減に伴い、

森林環境保全事業費 7,355万 8千円の減

森林整備地域活動支援事業費 2億 3,999万 5千円の減

森林環境保全整備事業費（造林公共） 5,426万 8千円の減

水土保持治山費 6,604万 円の増

緊急治山費 1億 2,328万 1千円の増

を計上いたしております。

(災害復旧対策について)

平成29年、30年及び令和元年に発生した農地・農業用施設災害復旧の事業実績
及び査定結果に伴い、

農業施設災害復旧費 3億 2,234万 5千円の増

農地海岸災害復旧費 5,002万 4千円の減

平成30年に発生した林業施設災害復旧にかかる国からの補助金の追加配分に伴い、

林業施設災害復旧費 1億 554万 7千円の増

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や災害復旧に

かかる国の交付決定の遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、

畜産クラスター構築事業費	4億	2,664万	2千円
諫早湾干拓事業推進費		4,000万	円
造林費	5億	9,621万	8千円
農業施設災害復旧費	10億	9,250万	9千円
林業施設災害復旧費	4億	3,304万	9千円

を設定しようとするものであります。

また、先に設定した繰越明許費に今回の補正予算に関する繰越明許費を追加することにより、

土地改良費	6億	4,264万	6千円
農地防災費	10億	3,371万	9千円
治山費	20億	2,811万	8千円

に変更しようとするものであります。

次に、第78号議案「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、農業改良資金貸付金の事業実績等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 1,309万 円の減
を計上いたしております。

次に、第79号議案「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、林業改善資金貸付金の事業実績に伴い、

歳入、歳出それぞれ 2,000万 円の減

を計上いたしております。

次に、第80号議案「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、県営林事業費の事業実績に伴い、

歳入、歳出それぞれ

5,316万 2千円の減

を計上いたしております。

最後に、令和元年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係議案説明資料

農

林

部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 19 号議案 「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」

第 56 号議案 「長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例」

第 71 号議案 「権利の放棄について」

であります。

議案の内容についてご説明いたします。

まず、第 19 号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の農林部関係部分につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、卸売市場法の改正による長崎県卸売市場条例の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第 56 号議案「長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例」につきましては、卸売市場法の改正に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、第 71 号議案「権利の放棄について」は、主債務者、連帯債務者及び連帯保証人が破産していることから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて)

外国人材の受入れにつきましては、昨年12月23日より「エヌ」からＪＡ島原雲仙に派遣されたカンボジア国の2名が、県内で初めて農業分野での特定技能外国人として就労を開始し、現在までにカンボジア国から計16名が島原半島地域のＪＡや農家でブロッコリー、にんじんなどの収穫や選果作業に従事しております。

県といたしましては、外国人が安心して暮らし、就労できる環境づくりに向け、島原半島地域3市やＪＡを構成員とする受入市町連絡協議会を通して、外国人材に対し、生活や交通に関するルールの周知を図るとともに、地元行事への積極的な参加を呼びかけるなど、円滑な受入れ及び共生社会の実現に取り組んでいるところです。

なお、現在、「エヌ」において、さらにカンボジア国の7名の在留資格を出入国在留管理局に申請中であり、今後も継続的に人材を確保し、速やかに派遣できるよう取り組むとともに、受入れを予定しているベトナム国に対しては、早期の人材を送り出す体制の整備について、ベトナム国立農業大学と連携しながら、引き続き要望してまいります。

また、島原半島地域以外の特定技能外国人の受入れについては、3月中に五島地域で市町受入連絡協議会を設立する予定としており、順次、県下各地に受入態勢を整備していくことにより、外国人材のための生活環境づくり、就労環境づくりに取り組んでまいります。

(第49回日本農業賞大賞受賞について)

去る1月31日、日本放送協会や全国農業協同組合中央会などの主催に

よる「第49回日本農業賞」個別経営の部において、小値賀町の^{まつざきひでとし}松崎秀利・^{ひろこ}弘子さんご夫妻が最高位の日本農業賞大賞（農林水産大臣賞）を受賞されました。

日本農業賞は、日本農業の確立をめざして、意欲的な経営や技術の改善に取り組み、地域社会の発展に貢献している個別経営と集団組織等を表彰するものであり、今回の受賞は各都道府県から推薦のあった個別経営の部92件、集団組織の部93件の中から、各部門別に農林水産大臣賞3件のうちの1件に選出されたものであり、本県からの大賞受賞は昨年度集団組織の部での「島原雲仙農協雲仙ブロッコリー部会」に続く受賞となりました。

松崎さんご夫妻は、周年放牧に近い形で繁殖雌牛75頭を飼育し、青空スタンションを放牧地に設置することによるコスト削減の工夫や、成牛の粗飼料自給率100%を達成していること、子牛の早期離乳により母牛の分娩間隔が全国より24日短い384日となっていること、さらにカメラとスマホを連動させた監視により分娩事故をゼロに抑えていることなど、様々な工夫により離島のハンディを克服し、地域資源を活かした省力化、低コスト化と着実な規模拡大により高収益を上げていることが全国的に優れたモデルとして高く評価されたものです。

なお、表彰式は3月7日、東京都のNHKホールにて執り行われます。

県といたしましては、今回の受賞を契機に、受賞された松崎さんご夫妻の取組をモデルとして本県全域に波及させることで、分娩間隔の更なる短縮など生産性の向上、「長崎和牛」の増頭や離島農業の更なる発展に努めてまいります。

（長崎県農業共済団体の1組合化について）

農業共済制度は、水稻・麦共済が当然加入制から任意加入制への移行

などの制度見直しや収入保険制度の導入など、大きな変革期を迎えており、さらに高齢化などにより農業者が減少する中で国では農業共済団体の経営基盤の強化や運営の合理化、農家サービスの維持・向上などを目的に、1県1組合化を推進しており、現在、36都府県で1組合化しております。

本県では、県南農業共済組合、県北部農業共済組合並びに新上五島町の3者による1組合化に向けた手続を進めており、本年4月1日に新たに「長崎県農業共済組合」として発足し、さらに翌5月に長崎県農業共済組合連合会の権利義務を承継することで、県内の農業共済団体は1組合に合併する予定であります。

県といたしましては、今後ともより安定的・継続的な農業保険が提供され、農業者の経営安定と発展に一層寄与されるものと考えております。

また、近年多発する自然災害や、価格低下などの農業経営における様々なリスクに備えて、農業者の皆さまが公的な保険制度である農業保険へ加入いただくことは重要と考えており、今後も、新たに発足される「長崎県農業共済組合」並びに市町等と連携し、さらなる制度周知や加入推進に努めてまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち農林部分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「新規就農・就業者の増大」や「個別経営体の経営力強化」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「生産性の高い農林業産地の育成」、「産地の維持拡大に必要な生産基盤の強化」や「産地の維持拡大を支える加工・流通・販売対策の強化」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「農山村集落の維持」や「農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり」などの施策を積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 2 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料
(追加 1)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の３頁２３行目の次に、次のとおり挿入する。】

（長崎県産米「にこまる」の特Ａランク獲得について）

一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「令和元年産米の食味ランキング」の結果が去る２月２６日に公表され、長崎県産米「にこまる」が、最高評価である「特Ａ」を２年連続で獲得いたしました。

また、昨年度初出品で「特Ａ」を獲得した「なつほのか」は、「特Ａ」に次ぐ評価の「Ａ」評価となりました。

８月下旬の大雨や台風１７号などによる被害により、県全体の作況指数は９４の「不良」という厳しい本年度の水稻作柄概況の中での「にこまる」の「特Ａ」獲得は、県内の各産地が一丸となって、各品種の栽培基準に沿った適切な管理に取り組んだ賜物であり、農業者、農業団体など関係皆様方のご努力に対し、心から敬意を表する次第であります。

県といたしましては、今回の高評価を受け、農業団体や米卸会社と連携した消費者へのＰＲ活動に取り組むなど、長崎県産米「にこまる」、「なつほのか」の更なる生産拡大とブランド確立に努めてまいります。

（千綿女子高等学園跡地活用について）

千綿女子高等学園につきましては、平成１５年３月の閉園後、これまで跡地活用について地元東彼杵町と協議を行い、過去３回の公募を実施してまいりましたが、具体的な活用事業者の決定までには至りませんでした。

このため、平成３０年１０月に新たな活用事業者を募集した結果、県外の畜産事業者から応募があり、東彼杵町内の関係者や有識者等からのご意見を踏まえ、昨年８月に町と県合同で地元住民説明会を開催したところ、環境面の不安など地元の理解

を得られなかったことから、9月に東彼杵町から同事業者の選定を見送るよう申入れがあったところであります。

その際、東彼杵町から、UIターンなどの地方移住を促進するため、跡地を町外からの利用も含めた町民農園として活用したいとの意向が示され、昨年12月に具体的な事業計画の提案を受けたところです。

この計画は、跡地を公共用に供するものとの説明であり、未利用地の有効活用が図られるとともに、地域振興に寄与することが期待できることから、県としては「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例」第3条第1号の規定により、跡地を東彼杵町に譲与する方向で準備を進めているところであります。

今後は、東彼杵町議会における県からの財産の受入れについての議決を経て譲与することとなるため、県としましては、引き続き、東彼杵町と必要な手続を進めてまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の４頁１７行目の次に、次のとおり挿入する。】

（諫早湾干拓事業の開門問題等について）

諫早湾干拓事業の開門問題につきましては、昨年６月２６日、最高裁判所から、諫早湾干拓地潮受堤防排水門開放差止請求訴訟・独立当事者参加事件及び小長井・大浦漁業再生請求事件（長崎１次訴訟）に関し、いずれの上告についても棄却し、上告受理申立てを受理しない旨の決定がなされました。

これにより、平成２９年４月１７日の長崎地方裁判所による開門差止請求を認めた判決及び平成２７年９月７日の福岡高等裁判所による開門請求等を認めない判決が、それぞれ確定いたしております。

この決定は、開門を命じた平成２２年１２月２０日の福岡高裁判決（確定）以降、開門問題について、最高裁が「開門を認めない」との方向性を初めて示したものであります。

このような中、国が、平成２２年の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、昨年９月１３日、最高裁において、国の請求を認めた福岡高裁の判決を破棄し、差し戻す旨の判決が出され、同高裁での口頭弁論期日が去る２月２１日に行われ、次回、口頭弁論期日が４月２７日に行われることとなっております。

なお、開放差止弁護団においては、この判決は昨年６月２６日に最高裁で確定した「開門を認めない」とする判決には何ら影響を及ぼすものではないとされております。

このほか、国に対し、小長井町、瑞穂町及び国見町の一部の漁業者が排水門の開門を求めて、平成２２年３月１１日及び平成２３年３月２９日に提訴された小長井・瑞穂・国見開門請求事件（長崎２次・３次訴訟）につきましては、長崎地裁で審理が行われてまいりましたが、３月１０日に判決予定となっております。

県としましては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、開門しない方向で真の有明海再生に向けた取組が進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

次に、諫早湾干拓農地の利用権設定の更新が認められなかった２者が、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門請求、並びに、撤退された元営農者の２者が、干拓地の欠陥から生じた排水不良、冷害・熱害等により、撤退を余儀なくされたこと等を理由として、損害賠償を県、農業振興公社、国に対し求めた訴訟につきましては、現在、長崎地裁で審理中であり、口頭弁論期日が去る１月２７日に行われ、次回、口頭弁論期日が５月１１日に行われることとなっております。

なお、この利用権設定の更新が認められなかった２者に対し、農業振興公社が農地の明け渡し等を求めて提訴した土地明渡等請求事件につきましては、現在、長崎地裁で審理中であり、弁論準備期日が去る１月２７日に行われ、次回、弁論準備期日が５月１１日に行われることとなっております。

県としましては、弁護士、国、公社と連携しながら適切に対処してまいります。